



緊急電話番号一覧

相談ガイド

区役所等のご案内

区のあらまし

新しく荒川区民になった
方に・転出する方に

登録証明

誕生

子ども

教育

高齢者

障がいのある方

保険・年金

税金

健康管理

災害対策

地域防犯

暮らし

生活環境

住まい

中小企業

仕事

余暇・文化・スポーツ

医療機関

施設一覧

さくいん

わたしの 便利帳

ARAKAWA CITY
GUIDE BOOK



荒川区

わたしの便利帳の発行にあたって

区民の皆さんにおかれましては、いつも区政へのご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

この「わたしの便利帳」は、区の施設・窓口のご案内や、便利な制度の情報などをまとめております。日々の暮らしの中で、ぜひご活用ください。

また、区報やホームページ、メールマガジン、X、Facebook、LINE公式アカウント、YouTube等でも最新情報を発信しています。

これからも、区民の皆さまが安心して暮らすことができ、愛着と誇りをもてる荒川区づくりに全力で取り組んでまいりますので、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。



令和7年11月 荒川区長

荒川区長

区役所の所在地

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

区役所の
代表電話 **3802-3111**

区役所の開庁時間

月～金曜日の
午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は一部窓口で午後7時まで

※第2・第4日曜日、午前9時～正午に一部窓口を開きます

※祝日、年末年始等を除く

ご利用にあたって

- 掲載内容は原則として令和7年7月1日現在の情報です。事業の変更や災害等で掲載内容に変更があった場合は「あらかわ区報」や「荒川区ホームページ」等で随時、情報を発信します。
- 各項目の内容は、概略となっていますので、詳細は担当する課・係等へお問い合わせください。(**問** = 問合せ)
- 他の項目と関連しているときや、別のページ重複をさけるために参照ページを記載しています。(→ **P123** = 参照ページ)
- 広告については、各社にお問い合わせください。
- わたしの便利帳は2年に1度の発行予定です。

荒川区のホームページ

https://www.city.arakawa.tokyo.jp/

携帯電話から 右の二次元コードを携帯電話のカメラで読み取っても、ご覧になれます。⇒



X 荒川区X [@arakawakukoho](#) |

フェイスブック
荒川区Facebook <https://www.facebook.com/city.arakawa>

LINE ライン
荒川区LINE公式アカウント [@arakawaku](#) |



荒川区メールマガジンの登録は荒川区ホームページから (携帯電話は✉t-arakawa@sg-p.jpに空メールを送信)

・ ライフステージ別もくじ	2
・ 項目別もくじ	4
・ 緊急電話番号一覧	7
・ 相談ガイド	8
・ 区役所等のご案内 【区役所までの交通案内／区民事務所／区の組織と主な仕事／区役所庁舎案内】	10
・ 区のあらまし 【議決・執行機関／議会／選挙／区政に関する総合相談等】	17
・ 新しく荒川区民になった方に・転出する方に	22
・ 登録証明 【戸籍／住民登録／印鑑登録と証明／マイナンバー等】	24
・ 誕生 【妊娠届／赤ちゃんについての相談／出産費用の助成制度等】	38
・ 子ども 【子育ての相談／保育園／区立幼稚園等／児童手当／学童クラブ等】	40
・ 教育 【小・中学校の新入学手続き／特別支援学級・学校／義務教育費用の援助等】	45
・ 高齢者 【相談窓口／ひとり暮らしの高齢者／住宅改修費助成等】	47
・ 障がいのある方 【相談と手帳／生活の援助／年金・給付金・手当／医療費の助成等】	51
・ 保険・年金 【国民健康保険／後期高齢者医療制度／介護保険／国民年金等】	60
・ 税金 【特別区税の申告・納税に関する相談／都税／国税等】	68
・ 健康管理 【健康相談／がん検診／休日診療等】	71
・ 災害対策 【地震対策／水害対策／土砂災害対策等】	75
・ 地域防犯 【相談窓口／地域防犯の取り組み等】	79
・ 暮らし 【区民の相談窓口／暮らしの心配事／消費生活の相談／区民葬儀等】	82
・ 生活環境 【公害／放置自転車の撤去・返還／ごみ／資源・リサイクル／道路等】	89
・ 住まい 【公営住宅の入居／建築確認申請／住まいの融資等】	98
・ 中小企業 【経営相談／各種融資制度／中小企業の福利厚生等】	103
・ 仕事 【就労支援／ハローワーク／職業能力開発センター等】	111
・ 余暇・文化・スポーツ 【区民保養施設／図書館／生涯学習・スポーツ施設等】	114
・ 医療機関 【病院／診療所／薬局等】	138
・ 施設一覧 【所在地・電話番号】	149
・ さくいん	156

ライフステージ別もくじ

出産・子育て

妊娠

妊娠届・妊婦健康診査、
ハローベビー学級・新米パパ講座 38

出産

出生届 24
赤ちゃんについての相談 38
入院助産費用助成、
出産育児一時金の支給 38
児童手当、乳幼児・子ども医療費助成 42・43
国民健康保険の出産育児一時金 61
予防接種 72
医療機関 138～148

急病

あらかわキッズ・ファミリーコール24 40

相談

お子さんの健康や発育、家庭生活の相談、
児童虐待の相談、いじめの相談 40
一時保育・緊急一時保育 41

交流・情報

子育て交流サロン 41
ふれあい館・ひろば館事業 43

学童クラブ等

学童クラブ 43
放課後子ども教室（にこにこすくーる） 43
校庭利用 44

ひとり親家庭

児童育成手当、児童扶養手当、
ひとり親家庭等の医療費助成 42・43
ひとり親家庭休養ホーム、
母子生活支援施設、母子及び父子福祉資金、
ひとり親就労支援事業 84・85

入園・入学・生涯学習

保育園・幼稚園

申し込み、私立幼稚園等の入園料・保育料
補助 41・42

小・中学校

新入学手続き、転校、
特別支援学級・特別支援学校 45

教育相談

荒川区子どもの悩み110番 40
不登校や学校生活の悩み 45

奨学金等

義務教育費用の援助、奨学資金 46

夜間学級等

中学校夜間学級・通信教育 46

生涯学習等

ゆいの森あらかわ 118・119
区立図書館 118・119
荒川ふるさと文化館 120
生涯学習センター 121
アクト21（男女平等推進センター） 126
荒川さつき会館 127
集会施設一覧 129・130
社会教育関係団体登録 131
荒川総合スポーツセンター 133・134
あらかわ遊園スポーツハウス 135
スポーツ施設一覧 136・137

死亡

届け出

死亡届 25
死体（埋）火葬許可申請 25
住民登録の世帯変更届 26
国民健康保険の届け出 60

国民健康保険の葬祭費 61
国民年金の死亡一時金 66

葬儀

区民葬儀 87

就職・退職

税金

- 特別区税 68・69
都税、国税 69

年金・健康保険

- 国民健康保険 60~62
国民年金 66・67
ねんきんダイヤル 67

登録・証明

- 住民登録 26・27
印鑑登録・印鑑登録証明書 29・30

仕事

- 障がいのある方の就労 58・59
中小企業の仕事の紹介・あっせん 105
あらかわ就労支援センター 111

引越し

家を建てる時

- 建築に係る問題等の相談 83
住まいの相談 98

資金融資

- 住宅資金融資のあっせん 100
マンション共用部分の改修助成、
建物の建て替え・解体費用の助成
..... 100・101

公共住宅

- 区民住宅・区営住宅、都営住宅 99

異動届け出

- 住民登録、転入・転出 26・27
小・中学校の転校 45
水道、下水道、電気・ガス・電話
..... 90・91

高齢・介護

相談等

- おとしよりなんでも相談窓口 47
地域包括支援センター 47

保険・年金・医療

- 国民健康保険 60~62
後期高齢者医療制度 63
介護保険 64・65
国民年金 66・67

特別養護老人ホーム等

- 特別養護老人ホーム等 49

住まい

- 区民住宅・区営住宅、都営住宅 99

生きがい

- 高年者クラブ、
あらかわ地域活動サロン 50
荒川老人福祉センター、
ふれあい館・ひろば館事業 50

仕事

- シルバー人材センター 112

お祝い・シルバーパス

- 東京都シルバーパス 49
敬老祝い品等の支給 49

健康づくり・介護予防等

- 健康づくり 47・71
介護予防 47
交通安全つえの支給 49

項目別もくじ

トラブル解決編（困ったとき、緊急時の相談等）

急病・病気	
あらかわキッズ・ファミリーコール24	40
休日や夜間に急病になったら	73
医療機関	138～148
ご不幸があったとき等	
区民交通傷害保険	85
区民葬儀	87
生活に困ったとき	
生活上の問題や心配事、暮らしに困っているとき	82
生活福祉資金	84
母子及び父子福祉資金、ひとり親就労支援事業	85
税金	
特別区税	68
都税、国税	69
法的トラブル	
区民の相談窓口	82
日本司法支援センター（法テラス）	87
契約のトラブル	
消費生活の相談	83
訪問販売でいらないものを買ってしまったら	83
教育・子育てに困ったとき	
あらかわキッズ・ファミリーコール24	40
教育のことでお悩みの方へ	45
義務教育費用の援助、奨学資金	46
母子及び父子福祉資金、ひとり親就労支援事業	85
犯罪にあったとき	
相談窓口	79
日本司法支援センター（法テラス）	87
騒音・悪臭・振動・大気汚染等の相談	
公害についての相談	89
建築の紛争等	
建築に係る問題等の相談	83
不動産取引紛争の法律相談	98
動物関連の相談等	
犬・猫関連の相談、 野生鳥獣等の関連相談	89
住まいの衛生等	
蚊・ハエとネズミの防除相談	89
住まいの衛生の相談、アスベストに関する相談	90
放置自転車	
放置自転車の撤去・返還	92
犬・猫の死体収集	
犬・猫等の死体収集	94

生活あんしん編（防災・防犯、住まい、ごみ、国保年金、仕事等）

防災・防犯	
災害対策	75～78
地域防犯相談窓口	79
ライフライン（水道・電気・ガス等）の相談	
水道、下水道、電気・ガス・電話	90・91
保険・年金	
国民健康保険	60～62
国民年金	66・67
区民交通傷害保険	85
ごみの出し方、資源とリサイクル	
ごみのこと	93～95
資源やりサイクルのこと	95・96
道路・街路灯のこと	
道路・街路灯のこと、屋外広告物	97
住まいのこと	
住まいの相談	98
不動産業者のこと	98
区民住宅・区営住宅、都営住宅	99
仕事	
中小企業の仕事の紹介・あっせん	105
あらかわ就労支援センター	111
仕事・生活サポートデスク	112
消費生活	
消費生活の相談	83
消費者団体活動の促進	83

暮らししいきいき編（ボランティア、余暇・文化・スポーツ、ペット等）

地域活動等

- 町会・自治会に加入しましょう 84
社会教育関係団体登録 131

ボランティア等

- 社会福祉へのご寄付、献血運動 87
荒川ボランティアセンター 121

サークル・カルチャー・スポーツ

- あらかわエコセンター 93
ゆいの森あらかわ 118・119
区立図書館 118・119
荒川ふるさと文化館 120
生涯学習センター 121
サンパール荒川（荒川区民会館） 122

町屋文化センター 123

日暮里サニーホール 124

ムーブ町屋 124・125

アクト21（男女平等推進センター） 126

荒川さつき会館 127

日暮里地域活性化施設（ふらっとにっぽり） 128

集会施設一覧 129・130

荒川総合スポーツセンター 133・134

あらかわ遊園スポーツハウス 135

スポーツ施設一覧 136・137

ペット等

- 犬の登録・狂犬病予防注射、
猫の不妊・去勢手術費用の助成 89

長生き・健康はつらつ編（高齢者、健康相談、検診、健康づくり等）

高齢者相談

- おとしよりなんでも相談窓口 47
地域包括支援センター 47

医療・介護保険等

- 後期高齢者医療制度、介護保険 63～65

健康相談等

- 健康相談、こころの健康相談、
歯や口の相談、食事の相談、
医療に関する相談 71

ぜん息等の治療を受けている方、

難病等の治療を受けている方、

原爆被爆者のために 72・73

検診等

- 成人歯科健康診査 72
がんの検診と予防 72
エイズ・性感染症の相談と検査 72

健康づくり・介護予防

- 健康づくり 47・71
介護予防 47

区の木



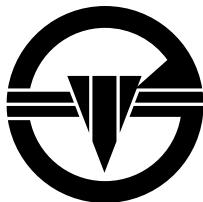
サクラ

区の花



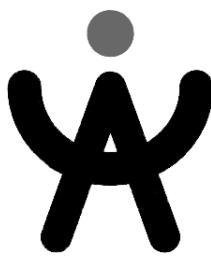
ツツジ

荒川区の紋章



上部半径を中心の川の字へ連続してアとし、中心水平線と下部半径でラ、中心の縦三本が川で、全体の円形は和を象徴しています。昭和25年5月2日に制定しました。

荒川区シンボルマーク



「ARAKAWA」の「A」という文字と「人の力」や「元気」を図案化し、組み合わせたものです。また、「人の和 (WA)」という意味も表しています。

荒川区シンボルキャラクター・あら坊 妹キャラクター・あらみい



あら坊



あらみい

荒川区の頭文字「a」をモチーフとした荒川区のシンボルキャラクターです。荒川区の街をお散歩するのが大好きで、誰とでも友達になれ、もんじゅを焼くのが得意です。

あら坊の妹です。あらわ遊園で遊ぶこととおしゃれをすることが好きで、バラをきれいに咲かせること、人を笑顔にすることが得意です。

コミュニティバス「さくら」



令和7年4月1日現在

交通利便性の向上や高齢者・障がい者等の交通移動手段の確保を目的に運行しています。

運賃：大人220円

小児110円

※シルバーパス、PASMO、
Suica使用可能

問 都市計画課交通計画担当（区役所北庁舎3階）

内線 2814



緊急病院案内

◎休日や夜間に病気になつたら

- | | |
|---------------------|-------------|
| 荒川区医師会 | ☎ 3893-2331 |
| 東京都荒川区歯科医師会 | ☎ 3805-6601 |
| 東京都医療機関案内ひまわり(24時間) | ☎ 5272-0303 |
| 東京消防庁テレホンサービス(24時間) | ☎ 3212-2323 |

◎区内医療機関案内

- | | |
|-------|-------------|
| 荒川消防署 | ☎ 3806-0119 |
| 尾久消防署 | ☎ 3800-0119 |

◎急な病気やけがのとき、救急車を呼んだ方が良いのか迷ったとき等

- 東京消防庁救急相談センター
- 携帯電話、PHS、普段回線 # 7119
 - ダイヤル回線 ☎ 3212-2323

警察

- | | |
|--------|-------------|
| 荒川警察署 | ☎ 3801-0110 |
| 南千住警察署 | ☎ 3805-0110 |
| 尾久警察署 | ☎ 3810-0110 |

→P79

災害、ライフライン等

◎火災等の問い合わせは

- 東京消防庁テレホンサービス ☎ 3212-2119

◎電気 (→P91)

- 東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンター ☎ 0120-995-001

◎ガス (→P91)

- 東京ガスガス漏れ通報専用電話 ☎ 6735-8899
- 東京ガスお客さまセンター ☎ 3344-9100
- 東京ガスライフバル荒川 ☎ 5828-9434

◎電話 (→P91)

- 電話の新設・移転・各種サービス ☎ 116
- 電話の故障 ☎ 113

◎水道についての相談 (→P90)

- 東京都水道局お客さまセンター ☎ 5326-1101

◎下水道工事のことは (→P90)

- 北部下水道事務所 ☎ 5820-4385
- 第一基幹施設再構築事務所 ☎ 3862-8384

子どものこと

◎お子さんのことでお悩みのときは

- | | |
|--|-------------------------|
| 教育センター教育相談室 | ☎ 3801-4338 |
| 子ども家庭総合センター | ☎ 3802-3765 |
| あらかわキッズ・ファミリーコール24
(妊娠中の方や18歳未満のお子さんのいる保護者) | ☎ 0120-536-883 (24時間対応) |

◎虐待かもと思ったら

- | | |
|---------------|----------------|
| 児童相談所虐待対応ダイヤル | ☎ 189 (24時間対応) |
|---------------|----------------|

◎地域の民生委員・児童委員、主任児童委員にご相談を
福祉推進課地域福祉係 ☎ 3802-5110

生活に関するこ

◎粗大ごみの収集のことは (→P93・94)

- | | |
|------------|-------------|
| 粗大ごみ受付センター | ☎ 6420-3353 |
|------------|-------------|

◎エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機の収集のことは (→P94)
製品を購入した小売店または家電リサイクル受付センター ☎ 0570-087200

◎廃棄物(ごみ)のことは (→P93~95)

- | | |
|---------------|--------------------|
| 清掃リサイクル推進課作業係 | ☎ 3802-3111 内線 471 |
|---------------|--------------------|

◎資源・リサイクルのことは (→P95・96)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 清掃リサイクル推進課啓発指導係 | ☎ 3802-3111 内線 449 |
|-----------------|--------------------|

◎犬・猫等の死体収集 (→P94)

- | | |
|---------------|--------------------|
| 清掃リサイクル推進課作業係 | ☎ 3802-3111 内線 471 |
|---------------|--------------------|

◎商品の購入契約等の相談・苦情は (→P83)

- | | |
|----------|-------------|
| 消費生活センター | ☎ 5604-7055 |
|----------|-------------|

◎暮らしに心配なことがあるときは

○就労や心身等の状況により生活にお困りの方の相談
仕事・生活サポートデスク ☎ 3802-3111
内線 2613

○ひきこもりの相談

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| あらかわひきこもり支援ステーション(仕事・生活
サポートデスク) | ☎ 3802-3111 内線 2613 |
|-------------------------------------|---------------------|

○生活保護・中国残留邦人等の支援

- | | |
|------------|---------------------|
| 生活福祉課保護相談係 | ☎ 3802-3111 内線 2631 |
|------------|---------------------|

○ひとり親相談・女性相談・家庭相談

- | | |
|------------------|---------------------|
| 子育て支援課ひとり親・女性福祉係 | ☎ 3802-3111 内線 3814 |
|------------------|---------------------|

○民生委員・児童委員

- | | |
|------------|-------------|
| 福祉推進課地域福祉係 | ☎ 3802-5110 |
|------------|-------------|

相談ガイド



区民の皆さんの悩みや困っていることについて、相談員等が相談に応じます。

相談費用は無料で、秘密は厳守します。

※相談日が祝日等に当たる場合は休みです

※区民相談では、受付時に相談内容を伺う場合があります。なお、仲介やあっせんは行いません

※「※1」印のついた相談は前日までに予約が必要です

※「※2」印のついた相談の当日の受け付けは午後3時30分までです

相談ガイド

	相 談 名	相 談 日 時	場所・電話番号
総合相談	区への意見・要望等 (担当窓口へのご案内)	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分	秘書課総合相談係 (区役所1階) 内線 2161 FAX (3802) 6262
	一般相談	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分	
	法律相談 (相続・離婚・不動産・交通事故・訴訟等) ※1	火・金曜日、午後1時～4時	
	行政相談 ※2	第2木曜日、午後1時～4時	
	不動産取引相談 ※2	第2・第4月曜日、午後1時～4時	区民相談所 (区役所3階) 内線 2145
	司法書士相談 (相続登記手続き・遺言・空き家問題等) ※1	第2水曜日、午後1時～4時	
	行政書士相談 (相続・遺言・契約の手続き等) ※1	第1・第4水曜日、午後1時～4時	
	土地建物登記・測量相談※2	第3木曜日、午後1時～4時	
年金労務相談 ※2	年金労務相談 ※2	第4木曜日、午後1時～4時	
	仕事・生活サポートデスク		福祉推進課地域共生推進係 (区役所1階生活福祉課内)
ひきこもりの相談	ひきこもりの相談	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分	内線 2613
	高齢者一般相談	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分	おとしよりなんでも相談窓口 (区役所2階高齢者福祉課内) (3802) 4027
特別養護老人ホーム入所相談	特別養護老人ホーム入所相談	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分	高齢者福祉課地域包括支援係 (区役所2階) 内線 2668
	ものわすれ相談	認知症サポート医等が相談に応じます。(要予約)	各地域包括支援センター →P47・152
障がいについての相談	障がいについての相談	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 (火曜日、午後1時～4時は手話通訳者がいます)	障害者福祉課相談支援係 (区役所1階) (3802) 4057 FAX (3802) 0819
	こころの健康相談	こころの相談 (月5回)、ママのこころの相談 (月2回)、依存症相談 (月2回) 精神科医による相談です。(要予約)	健康推進課保健相談担当 (がん予防・健康づくりセンター2階) 内線 432
子育て相談 (地域交流事業)	子育て相談 (地域交流事業)	月～金曜日、午前8時30分～午後5時 (地域交流の日時は各保育園へ)	認可保育園全園または保育課保育支援係 (区役所2階) 内線 3846
	子どもと子育ての相談	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭総合センター (3802) 3765
あらかわキッズ・ファミリーコール24	あらかわキッズ・ファミリーコール24	24時間365日 (年中無休)	0120 (536) 883
	児童相談所虐待対応ダイヤル	24時間365日 (年中無休)	189 (いちはやく)
子どもの権利侵害に関する相談 (電話相談)	子どもの権利侵害に関する相談 (電話相談)	火・木曜日午後1時～午後6時、土曜日午前10時～午後3時	あらかわ子どもほっとらいん 0120 (35) 0505
	若者相談	月～金曜日、正午～午後8時	荒川区若者相談「わっか」 0120 (101) 911
ひとり親・女性・家庭相談	ひとり親・女性・家庭相談	月～金曜日、午前8時30分～午後5時 ※家庭相談の日時は、お問い合わせください	子育て支援課ひとり親・女性福祉係 (区役所2階) 内線 3814
	生活保護の相談	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分	生活福祉課保護相談係 (区役所1階) 内線 2631

相談名	相談日時	場所・電話番号		
教育相談	月～金曜日、午前9時～午後5時	セ ン タ ー	(3801) 4338	
不登校児等の適応指導	月～金曜日、午前9時～午後5時		(3802) 5720	
業 中 小 企 相 談	税務相談	火曜日、午後1時～4時	ビジネス支援コーナー(ゆいの森あらかわ4階) 内線 467	
	融資相談	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 (中小企業診断士との相談は午前9時30分から)	内線 467 内線 459 内線 458	
	企業相談	月～金曜日、午前9時30分～午後5時15分		
創業相談	月～金曜日、午前9時30分～午後5時15分			
消費者相談	月～金曜日、午前8時30分～午後4時30分(受付時間)	消費生活センター(区役所6階) (5604) 7055		
弁護士による多重債務特別相談 ※1	第2、第4金曜日、午前9時～正午			
就労相談	月～金曜日、午前10時～午後6時	ジョブコーナー町屋(センターまちや3階) (3819) 7771		
内職相談	月・火・木・金曜日、午前10時～午後6時 要予約・受付は午後5時まで (相談窓口はJOBコーナー町屋内となります)	就労支援課(センターまちや3階) (3800) 8710		
若年者向け就労相談	火・水・金曜日、午前10時～午後6時	わかもの就労サポートデスク(センターまちや3階) (3800) 6188		
女性向け就労相談	火・木曜日、午前10時～午後4時	女性のおしごと相談デスク(センターまちや3階) (5901) 1870		
シニア向け就労相談	金曜日、午前10時～午後4時	シニアのおしごと相談デスク(センターまちや3階) (5901) 1870		
建替え等総合相談 建築紛争相談	月～金曜日、午前8時30分～午後5時 (必要に応じて専門相談)	住まい街づくり課管理係(区役所北庁舎2階) (3802) 4178		
DV相談	月～金曜日、午前8時30分～午後5時	配偶者暴力相談支援センター(場所非公開) (3806) 3075		
こころと生き方・DVなんでも相談 ※1	第1金曜日、第2水曜日、第4水・金曜日は午前10時～午後4時 第2金曜日、第3水・金曜日は午後2時30分～8時 第1水曜日、午後5時～8時 第2土曜日、午前10時～午後3時	アクト21(男女平等推進センター) (3809) 2890		
LGBT専門相談 ※1	第4火曜日、午後4時～6時			
人権擁護委員による人権相談 (電話相談) ※1	第2木曜日、午後1時30分～3時30分	予約は総務企画課人権推進係 内線 2271		

区役所等のご案内



区役所までの交通案内

所要時間はおよその目安です。交通事情により異なる場合があります。

日暮里駅

都バスを利用

日暮里駅東口から都バス「亀戸駅前」行き（里22）乗車
↓（約15分）

「荒川区役所前」下車、徒步約2分

西日暮里駅

都バスを利用

都バス 「浅草寿町」 行き (草63) 乗車
↓ (約12分)

「荒川区役所前」下車、徒歩約2分

三河島駅

①徒歩の場合 約10分

②都バスを利用する場合

都バス 「亀戸駅前」 行き (里22) 乗車
↓ (約5分)

「荒川区役所前」下車、徒歩2分

南千住駅

コミュニティバス「さくら」を利用

「南千住駅西口」から(南千02系統、右回り循環)
乗車

↓ (約8分)

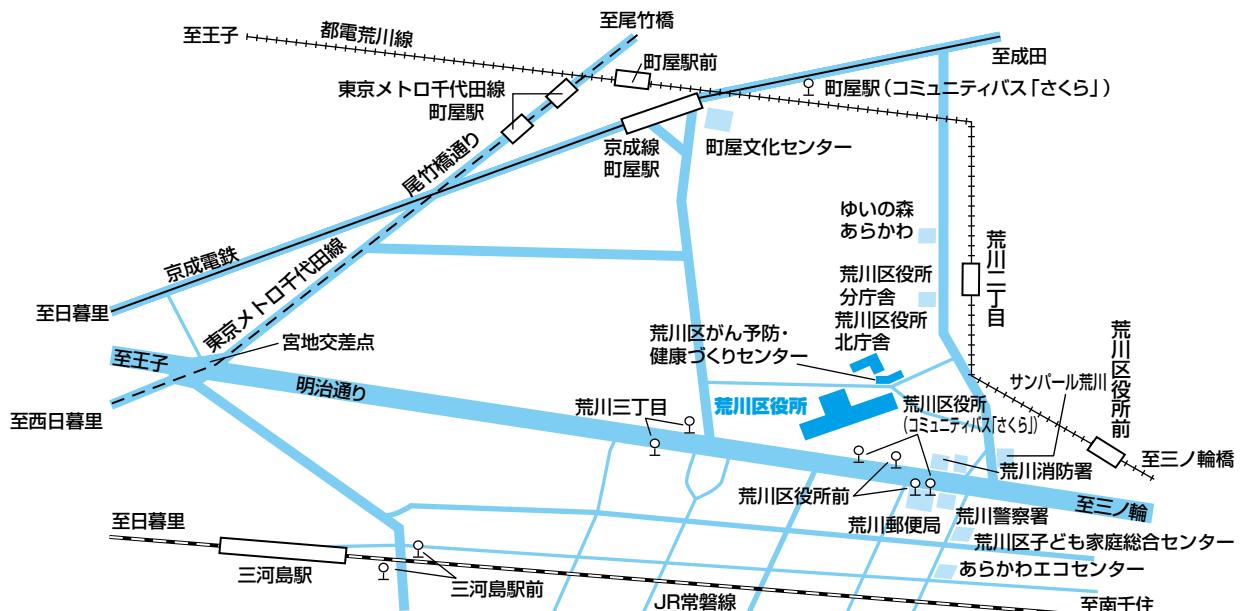
「荒川区役所」下車、徒步約2分

町屋駅

- ①徒歩の場合 約12分
 - ②都電荒川線を利用する場合
 - 都電荒川線「三ノ輪橋」行きに乗車
 - ↓ (約10分)
 - 「荒川二丁目」または「荒川区役所前」下車、徒歩約4分
 - ③コミュニティバス「さくら」を利用する場合
 - 「町屋駅」から（南千01系統）乗車
 - ↓ (約5分)
 - 「荒川区役所」下車、徒歩約2分

三ノ輪駅

 - ①徒歩の場合 明治通り王子方向、約15分
 - ②都電荒川線を利用する場合
 - 三ノ輪駅から都電荒川線「三ノ輪橋」駅まで徒歩約3分
 - ↓
 - 都電荒川線「早稲田」行きに乗車
 - ↓ (約4分)
 - 「荒川二丁目」または「荒川区役所前」下車、徒歩約4分
 - ③都バスを利用する場合
 - 都バス停留所「三ノ輪駅前」または「大関横丁」から「池袋駅東口（巣鴨駅前経由）」行き（草63乗車）
 - または、都バス停留所「大関横丁」から「池袋駅東口（王子駅前経由）」行き（草64乗車）
 - ↓ (約5分)
 - 「荒川区役所前」下車、徒歩約2分



区民事務所

- 区民事務所は区内4か所にあり、主に次の窓口事務サービスを行っています。
- 転入・転出届等の受け付け、住民票の写しの交付
 - 印鑑の登録および証明
 - 戸籍全部・個人事項証明書（平成改製原戸籍謄本・抄本を含む）および戸籍の附票の交付
 - 区税収納、税証明の交付
 - 国民健康保険の届け出の受理、資格確認書・資格情報のお知らせの発行と訂正、保険料の収納
 - 介護保険・後期高齢者医療保険料の収納
 - 国民年金の届け出の受理
 - 子ども医療証等の住所、保険の変更の受け付け
 - 母子健康手帳の交付
 - 狂犬病予防注射済票の交付
 - ひろば館・ふれあい館の利用申し込みの受け付け
 - 住居表示の諸証明の交付

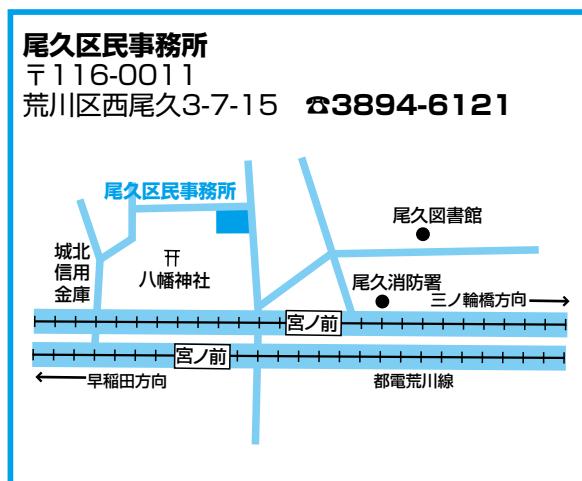


- 建物その他の工作物新築届・変更届の受け付け
- 自動車の臨時運行許可（仮ナンバー）

また、各区民事務所で、外国人住民の住民登録異動の届け出（→P26）ができますが、海外からの転入や中長期在留者となったとき、通訳が必要なとき、団体で一括申請をする場合には、区役所1階戸籍住民課の窓口に届け出をしてください。

○区民事務所の開庁時間

- 月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
※年末年始・祝日等を除く
※南千住区民事務所のみ、水曜日は午後7時まで、
第2・4日曜日は午前9時～正午に開庁しています（一部取り扱いできない事務があります）



区の組織と主な仕事

組織名		主な仕事
総務企画部	総務企画課	区政の基本的な計画・総合調整、行政改革、組織、区議会に関すること、条例および規則、訴訟、情報公開、個人情報保護、庁有自動車の管理、人権問題の啓発推進、荒川さつき会館、男女共同参画社会の推進、アクト21（男女平等推進センター）
	財政課	予算編成、財政の調査および計画、財政状況の公表、基金
区政広報部	秘書課	総合相談・案内、区民の声、世論調査、区功労者表彰
	広報課	あらかわ区報・あらかわ区報Jr.の発行、荒川区ホームページ、SNS、ケーブルテレビの番組制作・放送、ビデオ広報、報道機関の対応
管理部	経理課	庁舎管理、公有財産の取得・管理・処分、用地の取得、契約、契約手続きに係る調査、入札参加資格審査、工事の完了・購入物品等に係る検査
	職員課	職員の人事・人材発掘・人材育成・研修・給与・福利厚生
	営繕課	区施設の建設・改修等に係わる調査、設計、工事監理
	デジタル推進課	区の情報システム・デジタル化に関すること
区民生活部	区民課	町会・自治会の支援、小災害見舞金の支給、区民相談、区民交通傷害保険の受け付け、区民葬儀の案内、統計調査、区民事務所4か所（住民票の写しの交付、印鑑登録、区税の収納等、各種届出書の受理）
	戸籍住民課	戸籍の届の受け付け、戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄・抄本）・附票の交付、転入・転出届等の受け付け、住民票の写しの交付、住基カード、印鑑登録、マイナンバーカード、住居表示、届出サポートデスク
	区民施設課	ふれあい館・ひろば館の管理、保養施設
	税務課	住民税・軽自動車税（種別割）・たばこ税の課税、収納、税証明書の交付、納税の相談
	防災課	防災区民組織の育成、防災訓練・講習会の実施、消防団関係
	生活安全課	地域防犯、危機管理の総合調整、交通安全に係わる啓発
地域文化スポーツ部	文化交流推進課	芸術文化の振興、国内都市との交流、国際交流、サンパール荒川（荒川区民会館）、日暮里サニーホール、ムーブ町屋の管理
	生涯学習課	生涯学習活動の支援、家庭教育支援ほか各種講座、二十歳のつどい、青少年委員、荒川コミュニティカレッジ、町屋文化センター、生涯学習センター、清里高原ロッジ・少年自然の家、荒川ふるさと文化館
	スポーツ振興課	運動・スポーツ活動、区営運動場の管理、スポーツ推進委員、荒川総合スポーツセンター、あらかわ遊園スポーツハウス
	ゆいの森課	ゆいの森あらかわの管理・運営（中央図書館・吉村昭記念文学館・ゆいの森子どもひろば・乳幼児一時預かり）
	地域図書館課	地域図書館の管理・運営（南千住・尾久・町屋・日暮里図書館、汐入・冠新道図書サービスステーション）
産業経済部	産業振興課	産業情報の提供、商業振興施策の調査・計画、商業団体等の支援、消費生活センター
	経営支援課	産業振興施策の調査・計画、創業の支援、中小企業への助成、企業相談、IT化支援、中小企業融資、産学連携、日暮里地域活性化施設（ふらっとにっぽり）
	就労支援課	就労支援施策の調査・計画、就労相談、内職相談
	観光振興課	観光情報の提供、観光振興施策の計画・実施
環境清掃部	環境課	環境推進、環境美化、公害苦情相談、工場の設置認可、工場等の規制・指導、特定建設作業の届け出、環境調査、あらかわエコセンター
	清掃リサイクル推進課	清掃リサイクル事業の計画・調整、ごみ減量に係る事業、清掃リサイクル事業の普及啓発、集団回収の推進、ごみ集積所等の排出指導、廃棄物の収集・運搬、あらかわリサイクルセンターの運営、清掃車両の管理・運営

令和7年7月現在

組織名	主な仕事
福祉部 (福祉事務所)	福祉推進課 民生委員・児童委員、区営住宅管理(高齢者・障がい者向け)、赤い羽根共同募金、生活困窮者支援、ひきこもりの相談
	生活福祉課 生活保護、中国残留邦人等支援給付
	高齢者福祉課 高齢者の総合相談、高齢者の福祉事業・介護予防
	介護保険課 要介護認定、介護保険の給付、介護保険の資格取得・喪失および保険料賦課・徴収、介護事業者支援
	障害者福祉課 障がい者の福祉・自立支援事業、障害支援区分認定、難病、自殺対策事業、心身障害者福祉センター
(保健健康所)	国保年金課 国民健康保険の加入・脱退および保険料賦課、保険料の収納・支払いに関する相談、保険給付、後期高齢者医療制度に関する手続き・保険料の収納・支払いに関する相談、国民年金の加入・喪失および変更届、免除申請、障害基礎年金の請求受け付け
	生活衛生課 環境衛生、医療機関・薬務、食品衛生、犬の登録、動物愛護、各種免許申請、公害保健事業、アスベスト健康被害申請
	健康推進課 母子保健、予防接種、栄養相談、保健相談、歯科衛生、健康づくりの推進、こころの健康相談
子ども家庭部 (福祉事務所)	保健予防課 感染症対策、育成医療、健康診査、がん検診
	子育て支援課 子育て支援施策の計画・調整・調査、私立幼稚園等、私立専修学校等、児童手当等、子ども医療費助成、ひとり親・女性・家庭相談等、母子生活支援施設、児童福祉施設の指導・監督、子育て交流サロンの運営
	児童青少年課 ひろば館・学童クラブ・放課後子ども教室の管理運営、青少年の健全育成
	保育課 保育園の入園相談、管理運営、認証保育所、家庭福祉員、緊急一時保育、一時保育、病児・病後児保育、保育支援
	荒川遊園課 荒川区立荒川遊園の管理運営
防災都市づくり部	子ども家庭総合センター 子どもと家庭に関する総合相談と支援、児童虐待の防止、関係機関との連絡調整、子育てに関する情報の提供
	都市計画課 都市計画(用途地域等)、開発許可、地区計画、住環境条例、景観条例・景観計画、交通計画(コミュニティバス、バリアフリー等)
	住まい街づくり課 防災まちづくり、建物の耐震化の推進、住まいとまちづくり相談、住宅資金融資あっせん、区民住宅・都営住宅等の入居者募集、マンション管理・防災、空き家対策、市街地再開発事業の計画・支援
	土木管理課 道路・公園等の維持管理、道路・公園占用、屋外広告物、道路工事の申請、道路・公園等の境界確定、私道工事の受託、放置自転車対策、自転車置場の管理運営、街なか花壇、緑化の指導、生垣助成、街路灯の工事・維持管理
	基盤整備課 都市計画道路・都市計画公園・その他道路の整備、公園等の整備(計画、設計、施工監督、用地取得、測量)
管理会計部	建築指導課 建築確認申請・許可等に関する審査・検査、建設リサイクル法の手続き、違反建築等の調査指導、細街路拡幅整備事業、住宅用家屋証明の発行、概要書の閲覧、建築物省エネ法の適合性判定、長期優良住宅の認定、低炭素建築物の認定
	会計管理課 現金・証券・物品の出納保管、決算、支出命令の審査等
教育委員会事務局	教育総務課 教育委員会の会議、教職員の給与等
	教育施設課 学校施設の改修・校舎その他の整備計画
	学務課 小・中学校への就学、就学援助、奨学金、区立幼稚園等への入園、学校給食、学校保健
	指導室 教育課程・学習指導、教職員の人事・服務、移動教室等
	教育センター 教育相談、就学相談、特別支援教育、適応指導、教科書センター、教職員研修
選挙管理委員会事務局	選挙の管理・執行、選挙人名簿の調製、明るい選挙の啓発、裁判員および検察審査員候補者予定者の選任
監査事務局	財務会計の監査・検査・審査、住民監査請求等の監査
議会事務局	本会議・委員会の運営、請願・陳情の審査、区議会だよりの発行

6階



産業情報の提供

商業振興事業、商業団体・公衆浴場の支援

観光振興事業に関すること

産学連携、創業支援等

産業振興事業に関すること

中小企業の融資あっせん・融資相談

消費者相談に関すること、消費者団体の支援

区施設の設計・工事に関すること

区の情報システム・デジタル化に関すること

産業振興課

産業振興課

観光振興課

経営支援課

経営支援課

経営支援課

消費生活センター

議会傍聴席

デジタル推進課

①番窓口

②番窓口

③番窓口

④番窓口

⑤番窓口

⑥番窓口

⑦番窓口

⑨番窓口

⑪番窓口

5階



①

議員控室

議会図書室

議会事務局

議長室

副議長室

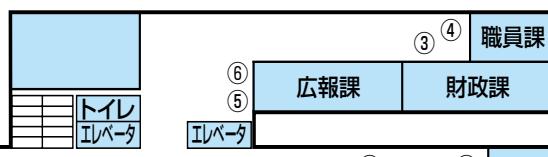
委員会室

本会議・委員会の傍聴の受け付け、請願・陳情の受け付け

議会事務局

①番窓口

4階



①

監査事務局

経理課

庁議室

総務企画課

秘書課

副区長室

区長室

副区長室

条例および規則、情報公開、人権問題に関する啓発推進に関すること

区の総合計画、行政改革の総合調整

財政に関すること

職員に関すること

区報、わたしの便利帳等の刊行物の発行

報道、ケーブルテレビの番組制作・放送に関すること

本庁舎の管理に関すること

公有財産に関すること

工事の請負契約・物品の買い入れ契約、指名業者変更届

定期監査、財政援助団体等の監査等

総務企画課

②番窓口

総務企画課

②番窓口

財政課

③番窓口

職員課

④番窓口

広報課

⑤番窓口

広報課

⑥番窓口

経理課

⑦番窓口

経理課

⑧番窓口

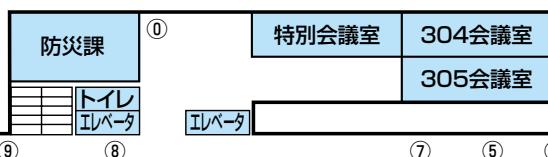
経理課

⑨番窓口

監査事務局

⑩番窓口

3階



⑧



災害対策に関すること

防災課

①番窓口

区立幼稚園等の入園案内

学務課

③番窓口

文化振興・国際交流等

文化交流推進課

①番窓口

区民交通傷害保険の受け付け

区民課

⑨番窓口

就学援助・奨学金

学務課

②番窓口

ふれあい館・ひろば館・保養施設の案内

区民施設課

⑪⑫番窓口

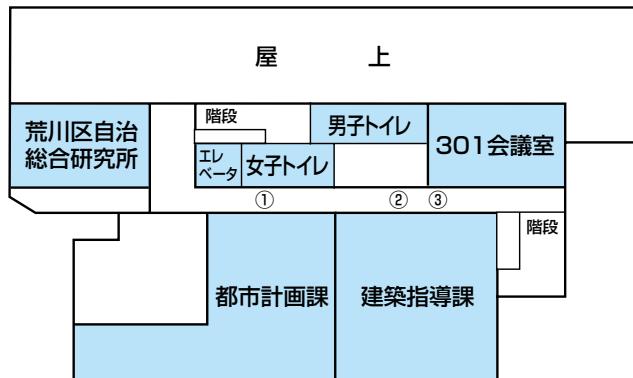
区立小・中学校への転入等

学務課

③番窓口

区役所北庁舎（健康部〈保健所〉・防災都市づくり部）案内

3階



北庁舎3階

都市計画（用途地域等）、開発許可、地区計画、住環境条例、景観条例・景観計画、交通計画（コミュニティバス、パリアフリー等）

都市計画課 ①番窓口

住宅用家屋証明の発行、概要書の閲覧、建築物省エネ法の適合性判定、長期優良住宅の認定、低炭素建築物の認定、違反建築等の調査指導

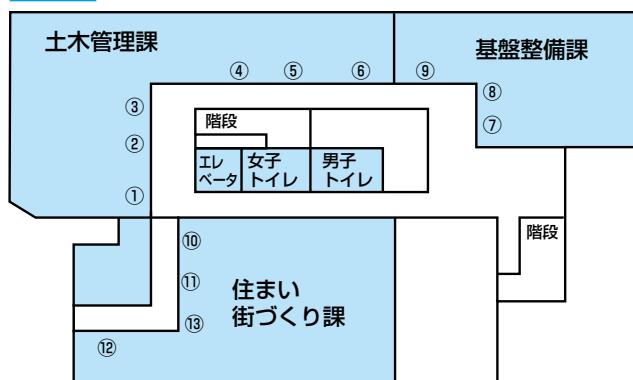
建築指導課 ②番窓口

確認申請・許可等に関する審査および検査、構造・設備の申請等に関する審査および検査、建設リサイクル法の手続き、細街路拡幅整備・道路位置指定の手続き、法42条2項道路等の照会・相談

建築指導課 ③番窓口

区が抱える課題等に関する調査研究および政策提言等を行う機関
荒川区自治総合研究所

2階



北庁舎2階

自転車置場申込、放置自転車等問合せ、自転車等駐車場設置の届け出、民間自転車等駐車場整備の助成

土木管理課 ①番窓口

道路幅員・道路台帳の閲覧、道路・公園等の境界確定、道路敷・水路敷の相談

土木管理課 ②番窓口

道路・公園占用、屋外広告物、自費工事申請、沿道掘削の届け出

土木管理課 ③番窓口

緑化計画書の申請、生垣造成助成、保護樹木の申請、街なか花壇の問合せ

土木管理課 ④番窓口

私道工事の受託、道路・公園等の維持管理

土木管理課 ⑤番窓口

街路灯に関すること

土木管理課 ⑥番窓口

道路・公園等の用地取得、測量

基盤整備課 ⑦番窓口

都市計画道路・公園事業の整備

基盤整備課 ⑧番窓口

道路・公園等の設計、施工監督

基盤整備課 ⑨番窓口

標識設置届、建築紛争・建替え相談

住まい街づくり課 ⑩番窓口

区民住宅の各種手続き、都営住宅の募集案内、住宅資金融資あつせん、耐震補助事業、マンション管理・防災、空き家対策

住まい街づくり課 ⑪番窓口

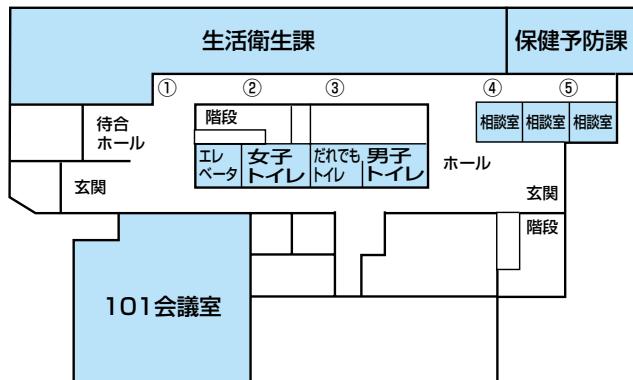
不燃化特区事業

住まい街づくり課 ⑫番窓口

市街地再開発事業

住まい街づくり課 ⑬番窓口

1階



北庁舎1階

犬の登録、各種免許、動物愛護

生活衛生課 ①番窓口

ねずみ・害虫の相談、環境衛生、医療機関、薬務

生活衛生課 ②番窓口

食品衛生、飲食店等の営業許可

生活衛生課 ③番窓口

公害保健・福祉事業（大気汚染・ぜん息）・アスベスト健康被害申請

生活衛生課 ④番窓口

結核・感染症、育成医療

保健予防課 ⑤番窓口

区のあらまし

荒川区役所
3802-3111(代)



区のしくみ

区の性格

東京23区は、地方自治法で「基礎的な地方公共団体」と位置付けられ、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを提供するための事務を処理しています。

一方、東京23区は人口が集中する大都市地域にあるため、行政の一体性・統一性を確保するため、上下水道や消防等は東京都が処理しています。この特例を「都区制度」といい、東京23区は「特別区」ともよばれています。

議決機関

区議会は、区の重要な事柄について意思決定する機関であり、議決機関といいます。

区議会は区民から直接選挙された議員で構成されており、議員の任期は4年です。荒川区議会の議員定数は、条例により32人と定められています。

区議会は、条例の制定・改廃や予算の決定、決算の承認、請願・陳情の審査等を行います。

区議会では平成26年5月より通年議会制を実施しており、定例会の回数を年1回、会期をおおむね1年としています。会期中は、定例的に再開する会議（本会議）のほか、議長の判断により必要に応じて再開する緊急会議等があります。また、議案等の調査・審議に万全を期し、専門的かつ詳細に審査を行うため、総務企画、文教・子育て支援、福祉・区民生活、建設環境の4つの常任委員会、議会運営委員会、特定の事項について審査する特別委員会を設置しています。



執行機関

区議会が議決機関であるのに対し、区の事務事業を管理・執行する機関を執行機関といいます。

区の総括的事務を執行するのが区長で、区長の補助機関として、副区長2人、その他の職員がいます。

また、区長から独立して区の行政の一部を分担し、その執行権限を持つ機関として行政委員会および行政委員があります。

■区長

区長は直接選挙により選ばれ、任期は4年です。

区長は、区を代表し、区政の全般にわたり処理・統制します。そして、行政委員会や区議会、区民等に関するすべての仕事を総合的に調整します。



荒川区長 滝口学

■行政委員会・行政委員

◎教育委員会

区長が区議会の同意を得て任命した教育長および4人の委員で組織される合議制の執行機関です。区立学校その他の教育機関を管理し、就学、学習指導等に関する事務を処理しています。任期は教育長が3年、教育委員が4年で、再任も認められています。

◎選挙管理委員会

区議会で選挙された4人の委員によって構成され、国や都、区等の各公共団体の選挙の管理・執行にあたっています。

◎監査委員

区の事務事業の公正と効率を確保するため、区の行財政運営が適正に執行されているかを検証する執行機関です。委員は、区長が区議会の同意を得て、識見を有する者から2人、区議会議員の中から1人をそれぞれ選任します。

区のあらまし

区のあらまし

身近な行政

議会について

■請願・陳情

請願・陳情は、区の仕事に関することや、区民の生活に直接関係のある国や東京都等の仕事に関する意見や要望を、区議会に対して文書で提出する制度です。

なお、請願には区議会議員の紹介が必要です。

■本会議・委員会の傍聴

本会議および委員会の傍聴を希望する方は、会議当日、議会事務局で傍聴券の交付を受けてください。本会議の傍聴の際は、ヒアリンググループ、字幕表示システムを利用できます。また、荒川区議会YouTubeチャンネルで、本会議・委員会の音声をライブ配信しています。

■議会の情報

年に6回、「あらかわ区議会だより」を発行し、新聞折り込み等で配布しています。また、荒川区議会ホームページで、議会の仕組みや議員の紹介、議会の日程、請願・陳情の提出方法、本会議と委員会の会議録等を閲覧できます。その他、予算に関する特別委員会と決算に関する特別委員会の模様を、CATVマイチャンネルあらかわ（デジタル放送11ch）で年に2回放送しています。

ホームページアドレス

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/gikaisenkyo/kugikai/kugikai.html>

問 議会事務局企画調査係(区役所5階) ☎ 3802-4991

■都議会のことは都議会PRコーナーへ

問 都議会PRコーナー ☎ 5320-7129

選挙の種類と任期

令和7年8月1日現在

種類	選挙区	定数	任期	任期満了日
区長	荒川区	1人	4年	令和10年11月13日
区議会議員		32人		令和9年4月30日
都知事	東京都	1人		令和10年7月30日
都議会議員	荒川区 (東京都)	2人 (127人)	4年	令和11年7月22日
衆議院議員	東京都第29区 (荒川、足立の一部) (小選挙区選出)	1人 (289人)		令和10年10月26日
	東京都ブロック (比例代表選出)	19人 (176人)		
参議院議員	東京都選挙区 (選挙区選出)	12人 (148人)	6年 (3年ごとに 半数改選)	令和10年7月25日 および 令和13年7月28日
	比例代表選出	100人		

選挙について

■選挙人名簿

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。選挙人名簿への登録は、住民基本台帳に基づいて、選挙管理委員会が職権により行います。登録されるのは、満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日（転入の届け出をした日）から引き続き3か月以上区内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている方です。

なお、区外に転出した場合でも、4か月間は選挙人名簿に登録されます。

■投票

投票時間は、投票日の午前7時～午後8時です。投票日当日に、仕事やレジャー等の理由で投票所に行けない方は、投票所と別に設ける期日前投票所で期日前投票ができます。

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで障がいの程度が一定の範囲に該当する方、介護保険の被保険者証をお持ちで要介護5の方は、郵便等による投票ができます。

また、視覚障がいのある方は、点字投票ができます。このほか、障がい等のために投票用紙に直接自書できない方は投票所従事職員による代理投票ができます。

問 選挙管理委員会事務局(区役所分庁舎3階)
☎ 3802-4604

区政に関する総合相談・案内

区政に関する相談、区へのご意見・ご要望をお聴きしています。

また、担当窓口へのご案内や区内の小学生の区役所見学等のご案内をしています。

問 秘書課総合相談係（区役所1階）

内線 2161

区政に関する要望・意見等

■「区民の声」封書

区へのご意見・ご要望等を専用の手紙に書いて送っていただくものです。

区役所1階総合案内や各区民事務所・図書館、区内主要駅の広報スタンド等に置いています。

■「区民の声」受付フォーム

荒川区ホームページのトップページ「荒川区の基本情報」内の「区民の声（ご意見・お問い合わせ）」から、皆さんのご意見を送信できます。

■「区民の声」ファクス FAX 3802-6262

■そのほか

通常の手紙・はがき、電話、来所によるご意見等も受け付けています。

問 秘書課総合相談係（区役所1階）

内線 2161

区政の情報は

■あらかわ区報

区政に関する情報や生活に密接な情報を提供する「あらかわ区報」は、原則毎月3回（1日・11日・21日）発行しています。日刊6紙（朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売新聞）に折り込み各世帯に配布するほか、区内在住で新聞を講読していない希望者に個別に配付しています。各区民事務所・図書館・ひろば館・ふれあい館、荒川総合スポーツセンター等の公共施設や、区内主要駅の広報スタンド、公衆浴場、区内のコンビニエンスストア・銀行・信用金庫の一部にも置いています。

また、小・中学生を対象とした「あらかわ区報Jr.」（年7回発行）を発行し、区内の小・中学校の児童・生徒に配付しています。

なお、あらかわ区報・あらかわ区報Jr.は、スマートフォン向け無料アプリ「マチイロ」で配信しているほか、あらかわ区報は、多言語情報配信クラウドサービス「Catalog Pocket」で配信しています。

◎声のあらかわ区報

目の不自由な方のために、デイジーカセットテープで「声のあらかわ区報」（→P55）を発行しています。希望する方は、電話で申し込んでください。

■荒川区ホームページ

総合サービス案内、あらかわ区報、イベント情報、施設案内等、身近な情報を掲載しています。また、区で使用している各種申請書をダウンロードできるほか、区立図書館ホームページ等、関連ホームページにもリンクしています。

ホームページアドレス

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>

■荒川区メールマガジン

区の情報等を、登録した電子メールアドレスに送付します。

お知らせ（区内のイベント情報等）、休日診療情報、地域防犯情報、緊急情報（災害時の避難情報や防災情報）、気象警報、地震・津波等情報、熱中症予防情報等から、希望する情報を選択できます。登録は無料です。

◎登録方法

- ▷ 荒川区ホームページの登録用ページから登録
- ▷ 「t-arakawa@sg-p.jp」に空メールを送信して、登録用ページから登録
- ▷ 右の二次元コードを読み取り、登録



■各種SNS

緊急情報（気象警報や災害情報等）や区内のイベント情報、区政に関する情報等を発信します。

- ▷ 荒川区X
<https://x.com/arakawakukoho>
- ▷ 荒川区フェイスブック
<https://www.facebook.com/city.arakawa>
- ▷ 荒川区LINE公式アカウント
アプリから「@arakawaku」で検索、または右の二次元コードを読み取り
登録



問 広報課広報係（区役所4階） [内線 3802-3258](tel:3802-3258)

■ケーブルテレビ(CATV)マイチャンネルあらかわ放送局

東京ケーブルネットワーク (TCN)
地上デジタル放送11ch (3桁入力でチャンネル選択時は「111」)

内容

多彩な番組が楽しめるケーブルテレビ(CATV)のうち、「マイチャンネルあらかわ」は、区内の情報を伝えるコミュニティチャンネルです。

区が制作している「こんなにちは荒川区」、「あら

かわ情報スクエア」では、区政情報や区内のニュース、イベント、講座・講演会の様子等をお伝えしています。番組内容は1週間ごとに変わります。

また、区政情報や区内のニュース等は、番組放送の翌週から荒川区ホームページで動画配信します。

放送時間

○こんにちは荒川区（57分番組）

午前9時、正午、午後6時・9時

○あらかわ情報スクエア（57分番組）

午後4時、7時

■ケーブルテレビのお申込み・お問い合わせは

問 東京ケーブルネットワーク

午前10時～午後5時（日曜・祝日休み）

☎ 0800-123-2600

※窓口での相談も可能です

荒川サービスステーション

午前11時～午後5時（火曜・水曜・日曜・祝日休み）

町屋3-2-1 ライオンズプラザ町屋1階

問 荒川ケーブルテレビ

東尾久2-16-4 ☎ 3894-3888

■ビデオ広報あらかわ・あらかわピックアップ

「ビデオ広報あらかわ」は、荒川区の「ひと・まち・文化」等、歴史的な財産を様々な角度から紹介する映像です。

「あらかわピックアップ」は、「こんにちは荒川区」の特集コーナーの中でも、主要な施策や旬な話題を紹介する映像です。

「ビデオ広報あらかわ」・「あらかわピックアップ」は、各図書館で貸し出しています。

問 広報課報道映像係（区役所4階）

☎ 3802-3254

情報公開制度

公正でより開かれた区政を実現するため、区が保有している情報を、請求に応じて公開します。

制度を利用できる方

○区内に住所のある方

○区内に事務所または事業所のある個人および法人
その他の団体

○区内の事務所または事業所に勤務している方

○区内の学校に在学している方

○その他区が保有している情報の公開を必要とする理由を明示して請求する個人および法人その他の団体

※個人のプライバシー等を保護するために公開できないものもあります

問 総務企画課総務係（区役所4階）

☎ 3802-3287

※請求は情報を保有している課へ

個人情報保護制度

■区が保有する個人情報

個人情報保護法等に基づき、区民の皆さんの個人情報を適切に管理するとともに、請求に応じて、区が保有する自己に関する個人情報の開示や訂正、利用停止を行うことにより、個人の権利利益を保護するための制度です。

開示等の請求ができる方

○本人（日本国民のみならず、外国人を含むすべての自然人）

○未成年者、成年被後見人の法定代理人

○本人の委任による任意代理人

保護および開示の対象となる個人情報

生存する個人に関する情報のうち、特定の個人が識別され得るもので、区が保有する文書等に記録されているもの

※内容によっては、開示等の請求に応じられない場合があります

問 総務企画課総務係（区役所4階）☎ 3802-3403

※請求は情報を保有している課へ

■民間事業者が保有する個人情報

民間事業者が保有する区民の皆さんの個人情報を保護するため、民間事業者が保有する個人情報の取り扱いのルールと、個人データの開示、訂正、利用停止等が個人情報保護法等で定められています。

区は、民間事業者の個人情報の取り扱い等についての相談等を受け付けています。

○個人情報保護制度一般に関するこ

問 総務企画課総務係（区役所4階）☎ 3802-3403

荒川区行政手続条例

この条例は、区政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、区が処分や行政指導等を行う際の一般的な手続きを規定したものです。

この条例に基づき、条例や規則で定められている許可等の要件や不利益処分の要件を更に具体的に示した基準（審査基準・処分基準）および許可等を行うために掛かる期間の目安（標準処理期間）が定められています。

このほか、申請に関する処分、不利益処分、行政指導、処分等の求めおよび届け出に関して、区が守らなくてはならない手続きが定められています。

問 総務企画課文書係（区役所4階）☎ 3802-3296

※審査基準、処分基準および標準処理期間は処分権限を持っている課へお問い合わせください

情報提供コーナー

区が作成した刊行物や行政に関する資料の閲覧、コピーができます。区有償刊行物の販売も行っています。また、情報公開制度についてのご案内をします（有償刊行物販売は午後5時まで）。

問 総務企画課情報提供コーナー（区役所地下1階）
内線 3719

住民監査請求

区民は、区長や区職員等について、違法もしくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認められるときは、監査委員に対し監査を求め、必要な措置をするよう請求することができます。

また、その結果に不満があるときは、さらに裁判所に申し立てること（住民訴訟）ができます。

問 監査事務局（区役所4階） 内線 3511

電子申請

電子申請サービスでは、休日や夜間でも、自宅のパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して申請・届け出ができます。受付処理の状況や結果をインターネットで確認することもできます。

■利用可能な主な手続き

主な手続きは次のとおりです。

このほかにも利用可能な手続きが多数あります。

手続き名	所管課
情報公開請求	総務企画課
有償刊行物購入申込み	
住民票の写し交付申請	戸籍住民課
住民票記載事項証明書交付申請	
特別区民税・都民税・森林環境税課税証明書交付申請	税務課
特別区民税・都民税・森林環境税納税証明書交付申請	
特別区民税・都民税・森林環境税非課税証明書交付申請	
特別区・都民税・森林環境税、軽自動車税の還付金口座振込依頼	
自転車置場等利用登録申請	土木管理課
区立小・中学校希望校申し込み(9・10月)	学務課
講座・イベントの参加申し込み	各所管課

◎証明書の受け取り方法

証明書は、自宅に郵送します。

※電子ファイルの証明書はありません

◎本人確認のための電子署名

不正利用を防止するために、一部の手続きは公的個人認証を利用した電子署名による申請者の本人確認が必要です（→P32・33）。

◎支払い方法

手数料等の支払いが必要な申請は、クレジットカード決済を利用することもできます。

■セキュリティ

電子申請は、インターネット回線を使用して区民の皆さんの個人情報を扱うことから、万全のセキュリティ対策を実施しています。インターネット回線では入力内容を暗号化して通信し、区役所内部では専用回線を使うことで不正侵入者から情報を守ります。

問 デジタル推進課（区役所6階） 内線 2152

Pay-easyを ご利用ください

自宅のパソコンやスマートフォン、現金自動預払機（ATM）を通じて、区民税や区施設の使用料を支払うことができます。

Pay-easyが利用できる金融機関のインターネットバンキングやATMで、利用が可能です。

インターネットバンキングを利用する場合は、あらかじめ金融機関と契約が必要です。詳細は金融機関へお問い合わせください。

ホームページアドレス

<https://www.pay-easy.jp/>

問 会計管理課出納係（区役所1階）

内線 3223

荒川区に新しく転入した方のために

転入届

転入してから14日以内に届け出してください。海外から転入する場合、日本国籍の方と外国籍の方で、必要な書類が異なりますので、ご注意ください。

→ P26

問 戸籍住民課 ☎ 内線 2362または区民事務所

国民健康保険に加入している方

→ P60~62

転入届をする際に、加入手続きをしてください。

問 国保年金課国保資格係（区役所1階） ☎ 3802-4066または区民事務所

国民年金に加入している方

→ P66・67

海外から転入した方が国民年金に加入する場合は手続きをしてください。

問 国保年金課国民年金係（区役所1階） ☎ 3802-4168

後期高齢者医療制度に加入している方

→ P63

都外から転入の場合は負担区分等証明書（都内から転入の場合は不要です）を持参し、手続きをしてください。

問 国保年金課後期高齢者医療係（区役所1階） ☎ 3802-4148

介護保険の要介護認定を受けている方

→ P64・65

前住所地の区市町村が発行した「介護保険受給資格証明書」をお持ちの方は、転入してから14日以内に要介護認定の手続きをしてください。

問 介護保険課介護認定係（区役所2階） ☎ 3802-4038

身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

→ P52

手続きが必要です。障害者福祉課にお問い合わせください。

問 身体障害者手帳・愛の手帳に関することは障害者福祉課相談支援係（区役所1階） ☎ 3802-4057

問 精神障害者保健福祉手帳に関することは障害者福祉課こころの健康推進係（区役所1階） ☎ 3802-3542

（障）医療に該当する方

→ P57

健康保険証と所得証明書（または交付状況連絡票）を持参し、手続きをしてください。

問 障害者福祉課相談支援係（区役所1階） ☎ 3802-4057

難病医療券をお持ちの方

→ P72

手続きが必要です。障害者福祉課にお問い合わせください。

問 障害者福祉課こころの健康推進係（区役所1階） ☎ 3802-3542

小・中学生のお子さんがいる方

→ P45

荒川区立の学校に入学・転校する場合や私立・国立・都立学校に継続して通学する場合は手続きをしてください。

問 学務課学事第一係（区役所3階） ☎ 3802-4557

高校生までのお子さんがいる方

→ P43

「乳幼児医療証」・「子ども医療証」・「高校生等医療証」を交付します。お子さんの加入している健康保険情報が分かるものを持参し、手続きをしてください。

問 子育て支援課子育て給付係（区役所2階） ☎ 3802-3893

児童手当等を受けている方

→ P42

預金通帳、加入している健康保険情報が分かるもの、マイナンバーが確認できるものを持参し、手続きをしてください。

問 子育て支援課子育て給付係（区役所2階） ☎ 3802-3893

印鑑登録をする方

→ P29

「印鑑登録（→P29）」をご覧になるか、戸籍住民課または区民事務所にお問い合わせください。

問 戸籍住民課住民記録係（区役所1階） ☎ 内線 2362または区民事務所

町会・自治会に加入したい方

→ P84

町会・自治会は、身近で困ったときに頼りになる存在です。町会・自治会に加入したい方は、お問い合わせください。

問 区民課庶務係（区役所3階） ☎ 内線 2513または区民事務所

犬を飼っている方

→ P89

前住所地で鑑札を交付されている場合は、鑑札を持参し、手続きをしてください（荒川区の鑑札と交換します）。環境省指定のマイクロチップを装着している場合は、オンラインで手続きしてください。

問 生活衛生課管理係（区役所北庁舎1階） ☎ 内線 422

※その他の手帳・手帳等を受けている方は、該当する課へお問い合わせください

荒川区から引っ越しをする方等のために

転出届

引っ越し予定日の前後14日以内に届け出でください。

→ P26

問 戸籍住民課 ☎内線 2362または区民事務所

転居届 (区内の引っ越し)

引っ越しした日から14日以内に届け出でください。

→ P26

問 戸籍住民課 ☎内線 2362または区民事務所

国民健康保険に加入している方

→ P60~62

マイナ保険証または資格確認書を持参し、手続きをしてください。未納分の保険料がある場合は、納めてください。

問 国保年金課国保資格係 (区役所1階) ☎3802-4066または区民事務所

国民年金に加入している方

→ P66・67

国民年金第1号被保険者の方が海外に転出する場合は手続きをしてください。

問 国保年金課国民年金係 (区役所1階) ☎3802-4168

後期高齢者医療制度に加入している方

→ P63

マイナ保険証または資格確認書を持参し、手続きをしてください。

問 国保年金課後期高齢者医療係 (区役所1階) ☎3802-4148

介護保険の要介護認定を受けている方

→ P64・65

介護保険被保険者証を持参し、「介護保険受給資格証明書」の交付を受けてください。

問 介護保険課介護認定係 (区役所2階) ☎3802-4038

介護保険に加入している方

→ P64・65

介護保険被保険者証を返却してください。未納分の保険料がある場合は、納めてください。

問 介護保険課資格保険料係 (区役所2階) ☎3802-4953または区民事務所

身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

→ P52

手続きが必要な場合があります。お問い合わせください。

問 身体障害者手帳・愛の手帳に関することは障害者福祉課相談支援係 (区役所1階) ☎3802-4057

問 精神障害者保健福祉手帳に関することは障害者福祉課こころの健康推進係 (区役所1階) ☎3802-3542

障害に該当する方

→ P57

手続きが必要な場合があります。お問い合わせください。

問 障害者福祉課相談支援係 (区役所1階) ☎3802-4057

難病医療券をお持ちの方

→ P72

手続きが必要な場合があります。お問い合わせください。

問 障害者福祉課こころの健康推進係 (区役所1階) ☎3802-3542

児童手当等を受けている方、乳幼児医療証・子ども医療証・高校生等医療証をお持ちの方

→ P42・43

医療証を持参し、子育て支援課で手続きをするとともに、転出先の自治体に申請してください。

問 子育て支援課子育て給付係 (区役所2階) ☎3802-3893

荒川区立の小・中学校に通学しているお子さんがいる方

→ P45

手続きが必要な場合があります。お問い合わせください。

問 学務課学事第一係 (区役所3階) ☎3802-4557

印鑑登録をしている方

→ P29

転出する際に、印鑑登録証を返却してください。

問 戸籍住民課住民登録係 (区役所1階) ☎内線 2362または区民事務所

※その他の手当・手帳等を受けている方は、該当する課へお問い合わせください

新しく荒川区民になった方に・転出する方に

登録証明



荒川区役所
3802-3111(代)



戸籍

戸籍は、氏名、生年月日、父母との続柄、配偶関係等を登録・公証するもので、夫婦、親子または単身で、それぞれの戸籍が作られています。

戸籍関係の届け出

主な戸籍関係諸届一覧は、下表と→P25の表のとおりです。なお、出生届、死亡届等は、届け出の期間が定められています。ご注意ください。

戸籍に関する証明書

※各種証明書一覧 (→P36・37)

戸籍証明の手数料

- 戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄・抄本）戸籍に記載されている全員または必要な方の写し) … 450円 (1通)
- 除籍全部・個人事項証明書（除籍謄・抄本）除籍された戸籍に記載されている全員または必要な方の写し) … 750円 (1通)
- 改製原戸籍謄・抄本（改製される前の戸籍に記載されている全員または必要な方の写し) … 750円 (1通)
- 身分証明書（破産の有無・法定後見の通知の有無）

無等について証明するもの) … 300円 (1通)
○戸籍の附票（住民登録をした住所が記載され、証明するもの) … 窓口300円、郵送400円 (各1通)

※上記のうち、戸籍全部・個人事項証明書・平成改製原戸籍および戸籍の附票については、区民事務所でも請求できます

戸籍証明の請求

本人および直系卑属・尊属以外の方が請求するときは、委任状が必要な場合があります。

※不正な手段で請求し、使用すると、刑罰が科されます

身分証明書の請求

身分証明書を請求できるのは、本人のみです。やむを得ず代理人が請求するときは、本人の承諾書または委任状が必要です。

※他の戸籍に関する証明は、窓口へお問い合わせください

戸籍関係の届け出…戸籍住民課戸籍係

(区役所1階)

内線 2354

戸籍関係の証明書…戸籍住民課管理証明係 (区役所1階)

内線 2355

主な戸籍関係諸届

名称	届出期間等	届出先	届出人	添付書類等
出生届	生まれた日から14日以内	父母の本籍地または所在地あるいは子の出生地の区・市役所、町・村役場	父または母 (父、母の署名がある場合は、家族の持参が可能)	出生証明書（医師または助産師が作成）、母子健康手帳 ※子どもの名前に使用できる文字は、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナです ※出生証明書は出生届書と一体型が標準です
養子縁組届	定めなし (届け出が受理された日から法律上の効力が発生する)	養親および養子の本籍地または所在地の区・市役所、町・村役場	養親、養子または代諾権者 ※成人に達した方の証人が2人必要です	本人確認書類 ※未成年者を養子とする場合、または後見人が被後見人を養子とするときは家庭裁判所の許可書を添付 ※各届け出人の配偶者の承諾が必要
養子離縁届			養親、養子または離縁協議者 ※成人に達した方の証人が2人必要です	本人確認書類

名称	届出期間等	届出先	届出人	添付書類等
婚姻届	定めなし (届け出が受理された日から法律上の効力が発生する)	夫または妻になる人の本籍地あるいは所在地の区・市役所、町・村役場	夫または妻になる人 ※成人に達した方の証人が2人必要です	本人確認書類
離婚届		夫妻の本籍地または所在地の区・市役所、町・村役場	夫、妻 ※協議離婚届の場合は、成人に達した方の証人が2人必要です	本人確認書類 ※夫婦間に未成年の子がいる場合は親権者を定めること ※裁判または調停離婚の場合には、裁判確定または調停後10日以内に裁判判決の謄本および確定証明書等。詳細はお問い合わせください
離婚の際に称していた氏または婚姻当時の氏を証する旨	協議離婚届け出の日、調定成立の日、認諾の日、審判または裁判の確定の日から3か月以内	届出人の本籍地または所在地の区・市役所、町・村役場	離婚により、婚姻前の氏に復する者・復した者または婚姻当時の氏を称しようとする者	なし
入籍届		子(入籍者)の本籍地または所在地の区・市役所、町・村役場	子(15歳未満の場合は法定代理人)	家庭裁判所の許可書の謄本
分籍届	定めなし (届け出が受理された日から法律上の効力が発生する)	分籍者の本籍地または所在地あるいは分籍地の区・市役所、町・村役場	成人に達した方で戸籍の筆頭者およびその配偶者以外の者	なし
転籍届		転籍者の本籍地または所在地あるいは転籍地の区・市役所、町・村役場	戸籍の筆頭者および配偶者	なし
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地または届出人の所在地あるいは死亡した場所の区・市役所、町・村役場	死亡者と同居の親族または同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、同居していない親族、後見人、保佐人、補助人および任意後見人	死亡診断書(医師が作成) ※死亡診断書は死亡届書と一体型が標準です
火葬体許可申請(埋)	死亡届を行うとき			※死亡届と同時に申請します ※火葬する場所、申請者と死亡者との関係が分かる必要があります
改葬許可申請	改葬しようとするとき	お骨を埋葬または預けてある寺の所在地の区・市役所、町・村役場	(申請人) 墓地の使用者	お骨を埋葬または預かっている寺の証明書、改葬先の証明または墓地の使用許可書 ※墓地の使用者以外の者が申請する場合は墓地使用者の改葬についての承諾書またはこれに対抗することができる裁判の謄本

住民登録

住民登録は、住所や家族構成等を記録し、選挙、国民健康保険、介護保険、国民年金、小・中学校の就学、子ども手当等、各種行政サービスの基礎とするものです。

住民登録異動の届け出

届け出の種類	届出期間	届出人	必要な書類
転入届 (国内で区外から引っ越ししてきたとき) (海外から転入するとき)	引っ越しして来た日から14日以内	引っ越しした方	<input type="checkbox"/> 転出証明書（前住所地の区市町村長が発行したもの） <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 転入する方全員の在留カードまたは特別永住者証明書（外国籍の方） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（お持ちの方）
転出届 (区外または海外に引っ越しするとき)	引っ越し（出国）まで	引っ越し方または荒川区の住所で同一世帯の方	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 国外へ転出の方のみ、マイナンバーカード（お持ちの方）
転居届 (区内で住所を変更したとき)	引っ越しした日から14日以内	引っ越しした方または旧住所で同一世帯の方	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 転居する方全員の在留カードまたは特別永住者証明書
世帯変更届 (世帯主を変更したとき、世帯を分けたとき、一緒にしたとき)	変更のあった日から14日以内	本人または同一世帯の方	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類

※届け出は、代理人も行うことができます。上記の必要書類のほか、「本人が作成した委任状（→P35）」「代理人の本人確認書類」が必要です

※国民健康保険、後期高齢者医療制度や介護保険に加入している方、児童手当や乳幼児・子ども医療費助成を受けている方等は、上記の届出手続きのほか、所定の手続きが必要です（→P22・23）

※「マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方・世帯」の転出届は、転出証明書が発行されません。転入先の自治体には、マイナンバーカード・住民基本台帳カードを必ずお持ちください

■オンラインでの転出届出

マイナポータルから届け出ができます。なお、マイナポータルから転出の届け出をした後に、別途、転入先の自治体の窓口で転入届等の手続きが必要です。

手続きできる方

電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている、日本国内での引っ越しをする方。

※自身単身の引っ越しのほか、自身と同一世帯員、自身以外の世帯員の方の引っ越しでも利用できます。

※海外に引っ越しをする方、住民票は同じ住所であるものの世帯が異なる人を申請する場合は利用できません。窓口で手続きをしてください

住所が変わったときや世帯に変更があったときは、所定の期間内に届け出ください。

問 戸籍住民課住民記録係（区役所1階）

内線 2362または区民事務所（→P11）

必要なもの

- マイナンバーカード
- 有効な電子証明書とパスワード

手続の流れ

- ①スマートフォン等でマイナポータルにアクセスし、画面の案内に従って、引っ越し日・引っ越し先住所・転入届提出予定日等を入力する
- ②マイナポータルアプリでマイナンバーカードを読み取り、署名用電子証明書の暗証番号を入力する
- ③転入届予定日に、来庁予定場所で転入手続きを行う

マイナポータルホームページアドレス

<https://myna.go.jp>

■住民票の写し

住民票の写しは、区民事務所および戸籍住民課のほか、コンビニ交付や、事前に電話予約することにより、区役所が閉庁しているときでも受け取ることができます。また、郵送申請やインターネットを利用してオンライン申請を行うこともできます。

◎窓口での申請

戸籍住民課または区民事務所へ申請してください。

申請に必要なもの

- 交付申請書
- 本人確認書類 ([→P34](#))

○手数料 300円 (1通)

※本人および同一世帯の方以外が申請する場合は、委任状 ([→P35](#)) や契約書等の疎明資料が必要です

※個人のプライバシーを保護し、基本的人権を守るために、住民票の写しは、原則として「続柄」と「本籍・筆頭者」を省略してお渡しします。記載が必要な場合は、お申し出ください

■住民票の写しに関する各種サービス

◎コンビニ交付サービス

住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを持っていれば、区役所が閉庁している平日の夜間や休日でも住民票の写しを受け取ることができます。

・コンビニ交付サービスの詳細は [→P33](#)

◎電話予約

あらかじめ平日の区役所開庁時間内に電話で予約すると、指定の日時に区役所夜間・休日受付窓口で住民票の写しを受け取ることができます。

※マイナンバー入りの住民票は申請できません

利用できる方 本人または同一世帯の方

予約受付連絡先 戸籍住民課管理証明係

([内線 2355](#))

受け取り時に必要なもの

- 本人確認書類 ([→P34](#))

○印鑑

○手数料 300円 (1通)

受取時間および場所 (夜間・休日受付窓口)

土・日曜日・祝日等	午前9時～午後5時	区役所地階受付
平日夜間	午後5時15分～8時	

◎郵送申請

住民票の写しは、郵送で申請できます。住民票の写しは、住民登録している住所宛てに郵送します。

利用できる方 本人または同一世帯の方

申請 〒116-8501荒川区荒川2-2-3

荒川区役所戸籍住民課管理証明係

申請に必要なもの

- 交付申請書
- 本人確認書類 ([→P34](#)) の写し
- 返信用封筒 (切手を貼り、住所・氏名を記入)
- 手数料 (一通400円)

※申請書は、荒川区ホームページからダウンロードできます

※支払いは定額小為替または事前に登録したクレジットカードをご利用ください

◎オンライン申請

荒川区ホームページから、住民票の写しの交付申請をすることができます ([→P21](#))。住民票の写しは、郵送します。

◎広域交付 (他の区市町村での受け取り)

マイナンバーカード、あらかわMyカード (住民基本台帳カード) 等をお持ちの方は、他の区市町村の窓口で、住民票の写し (本籍地の記載を省略したもの) を受け取ることができます。

利用できる方 本人または同一世帯の方

申請に必要なもの

- 交付申請書
- マイナンバーカード、あらかわMyカード (住民基本台帳カード)、官公署が発行した顔写真付きの証明書 (運転免許証、パスポート等) 等

※現在の氏名および住所が記載されたものに限ります

○印鑑

○手数料

※手数料の額は、各区市町村により異なります

利用時間 午前9時～午後5時

サービス項目	申請場所	取扱時間	参考
コンビニ交付サービス	該当コンビニ事業者の店舗	午前6時30分～午後11時	→P33
電話予約	戸籍住民課	午前8時30分～午後5時15分	→P27
郵送申請			
オンライン申請	荒川区ホームページから専用サイトへ	24時間 (区役所での事務処理が進むのは開庁時間帯のみ)	→P21
広域交付	各市区町村窓口	各市区町村により異なります	→P27

外国人住民の手続き

特別永住者証明書の手続きは下表をご覧ください。

区分 種別	内容	届け出期間	持参する書類	問合せ
有効期間 の更新	特別永住者証明書の有効期間の更新	○有効期間満了日の2か月前から有効期間満了日までの間 ○有効期間満了日が16歳の誕生日とされているときは、当該誕生日の6か月前から有効期間満了日までの間	○特別永住者証明書 ○パスポート(所持する方) ○写真1枚	
住居地以 外の記載 事項変更	氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したとき	変更した日から14日以内	○特別永住者証明書 ○パスポート(所持する方) ○写真1枚 ※16歳未満の方は不要 ○変更した事実が分かる資料	戸籍住民課 住民記録係 (区役所1階) 内線 2362
紛失等に による再交 付	特別永住者証明書を紛失、盗難、滅失したとき	その事実を知った日から14日以内	○パスポート(所持する方) ○写真1枚 ※16歳未満の方は不要 ○特別永住者証明書の所持を失ったことを証する資料	
汚損等に による再交 付	特別永住者証明書を著しくき損または汚損したとき	その事由が生じたとき	○特別永住者証明書 ○パスポート(所持する方) ○写真1枚 ※16歳未満の方は不要	
交換希望 による再 交付申請 ※手数料 として 1600円 が必要	上記以外の理由で交換を希望するとき (写真や特別永住者証明書番号の変更を希望する場合等) ※正当な理由がない場合を除く	いつでも可能	○特別永住者証明書 ○パスポート(所持する方) ※手数料は、交付時に徴収するため、受け付け時は不要	

※写真は縦4cm×横3cm

※届出内容に不備がある場合は、受け付けできない場合があります。詳細は、上記にお問い合わせください

※中長期在留者の方は東京出入国在留管理局での手続きになります。詳細は、下記にお問い合わせください

問 出入国在留管理庁外国人在留総合インフォメーションセンター

☎ 0570-013904

(IP電話・PHS・海外からは**03-5796-7112**)

※月～金曜日（祝日を除く）、午前8時30分～午後5時15分

ホームページアドレス

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

印鑑登録

印鑑登録している印鑑は、重要な契約や取引をする際に使用する大切なものです。使い方や保管方法によっては、思いがけない財産上の不利益を被ることがあります。慎重に取り扱いましょう。

◎登録できる方

荒川区に住民登録をしている15歳以上の方
※成年被後見人の印鑑登録は、お問い合わせください

◎登録できる印鑑

登録できる印鑑は、一人につき1個です。また、同じ印鑑で2人以上の方の登録はできません。

◎登録できない印鑑

○住民基本台帳に記録されている氏名、氏もしくは名または氏名の一部を組み合わせたもので表示されていないもの
○職業、資格等の事項を併せて表示しているもの
○ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
○印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まる、または1辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
○印影が不鮮明、または文字の判読が困難なもの
○外枠の無い、外枠が3分の1以上欠けたもの
※このほかにも、登録できない印鑑があります

■印鑑登録の流れ

- ①申請（必ず窓口での手続きになります）
- ②照会（即日登録の場合を除く）
- ③回答（即日登録の場合を除く）
- ④登録（印鑑登録証の交付）

①申請

登録する本人が、申請してください。

必要な書類等

- 登録する印鑑
- 本人確認書類（→P34）
本人が申請できないときは、代理人が申請することもできます。この場合は、上記の書類等のほか、次の書類等が必要になります。
- 本人が作成した委任状（→P35）
- 代理人の本人確認書類（→P34）

②③④照会による登録手続き

申請受け付け後、照会書を自宅宛てに送付します。照会書が届いたら、照会書の「回答書」欄に本人が自署・押印し、次の書類を持参し、手続きしてください。回答書と引き換えに、印鑑登録証をお渡しします。

必要な書類等

- 回答書
- 登録する印鑑
- 本人確認書類（→P34）

○手数料50円

本人が来られない場合は、代理人が手続きをすることもできます。この場合は、上記の書類等のほか、次の書類等が必要です。

○本人が作成した委任状（→P35）

○代理人の印鑑（持っていない場合は署名でも可）

○代理人の本人確認書類（→P34）

○即日登録

次の場合は、申請日に印鑑登録を行い、印鑑登録証をお渡しします。

○運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書等の官公署が発行した顔写真付きの証明書（写真に浮き出しプレス印や特殊加工が施してあるもので、有効期間内のもの）を提示して本人が申請

○都内で印鑑登録している方を保証人として、本人が申請
※本人確認書類のほか、区外在住の方が保証人の場合は、保証人の印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの）が必要です

■こんなときは

○登録している印鑑を変更するとき

「印鑑登録証」と「登録する印鑑」を持参し、印鑑登録廃止申請と新規の印鑑登録申請を行ってください。

※新規の印鑑登録と同様の手続きになるため、即日登録できない場合があります

○印鑑登録証を無くしたとき

印鑑登録を抹消します。印鑑登録亡失届を提出してください。改めて印鑑登録する場合は、新規の印鑑登録申請を行ってください。

※新規の印鑑登録と同様の手続きになるため、即日登録できない場合があります

○登録印を無くしたとき

印鑑登録を抹消します。印鑑登録証を持参し、印鑑登録廃止申請書を提出してください。改めて印鑑登録する場合は、新規の印鑑登録申請を行ってください。

※新規の印鑑登録と同様の手続きになるため、即日登録できない場合があります

○住所変更したとき

○区内で住所変更したときは、転居の届け出により自動的に住所が変更されます

○区外に住所変更するときは、登録を抹消します。転出手続きの際に、印鑑登録証をお持ちください

問 戸籍住民課住民記録係（区役所1階）

内線 2362

問 区民事務所（→P11）

印鑑登録証明書

◎窓口での申請

印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、必ず印鑑登録証を持参し、戸籍住民課または区民事務所で申請してください。

代理人でも印鑑登録証があれば、手続きを行うことができます。

手数料 300円（1通）

※印鑑登録証の提示がないと、印鑑登録証明書は発行できません（登録印を持参する必要はありません）

◎印鑑登録証明書に関する各種サービス

○コンビニ交付サービス（→P33）

問 戸籍住民課管理証明係（区役所1階）

内線 2355

問 区民事務所（→P11）

印鑑登録証は大切に保管しましょう

印鑑登録証は、印鑑登録証明書の交付申請時に必要なものです。印鑑登録証があれば、本人以外の方でも印鑑登録証明書を受け取ることができてしまいます。印鑑登録証は大切に保管しましょう。

既製印（三文判）を登録するのは危険です

一般に市販されている既製印は、大量生産されているもので、誰でも簡単に同じ印鑑を入手することができるものです。不正行為等に利用され、思い掛けない財産上の不利益を被る場合があります。印鑑登録には、手彫りの印鑑を登録するようにしましょう。

マイナンバー

■手続きにおける本人確認書類について

マイナンバーの手続きでは厳格な本人確認をします。手続きの内容により本人確認書類が複数必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

また、手続きによっては本人確認書類を複写（コピー）します。

■通知カード

通知カードは廃止され、マイナンバーの通知は、個人番号通知書の送付によって行われます。

このため、通知カードの再交付や氏名・住所等の変更に伴う通知カードの記載内容の変更はできません。

通知カードを持っている場合、通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き、マイナンバーを証明する書類として通知カードを利用できます。

通知カードに記載されている氏名・住所等に変更がある場合は、マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し、もしくは住民票記載事項証明書でマイナンバーの証明ができます。

■マイナンバー（個人番号）カード

平成28年1月から開始したマイナンバーの利用に伴い、ICチップと顔写真が付いた身分証として利用できる「マイナンバーカード」を発行しています。申請は任意です。

マイナンバーカードのICチップには、自宅のパソコンから確定申告等の手続きが行える「署名用電子証明書（→P32）」と、コンビニのマルチコピー機から住民票等を取得できる「利用者証明用電子証明書（→P32）」が搭載されています。なお、電子証明書の利用範囲は今後拡大する予定です。

また、カードの有効期限はカードの発行日から、18歳以上の方は10回目の誕生日、18歳未満の方は5回目の誕生日までです。外国籍の方は在留資格が「永住者」または「特別永住者」に限り、日本国籍の方と同じです。それ以外の資格（留学、特定活動、定住者等）の方の有効期限は、在留期間の満了日までです。

各電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。外国籍の方で在留期間の満了が5年以内の方は、在留期間の満了日が有効期限です。



◎交付手続きについて

マイナンバーカードの申請受付からカードの作成までは、総務省が所管し、地方公共団体が共同して運営する組織として設立された「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」で行っています。申請に基づき作成されたマイナンバーカードが、J-LISから荒川区に届きます。区では、交付できる準備を整えてから、交付通知書を転送不要の普通郵便で送付しています。

◎紛失してしまった場合

マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）に電話し、カードの一時停止をしてください。その後、警察署で遺失届の受理証を取得したうえで、マイナンバーカード窓口または区民事務所に紛失・廃止届を提出すると再交付申請ができます。なお、紛失・廃止届提出前にカードを見つけた場合は、一時停止解除のためカードを持参し、マイナンバーカード窓口へお越しください。

■マイナンバー（個人番号）カードの各種手続き

◎転入届、転居届、氏名変更等をする場合

カードに最新の情報を追記し、ICチップの更新をします。

転入の場合は住み始めた日から14日以内に転入届出をしてください。14日以内に転入届出を行わなかった場合、カードは失効します。また、転入届出から90日以内にカードの更新を行わない場合も失効します。

◎転出届（国内）をする場合

転出届は原則、転出証明書が発行されませんので、転入先の自治体にマイナンバーカードを必ず持参してください。新しい住所地区市町村窓口で転入届出後、追記欄に住所が記載されます。

必要な書類等は新しい住所地区市町村にご確認ください。

◎転出届（国外）をする場合

国外転出後も継続してマイナンバーカードを利用することができます。継続利用を希望する場合、国外転出予定日の前日までに手続きをして下さい。

◎各種手続きのご案内

○申請受付場所

戸籍住民課または区民事務所

※区民事務所では一部取り扱いできない手続きがあります

○申請できる方

本人、同一世帯員または代理人

※原則、本人が申請してください。手続きによっては同一世帯員または代理人での手続きも可能ですが、内容により要件が異なります

○必要な書類

手続きによって必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

問 戸籍住民課住民記録係（区役所1階）

☎内線 2363

問 区民事務所（→P11）

○住民異動を伴わない場合

問 マイナンバーカード窓口

荒川2-1-5セントラル荒川ビル4階

☎内線 3737

公的個人認証サービス

公的個人認証サービスは、あらかわMyカード（住民基本台帳カード）やマイナンバーカードのICチップに電子証明書を格納し、行政機関等へ安全で確実なインターネットを利用した電子申請を行えるようするサービスです。

電子証明書は、**次の2種類**があります。
○署名用電子証明書…電子申請（e-Tax等）、民間オンライン取り引き（オンラインバンキング等）の登録等

インターネット等で作成・送信した電子文書が、「あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明できます。

○利用者証明用電子証明書…行政のサイト（マイナポータル等）へのログイン、コンビニ交付サービス利用等

インターネットサイト等のログイン時に、「ログイン等した者が、あなたであること」を証明できます。

※あらかわMyカード（住民基本台帳カード）への電子証明書の発行・更新は平成27年12月に終了しました。平成28年1月からは、電子証明書は全てマイナンバーカードへ格納しています

○申請手続きの流れ

- ①申請
- ②交付（電子証明書の格納）

①申請

申請できる方 荒川区に住民登録をしている方

申請受付場所 マイナンバーカード窓口

申請に必要な書類

○発行申請書

○マイナンバーカード

※手数料は、初回発行時は無料（カードの紛失・汚損等の自己の責による再発行は200円）

②交付

発行手続きの際、暗証番号（署名用電子証明書は6桁～16桁で英数字混在の任意のもの、利用者証明用電子証明書は4桁の数字の任意のもの）を設定します。

※原則、本人からの申請のみ

※署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満の方と成年被後見人の方は原則、発行できません

○こんなときは

○住所を変更したとき・氏名を変更したとき

マイナンバーカードの署名用電子証明書は自動的に失効します。住所や氏名の変更後も引き続き

電子証明書が必要な場合には、改めて発行申請をしてください。

○有効期間の満了が近づいたとき

有効期間の満了日の3か月前から、更新の手続きを行うことができます。必要な書類と手続きは、発行申請と同じです。

○ロックがかかってしまったとき

パスワードを連続して誤って入力すると、電子証明書にロックがかかり、一時的に使えない状態になります。マイナンバーカード窓口に解除申請をしてください。

■電子申請

公的個人認証サービスを利用した主な電子申請手続きは、**次のとおり**です。

○住民票の写し交付申請（荒川区）

○特別区民税の課税・納税証明書交付申請（荒川区）

○国税の申告・納税（国税庁）

○年金・健康保険の申請・届け出（厚生労働省）

○公的個人認証サービスの詳細は

公的個人認証サービスの詳細は、公的個人認証サービスポータルサイトをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.jpki.go.jp/>

問 マイナンバーカード窓口

荒川2-1-5セントラル荒川ビル4階

内線 3737

マイナンバーカードを用いて 証明書を取得する方法

■コンビニ交付サービス

証明書自動交付サービスの利用登録をしている「あらかわMyカード（住民基本台帳カード）」または利用者証明用電子証明書を格納済みの「マイナンバーカード」を持っていれば、コンビニエンスストアの端末機で、住民票の写しや印鑑登録証明書を受け取ることができます。

サービス利用ができる店舗等・時間・手数料

○マルチコピー機（コンビニ端末機）が設置されている全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオンリテール、ミニストップ

○午前6時30分～午後11時

（年末年始、保守点検日を除く）

○200円（1通）

※端末機は、区役所地下1階情報提供コーナーにも設置しています。（利用時間：午前8時30分～午後5時15分）

■オンライン申請

スマートフォンとマイナンバーカードを用いて、オンラインで住民票の写し等の交付申請ができます。なお、証明書は、郵送します。

※申請時にクレジットカードでの決済が必要です

利用できる方

○住民票…荒川区に住民登録がある方

○戸籍証明書…荒川区に戸籍がある方

取得できる証明書（一通あたりの手数料）

○住民票の写し（300円）

○戸籍謄本・戸籍抄本（現在のもの）（450円）

○身分証明書（300円）

申請に必要なもの

- ・スマートフォン（マイナンバーカードが読み取れるもの）
- ・マイナンバーカード
- ・署名用電子証明書暗証番号
- ・クレジットカード

本人確認

区では、本人になりすました虚偽の届け出や申請、不正な手段による証明書の請求を防ぐため、住民異動や戸籍の届け出等の際に、届出人や申請者等の本人確認を行っています。

○本人確認を行う主な手続き

○住民登録の届け出

転入届、転居届、転出届、世帯変更届

○戸籍の届け出

婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、不受理申出・取り下げ

○各種証明の交付請求

住民票の写し、戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄・抄本）、除籍全部・個人事項証明書（除籍謄・抄本）、改製原戸籍謄・抄本、戸籍の附票、身分証明書等

○印鑑登録の申請

○本人確認書類

1点で確認するもの	①官公署が発行する書類（写真を貼ったもの）で、住所・氏名・生年月日の記載のあるもの（有効期間内のものに限る） (例) 運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付）、パスポート（日本国政府発行のもの）、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、宅地建物取引主任者証、無線従事者免許証等	
	必須 ②官公署が発行する書類で、住所・氏名・生年月日の記載のあるもの (例) 健康保険証、年金手帳、年金証書、高齢受給者証、介護保険証等	
2点以上の提示が必要なもの	必須 ③上記②のほか、住所・氏名の記載のある公的書類 (例) 納税通知書、国民健康保険料納入通知書、介護保険料納入通知書等	
	④社員証、学生証（いずれも顔写真を貼ったもの）等で、住所・氏名・生年月日の記載のある書類 ○上記③④の書類が無い場合の参考 ・電気・ガス・水道等公共料金に関する通知書等で、住所・氏名の記載のある書類等 ・携帯電話料金の納入通知書等で、住所・氏名の記載のある書類等	

※マイナンバーカード・電子証明書に関する手続きは、本人確認書類が異なります。詳細は、マイナンバーカード窓口（[内線3737](#)）へお問い合わせください

※戸籍を郵送請求する際、パスポートは本人確認書類となりません。

※住民票の郵送請求でパスポートを本人確認書類として使う場合は、顔写真のページと所持人記入欄（住所欄記入済）をコピーし、請求書に同封してください。

なお、所持人記入欄が未記入または令和2年2月4日以降発給の旅券の場合は、住所を確認できる証明書類がもう1点必要です。

委任状の書き方

委任状（委任の旨を証する書類）は、代理人による届け出や申請が本人の意思に基づくものであることを証明するものです。

委任状は、便せん程度の大きさの用紙に、本人が作成（自署または記名・押印）してください。委任状に不備があると、受け付けできない場合があります。

記入要領

○（委任事項）の欄には、届け出・申請の具体的な要件を記入してください

（例）転入・転居・転出の届け出

住民票の写し交付申請

印鑑登録の申請

印鑑登録証の受領

印鑑登録証の亡失届け出

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の交付

申請

○委任事項1件につき1枚の委任状を作成してください。複数の委任事項がある場合は、それぞれ委任状を作成してください

○住民票の写しの交付申請に係る委任状の場合は、使用目的、本籍・続柄・在留情報記載の有無、必要な通数も記入してください。本籍・続柄・在留情報について記載がない場合は、住民票の写しにこれらの項目を記載できません

※マイナンバーの記載が必要な場合は、必ず使用目的とマイナンバーが必要な旨を記入してください。明記されていない場合、マイナンバーを記載することはできません。マイナンバー記載の住民票の写し等については、送料を負担いただき、本人宛に郵送します

○印鑑登録に関する申請に係る委任状の場合は、住所・氏名の自署、登録する（している）印鑑を押印してください

○戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の交付申請に係る委任状の場合は、使用目的、本籍地、筆頭者氏名、電話番号、必要な証明書の種類・通数も記入してください

※荒川区ホームページで見本・書式をダウンロードできます

問 戸籍住民課住民記録係（区役所1階）

内線 2362

問 区民事務所（→P11）

パスポートの申請手続き

問 東京都旅券課電話案内センター（オペレータによる案内・自動音声）

5908-0400

■旅券窓口

※各旅券窓口との電話相談を希望の場合は、電話案内センター経由でつなぎます

問 旅券課

都庁都民広場地下1階（JR新宿駅西口徒歩10分、都営地下鉄都庁前駅A3出口すぐ）

問 旅券課有楽町分室

東京交通会館2階（JR有楽町駅京橋口徒歩1分）

問 旅券課池袋分室

サンシャインシティワールドインポートマート5階（JR池袋駅東口徒歩15分、東京メトロ東池袋駅徒歩5分）

問 旅券課立川分室

ルミネ立川店9階（JR立川駅徒歩1分）

登
録
証
明

各種証明のご案内

種別	手数料	請求窓口		注意事項	問合せ
		区役所	区民事務所		
戸籍届出の受理証明書	荒川区では1通350円	○	—	本籍地にかかわらず、届出を受理した区市町村で発行します。届出人以外の方が請求する場合、原則、委任状が必要です。	届出先の区市町村の戸籍係
戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	1通450円	○	○		
戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)					
除籍全部事項証明書 (除籍謄本)	1通750円	○	—	本人以外の方が請求する場合、委任状が必要な場合があります。閲覧はできません。 ※区民事務所での取り扱いでは、発行できない証明があります。詳細は、お問合せください	戸籍住民課 管理証明係 (区役所1階)
除籍個人事項証明書 (除籍抄本)					
改製原戸籍 (謄本・抄本)	1通750円	○	△		内線 2355 各区民事務所 →P11
戸籍一部事項証明書	1通450円	○	—		
除籍一部事項証明書	1通750円	○	—		
戸籍の附票の写し	1通300円	○	○		
身分証明書	1通300円	○	—	本人のみ請求できます。 やむを得ず代理人が請求する場合、本人の承諾書または委任状が必要です。	
不在籍証明書	1通300円	○	—		

種別	手数料	請求窓口		注意事項	問合せ
		区役所	区民事務所		
住民票・除票の写し	1通300円	○	○	本人または同一世帯員以外が住民票または除票の写しを請求する場合は、委任状の添付または関係・具体的な理由の明示・添付が必要です。 ※交付できない場合があります	
住民票の記載事項証明書	1通300円	○	○		戸籍住民課 管理証明係 (区役所1階) 内線 2355 各区民事務所 →P11
広域交付住民票	1通300円	○	○	本人または同一世帯員のみ請求できます。 ※顔写真付き公的身分証明書が必要です	
不在住証明書	1通300円	○	○		
印鑑登録証明書	1通300円	○	○	印鑑登録証が必要です。	
住民基本台帳一覧表の閲覧	30分1000円 転記1件70円	○	—	一般の方や営利目的での閲覧はできません。 また、事前申請が必要です。	戸籍住民課 管理証明係 (区役所1階) 内線 2353
印鑑登録	1件50円	○	○	本人確認書類、請求窓口によって、手続方法が異なります。 各案内ページ(→P29)をご確認ください。	戸籍住民課 住民記録係 (区役所1階) 内線 2362 各区民事務所 →P11

誕 生



荒川区役所
3802-3111(代)



誕生

妊娠届・妊婦健康診査

妊娠届を健康推進課または区民事務所へ提出してください。「保健サービス案内一式」を差し上げます。この中には、母子健康手帳と妊婦健康診査受診票が入っています。この受診票をお持ちになると、都内委託医療機関等で、診察・尿検査・貧血検査・血圧測定・梅毒検査等を受けられます。また、入院治療（26日以上等制限あり）を必要とする妊娠高血圧症候群等の方には、医療費を助成する制度もあります。

問 健康推進課健康推進係

（がん予防・健康づくりセンター2階） ☎ 内線 433

妊婦歯科健康診査

「保健サービス案内一式」に「妊婦歯科健康診査受診券」が入っています。区内の「歯科健康診査実施医院」のポスターを掲示している歯科医療機関で受診できます。なお、出産後は使用できません。

問 健康推進課歯科担当

（がん予防・健康づくりセンター2階） ☎ 内線 423

赤ちゃんについての相談は

「保健サービス案内一式」に入っている出生通知（はがき）を提出またはホームページから電子申請してください。生後4か月までのお子さん・産婦の方に、保健師または助産師が家庭訪問します。

乳児健診（生後4か月児）、1歳6か月児健診（歯科健診）、3歳児健診は、保健所で期日を定めて実施します。詳細は、個別に郵送で案内します。

また、1歳6か月児健診（内科健診）は区内の委託医療機関で実施します。そのほか、育児についての相談は電話でも受け付けます。

問 健康推進課保健相談担当

（がん予防・健康づくりセンター2階） ☎ 内線 432

ハローべビー学級・新米パパ講座

妊娠している方やそのパートナーの方等を対象に、もく浴の実技を中心とした「ハローべビー学級」や、赤ちゃんの対応や夫婦のコミュニケーションの取り方等の講話を中心とした「新米パパ講座」を開催しています。

問 健康推進課保健相談担当

（がん予防・健康づくりセンター2階） ☎ 内線 432

出産育児一時金の支給

お子さんを出産した場合に支給される出産育児一時金は、出産した被保険者を対象に健康保険から支給されます。手続きや支給金額等は健康保険の種類によって異なりますので、出産する方の加入している健康保険を確認し、加入先の健康保険へお問い合わせください。

原則として、出産する医療機関で手続きすれば、出産育児一時金は、加入先の健康保険から医療機関に直接支払われる所以、まとまった出産費用を用意する必要はありません。ただし、出産費用が50万円を超える場合は、その差額分は退院時に病院等にお支払いください。

問 国保年金課保険給付係（区役所1階）

☎ 3802-4067

入院助産費用助成

生活保護等経済的理由により、出産費用にお困りの方は、ご相談ください。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係

（区役所2階） ☎ 内線 3814

未熟児養育医療給付制度

出生時の体重が2000g以下または身体の発育が未熟のまま出生した子どもで、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもを対象に、医療の給付を行う制度です。所得に応じて費用の一部負担があります。

問 健康推進課健康推進係

（がん予防・健康づくりセンター2階） ☎ 内線 433

産後ケア事業

産後1年未満のお母さんとお子さんが家族等の支援が受けられない場合に、指定の病院・助産院で宿泊・日帰り・訪問により、体のケアや授乳・沐浴の指導を受けられます。

実施施設

- ・東京リバーサイド病院
(荒川区南千住8-4-4)
- ・たんぽぽ助産院
(荒川区荒川1-31-8)
- ・綾瀬産婦人科・綾瀬産後ケア
(葛飾区小菅4-8-10)
- ・あらかわレディースクリニック
(荒川区町屋1-8-8)
- ・You and me助産院 (訪問型のみ)
- ・にしやま助産院 (訪問型のみ)
- ・永寿総合病院 (台東区東上野2-23-16)
- ・Luana助産院 (訪問型のみ)
- ・団子坂なのはな助産院 (訪問型のみ)
- ・スワンレディースクリニック
(北区王子4-27-7)
- ・東京かつしか赤十字母子医療センター
(葛飾区新宿3-7-1)

利用日数

- ・宿泊型…3泊4日まで
- ・日帰り型…4日間まで
- ・訪問型…6回まで

利用料

各施設が定めた利用料から区負担額を差し引いた金額

〈区負担額〉

- ・宿泊型…2万7500円 (1日)
多胎児加算 8000円
- ・日帰り型…1万8000円 (1日)
多胎児加算 7500円
- ・訪問型…4500円 (1日)
多胎児加算 4000円

※生活保護世帯は全額免除

※詳細は、お問い合わせください

問 子育て支援課子育て事業係(区役所2階)

☎ 3802-3619

誕生

子ども



荒川区役所
3802-3111(代)



お子さんや子育てのことでお悩みの方

子育てで心配なこと等を、お子さんや保護者と一緒に解決します。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

問 子ども家庭総合センター

☎ 3802-3765 FAX 3802-3787

あらかわキッズ・ファミリーコール24

24時間365日、妊娠・出産・育児の悩みを看護師等の専門スタッフが受け付けます。妊娠中の方や18歳未満のお子さんのいる保護者が対象です。

問 あらかわキッズ・ファミリーコール24

☎ 0120-536-883 (フリーダイヤル)

児童相談所虐待対応ダイヤル

24時間365日、虐待を受けていると思われる子どもに関する相談を受け付けます。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、すぐにお電話ください。

問 児童相談所虐待対応ダイヤル

☎ 189 (いちはやく)

お子さんの健康のことなら

お子さんの体や心の健康、発育・発達・育児等の相談に、保健師・助産師・心理相談員等が応じます。

問 健康推進課保健相談担当

(がん予防・健康づくりセンター2階) ☎ 内線 432

小・中学生のお子さんのことでお悩みの方

不登校や、学校生活の悩み等に、臨床心理士(スクールカウンセラー)等が相談に応じます。

問 教育センター教育相談室 ☎ 3801-4338

お子さんのこと、子育てのことでお悩みの方 (地域での子どもに関する相談)

地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が相談に応じます。担当委員はお問い合わせください。

問 福祉推進課地域福祉係 (区役所2階)

☎ 3802-5110

お子さんの発達の遅れ等が心配な方

問 荒川たんぽぽセンター(児童発達支援センター)

☎ 3891-6824

FAX 3807-8483

いじめの悩み等を誰にも 相談できなくて困ったとき

区内在住・在学の小・中学生の子どもを対象とした相談を受け付けます。

相談受付日時 月～金曜日、午前9時～午後5時
(祝日、年末年始等を除く)

問 荒川区子どもの悩み110番

☎ 0120-136-110 (フリーダイヤル)

子育て交流サロン

子育て中の親とそのお子さんに、出会いと遊びの場を提供します。サロン職員が育児相談にも応じます。

主に3歳までのお子さんが対象です。

※各区立保育園でも相談に応じます（電話番号は施設一覧→P149・150）

- 問 にじの森保育園子育て交流サロン ☎ 6806-7900
- 問 荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン ☎ 3802-3338
- 問 汐入こども園子育て交流サロン ☎ 3891-2455
- 問 汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン ☎ 5615-4815
- 問 南千住駅前保育所おひさま保育園子育て交流サロン ☎ 5615-3088
- 問 南千住七丁目保育園子育て交流サロン ☎ 5615-0533
- 問 ドン・ボスコ保育園子育て交流サロン ☎ 3801-8999
- 問 きらきら子育て交流サロン ☎ 3805-5742
- 問 子ども村：ふあみ～る子育て交流サロン ☎ 6240-8571
- 問 ^{いろーな} ilonaおやこの縁側子育て交流サロン ☎ 3800-2693
- 問 ^{アットマーク} みんなの実家 @ まちや子育て交流サロン ☎ 3809-4035
- 問 熊野前保育園子育て交流サロン ☎ 3800-7135
- 問 おぐぎんざおもちゃ図書館子育て交流サロン ☎ 6240-8101
- 問 えん子育て交流サロン ☎ 090-4834-6078
- 問 小台橋保育園子育て交流サロン ☎ 6807-7314
- 問 ^{ココ オグ} Coco-ogu子育て交流サロン ☎ 3894-4588
- 問 ^{アミ アミ} ami-ami子育て交流サロン ☎ 6806-5278
- 問 日暮里保育園子育て交流サロン ☎ 5604-9369
- 問 らぶゆあせるふ子育て交流サロン ☎ 090-5423-7920

保育園等の申し込みは

■認可保育園

保護者の就労・病気等の理由で、日中、お子さんの保育ができない家庭のために0～5歳のお子さんを保護者に代わって保育します。

（保育園一覧は、→P149・150）

問 保育課入園相談係(区役所2階) ☎ 内線 3825

■認証保育所

東京都の認証を受けた保育施設全園で、0歳児保育および13時間以上開所し、多様なニーズに合わせた保育をしています。（認証保育所一覧は、→P150）

※保育料の補助制度があります。詳しくは、お問い合わせください

問 各認証保育所へ (→P150)

■家庭福祉員（保育ママ）

生後3か月～3歳未満を対象に家庭福祉員の自宅で、家庭的な雰囲気の中で保育をします。

問 保育課保育管理係(区役所2階) ☎ 内線 3822

一時的に子どもの世話ができないときは

■一時保育

冠婚葬祭、地域・学校等の行事への参加、一時的な研修・講習への参加、育児疲れ解消等のために子どもを保育園に預けたいという場合は、ご相談ください。

※1か月に10日まで利用できます

問 保育課保育管理係(区役所2階) ☎ 内線 3822

■緊急一時保育

保護者の出産や入院等で、緊急かつ一時的に就学前の子どもの世話ができなくなった場合は、ご相談ください。

※原則として1か月間ご利用できます

問 保育課入園相談係(区役所2階) ☎ 内線 3825

■ファミリー・サポート・センター

育児援助を受けたい人（利用会員）と援助を行う人（協力会員）とを結ぶ、会員制住民参加型相互援助活動です。冠婚葬祭、残業、家族の病気や介護、社会活動等で子どもの預かりを希望される方はご相談ください。また、催事等で一時預かりを実施する団体等へ、託児センターを紹介します。

問 荒川区社会福祉協議会 荒川区ファミリー・サポート・センター ☎ 3891-7938

■ショートステイ事業

保護者の病気・出産・育児疲れ等により、一時的にお子さんを養育することが困難となった場合に、宿泊または日帰りでお子さんをお預かりします。土・日曜日、祝日を含め、年間を通じて利用できます。

◎ショートステイ

対象 区内在住の2歳～中学生

利用施設 児童養護施設クリスマス・フォレスト

子ども

◎乳幼児ショートステイ

対象 区内在住の0・1歳児**利用施設** 日本赤十字社医療センター附属乳児院
(渋谷区広尾4-1-1)

◎協力家庭ショートステイ

対象 原則、区内在住の2歳～中学生**利用施設** 区内の登録協力家庭宅**問 子ども家庭総合センター ☎ 3802-3765**

区立幼稚園等の申し込みは

入園資格は、幼児・保護者ともに区内在住の、集団生活ができる3～5歳児です(区立幼稚園等の一覧は、→P150)。

問 学務課学事第一係(区役所3階)**☎ 3802-4406**

私立幼稚園等の保育料等補助

私立幼稚園等に通う園児の保護者に対し、各園が定める保育料等への補助金が支給されます。保育料、特定負担額、給食費は、一部の幼稚園で代理受領しています。

■入園料に対する補助金(入園年度に1回)

補助金額 (限度額) 7万円

■保育料に対する補助金

補助金額 (限度額) 3万1000円(月額)

※所得・世帯状況により限度額が増額になる場合があります

■特定負担額に対する補助金

補助金額 (限度額) 3500円(月額)

※所得・世帯状況により限度額が増額になる場合があります

■給食費に対する補助金

補助金額 (限度額) 7500円(月額)

■預かり保育料に対する補助金

補助金額 (限度額) 13万5600円(年額)

※共働き世帯である等、保育の必要性の認定を受けた方が対象です

問 子育て支援課子育て事業係(区役所2階)**☎ 3802-3619**

手当

■児童手当

国内に住民登録している児童(18歳になった日以降の最初の3月31日まで)を養育している方に支給されます(申請が必要です)。

手当額

- 3歳未満

- 第1子、第2子 1万5000円

- 第3子以降 3万円

- 3歳から高校生年代

- 第1子、第2子 1万円

- 第3子以降 3万円

問 子育て支援課子育て給付係(区役所2階)**☎ 3802-3893**

■児童育成手当(育成手当)

離婚・死亡等で、父または母のいない家庭で、18歳未満(18歳になった日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している場合、児童一人につき月額1万3500円が支給されます(申請が必要です)。

※父または母が重度の障がい者である家庭にも支給されます

※所得制限があります

■児童育成手当(障害手当)

心身に障がいがある20歳未満の児童を養育している家庭で、児童の障がいの程度が次のいずれかに該当している場合に、児童一人につき月額1万5500円が支給されます(申請が必要です)。

- 身体障害者手帳…1級・2級

- 愛の手帳…1度～3度

- 脳性まひまたは進行性筋萎縮症

※所得制限があります

■児童扶養手当

離婚・死亡等で父または母がいない家庭で、18歳未満(18歳になった日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している場合に支給されます(申請が必要です)。

※父または母が重度の障がい者である家庭にも支給されます

※所得制限等があります

※手当額等詳細は、お問い合わせください

■特別児童扶養手当

心身に障がいがある20歳未満の児童を養育している家庭で、児童の障がいの程度が次のいずれかに該当する場合、手当が支給されます(申請が必要です)。

- 身体障害者手帳…1級～3級程度(下肢機能障害の一部のみ、4級で対象の場合があります)

- 愛の手帳…1度～3度程度

- 上記と同程度の疾病、身体、精神の障がいのある方

- 重複障がい(複数の障がいがある場合、それぞれの障がいの程度が上記よりも軽微な場合でも該当になる場合があります)

※所得制限等があります

手当額 (児童一人につき)

※令和7年4月現在

- 1級…5万6800円(月額)

- 2級…3万7830円(月額)

問 子育て支援課子育て給付係(区役所2階)**☎ 3802-4832**

医療費助成

■乳幼児・子ども医療費助成

区内在住で、健康保険に加入している子ども（18歳になった日以降の最初の3月31日まで）を対象に、保護者等に保険診療の自己負担分の医療費を助成します。

助成を受けるには、あらかじめ「乳幼児医療証」・「子ども医療証」・「高校生等医療証」の交付申請が必要です。

問 子育て支援課子育て給付係（区役所2階）

☎ 3802-3893

■ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等に対し、保険診療の自己負担分の医療費の一部を助成しています。助成を受けるには申請が必要です。

※非課税世帯と課税世帯で、助成内容が異なります

※所得制限等があります

対象世帯 18歳までの児童（18歳になった日以降の最初の3月31日まで、または20歳未満の中度以上の障がいがある）を養育している世帯
※生活保護世帯、国・都等の施設に入所している方等は対象となりません

問 子育て支援課子育て給付係（区役所2階）

☎ 3802-4832

ふれあい館・ひろば館事業

区内のふれあい館（15館）・一部のひろば館（2館）では、子どものための事業を行っています。子どもたちは自由に来館して遊ぶことや図画・工作、集団ゲーム、季節ごとの行事を楽しめます。また、乳幼児と保護者を対象に、集団遊び等を通じて交流を深める「乳幼児タイム」の実施や自由に利用できる親子ふれあいひろばを開設しています。

場所 石浜ふれあい館、南千住ふれあい館、南千住駅前ふれあい館、汐入ふれあい館、峠田ふれあい館、花の木ひろば館、荒川山吹ふれあい館、町屋ふれあい館、荒木田ふれあい館、東尾久本町通りふれあい館、熊野前ひろば館、尾久ふれあい館、西尾久ふれあい館、東日暮里ふれあい館、夕やけこやけふれあい館、ひぐらしふれあい館、西日暮里ふれあい館

※所在地は→P149

実施日・実施時間

○ふれあい館

P149を参照し、各館にお問い合わせください
※年末年始のほか、館内整備のため、臨時休館にする場合があります

○ひろば館

・月～金曜日…午前9時30分～午後6時

・土曜日…午前9時～午後5時

※高齢者向け事業は、→P50

学童クラブ

区内在住の小学1～3年生（一部の学童クラブは6年生まで）で、保護者の就労等により放課後帰宅しても適切な保護を受けられない児童に、一定の時間、遊びと生活の場を提供しています。現在、学童クラブは27か所あります。

実施日 月～土曜日

※祝日等および年末年始を除く

利用時間 原則として、下校時～午後6時（土曜日は、午後5時まで）

※学校休業日は、原則として、午前9時～午後6時
保育料 4000円（月額。別途おやつ代）

※減免制度があります

※所在地は、→P151

※要件を満たす方は、午後7時までの延長制度（保育料1000円（月額）加算）や学校休業日の午前8時15分、午前8時30分からの受け入れ制度を申請により利用できます

放課後子ども教室（にこにこすくーる）

放課後や夏休み等に、小学校内の施設を活用し、安全安心な居場所を設け、体験学習やスポーツ・文化活動等のプログラムを実施しています。

実施日 月～土曜日

※祝日等および年末年始を除く

時間 原則として、下校時～午後5時

※学校休業日は午前9時～午後5時

※一部の実施校は、午後6時まで

※所在地は、→P151

※要件を満たす方は、土曜日を除く長期休業期間中の午前8時15分または午前8時30分からの受け入れ制度を申請により利用できます

公園・児童遊園等の利用

子どもたちが安全に利用できる公園・児童遊園等を提供しています。

問 土木管理課維持みどり係（区役所北庁舎2階）

☎ 内線 2757

※所在地は→P153・154

校庭利用

子どもたちの安全な遊び場の一つとして、区立小学校の校庭を開放しています。

場所 区立小学校の校庭（汐入東小学校を除く）

対象 原則各小学校に在籍する児童

開放日時 土・日曜日、祝日等のおおむね午前10時～午後4時

※利用できる日時が学校によって違います

問 教育総務課庶務係（区役所3階）**内線 3313**

または各区立小学校の校庭利用実施委員会

教 育



荒川区役所
3802-3111(代)



小・中学校の新入学手続き

入学する前年の5月下旬以降に、入学に関する案内を保護者の方に送付します。送付する案内は、荒川区ホームページでも確認できます。
※私立・国立・都立・海外の学校に入学する場合は、お問い合わせください

問 学務課学事第一係（区役所3階）
内線 3333

小・中学校の転校等手続き

- 荒川区立の学校から区外の学校に転校する方
在籍している学校で関係書類を受け取り、転出先の教育委員会へ提出してください。
- 区外から荒川区立の学校に転校する方
事前に連絡の上、学務課で入学申込をしてください。
- 荒川区立の学校から荒川区立の学校に転校を希望する方
在籍している学校へ相談が必要です。希望する方は、学務課へお問い合わせください。
- 区内へ転入後も私立・国立・都立・海外の学校に通学する方
学務課で届け出をしてください。
- 区外へ転出後も荒川区立の学校に通学を希望する方
在籍している学校の承認が必要です。希望する方は、学務課へお問い合わせください。

問 学務課学事第一係（区役所3階）
内線 3802-4557

特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室・特別支援学校

知的障がい、情緒障がい、言語障がい、身体や目・耳が不自由、病弱等、支援が必要なお子さんの教育については、その障がいの程度・状況に応じて、区立小中学校の特別支援学級や通級指導学級・特別支援教室や都立特別支援学校で教育を行っています。

■特別支援学級

○知的障がい学級

汐入小学校、第六瑞光小学校、峡田小学校、尾久西小学校、大門小学校、第一中学校、第三中学校、第四中学校、尾久八幡中学校

○難聴・言語障がい学級（通級）

第三峡田小学校

○特別支援教室

各小・中学校34校

※拠点校（第二瑞光小学校、汐入東小学校、第二峡田小学校、第四峡田小学校、赤土小学校、尾久宮前小学校、第二日暮里小学校、第六日暮里小学校、第五中学校、第九中学校）の指導教員が各校を巡回し、授業を行います

※お子さんの視力が心配な場合は、足立区等で通級による指導を行っています。ご相談ください

■都立特別支援学校（通学区域があります）

○肢体不自由

花畠学園（足立区南花畠5-24-49）

○知的障がい

王子特別支援学校（北区十条台1-8-41）

墨田特別支援学校（墨田区八広5-10-2）

※視覚障がい、聴覚障がい、病弱なお子さんのための教育は、都立特別支援学校でも行っています。ご相談ください

問 教育センター特別支援教育係

（教育センター2階）
内線 3334

教育のことでお悩みの方へ

不登校や学校生活の悩み等、小・中学生のお子さんのことでお悩みの方は、ご相談ください。

問 教育センター教育相談室 内線 3801-4338

不登校等で学校へ行けないお子さんを学校へ行けるよう支援します。

問 教育支援ルーム「みらい」

内線 3802-5720

中学校夜間学級・通信教育

■中学校夜間学級

都内在住・在勤で、小・中学校を卒業していない方や、病気等の特別な事情により中学校で十分に学べなかつた方のための学級です。

詳細は、下記の各学校へご相談ください。

※中学校を卒業している方は、学務課学事第一係（区役所3階） ☎ 3802-4557へお問い合わせください

問 荒川区立第九中学校

東尾久2-23-5 ☎ 3892-4177

問 足立区立第四中学校

足立区梅島1-2-33 ☎ 3887-1466

問 葛飾区立双葉中学校

葛飾区お花茶屋1-10-1 ☎ 3602-7979

問 墨田区立文花中学校

墨田区文花1-22-7 ☎ 3617-1562

問 江戸川区立小松川中学校

江戸川区平井3-20-1 ☎ 3684-0745

問 大田区立糀谷中学校

大田区西糀谷3-6-23 ☎ 3741-4340

問 世田谷区立三宿中学校

世田谷区太子堂1-3-43 ☎ 3424-5255

問 八王子市立第五中学校

八王子市明神町4-19-1 ☎ 042-642-1635

■通信教育

詳細は、直接学校へご相談ください。

問 千代田区立神田一橋中学校通信教育課程

千代田区一ツ橋2-6-14 ☎ 3265-5961

■中学校卒業程度認定試験

病弱等、やむを得ない事由により義務教育を修了できなかつた方等に、中学校卒業程度の学力があるかを認定するために国が行う試験です。

問 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

千代田区霞が関3-2-2 ☎ 5253-4111

問 東京都教育庁地域教育支援部義務教育課小・中学校担当

新宿区西新宿2-8-1 ☎ 5320-6752

義務教育費用の援助

経済的にお困りの方に、学用品費等、小・中学校でかかる費用の一部を援助します。学校または学務課へお問い合わせください。

問 学務課学事第二係（区役所3階）

☎ 3802-4564

奨学資金

学費をお貸しする制度として、日本学生支援機構奨学金、東京都育英資金、荒川区奨学資金があります。

■日本学生支援機構奨学金（旧日本育英会）

大学院、大学、短大、高専、専修学校（専門課程）に在学する学生・生徒が対象となります。

◎申し込み等にすること

在学する学校の奨学金担当窓口

◎独立行政法人日本学生支援機構

ホームページアドレス

<https://www.jasso.go.jp>

■東京都育英資金

高等学校、専修学校（高等課程）への進学予定者（中学3年生）を対象とする「予約募集」と、在学生（高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程））を対象とする「一般募集」があります。

問 公益財団法人東京都私学財団 ☎ 5206-7929

■荒川区奨学資金

高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）の進学予定者（中学3年生）が対象です。

問 学務課学事第二係（区役所3階）

☎ 3802-4427

■教育支援資金（生活福祉資金）

高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程、専門課程）にかかる入学金や授業料等の貸し付けがあります。

問 荒川区社会福祉協議会在宅福祉係

生活福祉資金

☎ 3802-3155

学習塾代・受験料の貸し付け

■受験生チャレンジ支援貸付事業

進学を希望する中学3年生・高校3年生等がおり、塾代・受験料の捻出が困難な世帯に、受験に必要な塾代・受験料を無利子で貸し付けます。なお、貸し付け対象のお子さんが進学した場合、返済が免除されます。利用要件等はお問い合わせください。

問 荒川区社会福祉協議会在宅福祉係

受験生チャレンジ支援 ☎ 5615-3440

高齢者



荒川区役所
3802-3111(代)



おとしよりなんでも相談窓口

高齢者に関する相談・情報の提供等を行っています。悩みごと、困ったこと等があれば、お気軽にご相談ください。

◎一般相談

月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

問 おとしよりなんでも相談窓口
(区役所2階高齢者福祉課内) ☎ 3802-4027

◎認知症・うつ専門相談

精神科医が高齢者の相談に応じます。

※利用前に、地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください

問 高齢者福祉課介護予防事業係 (区役所2階)
☎ 3802-4034

◎ものわすれ相談

認知症サポート医等が、お住まいの地域で相談に応じます。日程等は、区報等でお知らせします。
(要予約)

問 地域包括支援センター

※所在地、電話番号は→P152

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者や家族の方の身近な相談窓口です。高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるようサポートします。

生活や介護等に心配や不安のある方、介護予防サービスを利用したい方は、お気軽に地域包括支援センターへご相談ください。

高齢者みまもりステーション

「高齢者みまもりステーション」は、荒川区から委託を受けた公的な相談機関です。

いつまでも住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、地域の見守り拠点として、地域の関係機関（町会・自治会・民生委員等）と連携し、高齢者を見守るネットワークづくりを行っています。

特に高齢者のみ世帯や単身世帯等を中心に、見

守り等に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

高齢者みまもりネットワークへの登録は、各地区の高齢者みまもりステーションにお問い合わせください。

※所在地、電話番号は→P152

健康づくり

荒川ころばん・せらばん・あらみん体操、健康講座を行っています。

問 健康推進課保健相談担当
(がん予防・健康づくりセンター2階) ☎ 内線 432

介護予防

フレイルを予防し、いつまでも元気で自立した生活を営むために運動器機能の維持向上・低栄養予防・口腔保健・認知機能の低下予防等の講演会や教室を行っています。

問 高齢者福祉課介護予防事業係
(区役所2階) ☎ 3802-4034

後期高齢者医療制度

75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた方）が被保険者となります。

詳細は、→P63

介護保険

介護が必要になったら、介護保険の要介護認定を受けてください。

詳細は、→P64・65

問 介護保険課介護認定係 (区役所2階)
☎ 3802-4038

高齢者

ひとり暮らしの高齢者に

■高齢者みまもりネットワーク事業

区では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、見守りを希望する高齢者を登載した「高齢者みまもり名簿」を活用して、地域ぐるみで高齢者を見守るネットワークづくりを行っています。

◎対象者

- ・65歳以上の世帯
- ・高齢者のみの世帯で、見守りが必要な方
- ・障がいを有する方と同居している、見守りが必要な方

※本事業に登録した方には、救急医療情報キットを配布します。

問 高齢者福祉課地域包括支援係（区役所2階）

☎ 内線 2676

みまもりサービス

■緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者等が、急病等の緊急事態時に家庭内の専用機器のボタンを押すと、電話回線等を通じて事業者の受信センターに通報され、受信センターが119番通報するシステムです。

※条件により自己負担があります

■配食見守りサービス

自立生活に不安のある65歳以上の高齢者への支援の一環として、昼食の宅配を活用して見守りサービスを行っています。

※自己負担があります

問 高齢者福祉課高齢者福祉係（区役所2階）

☎ 3802-4027

■ふれあい電話

ひとり暮らしの高齢者等で、話し相手を希望する方に、交流や体調等の確認を行うため、電話による連絡を定期的に行います。希望する方はお申し込みください。

問 荒川区社会福祉協議会地域福祉支援係

☎ 3802-3338

日常生活への援助

■紙おむつ購入費の助成

寝たきりや認知症等で紙おむつを必要とする方に、紙おむつ購入券または紙おむつ代を助成します。申請月から対象となります。

◎対象者

区内在住の65歳以上の方または介護保険の第2号被保険者（40～64歳）で、次のいずれかに該当する方

①要介護度4・5の方

②要介護度1～3で、認知症のある方

③入院中で、上記①・②に準じる状態にある方

④身体障害者手帳の等級が1・2級の方

⑤愛の手帳の度数が1・2度の方

※介護保険施設に入所している方・生活保護を受給している方・「荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業」受給者は除く

※第2号被保険者は、①～③のいずれかに該当する方

※住民税の課税状況により支給額が異なります

※1割の自己負担があります

問 高齢者福祉課高齢者福祉係（区役所2階）

☎ 3802-4027

■寝具乾燥消毒

介護保険の要介護4・5の認定を受けた在宅の65歳以上の方で、寝具乾燥が必要と認められる方の寝具を乾燥消毒します（要介護1～3の認定を受けた方は応相談）。

※自己負担があります

■高齢者入浴事業（ふろわり200）

区内在住の満65歳以上で希望する方に、区内にある公衆浴場を200円で利用できる高齢者入浴カード「ふろわり200」を支給します。

■理美容サービス券の支給

介護保険の要介護4・5の認定を受けた在宅の65歳以上で、希望する方に、自宅まで出張して理美容サービスが受けられる「理美容サービス券」を、年間6枚を限度として支給します。

※自己負担があります

■高齢者の補聴器購入費の助成

老人性難聴の方を対象に、補聴器購入の一部を助成します。購入前に必ずご相談ください。

◎対象者

次のすべてに該当する方

・荒川区内に住所を有する満65歳以上の方

・耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた方

※障害者手帳を持っている方は、障害者福祉課へご相談ください

◎助成上限額 72,450円

■高齢者自立支援用具給付事業

在宅で生活する65歳以上の方で、歩行または入浴が困難な方に対し、自立した生活を継続できるよう、シルバーカー、手すり（工事不要）、シャワーベンチ、浴室にすべり止めマットを給付します。

※要介護1～5の方は対象外です。ただし、シャワーベンチは要支援1・2の方も対象外です

※費用の1割の自己負担があります（生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者は無料です。）

■交通安全つえの支給

つえを利用しなければ歩行が困難な65歳以上の方に交通安全つえを支給します。

問 高齢者福祉課高齢者福祉係 (区役所2階)

☎ 3802-4031

住宅に関する助成制度**■高齢者住宅改修費の助成**

生活支援や介護が必要な高齢者の在宅生活の自立のために、居住する住宅の改修費を助成します。

対象

日常生活に支障がある65歳以上（一部は70歳以上）で、住宅改修が必要と認められる方

※必ず工事前に申請してください。既に工事を行った場合は対象外です。

※改修の項目によって要件や支給限度基準額が異なります。また、事前に訪問調査を行う場合があります

※新築やリフォーム、大規模な増改築工事、単なる老朽化や破損による修繕は対象外です

問 介護保険課介護給付係 (区役所2階)

☎ 3802-4952

■高齢者住み替え家賃助成制度

70歳以上の高齢者等が、良質で防災上にも優れた住宅に転居する場合や、取り壊し等により立ち退きを求められている場合に、転居後の家賃等の一部を助成します。住宅の条件等の要件がありますので、詳細は、お問い合わせください。

■高齢者民間賃貸住宅入居支援

連帯保証人を立てられないために民間賃貸住宅への転居または契約更新が困難になっている方が、区内の不動産店で賃貸契約を締結または契約更新し、保証会社の債務保証制度を利用した場合に、保証料の一部を助成します。（必ず事前にご相談ください）

■高齢者住宅契約貸主助成

高齢者世帯と賃貸借契約を交わした貸主が、借主の万が一の場合に備えて加入した補償保険の保険料を助成します。

問 高齢者福祉課高齢者福祉係 (区役所2階)

☎ 3802-4027

東京都シルバーパス

70歳以上の都民は、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー、都内民営バスに乗車できるシルバーパスを購入できます。詳細は、お問い合わせください。

問 一般社団法人東京バス協会

（シルバーパス専用電話）☎ 5308-6950

高齢者福祉週間行事・敬老祝い品等の支給

高齢者の長寿をお祝いするため、敬老の日を中心として高齢者福祉週間行事を行っています。

また、数えで喜寿・米寿・白寿、満100歳以上の方に敬老祝い品等をお贈りします。

問 高齢者福祉課高齢者福祉係 (区役所2階)

☎ 3802-4031

特別養護老人ホーム等

高齢者のために、次の施設があります。

■特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

寝たきりや認知症等で、食事・排せつ等日常生活の大半を人の手助けが必要な高齢者のための施設で、区内に7か所あります。原則、要介護3以上の認定を受けた方が入所の対象です。

※所在地、電話番号は、→P152

■都市型軽費老人ホーム

荒川区に1年以上住民票を有する60歳以上の方で、自立した日常生活を営むことに不安がある方が対象の施設です。区内に6か所あります。

※所在地、電話番号は→P153

■介護老人保健施設

要介護1以上で病状が安定している方を対象に、在宅復帰を目指したりハビリや、介護、医療等のサービスを受けられる施設です。

■介護医療院

長期にわたり療養が必要な比較的重度の方が対象の施設です。医療や看護、介護、機能訓練等を一連的に提供する生活施設で、看取りやターミナルケアの機能を備えた施設もあります。

問 高齢者福祉課地域包括支援係 (区役所2階)

☎ 内線 2668

介護者の会

高齢者を介護している家族等を対象に、介護者サロンの紹介等を行っています。

問 高齢者福祉課介護予防事業係
(区役所2階) ☎ 3802-4034

オレンジカフェ(認知症カフェ)

認知症の方やその家族、地域住民や医療介護・福祉の専門職等、誰もが参加でき、情報の交換や認知症の理解を深め、認知症の方等の支援を目的とした集いの場です。

問 地域包括支援センター

※所在地、電話番号は→P152

高年者クラブ

高齢者の生活を、健全で豊かなものにするため、社会奉仕活動、教養講座、健康増進事業等の活動を行う団体です。60歳以上の方なら、誰でも入会できます。

問 荒川区高年者クラブ連合会 ☎ 3805-5505

問 高齢者福祉課高齢者福祉係 (区役所2階)
☎ 3802-4027

地域パートナーの会

住民主体による地域介護予防活動団体、通称「地域パートナーの会」では、住み慣れた地域で健康に生活し続けられるよう、様々な活動を行っています。活動に参加したい方、新たな団体をつくりたい方は、お近くの地域包括支援センター生活支援コーディネーターにお問合せください。

問 地域包括支援センター

※所在地、電話番号は→P152

あらかわ地域活動サロン ふらっと、フラット

シニア世代を中心とする区民の方を対象に、ボランティア・地域活動についての情報提供・相談・講座・活動サロン等の場を提供し、ボランティア活動や地域活動を推進しています。

問 あらかわ地域活動サロン ふらっと、フラット

荒川区荒川3-49-1 (生涯学習センター内)
☎ 3891-8571

※月～金曜日、午後1時～7時 (祝日および年末年始を除く。第1・3水・金曜日は午後1時～9時)

荒川老人福祉センター

60歳以上の高齢者の福祉増進を図ることを目的とした施設です。

施設では、高齢者の介護予防を促進し健康の増進や教養の向上のため、次の事業を実施しています。

- ・生活や健康等の相談
- ・各種教室、定例事業、公開講座
- ・脳卒中等後遺症の方等を対象にした集団リハビリ体操
- ・介護予防促進事業の「いこい室」・「娯楽室」事業や各種の体操
- ・各種行事や地域交流事業

問 荒川老人福祉センター ☎ 3802-1666

ふれあい館・ひろば館事業

区内のふれあい館(15館)・一部のひろば館(6館)では、高齢者のために、健康の増進や教養を高めるための事業を実施しています。自由に来館して、カラオケや踊り等の趣味・レクリエーションを楽しんだり、くつろいだりできます。

※子ども向け事業は→P43

場所 石浜ふれあい館、南千住ふれあい館、南千住駅前ふれあい館、汐入ふれあい館、峠田ふれあい館、三河島ひろば館、荒川六丁目ひろば館、荒川山吹ふれあい館、町屋ふれあい館、町屋二丁目ひろば館、荒木田ふれあい館、東尾久小沼ひろば館、東尾久本町通りふれあい館、尾久ふれあい館、西尾久みどりひろば館、西尾久ふれあい館、東日暮里ふれあい館、夕やけこやけふれあい館、ひぐらしふれあい館、諏訪台ひろば館、西日暮里ふれあい館

※所在地は→P149

実施日・実施時間

◎ふれあい館

・P149を参照し、各館にお問い合わせください
※年末年始のほか、館内整備のため、臨時休館する場合があります。

◎ひろば館

・月～土曜日

※祝日等および年末年始を除く

いきいきワーク荒川(荒川区立授産場)

一般の企業に就職することが困難な60歳以上の方が通って仕事をする施設です。

→P112

公益社団法人荒川区シルバー人材センター

働く意欲のある高齢者が活躍するために、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益社団法人です。

→P112

障がいのある方



荒川区役所
3802-3111(代)



相談の窓口

■障害者福祉課

障がい者の日常生活、施設入所・通所等障がい福祉にかかる相談を受けています。

聴覚障がい者の相談は、火曜日午後1時～4時に手話通訳者が待機して応じています。

問 障害者福祉課相談支援係（区役所1階）

☎ 3802-4057

FAX 3802-0819

■荒川たんぽぽセンター（心身障害者福祉センター）

区民の方から心身の障がいに関する相談を受け、必要に応じた支援やサービスを提供する施設です。

○相談

発達の遅れ等の子どもに関する事、機能訓練や社会参加のこと等、さまざまな相談に応じます。

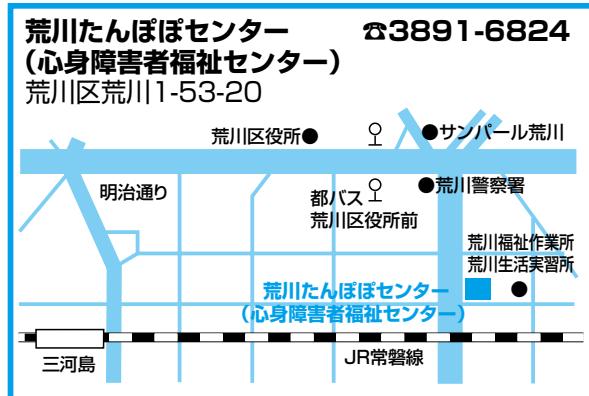
○障がいのある当事者による相談

聴覚障がい・肢体不自由・視覚障がいのある相談員（ピアカウンセラー）が相談に応じます。

○事業

高次脳機能障がいや身体に障がいのある方の機能訓練や、ことばや発達に遅れや心配がある乳・幼児の児童発達支援があります。

問 荒川たんぽぽセンター 荒川1-53-20
☎ 3891-6824 FAX 3807-8483



障がいのある方

■民生委員・児童委員

地域の高齢者や障がい者等の相談・支援活動を行っています。

問 福祉推進課地域福祉係（区役所2階）

☎ 3802-5110

■相談員制度

区から委嘱された民間の協力者で、障がい者とその家族からの相談に応じ、必要な助言と援助を行います。身体障がい者相談員（聴覚、視覚、肢体不自由、内部障がい）、知的障がい相談員が相談に応じています。

問 障害者福祉課相談支援係（区役所1階）

☎ 3802-4057

FAX 3802-0819

■子ども家庭総合センター

区が設置している児童相談所で、愛の手帳の判定（18歳未満）や児童福祉施設への入所等、さまざまな相談に応じています。

問 子ども家庭総合センター

荒川1-50-17 ☎ 3802-3765

■東京都心身障害者福祉センター

身体障害者手帳や愛の手帳の交付・判定、補装具の判定、高次脳機能障がいのある方からの相談等を行っています。

問 東京都心身障害者福祉センター

新宿区神楽河岸1-1東京都飯田橋庁舎（センターラップラザ）12～15階 ☎ 3235-2946

問 高次脳機能障がい相談専用 ☎ 3235-2955
FAX 3235-2957

※電話は月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時（土・日曜日、祝日等を除く）

■ハローワーク（公共職業安定所）

専門窓口で、心身障がい者の就労に関する相談に応じています。

問 ハローワーク足立

足立区千住1-4-1東京芸術センター6～8階

☎ 3870-8609

手帳

障がい者としてさまざまな福祉制度や支援を受けるために、それぞれの手帳が必要です。

■身体障害者手帳

上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器等に障がいがあり、日常生活や社会生活に制限を受けていると認められた方に交付されます。さまざまな福祉サービスの支援を受けるために必要です。

■愛の手帳

知的障がいのある方が福祉サービスの支援を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に発行しています。なお、国の制度として療育手帳があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。交付申請には判定が必要です。

判定を行っている施設

- 18歳未満……子ども家庭総合センター
- 18歳以上……東京都心身障害者福祉センター

問 障害者福祉課相談支援係（区役所1階）

☎ 3802-4057 FAX 3802-0819

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がいの疾患のある方で、精神障がいがあるため6か月以上受診しており、日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。福祉サービスを受けるために必要なものです。

問 障害者福祉課こころの健康推進係（区役所1階）

☎ 3802-3542
FAX 3802-0819

障がい者・児の福祉サービス

■福祉サービスの体系

障がい者・児の福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」、児童福祉法に基づく「障害児給付」および「地域生活支援事業」に分類されます。相談・利用申請については、お問い合わせください。

○自立支援給付

介護給付

○居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います

○重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排泄・食事の介護・外出時における移動支援等を総合的に行います

○行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います

○同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供します

○重度障害者等包括支援

介護の必要性が極めて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います

○短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で、入浴・排泄・食事の介護等を行います

○療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、主に昼間、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護および日常生活の世話を行います

○生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うと共に、創作的活動または生産活動の機会を提供します

○施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います

訓練等給付

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力向上のため必要な訓練を行います

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います

○就労継続支援（A型・雇用型、B型・非雇用型）

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供すると共に、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います

○就労定着支援

就労移行支援や就労継続支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用された方へ、相談や助言といった支援を行います

○共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

○自立生活援助

新たに単身生活を開始した方等に訪問や相談対応を行い、自立した日常生活を送るために必要な援助を行います

地域相談支援給付**○地域移行支援**

障がい者支援施設入所者、または精神科病院に入院している精神障害者等が、退所・退院して地域での生活に移行するために必要な住居の確保等、移行のための相談等やその他の支援を行います

○地域定着支援

単身で居住する障がい者等で支援が必要な方について、常時の連絡体制の確保、障害特性に起因して生じた緊急事態への相談対応を行います

計画相談支援給付

自立支援給付のサービスを利用する際に必要となる「サービス等利用計画」を作成し、定期的に利用状況その他の検証・計画の見直しを行います

○障害児給付**障害児通所給付****○児童発達支援**

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練・治療等を行います

○放課後等デイサービス

就学児について、放課後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進のための活動等を行います

○保育所等訪問支援

保育所等に通う児童が、ほかの児童との集団生活に適応できるよう、保育所等を訪問して専門的な支援を行います

○居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識の習得、集団生活への適応訓練等の支援を行います

障害児相談支援給付

障害児通所給付等のサービスを利用する際に必要となる「障害児支援利用計画」を作成し、定期的に利用状況その他の検証・計画の見直しを行います

○地域生活支援事業**○相談支援**

障がい者からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための必要な援助を行います

○コミュニケーション支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がい（失語症を含む）のため、意思疎通を図るために支障がある障がい者に、手話通訳者や要約筆記者、対面音訳者、失語症者コミュニケーション支援者の派遣等を行います

○移動支援

円滑に外出できるよう、移動を支援します

○地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です

○福祉ホーム

住居を必要としている方に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

問 障害者福祉課相談支援係（区役所1階）

☎ 3802-4057

FAX 3802-0819

問 障害者福祉課こころの健康推進係

（区役所1階）

☎ 3802-3542

FAX 3802-0819

日常生活への援助**■補装具の交付と修理**

身体障がい者の日常生活のために、身体障がい者の失われた機能障がいを補うため、補聴器、義肢、車いす、視覚障害者安全つえ等を交付または修理します（所得制限あり）。

■日常生活用具の給付

重度の障がい者の日常生活を容易にするため、障がいに応じてポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、特殊マット、吸入器等の日常生活の用具を給付します。なお、介護保険該当者は、介護保険制度が優先します（所得制限あり）。

■住宅設備改善費の給付

重度の障がい者が自宅で日常生活をしやすくするため、浴槽、便所、玄関等の設備改善費を一定額の範囲内で給付します。なお、介護保険該当者は、介護保険制度が優先します（所得制限あり）。

■重度脳性まひ者への介護人派遣

20歳以上の身体障害者手帳1級の脳性まひ者で、単独で屋外活動することが困難な方を対象に、その方が推薦する介護人に介護手当を支給します。

■日中一時支援**○障がい児タイムケア**

特別支援学校等の下校後に、障がいのある小・中学生、高校生を預かり、社会生活に適応するための交流・創作的活動を行います。

○施設タイムケア

日中、障がい児者の介護をできる人がいない場合に、宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供して、日常生活の援助、日中活動の支援等を行います。

■重症心身障がい児者等留守番看護師派遣

医療行為が必要な重症心身障がい児者等の自宅へ、家族に代わって介護ができる看護師を派遣し、家族の介護負担軽減を図ります。

■医療的ケア児等家庭家事サポート事業

在宅の医療的ケア児と暮らすきょうだい児を養育する家庭に対してホームヘルパーを派遣し、介護を行う家族等の家事負担軽減を図ります。

■福祉タクシー利用券の交付

障がい者の通院等の利便を図るため「福祉タクシー利用券」を支給します。対象は区内在住の、上肢1級、下肢・体幹障がい1～3級、視覚障がい1・2級、内部障がい1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方および愛の手帳1・2度の交付を受けた方です（所得制限あり）。

■リフト付自動車利用助成

通常のタクシー利用が困難で、①電動車いすを利用している重度障がいの方 ②愛の手帳の交付を受けた方 ③医療的ケアを日常的に受けている方に対し、リフト付き自動車を利用したときの利用料金と運賃の一部を助成します。

利用には、事前の登録が必要です。

■自動車燃料費の助成

障がい者の日常の利便と、生活圏の拡大を図るため、自動車燃料費を助成します。

対象は区内に住所を有する上肢1級、下肢・体幹機能障がい1～3級、視覚障がい1・2級、内部障がい1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方および愛の手帳1・2度の交付を受けた方で、原則として本人または生計を一にする家族が所有し、運転する自動車を利用する場合です（所得制限あり）。

■難病患者の方の通院費助成

難病のある方が通院するために利用したタクシーの料金の一部を助成します。対象は、区内在住かつ区指定の難病に関する医療費助成を受けており、所得制限などの要件を満たす方です。申請には申請書の他、タクシーの利用及び通院を証する領収書等が必要です。

■福祉電話

外出困難な重度障がい者がいる世帯の電話について、基本料金、付加使用料等を助成します。

■ヘルプカード・ヘルプマーク

区役所1階障害者福祉課、心身障害者福祉センター等で配布しています。そのほかの配布場所等は、お問い合わせください。

○ヘルプカード

障害福祉サービスを受けている方や難病の方、発達障害の診断を受けている方等、自分から「困っている」と伝えることが困難な方が、スムーズに手助けを求めるためのカードです。携帯・提示が容易に

なるよう、カードケースもあわせて配布しています。

○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方等、外見からはわからなくとも援助や配慮を必要としている方が、配慮を必要としていることを周囲の方に知らせることができるマークです。

■理・美容サービス

65歳未満で、下肢・体幹障がい1・2級の身体障害者手帳または愛の手帳1・2度の交付を受けた常に寝たきりの方に、理・美容師が障がい者宅へ訪問して理・美容サービスが受けられる「理美容サービス券」を支給します（自己負担あり）。

■紙おむつの給付

常時寝たきり、またはおむつを使用している方に、紙おむつの購入券を給付します。対象は、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の交付を受けた方です。

■配食見守りサービス

重度の障がいにより食事の調理が十分にできない、ひとり暮らし等の65歳未満の障がい者に昼食を配達します。昼食代は自己負担です。

■寝具洗濯乾燥消毒サービス

重度の障がい者の健康の保持を図るため、寝たきり・ひとり暮らし等で寝具の洗濯乾燥が困難な65歳未満の障がい者に対し、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行います。身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1・2度の交付を受けた方が対象です。

■緊急通報システム

ひとり暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で病気や事故等の緊急事態に陥ったときに備え、緊急通報システム（首から掛けるペンダントのボタンを押すと救急車等が駆け付ける）を設置します。

■対面音訳者の派遣

視覚障がい者に対し、対面音訳者を月2回派遣しています。

■補助犬の給付

都内に1年以上住んでいる18歳以上の身体障がい者と、そのほか必要と認められた方に盲導犬、介助犬および聴導犬を貸し出します。

費用は、飼育料のみ自己負担です。

■自動車運転教習費の助成

18歳以上の障がいのある方が、自動車の運転免許を取得するために教習を受ける場合、その費用の一部を助成します。助成額は、第一種普通免許の取得が16万4800円まで、排気量の限定解除が2万600円までです。必ず、教習中に申請してください。

対象

○区内に3か月以上住んでいる方

- 自動車教習所に入所している方
- 身体障害者手帳1～3級の方（ただし、内部障がいは4級以上で、歩行困難な方。下肢体幹は5級以上で、歩行困難な方）
- 愛の手帳4度以上の方
- 前年度の所得税が40万円以下の方

■身体障がい者用自動車改造費助成

重度身体障がい者が、自ら所有し、運転する自動車改造費を助成（最高13万3900円）します。

対象は、区内在住の、上肢・下肢、体幹障がいが1・2級の身体障害者手帳の交付を受けた方です。ただし本人または扶養義務者等の所得制限があります。必ず、改造前に申請してください。

問 障害者福祉課相談支援係（区役所1階）

☎ 3802-4057
FAX 3802-0819

■学齢児機能訓練

特別支援学校等に通学し、身体障害者手帳を有している児を対象に理学療法訓練を行います。

問 荒川たんぽぽセンター ☎ 3891-6827

■巡回入浴サービス

下肢または体幹の障がいが1～3級の身体障がい者、愛の手帳1・2度の方で、自宅の浴室や公衆浴場の利用が困難な方に巡回入浴車を派遣します。

問 障害者福祉課相談支援係（区役所1階）

☎ 3802-4057
FAX 3802-0819

問 荒川たんぽぽセンター ☎ 3891-6827

■耳の不自由な方へのサービス

○手話通訳のいる相談日

聴覚障がい者が円滑に相談ができるよう、下記の日時に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者と関係職員との福祉相談を手話通訳しています。

日時 火曜日、午後1時～4時

問 障害者福祉課障害サービス係（区役所1階）

☎ 3802-3417
FAX 3802-0819

○タブレットを用いた手話通訳等サービス

障害者福祉課の窓口に手話・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末を配置しています。各課での相談手続きに利用できます。

○電話代行サービス（電話リレーサービス）

スマートフォン等のテレビ電話機能等を使い、電話代行の依頼ができます。利用には、IDの交付申請が必要です。申請の際、運転免許証等の本人確認書類を持参してください。なお、通信料金等は登録者負担です。

対象

- ・聴覚、言語機能、音声機能その他障がいのためにコミュニケーション支援が必要な区民
- ・上記の方をサポートする区民

利用時間 午前8時～午後9時（年中無休）

問 障害者福祉課庶務係（区役所1階）

☎ 3802-4053
FAX 3802-0819

■目の不自由な方へのサービス

○声のあらかわ区報・あらかわ区議会だより・わたしの便利帳

目の不自由な方のために、カセットテープとディジーCDに録音した「声のあらかわ区報」「声のあらかわ区議会だより」を発行し、「声のわたしの便利帳」を貸し出しています。

「声のあらかわ区報」は区・官公署等のお知らせを中心とし、「声のあらかわ区議会だより」は、区議会の活動をお知らせするものです。「声のわたしの便利帳」では生活の参考になるお知らせ等をお伝えします。

対象は区内在住のおおむね1～3級程度の視覚障がい者です。費用は無料です。

○点字刊行物・声の図書館

※区立図書館（→P118・119）でも録音図書、点字図書の貸し出しや対面音訳等を行っています

問 「声のあらかわ区報」「声のわたしの便利帳」広報課広報係（区役所4階）

☎ 3802-3258
問 「声のあらかわ区議会だより」
議会事務局企画調査係（区役所5階）
☎ 3802-4991

■車いすの貸し出し

区内在住の歩行困難な方に、車いすの貸し出しを行っています。貸し出し期間は最長6か月（荒川たんぽぽセンターは、緊急時のみで原則1か月まで）です。

問 荒川区社会福祉協議会庶務係

☎ 3802-2794
問 荒川たんぽぽセンター ☎ 3891-6824

年金・給付金・手当

■障害基礎年金

病気やけがによって障がい者となり、日常生活に著しい制限を受けるようになった場合に、国民年金法によってその障がいの程度に応じて年金が支給されます。

年金制度加入後に初診日のある病気やけがで障がい者になった方には、初診日の前々月までに、保険料を納めた期間（免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上ある等受給要件があります。

また、20歳になる前に初診日のある病気やけがで障がい者になった方にも支給されますが、所得制限があります。

■特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったために障害基礎年金等を受給していない障がい者に、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、その障がいの程度に応じて給付金が支給されます。ただし、所得制限があります。

○障害基礎年金1級に相当する方

…月額5万6850円（令和7年度）

○障害基礎年金2級に相当する方

…月額4万5480円（令和7年度）

問 国保年金課国民年金係（区役所1階）

☎ 3802-4168

■心身障害者福祉手当

区内在住の65歳未満の障がいがある方および難病の方で、在宅の方のうち次に該当する方に支給します（月額9500円または1万5500円）。

※所得制限があります

- ・愛の手帳1～4度の方
- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方
- ・指定の難病等の医療費助成を受けている方

■特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（身体障害者手帳1・2級程度または愛の手帳1・2度程度、これらと同等の疾病、精神障害等、一定の障がい要件に該当する）にある方に支給します（月額2万9590円）。

ただし、施設に入所している方、病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している方、所得が一定額以上の方には支給されません。

■障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする状態（身体障害者手帳1級・2級の一部程度または愛の手帳1・2度、これらと同等の疾病、精神障害等、一定の障がい要件に該当する）にある方に支給します（月額1万6100円）。

ただし、施設に入所している方、障がいを理由とする各種の年金を受けている方、所得が一定額以上の方には支給されません。

■重度心身障害者手当

65歳未満の特に重度の障がいがあり、常に複雑な介護を必要とする在宅の方のうち、次の方に支給します（月額6万円）。

※所得制限があります

- ・重度の知的障がいで、特に著しい問題行動等があり、介護者が常に目を離せず特別な配慮をする必要がある方
- ・重度の知的障がいと身体障がいが重複している方
- ・重度の肢体不自由者で両上・下肢の機能が失われていて、座っていることが困難な方

問 障害者福祉課障害サービス係（区役所1階）

☎ 3802-3417

FAX 3802-0819

■特別児童扶養手当

→P42

医療

■心身障がい者の医療費助成

身体障害者手帳1・2級(内部障がい者は3級)、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の心身障がい者の方で、各種医療保険に加入している方は、区役所で交付する受給者証を保険証と一緒に医療機関に提示して受診すると、国民健康保険や健康保険の自己負担から一部負担金を差し引いた額を助成します(下表参照)。ただし、所得制限があります。

一部負担金		一月当たりの自己負担上限額	
住民税	通院	1割	1万8000円
課税者	入院	1割	5万7600円
住民税	通院	負担なし	
非課税	入院		

問 障害者福祉課障害相談支援係(区役所1階)

☎ 3802-4057

FAX 3802-0819

問 障害者福祉課こころの健康推進係
(区役所1階)

☎ 3802-3542

FAX 3802-0819

■自立支援医療の給付

○精神通院医療…精神障がいで、通院治療を受けている方

○更生医療…身体障害者手帳をお持ちで、障がいに関して特定の医療が必要な方

○育成医療…身体に障がいのある18歳未満で、将来の生活に必要な能力を得るために手術等の治療を受ける方

原則として、自己負担は医療費の1割です。ただし、世帯の所得水準に応じて、一月当たりの負担に上限額が設定されています。精神通院医療と更生医療は障害者福祉課、育成医療は保健予防課へお問い合わせください。

問 障害者福祉課こころの健康推進係
(区役所1階)

☎ 3802-3542

FAX 3802-0819

問 障害者福祉課相談支援係
(区役所1階)

☎ 3802-4057

FAX 3802-0819

問 保健予防課感染症予防係
(区役所北庁舎1階)

☎ 3802-4243

FAX 3807-1504

■精神障がいで入院している子どもに医療費助成

18歳未満の子どもが精神障がいのために精神病院へ入院して、国民健康保険や社会保険等で治療を受けるとき、本人の負担すべき医療費を東京都が助成します。一部負担金があります。

問 障害者福祉課こころの健康推進係

(区役所1階)

☎ 3802-3542

FAX 3802-0819

公共料金の軽減

■テレビの受信料の減免

全額免除 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で住民税非課税世帯である場合

半額免除

- ・世帯主かつ契約者が視覚障がい者または聴覚障がい者である場合
- ・世帯主かつ契約者が身体障害者手帳(1級または2級)を持っている場合
- ・世帯主かつ契約者が療育手帳(1度または2度)を持っている場合
- ・世帯主かつ契約者が精神障害者保健福祉手帳(1級)を持っている場合
- ・世帯主かつ契約者が戦傷病者手帳を持っていて障害程度が特別項症から第1款症である場合

問 障害者福祉課相談支援係(区役所1階)

☎ 3802-4057

FAX 3802-0819

問 障害者福祉課こころの健康推進係
(区役所1階)

☎ 3802-3542

FAX 3802-0819

■交通機関の割引

身体障害者手帳や愛の手帳をお持ちの方は、交通機関の運賃割引が受けられます。

また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、都営交通の無料バスが交通局の定期券発売所(23区内29か所)で交付されます(JR、私鉄等も割引になる場合があります。割引内容は、利用する旅客鉄道会社等にお問い合わせ下さい)。

○都営交通(都バス・都電・都営地下鉄・日暮里・舎人ライナー)

無料のバスを交付しています。区役所障害者福祉課で手続きしてください。

※戦傷病者手帳(特別項症～第6項症、第1款症～第5款症)や被爆者健康手帳(厚生労働大臣認定患者および健康管理手当受給者)をお持ちの方にも交付されます

◎JR・私鉄・旅客船

運賃（普通乗車券・定期券・回数券・急行券）が50%割引きになります（重度の障がいの場合で、介護人が同乗する場合に限る）。発売窓口で手帳を見せて乗車券等を購入してください。
※手帳をお持ちの方が単独で利用する場合は、100km以上の利用に限って割り引きされます

◎航空機

障がいのある方とその介護者が国内航空を利用する際、航空運賃が割り引きになります。各航空会社の発売窓口で、手帳を見せて購入してください。割引率は、障がいの程度、航空会社等により異なりますので、詳細は、各航空会社にお問い合わせください。

◎タクシー

乗車の際に手帳を提示すると、料金が10%割引きになります。

問 障害者福祉課相談支援係（区役所1階）

☎ 3802-4057

FAX 3802-0819

問 障害者福祉課こころの健康推進係（区役所1階）

☎ 3802-3542

FAX 3802-0819

■有料道路の割引

本人または生計を一にする人等が所有する乗用自動車（営業用は除く）を本人または介護者が運転し、有料道路を利用する場合、料金が5割引きになります。ETC搭載車でも同じように割引が受けられます。

また、レンタカー等も割引対象になります。利用する場合は事前に登録が必要です。

- ・本人運転の場合は、身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・介護者運転の場合は、第1種の身体障害がい者および第1種の知的障がい者

問 障害者福祉課相談支援係（区役所1階）

☎ 3802-4057

FAX 3802-0819

■電話番号案内（104番）の無料利用

視覚障がい・聴覚障がいのある方、肢体不自由（上肢・体幹機能障がい、乳・幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1、2級の方、愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、番号案内（104）を利用するとき無料になります。

利用するには、事前に登録が必要です。

問 NTT東日本

☎ 0120-104-174

■福祉機器の使用料、工事費の減額

障がい者手帳をお持ちの方を対象に、シルバーホン等の福祉機器の使用料および工事費を半額程度に減額します。

問 NTT東日本

☎ 116（局番なし）

障害者総合支援法通所施設

■就労継続支援B型・就労移行支援

就労継続支援B型は、障がいのために一般の職場で働くことが困難な方が、生活指導を受けながら簡易な作業を行い、自立に役立てるための施設です。

就労移行支援は、一般企業等への就労を希望する方に一定期間就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

問 荒川福祉作業所

荒川1-53-9 ☎ 3807-3442

■生活介護

18歳以上の重度の知的障がい等のある方に、生活訓練や作業訓練等を行って日々の生活を充実させ、社会的自立を図る通所施設です。

自立に向けて、自分を表現する力、生活していく力を身につけるための生活作業訓練や地域との交流を、行事等を通して行っています。

問 あらかわ希望の家（尾久生活実習所）

西尾久6-17-3 ☎ 3894-2263

問 あらかわ希望の家分場（尾久生活実習所分場）

西尾久4-6-4 ☎ 5901-3207

問 荒川生活実習所

荒川1-53-9 ☎ 3891-6915

アクロスあらかわ (障害者福祉会館)

障がい者の社会参加を促進するために、障がい者やボランティアの活動の場として、また区民の皆さんとの幅広い交流を深める場として活用できる施設です。

バリアフリーに配慮しており、難聴の方が会議に参加しやすい集団共聴設備やオストメイト対応トイレ（人工肛門・人工膀胱造設者のためのパブリックトイレ）を設置しているほか、車いすに乗っている方でも使用しやすい調理台や電話台、コピー機等を設置しています。

主な施設 ホール、会議室、点字ワープロ室、対面朗読室、交流ロビー、喫茶コーナー、共用活動室等

受付 午前9時～午後5時

休館日 第3火曜日、年末年始

問 アクロスあらかわ

荒川2-57-8 **3803-6221**
FAX 3803-6222

支援センター アゼリア

こころの病を持ちながら地域で生活している人たちが、地域での社会生活をより充実したものにできるよう、相談や支援を行っています。

開館時間 午前9時～午後7時

休館日 第3木曜日、年末年始

問 支援センター アゼリア

東尾久5-45-11 **3819-3113**
相談専用電話 3819-2343

コンパス (荒川区精神障がい者相談支援事業所)

区内在住の精神障がい者とその家族が、住みなれた地域で安心して自分らしく暮らし続けるために、障がい者福祉サービスの利用相談や専門機関の紹介を始め、必要な支援を行います。来所・電話相談のほか、訪問相談にも対応しています。

開設日 月～金曜日（祝日・年末年始除く）

開設時間 午前8時30分～午後5時30分

問 コンパス

東日暮里3-43-12 K・フラット101
6806-5322

荒川区障害者基幹相談支援センター

障がいに関する相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談業務を行うほか、地域での支援のネットワークづくりを進めています。

開設日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

開設時間 午前8時30分～午後5時15分

問 荒川区障害者基幹相談支援センター

荒川1-53-20荒川たんぽぽセンター2階

3801-8060

荒川区障害者就労支援センター (じょぶ・あらかわ)

荒川区障害者就労支援センター（じょぶ・あらかわ）では障がいがあり、一般就労を希望する方や就労移行支援施設等を利用されている方に専任のコーディネーターが本人や家族、企業からの相談を受け、一般就労に向けた支援を行います。

相談には予約が必要です。相談後、利用登録ができます。

受付 月曜～金曜

（土曜日、日曜日、祝日等を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

所在地 荒川2-57-8（アクロスあらかわ3階）

3803-4510
FAX 3803-4520

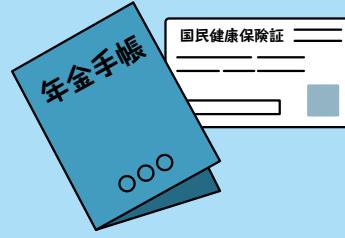
障がいのある方

保険・年金



荒川区役所

3802-3111(代)



国民健康保険

■加入・脱退の手続き

下表の場合は、14日以内に国保年金課または区民事務所で届け出をしてください。

○届け出先と必要なもの

すべての届け出には、マイナンバー（個人番号）と本人を確認できるものが必要です。

	国保の資格に異動があったとき	届け出に必要なもの	届け出先
国保に入る場合	転入してきたとき	—	国保年金課・区民事務所
	職場の健康保険などをやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書	
	職場の健康保険などの被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
	外国籍の方が加入するとき	在留カード、パスポート、指定書（在留資格が特定活動の方）	
国保をやめる場合	転出するとき	マイナ保険証等	国保年金課・区民事務所
	職場の健康保険などに加入したとき	国保と職場の健康保険の両方のマイナ保険証等（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの）	
	職場の健康保険などの被扶養者になったとき	—	
	国保の被保険者が死亡したとき	マイナ保険証等	
	生活保護を受けるようになったとき	マイナ保険証等、保護開始決定通知書	
	外国籍の方がやめるとき	マイナ保険証等、在留カード	
その他	区内で住所が変わったとき	マイナ保険証等	国保年金課
	世帯主や氏名が変わったとき	マイナ保険証等	
	世帯が分かれたりいっしょになったりしたとき	マイナ保険証等	
	修学のため別に住所を定めるとき	マイナ保険証等、在学証明書、修学先地域の区市町村の住民票	
	マイナ保険証等をなくしたとき（または汚れて使えなくなったとき）	使えなくなったマイナ保険証等など	

※外国籍の方は、国保年金課で届け出をしてください。

※「マイナ保険証等」とは、マイナ保険証または資格確認書のことです。

■国民健康保険高齢受給者

70歳に到達した方には、一部負担金の割合を記載した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。

70歳を迎える誕生日の翌月の診療分（誕生日が1日の方は誕生日）から、保険医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合が2割、現役並み所得のある方は3割となります。

■保険料

保険料は、次の方法で世帯ごとに計算され、決まります（下図参照）。

○国民健康保険料の計算方法

保険料 = ①基礎賦課額（医療分）+ ②後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）+ ③介護納付金賦課額（介護分）

①基礎賦課額（医療分）【加入者全員の方が対象】

世帯の年間保険料額	所得割額(a)	均等割額(b)	(最高限度額あり)
	$\frac{\text{加入者全員の賦課のもととなる所得金額}}{\text{加入者全員の賦課のもととなる所得金額}} \times \text{料率}$	$\text{均等割額} \times \text{加入者数}$	

②後期高齢者支援金等賦課額（後期高齢者医療制度へ拠出する負担金）【加入者全員の方が対象】

世帯の年間保険料額	所得割額(a)	均等割額(b)	(最高限度額あり)
	$\frac{\text{加入者全員の賦課のもととなる所得金額}}{\text{加入者全員の賦課のもととなる所得金額}} \times \text{料率}$	$\text{均等割額} \times \text{加入者数}$	

③介護納付金賦課額（介護分）【第2号被保険者：40歳から64歳の方が対象】

世帯の年間保険料額	所得割額(a)	均等割額(b)	(最高限度額あり)
	$\frac{\text{40～64歳の加入者全員の賦課のもととなる所得金額}}{\text{40～64歳の加入者全員の賦課のもととなる所得金額}} \times \text{料率}$	$\text{均等割額} \times 40\text{～}64\text{歳の加入者数}$	

(a)所得割額…加入者全員の賦課のもととなる所得金額により計算します。計算の基礎となるのは、前年中の総所得金額等から基礎控除額43万円を引いた額で、この額に保険料率を乗じた額が所得割額になります。

賦課のもととなる所得金額

=前年中の総所得金額等（収入-必要経費※）
-43万円

※給与所得控除、公的年金控除等

(b)均等割額…加入している人数に応じて、1人当たり均等割額が掛かります。

(a)と(b)を合わせた額が、年間分の保険料額です。また、40～64歳の方は、介護保険第2号被保険者として、介護分保険料が加算されます。

問 国保年金課国保資格係（区役所1階）

☎ 3802-4066

◎保険料の納付方法

○口座振替

保険料は特別徴収の方を除き、原則口座振替で納めてください。振替日は毎月末日（金融機関が休業日の時は翌営業日）です。

申し込み方法は下記の3通りです。申し込み方法により対象金融機関が異なります。詳細は、お問い合わせください。

- ① 本庁舎窓口で専用端末にキャッシュカードを通して、暗証番号を入力して登録
- ② スマートフォンやパソコンから、インターネットを利用して申込
- ③ 口座振替依頼書に必要事項を記入し、届出印を押印のうえ、郵送または本庁舎窓口に提出（納付書）

納期限までに金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、区民事務所、本庁舎窓口で納めてください。

問 国保年金課保険料係（区役所1階）
☎ 3802-4162

■給付

申請に必要な書類等があります。詳細は、お問い合わせください。

給付の種類	給付のあらまし
療養の給付	病気やけがで治療や入院をしたとき、保険対象の費用の70%を給付。70～74歳の方は、80%（一定以上所得者は、70%）を給付 ※未就学児は、80%を給付
療養費	旅行先等で、やむを得ずマイナ保険証等を提示できずに受診したとき、保険診療を基準に審査のうえ、給付割合に応じて支給
入院時食事療養費	病気やけがで入院したとき、1回の食事に掛かる費用のうち、510円を被保険者が負担し、残りを国保が負担 ※事前申請により、非課税世帯は、入院時の食事代が減額となる制度があります
訪問看護療養費	在宅で寝たきり等の状態にある難病患者や重度障がい者、働き盛りで脳卒中等により寝たきり状態になった方が、医師の指示により訪問看護事業者（訪問看護ステーション）から訪問看護を受けた場合、給付割合に応じて国保が負担
移送費	保険診療の病気やけがで移動が困難な人が、緊急の必要があって医師の指示によりやむを得ず入院等のために医療機関に移送されたときに、移送に要した費用が、審査のうえ認められた場合に支給
出産育児一時金	子どもが産まれたとき、50万円を支給（妊娠85日以上の流産・死産を含む）
葬祭費	死亡したとき、葬儀を行った方に7万円を支給

医療機関を受診する際の注意点 マイナ保険証または資格確認書を医療機関に必ず提示してください。提示しない場合、保険診療を受けることができません。

○高額療養費

同じ月内に医療機関に支払った自己負担の合計が、下表を超えた場合、申請によりこの超えた額を高額療養費として支給します。

※外来の場合、外来の医療費とそれに伴う院外調剤の費用とを合算することができます

※下表は、令和7年度時点です

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	年3回目まで	年4回目以降
ア (旧ただし書所得901万円超)	25万2600円+（医療費総額-84万2000円）×1%	14万100円
イ (旧ただし書所得600万円超901万円以下)	16万7400円+（医療費総額-55万8000円）×1%	9万3000円
ウ (旧ただし書所得210万円超600万円以下)	8万100円+（医療費総額-26万7000円）×1%	4万4400円
エ (旧ただし書所得210万円以下)	5万7600円	4万4400円
オ (住民税非課税)	3万5400円	2万4600円

※70歳未満の方の医療費は、自己負担額が月額2万1000円以上（医療機関ごと、入院、外来別）の診療が対象です

※旧ただし書所得とは、前年の総所得金額、山林所得、株式、長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額を控除した額です（雑損失の繰越控除額は除く）

※過去12か月以内に、世帯ごとで、3回以上上限額に達した場合は、4回目以降の限度額が下がります

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	25万2600円+（医療費総額-84万2000円）×1%<年4回以降14万100円>	
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7400円+（医療費総額-55万8000円）×1%<年4回以降9万3000円>	
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円+（医療費総額-26万7000円）×1%<年4回以降4万4400円>	
一般	1万8000円 (年間上限 14万4000円)	5万7600円 <年4回以降 4万4400円>
低所得者Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得者Ⅰ		1万5000円

※過去12か月以内に、世帯ごとで、3回以上上限額に達した場合は、4回目以降の限度額が下がります

○医療費の窓口負担の軽減

高額な診療を受けたときに、マイナ保険証や「限度額適用認定証」を提示することで、1か月の窓口負担額が自己負担限度額までとなります。従来の「限度額適用認定証」の交付には申請が必要です。

※国民健康保険の保険料に滞納があると、原則、発行できません

◎高額介護合算療養費

1年間の医療保険と介護保険との両方の自己負担額を合計した額が、**下表**の自己負担限度額を超えた場合には、申請により高額介護合算療養費が支給されます。計算期間は毎年8月1日から翌年7月31日までです。

70歳未満の方の自己負担限度額（年額）

所得区分	国民健康保険+介護保険
ア 旧ただし書所得901万円超	212万円
イ 旧ただし書所得 600万円超901万円以下	141万円
ウ 旧ただし書所得 210万円超600万円以下	67万円
エ 旧ただし書所得210万円以下	60万円
オ 住民税非課税	34万円

※旧ただし書所得とは、前年の総所得金額、山林所得、株式、長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額を控除した額です（雑損失の繰越控除額は除く）

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（年額）

所得区分	国民健康保険+介護保険
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	212万円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	141万円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※所得区分は国民健康保険の自己負担限度額の区分と同じです

※70歳未満の方の医療費は、自己負担額が月額2万1000円以上（医療機関ごと、入院、外来別）の診療が対象です

※支給金額が500円未満の場合は支給されません

問 国保年金課保険給付係（区役所1階）

☎ 3802-4067

■健康診査

自身の健康管理や、生活習慣病等の予防・早期発見のために、健康診査を行っています。無料で受診できます。主な健診項目は、身体測定・血圧測定・診察・血液検査・尿検査等です。

対象 40歳以上で国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方

利用方法 6月下旬に受診券を郵送します。実施期間は7月～11月末です。期間内に区内の指定医療機関で受診してください。

問 国保年金課管理係（区役所1階）

☎ 3802-4065

■保健指導

生活習慣病等のリスクを減らすために、食生活等生活習慣の改善が必要な方に、保健指導を行っています。無料で受診できます。

対象 40歳以上で国民健康保険に加入している方で、健康診査の結果、保健指導対象値に該当した方

利用方法 対象の方には、健診受診後に案内を送付します。

問 保健予防課成人健診係

（がん予防・健康づくりセンター1階）☎ 3806-0321

■脳ドック受診助成

自覚症状の出にくい脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患等の早期発見と予防のため、脳ドックの受診費用の一部を助成しています。

対象 次のすべてに該当する方

- ・受診時に40歳以上で、荒川区国民健康保険または荒川区で後期高齢者医療制度に加入している
- ・住民税・保険料の滞納がない
- ・前年度に同助成を受けていない

助成内容 脳ドックの受診費用のうち、2万円を限度に半額を助成します

※保険診療となる脳検査は対象外です

■日帰り温泉（温浴）施設

近隣の日帰り温泉（温浴）施設を割引料金で利用できます。日帰り温泉（温浴）施設のご案内（利用券）は、国保年金課、各区民事務所で配布しています。

■国保指定保養施設

関東近県の旅館等を一般より安い料金で利用できます。指定保養施設一覧表（利用券）は、国保年金課、各区民事務所で配布しているほか、荒川区ホームページからもダウンロードできます。

問 国保年金課管理係（区役所1階）

☎ 3802-4065

後期高齢者医療制度

■対象 75歳以上の方・65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた方が被保険者となります。

※会社の健康保険等（国保は除く）から後期高齢者医療制度へ移行する方に扶養されている74歳以下の方は、国民健康保険等への加入手続きが必要です

■制度の運営 都内すべての区市町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営主体となります。

住所変更や給付申請・保険料の徴収等は区役所の窓口で受け付けます。

■保険料 被保険者一人ひとりが納めます。

保険料率は、2年ごと（令和6年度改定）に見直され、東京都内で均一となります。

保険料（年額）の決め方

保険料 (限度額 80万円)	=	均等割額 被保険者 1人当たり 4万7300円	+	所得割額 賦課のもととなる所得 金額 × 所得割率 9.67%
----------------------	---	----------------------------------	---	--

賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額（合計所得金額が2400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は除く）。

■医療費 マイナ保険証または資格確認書を医療機関へ提示すれば、保険の適用となる部分については、入院も外来も1割（現役並の所得がある方は3割、一定以上の所得のある方は2割）の負担です。

同一医療機関での同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります（入院・外来ともに）。

住民税非課税世帯（世帯全員が非課税者、**右上表**の所得区分I・II）の方は、限度額区分を記載した「資格確認書」（資格確認書に限度額区分を記載するには、申請が必要です）を提示すると、自己負担額や入院時の食事代が**右上表**の所得区分に応じた限度額までとなります。

また、自己負担割合が3割で同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満（**右上表**の所得区分現役並み所得I・II）の方は、限度額区分を記載した「資格確認書」（資格確認書に限度額区分を記載するには、申請が必要です）を提示すると、自己負担額が**右上表**の所得区分に応じた限度額までとなります。

なお、マイナ保険証を提示すると、限度額区分を記載した「資格確認書」の提示は不要となります（医療機関・薬局での情報提供に同意が必要な場合があります）。

■高額医療費 1カ月ごとの自己負担額が**右上表**の限度額を超えた場合は、申請により超えた額を支給します。申請書は、最短で診療月から4カ月後に送付します。

1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
3割	現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)	25万2600円 + (10割分の医療費-84万2000円) ×1% (14万100円※2)	
	現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上)	16万7400円 + (10割分の医療費-55万8000円) ×1% (9万3000円※2)	
	現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上)	8万100円 + (10割分の医療費-26万7000円) ×1% (4万4400円※2)	
2割	一般Ⅱ	1万8000円 (年間上限 14万4000円)	5万7600円 (4万4400円※2)
	一般		
1割	住民税 非課税等 ※1	8000円 区分Ⅰ	2万4600円 1万5000円
	区分Ⅱ		

※1 区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ…①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円
の方、または
②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給
している方

※2 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あつた場合の4回目以降から適用になる限度額

一般病棟への入院時の食事代（1食当り）

現役並み所得者、一般Ⅰ・Ⅱ	510円
区分Ⅱ	90日以内の入院（過去12か月の入院日数）
	90日を越える入院（過去12か月の入院日数）
区分Ⅰ	110円

高額介護合算療養費

世帯で1年間（8月1日～翌年7月31日）の後期高齢者医療制度の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合算額が、世帯の自己負担限度額を超えるときは、申請により超えた額をそれぞれの制度から支給します。

1年間の世帯単位の自己負担限度額

負担割合	所得区分	基準額（後期高齢者医療制度+介護保険制度）
3割	現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)	212万円
	現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上)	141万円
	現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上)	67万円
2割	一般Ⅱ	56万円
	一般Ⅰ	56万円
1割	住民税 非課税等 区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

問 国保年金課後期高齢者医療係（区役所1階）

☎ 3802-4148

問 東京都後期高齢者医療広域連合ホームページ

東京いきいきネット <http://www.tokyo-ikiiki.net>

介護保険

◎65歳以上の方

介護サービス（下表参照）を希望するときは、事前に要介護認定の申請をしてください。

◎40～64歳の方

特定の病気に該当すれば同様の申請ができます。お問い合わせください。

■要介護認定

常時介護が必要な方や、日常生活に支援が必要な方は、要介護認定の申請をしてください。

問 介護保険課介護認定係（区役所2階）

☎ 3802-4038

■介護サービス等の利用

要介護認定を受けた方は、訪問介護（ホームヘルプ）や通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）等の在宅サービス、または介護老人福祉施設等の施設サービスが利用できます。介護保険で利用できるサービスは、下表のとおりです。

※介護サービス等を利用する場合は、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります

※介護サービス等を利用する場合の利用料（自己負担額）は、介護費用の1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）です。施設サービスやショートステイ等を利用する場合は、この

他に食事代等がかかります

問 介護保険課介護給付係（区役所2階）

☎ 3802-4952

■高額介護サービス費

介護サービス利用の際の自己負担が高額になった場合、限度額を超えた分が介護保険から支給されます。対象者には、サービス利用のおおむね3か月後に申請書を送付します。

問 介護保険課介護給付係（区役所2階）

☎ 3802-4952

■保険料

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料額は、区民税課税状況や所得額等によって次ページの15段階に分かれます。

保険料の支払いは、老齢（退職）・遺族・障害年金を年額18万円以上受給している方は年金からの天引きとなります。それ以外の方は、便利で納め忘れのない口座振替をご利用いただくか、区から送付する納付書で納付してください。金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、各区民事務所、介護保険課の窓口のほか、スマートフォン等の対応アプリで納付書に印刷されているバーコードを読み取り、納付することもできます。

問 介護保険課資格保険料係（区役所2階）

☎ 3802-4953

介護サービス

サービスの種類		サービスの内容
在宅サービス	訪問介護（ホームヘルプ）◆	ホームヘルパーによる自宅での介護や身の回りのお世話
	訪問入浴介護◇	入浴車で自宅を訪問して行う入浴介護
	訪問看護◇	看護師や保健師が自宅を訪問して行う看護や療養支援
	訪問リハビリテーション◇	理学療法士、作業療法士等が自宅を訪問して行う機能訓練等
	居宅療養管理指導◇	医師、薬剤師等が自宅を訪問して行う療養上の管理
	通所介護（デイサービス）◆	通所介護事業所等で行う機能訓練や趣味・生きがい活動・入浴の介護
	通所リハビリテーション（デイケア）◇	医療機関等での機能訓練や入浴介護等
	福祉用具の貸与◇	介護用ベッドや車いす等のレンタル（軽度の方は対象とならない場合もあります）
	短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）◇	福祉施設や医療機関に短期入所
施設サービス	特定施設入所者生活介護◇	有料老人ホーム等の入所者に対する介護
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、在宅での生活が困難な方向けの施設
	介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする方向けの施設
サービス密着型	介護医療院	長期療養のための医療と、日常生活の介護を兼ね備えた施設
	小規模多機能型居宅介護◇	「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」のサービスを組み合わせたサービス
	定期巡回・随时対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護を組み合わせ、日中、夜間を通じた定期巡回と随时対応のサービス
	夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随时対応の2種類の訪問介護サービス
	認知症対応型通所介護◇	認知症の方を対象にした通所での専門的なケア
	認知症対応型共同生活介護◇	認知症高齢者が介護を受けながら共同生活する住宅（グループホーム）での専門的なケア
その他	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	地域密着型通所介護◆	定員が18人以下の小規模な通所介護
その他	福祉用具購入費の支給◇	ポータブルトイレや入浴補助具などの購入
	住宅改修費の支給◇	手すりの取り付けや床段差の解消などの在宅生活の継続に必要な住宅改修

※地域密着型サービスは、原則として事業所がある区市町村の被保険者のみ利用できます

※上表のサービス以外にも、区が行う介護保険外の保健・福祉サービスがあります

※◇は要支援1・2の方向けのサービスもあります

※◆は要支援1・2の方、事業対象者（基本チェックリストに該当した方）向けのサービスもあります

第9期（令和6～8年度）保険料

段階	対象者	保険料年額
第1段階	▷老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が区民税非課税の方 ▷生活保護を受けている方 ▷本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	2万1591円
第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	3万7368円
第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	5万6833円
第4段階	本人が区民税非課税で、世帯内に区民税課税者がいる場合で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	7万584円
第5段階 (基準額)	本人が区民税非課税で、世帯内に区民税課税者がいる場合で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円を超える方	8万3040円
第6段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	9万1344円
第7段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	10万7952円
第8段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	12万8712円
第9段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	15万3624円
第10段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	18万6840円
第11段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	22万8360円
第12段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	26万5728円
第13段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	27万4032円
第14段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方	28万2336円
第15段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が3,000万円以上の方	29万640円

【合計所得金額】 …所得控除（扶養控除や医療費控除等）及び損失の繰越控除を引く前の各所得金額の合計です。

なお、土地建物等の譲渡所得がある場合には、特別控除後の金額を用います。

【その他の合計所得金額】 …合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いた額です。

ただし、介護保険料の算定に給与所得が含まれている場合、給与所得から最大10万円を控除した金額を用います。

※令和6年度は、第1・4・5段階の算定で用いる80万9千円は、80万円で計算します。

国民年金

国民年金は、被保険者が納める保険料と国の負担金によって国が責任を持って管理運営するもの

■国民年金の種類

年金の種類	受 給 要 件	年金額 (年額)
老齢基礎年金	受給資格期間が10年以上ある方が、原則として65歳になったとき	<ul style="list-style-type: none"> 昭和31年4月2日以後生まれの方…83万1700円（満額の場合） 昭和31年4月1日以前生まれの方…82万9300円（満額の場合） <p>保険料の免除や未納によって納付済期間が40年に達しなかった場合は、満額の年金を受給できないことになります。 ※付加年金額…200円×付加保険料を納めた月数</p>
障害基礎年金	初診日の前々月までに、被保険者期間の3分の2以上保険料納付済期間（免除期間を含む）がある等、一定の納付要件を満たした方が、被保険者期間中または60歳以上65歳未満（日本国内に居住中）に初診日のある傷病で、法律に定める程度の障がいの状態になったとき。20歳前からの障がい者に対しても支給（本人の所得制限あり）	<ul style="list-style-type: none"> 1級 昭和31年4月2日以後生まれの方…103万9625円 + 子の加算額※ 昭和31年4月1日以前生まれの方…103万6625円 + 子の加算額※ 2級 昭和31年4月2日以後生まれの方…83万1700円 + 子の加算額※ 昭和31年4月1日以前生まれの方…82万9300円 + 子の加算額※ <p>※子の加算額 2人まで…1人につき23万9300円 3人目以降…1人につき7万9800円</p>
遺族基礎年金	被保険者期間の3分の2以上、保険料納付済期間（免除期間を含む）がある等、一定の納付要件を満たしている方が死亡したとき。生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」 ※子とは、18歳未満または1、2級の障がいのある20歳未満の子をいいます	<ul style="list-style-type: none"> 子のある配偶者が受け取るとき 昭和31年4月2日以後生まれの方…83万1700円 + 子の加算額※ 昭和31年4月1日以前生まれの方…82万9300円 + 子の加算額※ 子が受け取るとき 次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額です。 83万1700円 + 2人目以降の子の加算額※ <p>※子の加算額 1人目および2人目の子の加算額…各23万9300円 3人目以降の子の加算額…各7万9800円</p>
寡婦年金	第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて老齢基礎年金を受ける条件を満たした夫が、年金を受けないで死亡したとき。夫に生計を維持されていた婚姻期間が10年以上の「妻」に、60～65歳の間支給	夫の老齢基礎年金額の4分の3
死亡一時金	第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料納付済期間が36月以上（一部納付の場合は月数が変わります）あり、老齢基礎年金や障害基礎年金等を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族に支給	12万～32万円 ※付加保険料を36月以上納めているときは8500円を加算

■加入の方

必ず加入する方

- 日本国内に住所がある自営業や自由業の方等で、20歳以上60歳未満の方（第1号被保険者）
- ※保険料は、毎月ご自身で納める必要があります
- 厚生年金に加入している会社員や公務員（第2号被保険者）
- ※保険料は、給料から引かれている厚生年金保険料等に含まれているので、個人で納める必要はありません
- 第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者の方（第3号被保険者）

で、被保険者が老齢になったとき、けがや病気により障がい者となったとき、死亡したときに年金を支給し、生活の安定が損なわれないように、社会全体で支援していく制度です。

（金額は令和7年度）

※保険料は、厚生年金制度が負担するので、個人で納める必要はありません

希望すれば加入できる方

- 年金を受けるために必要な資格期間（受給資格期間）の足りない方や、過去に未納期間等があり満額の老齢基礎年金が受けられない60歳以上65歳未満の方
- 昭和40年4月1日以前に生まれた方で、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の日本国内在住の方または日本人で海外在住の方
- 海外在住の20歳以上65歳未満の日本人

保険料

保険料は、国民年金に加入した月から60歳になる前の月まで、納めることになります。保険料の額は、令和7年度は一か月1万7510円です。なお、より多い年金を希望する方には、さらに一か月400円の付加保険料を納める制度があります。

※納付書の発行は荒川年金事務所（**3800-9151**）が行います

■年金の支給月

老齢福祉年金を除く各種年金

2月（12・1月分）、4月（2・3月分）、
6月（4・5月分）、8月（6・7月分）、
10月（8・9月分）、12月（10・11月分）

老齢福祉年金

4月…12～3月分 8月…4～7月分
12月（希望により11月）…8～11月分

■保険料の免除

第1号被保険者で、収入が少なく保険料を納めることが経済的に困難なときは、保険料の全額または一部が免除される制度があります。

■学生納付特例制度

前年の所得が約128万円以下の学生の方は、親の所得にかかわらず保険料の納付を猶予する特例制度があります。

■納付猶予制度

50歳未満の第1号被保険者で、本人と配偶者の所得要件を満たせば、保険料の納付が猶予されます。平成28年7月～令和12年6月の時限措置です。

■厚生年金等の窓口

荒川年金事務所（日本年金機構）では、厚生年金等の資格や給付に関する相談・受付業務のほか、国民年金保険料の納付関係の業務等を行っています。

■荒川年金事務所 **3800-9151 (代)**

■ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050の電話からは **03-6700-1144**

■問 ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050の電話からは

03-6700-1165

■問 日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

■旧軍人等援護・戦没者等の遺族の方へ

■戦没者の遺族に対する特別弔慰金、各種特別給付金

旧軍人・軍属の戦傷病者・戦没者等の特別弔慰金、特別給付金等の請求受け付け等を行っています。

■問 福祉推進課地域福祉係（区役所2階）

3802-3953

■旧軍人恩給等の請求

■問 東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当

5320-4077

■旧軍人恩給等の各種変更手続き

■問 総務省恩給相談室

5273-1400

税 金



荒川区役所
3802-3111(代)



特別区税

特別区が課すことができる税目は、地方税法により、特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・鉱産税・入湯税があります。このうち、鉱産税と入湯税は、荒川区では課税対象がありません。

■特別区民税

課税される方

- ①国籍を問わず、その年の1月1日現在、区内に住所があり、前年中に所得があった方
- ②その年の1月1日現在、区内に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷のある方

課税されない方

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ②前年中の所得が区の条例で定める金額以下の方

申告

上記の「課税される方」に該当する方は、申告が必要です。ただし、次に該当する方は除きます。

- ①税務署に確定申告をする方、勤務先から給与支払報告書が区に提出された方
 - ②厚生年金等の収入のみの方で、医療費控除や扶養控除等の所得控除を追加する必要のない方
- ※所得のなかった方は申告の義務はありませんが、非課税証明書の発行や国民健康保険料の算定等に申告が必要です

■税務課課税係(区役所2階) **内線 2316**

■軽自動車税(種別割)

その年の4月1日現在で、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者に課税されます。登録・廃車の手続きは、車種ごとに次の場所で受け付けています。

○原動付自転車(総排気量125cc以下または定格出力1kw以下のバイク等、ミニカー)、小型特殊自動車

○登録…車両を購入したとき、転入したとき、譲り受けたとき

○廃車…車両の廃棄や譲渡・盗難など所有しなくなるとき、転出したとき

○名義変更…区内の方に車両を譲るときや所有者が亡くなったとき等

※それぞれ、手続き・提出書類が異なります

■税務課課税係(区役所2階) **内線 2312**

○軽自動車(三輪・四輪)

問 軽自動車検査協会東京主管事務所足立支所

足立区宮城1-24-20 **050-3816-3102**

○軽自動車(二輪)および二輪の小型自動車

問 足立自動車検査登録事務所

足立区南花畠5-12-1 **050-5540-2031**

■特別区民税(普通徴収)と軽自動車税(種別割)の納付方法

地方税お支払サイト、スマートフォン決済アプリ、Pay-easy、口座振替(軽自動車税を除く)、コンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、税務課、各区民事務所で納付できます。

問 税務課課税係(区役所2階) **内線 2326**

■特別区民税・都民税課税(非課税)証明書・納税証明書、軽自動車税(種別割)納税証明書が必要なとき

申請に必要なもの 本人確認ができる書類(代理人による申請の場合は、代理人の本人確認ができる書類、本人自署の委任状)

※委任状は便せん程度の用紙に、委任者の氏名・押印・現住所・生年月日・電話番号・必要年度の1月1日の住所地、必要年度の証明書名、必要枚数、使用目的、代理人の氏名・現住所・生年月日を記入してください

※特別区民税や軽自動車税(種別割)を銀行等で納めたときは、区役所で納税の確認ができるまでに10日間程度かかります。すぐに「納税証明書」が必要な場合には、領収証書を持参してください

手数料 300円(一通)

※軽自動車税(種別割)の車検用は無料

※軽自動車税(種別割)の納付状況を軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で確認できます。車検を受ける際に、納税証明書の提示を原則省略できます。

受付場所 税務課、各区民事務所

※来所できない場合は、郵送や電話での予約、スマート申請・電子申請での請求ができます

→P21

問 税務課課税係(区役所2階) **内線 2331**

■特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）
の納税に関する相談

問 税務課納税促進係（区役所2階）

内線 2334

都税

土地・家屋の購入や、事業にかかる税金、税の減免や納税猶予の措置等、都税相談・質問・苦情等は、荒川都税事務所内の相談コーナーをご利用ください。

問 荒川都税事務所 ☎ 3802-8111 (代)

◎都税の納付はキャッシュレスがおすすめです

納税は、スマートフォン決済アプリのほか、地方税お支払サイトからのクレジットカード払いでも納付できます。また、口座振替、金融機関・郵便局のPay-easy対応のインターネットバンキング、モバイルバンキングおよびATMでも納付できます。ぜひご利用ください。

※ご利用前に、主税局ホームページで各納税方法の注意事項を確認してください

ホームページアドレス

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html



口座振替の問合せ先

問 主税局納税推進課

☎ 3252-0955

国税

税務署での申告等に関する相談は、予約が必要です。国税の相談や質問は、電話相談センターで受け付けているほか、国税庁ホームページのタップアンサーや、チャットボット「ふたば」のご利用が便利です。

また、国税庁ホームページには、質疑応答事例や法令解説通達等も掲載されています。

ホームページアドレス

<https://www.nta.go.jp/>



◎e-Tax（国税電子申告・納税システム）

事前に利用登録をしておくと、自宅やオフィスのパソコン・スマートフォンで、各種申告や届出申請ができます。申告等に必要な添付書類も同時に送信できるため、郵送等で提出する必要がありません。

また、電子納税や納税証明書の請求も行うことができます。ぜひ、ご利用ください。

ホームページアドレス

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



問 荒川税務署

☎ 3893-0151 (代)

税金

■主な税金（申告・納期）

月別	特別区税	都 税	国 税
4月			
5月	軽自動車税種別割	自動車税種別割・鉱区税	
6月	特別区民税第1期（都民税・森林環境税※1を含む）	固定資産税・都市計画税 第1期	
7月			所得税（予定納税） 第1期（31日まで）
8月	特別区民税第2期（都民税・森林環境税※1を含む）	個人の事業税 第1期	
9月		固定資産税・都市計画税 第2期	
10月	特別区民税第3期（都民税・森林環境税※1を含む）		
11月		個人の事業税 第2期	所得税（予定納税） 第2期（30日まで）
12月		固定資産税・都市計画税 第3期	
1月	特別区民税第4期（都民税・森林環境税※1を含む）	住宅用地の申告…31日まで、償却資産の申告…31日まで、認定長期優良住宅減額の申告…31日まで、都民税株式等譲渡所得割…10日まで、都民税配当割（源泉徴収選択口座内）…10日まで	
2月		固定資産税・都市計画税 第4期	贈与税の申告 2月1日～3月15日
3月	特別区民税申告（都民税を含む） 2月16日～3月15日	個人の事業税の申告（所得税、住民税の確定申告をした方を除く）…15日まで 事業所税（個人の事業にかかるもの）…15日まで 地方消費税※2（個人の事業にかかるもの）…31日まで	所得税の確定申告 2月16日～3月15日 消費税の確定申告 (個人の事業にかかるもの) 3月31日まで
毎月	・特別区民税特別徴収分 6月～翌年5月（都民税を含む） ・特別区たばこ税	都たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税 都民税利子割・都民税配当割（翌月10日まで）・宿泊税	所得税（源泉徴収分） 酒税・たばこ税 たばこ特別税・揮発油税
隨時 (一定の 期日)	・退職所得にかかる特別区民税特別徴収分（都民税を含む） ・公的年金等からの特別区民税特別徴収分（都民税・森林環境税※1を含む） ・軽自動車税環境性能割	法人の事業税・法人の都民税・不動産取得税・自動車税環境性能割・狩猟税・事業所税（法人の事業にかかるもの）・地方消費税※2（法人の事業にかかるもの）・自動車税種別割（月割課税（新規登録）分）	法人税 地方法人税 消費税（法人） 相続税 登録免許税※3 自動車重量税※4 印紙税 特別法人事業税

※申告や納付期限等が土・日曜日・祝日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限です。

- ※1 令和6年度から森林環境税(国税)が課税されています。国内に住所を有する個人に対して、前年中の所得に基づき課税を行い、特別区民税・都民税の均等割と併せて徴収します
- ※2 地方消費税の申告は、消費税(国税)の申告と併せて行います
- ※3 登録免許税は、それぞれの登記・登録等の事務を所掌している、東京法務局（☎5213-1234）・
その他の官公署または団体の他、荒川税務署（☎3893-0151）へお問い合わせください
- ※4 自動車重量税の制度内容については、東京国税局消費税課（☎3542-2111）へ、申請手続については、足立自動車検査登録事務所（☎050-5540-2031）の登録部門または軽自動車検査協会足立支所（☎050-3816-3102）へお問い合わせください

健康管理



荒川区役所
3802-3111(代)



健康相談

体と心の健康に関する不安や悩み等の相談に、保健師等が隨時応じています。

問 健康推進課保健相談担当

(がん予防・健康づくりセンター2階) ☎ 内線 432

こころの健康相談

■こころの健康相談

精神的不安や悩み、思春期のこころの不調やひきこもり等について、精神科医が相談を受け付けています。

■依存症相談

アルコール・薬物・ギャンブル・摂食障害等の依存症で悩んでいる方（本人、家族等）に対して、専門医や依存症からの回復者が相談に応じています。

■ママのこころの相談

出産後、沈みがちになる、気分が落ち着かない等、幼いお子さんがいる方のこころの相談を専門医が受け付けています。

問 健康推進課保健相談担当

(がん予防・健康づくりセンター2階) ☎ 内線 432

こころといのちの相談

自殺予防に関する相談を受け付けています。

問 障害者福祉課こころの健康推進係

（区役所1階） ☎ 3802-5031

健康管理

歯や口の相談

お子さんの口のケアの始め方や歯みがきの仕方、またお子さんから大人までのむし歯や歯周病予防等、歯や口に関する相談に、歯科衛生士が随時応じています。

さらに、3歳未満のお子さんは「歯科相談室」で、歯科医師による歯の健診や、歯科衛生士による歯みがき指導、フッ化物塗布を受けることができます。

問 健康推進課歯科担当

(がん予防・健康づくりセンター2階) ☎ 内線 423

食事の相談

産前産後の食事、離乳食の進め方、お子さんから大人までの食事について、栄養士が随時相談に応じています。

また、医療機関からの紹介による糖尿病に特化した栄養相談も、予約制で行っています。

問 健康推進課栄養担当

(がん予防・健康づくりセンター2階) ☎ 内線 423

健康づくり

あらかわNO!メタボチャレンジャー、荒川ころばん・せらばん・あらみん体操、健康講座等を行っています。

問 健康推進課保健相談担当

(がん予防・健康づくりセンター2階) ☎ 内線 432

医療に関する相談

医療に関する問題を自ら解決するための助言等を行い、患者と医療機関等の信頼関係構築の支援を目的に、病院・診療所等についての相談に応じています。

※医療機関等との紛争・仲介・調停は行いません

■都内の病院についての相談

受付時間 月～金曜日、午前9時～午後5時

※正午～午後1時、祝日・年末年始等を除く

問 東京都医療安全支援センター「患者の声

相談窓口」

☎ 5320-4435

■荒川区内の診療所（クリニック・医院等）についての相談

問 生活衛生課環境衛生係
(区役所北庁舎1階)

内線 427

予防接種

感染症の発生・まん延を予防するため、各種予防接種の費用助成を行っています。詳細はお問い合わせください。

問 健康推進課予防接種係
(がん予防・健康づくりセンター2階) 内線 3901

成人歯科健康診査

20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の方を対象として「成人歯科健康診査」を行っています。

「歯科健康診査実施医院」のポスターを掲示している区内の歯科医療機関で受診できます。受診券は、対象年齢を迎える年度の6月下旬に郵送します。

問 健康推進課歯科担当
(がん予防・健康づくりセンター2階) 内線 423

骨粗しょう症検診

40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に、X線で骨密度を測る検査(DXA法)を行っています。

5月下旬に受診券を郵送するので、6月～1月に区内の医療機関で受診してください。

なお、検診費用として500円の自己負担が必要です。(生活保護受給者は無料)

問 保健予防課成人健診係
(がん予防・健康づくりセンター1階) 3806-0321

がん検診と相談支援

がんの早期発見のため、検診を実施すると共に、がんに関する相談支援を行っています。

■がん検診

検診名・対象年齢

- 胃がん検診（バリウム検査）…35歳以上
- 肺がん検診・大腸がん検診…40歳以上
- 子宮頸がん検診…20歳以上の偶数年齢（女性）
- 乳がん検診…40歳以上の偶数年齢（女性）

申し込み方法 誕生月のおおむね1か月前に、「検診のお知らせ」を郵送します。同封の案内に沿ってお申し込みください。

■胃がん検診（内視鏡検査）

対象年齢

50歳以上の偶数年齢の方

申し込み方法 上記がん検診の「検診のお知らせ」とともに「受診券」を郵送します。同封の胃内視鏡検査指定医療機関から医療機関を選んで、直接予約の上、受診してください。受診期間は

誕生月を含めて1年以内です。なお、検診費用として1000円の自己負担が必要です。(生活保護受給者は無料)

■アピアランスケア支援

がん治療に伴う外見の変化に対し、ウィッグや補整具等の費用を助成する支援を行っています。対象者・対象品等の詳細は、お問い合わせください。

問 保健予防課成人健診係

(がん予防・健康づくりセンター1階) 3806-0321

結核・感染症の相談

結核および感染症に関する相談とまん延防止を行っています。結核については、療養の支援を行っています。詳細は、お問い合わせください。

問 保健予防課感染症予防係

(区役所北庁舎1階) 3802-4243

ぜん息等の治療を受けている方へ

気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気腫の治療を受けている18歳未満の方で、都内に引き続き1年（3歳未満の方は6か月）以上住んでいる方は、医療費の助成を受けられます。現在認定され、気管支ぜん息の治療を受けている生年月日が平成9年4月1日以前の方も対象となります。

問 生活衛生課公害保健係

(区役所北庁舎1階) 内線 424

HIV・性感染症の相談と検査

医師・保健師が、電話・来所相談を行っています。血液検査は、予約制です。費用は無料で、匿名でお受けします。

問 保健予防課感染症予防係

(区役所北庁舎1階) 3802-4243

問 荒川区HIV相談専用電話

3805-9467

行事等で食品を取り扱う場合は

町会の行事等で食品（焼きそば、フランクフルト等）を取り扱う場合は、保健所に届け出が必要です。また、取り扱うことができる食品にも制限があります。必ず事前にご相談ください。

問 生活衛生課食品衛生係

(区役所北庁舎1階) 内線 428

難病等の治療を受けている方へ

難病、小児慢性疾患で入院、通院している方は、医療費の助成が受けられます。

問 難病…障害者福祉課こころの健康推進係

(区役所1階) 3802-3542

FAX 3802-0819

問 小児慢性疾患…健康推進課健康推進係

(がん予防・健康づくりセンター2階) 内線 433

難病等の患者の方へ

難病患者医療費助成を受けていて、日常生活に支障のある方等へホームヘルパーを派遣します。

問 障害者福祉課こころの健康推進係
(区役所1階) ☎ 3802-3542
FAX 3802-0819

原爆被爆者のために

原爆被爆者の健康診断受診奨励金、健康手帳、特別手当、健康管理手当、介護手当、葬祭料が支給されます。

問 障害者福祉課こころの健康推進係
(区役所1階) ☎ 3802-3542
FAX 3802-0819

休日や夜間に急病になったら

■休日診療所

土・日曜日、祝日等や年末年始に急病になった方のために、区内5か所（準夜間時間帯3か所）の休日診療所を当番制で開設しています。診療日と担当医療機関は、あらかわ区報、区や荒川区医師会のホームページ等でお知らせしています。

診療科目 内科、小児科、外科等

診療時間

○昼間…日曜日、祝日等の午前10時～午後1時、午後2時～午後5時

○準夜間…土・日曜日、祝日等の午後5時～午後9時

※受け付けは、午後5時～午後8時30分

問 荒川区医師会 ☎ 3893-2331

ホームページアドレス

<http://www.arakawa-med.or.jp>

■休日歯科診療所

休日に1か所の休日歯科診療所を当番制で開設しています。電話による予約制（受付時間午前9時～午後4時）です。担当歯科診療所は、あらかわ区報、区や東京都荒川区歯科医師会のホームページでお知らせしています。

問 東京都荒川区歯科医師会 ☎ 3805-6601

ホームページアドレス

<http://www.arakawa-dental.jp>

■荒川区医師会こどもクリニック



月～土曜日の準夜間、日曜日・祝日・年末年始に、小児を対象とした応急診療（発熱や腹痛等）を行う医療機関です。

薬は原則として1日分の処方で、継続的に受診することはできません。翌開診日には、かかりつけ医での診察を受けてください。

診療日時

○月～金曜日…午後7時～午後10時

※受け付けは、午後6時30分～午後9時30分

○土曜日…午後5時～午後9時

※受け付けは、午後4時45分～午後8時30分

○日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

…午前10時～午後1時（受け付けは、午前9時45分～午後1時）、午後2時～午後9時（受け付けは、午後2時～午後8時30分）

対象 救急車による搬送や入院を必要としない程度の症状の中学生までのお子さん

※受診の際には、必ず保健資格情報を確認できるもの（マイナ保健証等）、乳幼児・子ども医療証を持参してください

問 荒川区医師会こどもクリニック

西日暮里6-5-3荒川区医師会館1階

☎ 3893-1599

■救急医療機関

救急医療機関は、救急患者に対応します。区内では、次の病院が東京都から認定されています。

問 木村病院（内科系・外科系）

南千住1-1-1 ☎ 5615-2111

問 東京リバーサイド病院（内科系・外科系）

南千住8-4-4 ☎ 5850-0311

問 岡田病院（内科系・外科系）

荒川5-3-1 ☎ 3891-2231

問 佐藤病院（内科系・外科系）

西尾久5-7-1 ☎ 3893-6525

問 令和あらかわ病院（内科系・外科系）

東尾久5-45-1 ☎ 6807-7500

※症状が軽度で休日診療所が開設されているときは、休日診療所をご利用ください

■電話での医療機関案内・相談受付

問 東京都医療機関案内サービスひまわり

- ・医療機関案内（24時間） ☎ 5272-0303
- ・医療福祉相談（月～金曜日、午前9時～午後8時） ☎ 5272-0303
- ・聴覚障がい者専用ファクス（24時間）
FAX 5285-8080
- ・外国語の相談受付（毎日午前9時～午後8時）
☎ 5285-8181
- ・医療機関向け外国語の救急通訳サービス（英語・中国語…24時間、韓国語・タイ語・スペイン語・フランス語・ベトナム語・ネパール語・タガログ語…月～金曜日の午後5時～8時および土・日曜日・祝日の午前9時～午後8時）
☎ 0570-099283

問 医療情報ネット（ナビイ）

さまざまな検索方法で医療機関・薬局を探すことができます

ホームページアドレス

<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp>

※日本語以外に、英語、中国語、韓国語に対応しています

問 東京消防庁テレホンサービス（24時間）

☎ 3212-2323

■日曜日の柔道施術

日曜日において、骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷等の負傷された方のために、柔道整復（接骨）を実施する施術所1か所を当番制で開設しています。日程と担当施術所は、あらかわ区報、区のホームページ等でお知らせしています。

施術時間 午前9時～午後7時

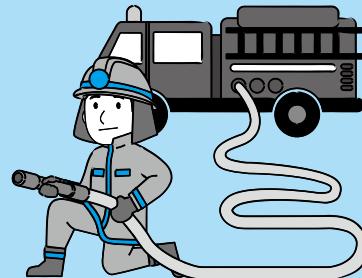
問 東京都柔道整復師会荒川支部

☎ 3801-2102

災害対策



荒川区役所
3802-3111(代)



地震対策

近年、日本各地で地震が頻発しており、東京都でも今後30年以内に、70%の確率で首都直下地震が発生すると予想されています。

いつ大規模な地震が発生しても、落ち着いて、安全に行動できるよう、日ごろから準備をしておきましょう。

■日ごろの備え

○家庭での備蓄と非常持ち出し袋の準備をしましょう

地震が発生し、電気・ガス等のライフラインや物資の供給が止まった場合、食料や生活用品等の確保が困難となります。各家庭の構成人数や年齢等に応じて、1週間以上過ごせる量を目標に食料や生活用品等を準備するとともに、避難所等へ避難する場合に備えて、非常持ち出し袋も準備しておきましょう。なお、食料や生活用品等の備蓄では、普段食べているものや、使っているものを常に少し多めに購入して備蓄品とする、「日常備蓄(ローリングストック)」が効果的です。

○備蓄品の例

- ・飲料水（大人1人1日あたり3ℓ）
- ・食料（大人1人1日あたり3食分）
- ・携帯トイレ（大人1人1日あたり5回分）
- ・生活用品（マスク、懐中電灯、カセットコンロ、ライター、ラジオ、ティッシュ、ビニール袋、蓄電池、歯磨きセット、生理用品等）

○非常持ち出し袋の例

- ・貴重品（現金、通帳等）
- ・水・食料（飲料水、非常食等）
- ・日用品（マスク、タオル等）
- ・衣類（着替え、靴下等）
- ・医療品（常備薬、消毒液等）
- ・その他（ラジオ、懐中電灯、モバイルバッテリー等）

○屋内の安全対策をしましょう

たんすや本棚等の家具の転倒等による負傷を防ぎ、避難経路を確保するためには、家具類の転倒・落下・移動防止対策や、ガラスの飛散防止対策が有効です。

また、地震による火災を防ぐためには、感震ブレーカー（強い揺れを感じたときにブレーカーを落とす装置）の設置が有効です。

区では、家具類の転倒・落下・移動防止器具やガラスの飛散防止フィルム、感震ブレーカーの購入等に対する助成や、65歳以上の世帯や障がい者のいる世帯等に簡易型感震ブレーカーの無料配付を行っています。

○避難の流れを確認しましょう

荒川区防災地図（地震版）や荒川区防災アプリ（→P78）等で、自宅や通学路、通勤経路等から一時集合場所、広域避難場所、一次避難所等への避難経路を確認しましょう。

なお、一時集合場所や一次避難所は、町会ごとに指定されています。事前に確認しましょう。

○家族等との連絡方法を確認しましょう

家族と離れてしまった場合に備え、待ち合わせ場所を事前に決めておき、そこに向かう方法等を確認しましょう。

また、大規模災害発生時にNTTが開設する「災害時伝言ダイヤル（番号171）」や、各携帯電話会社が開設する災害用伝言板の利用方法等も確認しましょう。

○地域の防災訓練に参加しましょう

区では、地震による火災に備えて、区内各所への消火器の設置や、町会・自治会への消火用ポンプの配備を行っています。自分や家族の命・財産を守るためにも、日ごろから資機材の使い方を身に付けておくことが大切です。

町会・自治会では、毎年、その地域の特徴にあつた防災訓練を実施しています。家族、知人、近所の方と一緒に参加しましょう。

災害対策

■永久水利施設

首都直下地震が発生した際には、区内で18件の火災が発生し、最悪の場合2,090棟が焼失するほか、上水道の46.9%が断水する恐れがあるとされています。

区内は、多くが木造住宅密集地域であるため、震災時には、家屋の倒壊や断水によって消火活動が難しくなることが予想されます。

区では、河川水や地下水等の永久に枯れることのない水を消火用水として利用する「永久水利」という仕組みを考案し、区内8か所に整備しています。

有事の際には、消防機関の消火用水として、防災区民組織や消防団等が連携して不足する恐れがある防火水槽に送水します。

整備地点	住所	消火用水の種類
南千住6丁目 スーパー堤防	南千住6-37	河川水
荒川公園	荒川2-2-3	地下水
第五中学校	町屋1-37-16	河川水
第四峡田小学校	町屋2-11-6	地下水
赤土小学校	東尾久2-43-9	
都立尾久の原公園	東尾久7-1	河川水
あらかわ遊園	西尾久6-35-11	
日暮里公園	東日暮里3-11-10	地下水

■地震発生時の対応

◎自宅にいる時に強い揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた場合

○テーブルの下に潜る等により、落下・転倒物から身を守りましょう。

○揺れが収まったら、慌てずに、火の始末とブレーカーを落とす（感震ブレーカーを設置している場合は、作動していることを確認することにより、出火を防止しましょう。

○火の始末等を終えたら、自宅の安全確認・避難経路の確保を行うとともに、荒川区ホームページや荒川区防災アプリ、テレビ、ラジオ等から正しい情報を入手しましょう。

○自宅の安全確認等が済んだら、隣近所で安否確認を行うとともに、地域で協力して、初期消火や救出・救護を行いましょう。

◎自宅以外の場所にいるときに強い揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた場合

○屋内にいる場合はテーブルの下に潜る等により、落下・転倒物から身を守りましょう。

○屋外にいる場合はブロック塀や門等から離れ、物が落下・転倒してこない場所に移動しましょう。

○揺れが収またら、荒川区ホームページや荒川区防災アプリ等から正しい情報を入手し、自宅等の安全な場所まで冷静に移動しましょう。

◎家に帰れない、そのときには

地震が発生すると、交通機関が停止する可能性があります。交通機関の停止に伴い、帰宅が困難になった人を「帰宅困難者」といいます。

東日本大震災の際には、東京都でも多くの帰宅困難者が発生しました。

自宅まで安全に帰宅するために、「帰宅困難者の行動心得10か条」を参考に、日ごろから準備しましょう。

○帰宅困難者の行動心得10か条（出典：東京都）

- ・あわてず騒がず、状況確認
- ・携帯ラジオをポケットに
- ・作っておこう帰宅地図
- ・ロッカーを開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ・机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- ・事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- ・安否確認、災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚
- ・歩いて帰る訓練を
- ・季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオル等）
- ・声を掛け合い、助け合おう

問 防災課防災管理係（区役所3階） ☎内線 492

問 防災課防災事業係（区役所3階） ☎内線 418

■マンションの防災対策を支援します

マンションは、一般的に耐震性能や防火性能が優れていると言われていますが、大規模地震が発生した場合は、エレベーターの停止や閉じ込め、排水管の損傷によるトイレの使用制限等、マンション特有の被害が生じる可能性があります。

自宅に食料品などの備蓄や屋内の安全対策等の自助の備えのほか、管理組合による防災マニュアルの作成やエレベーターの耐震化、防災資器材の配備等、日ごろから共助の備えをしておくことが、大規模地震後も住み慣れた環境で生活を続けるために重要です。

こうした対策を進めるため、防災対策工事、防災資器材や備蓄品を購入する費用の一部助成を行っております。助成を受けるには、要件がありますので、事前にご相談ください。

支援メニュー	助成率	限度額
防災対策工事		400万円
防災資器材配備	2/3	50万円
共同備蓄品配備		10万円

問 住まい街づくり課住宅係（区役所北庁舎2階）

☎ 3802-4303

水害対策

近年、大型台風等による大規模水害が発生する危険性が高まっています。水害は、事前の情報収集や早めの避難で身を守ることができる災害です。

いざという時に落ち着いて行動できるよう、日ごろから水害に対する知識を身に付けましょう。

■自宅の浸水リスクを確認しましょう

荒川区防災地図（水害版）や荒川区防災アプリ等で、荒川が氾濫した場合の自宅で想定される浸水の深さや浸水の恐れがない階層等を確認しましょう。

■避難方法を確認しましょう

荒川区防災地図（水害版）や荒川区防災アプリ等を参考に、水害時の避難方法や避難時の注意点を確認しましょう。

なお、区では水害の状況に応じて避難場所を開設しますが、浸水しない地域に住んでいる方や、自宅に浸水しない階層がある方は、自宅に留まり安全を確保しましょう。また、浸水の恐れがない地域の親戚・知人宅や安全なホテル等に避難する場合は、交通機関に影響が出る前の早い段階で避難しましょう。

◎避難情報の種類

避難情報は、水害・土砂災害の危険性が高まった場合、緊急度に応じて区が発令するものです。

警戒レベル	避難情報の名称	取るべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保	至急、命を守るために安全を確保する行動をとる
警戒レベル4までに必ず避難しましょう		
警戒レベル4	避難指示	すべての方が危険な場所から避難する
警戒レベル3	高齢者等避難	高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児等で避難に時間を要する方は危険な場所から避難する

◎避難時の注意点

- 動きやすい服装・運動靴を着用しましょう。
- 2人以上で行動しましょう。
- 近所の方々と声をかけ合って避難しましょう。

■避難場所（水害時）を確認しましょう

地区	施設名称
南千住	第六瑞光小学校
	瑞光小学校
	★ 石浜ふれあい館
	第二瑞光小学校
	★ 南千住ふれあい館
	都立荒川工科高等学校（南千住6-42-1）
	★ 南千住駅前ふれあい館
	第三瑞光小学校
	南千住第二中学校
	★ 汐入ふれあい館
	汐入小学校
	汐入東小学校
	第三中学校
	第一中学校
荒川	第三峡田小学校
	第二峡田小学校
	★ ゆいの森あらかわ
	★ 峡田ふれあい館
	生涯学習・教育センター
	峡田小学校
	第九峡田小学校
	第四中学校
	★ 荒川山吹ふれあい館
町屋	★ 町屋ふれあい館
	第五中学校
	第四峡田小学校
	第五峡田小学校
	大門小学校

問 防災課防災事業係（区役所3階） ☎内線 418

■家庭での備蓄と非常用持ち出し袋の準備をしましょう

自宅等に留まる場合に備え、1週間以上過ごせる量を目安に食料や生活用品等を準備するとともに、避難場所等へ避難する場合に備えて、非常用持ち出し袋も準備しましょう。（→P75）

■止水板設置費用の一部を助成します

台風や局地的大雨等の浸水被害から住宅等を守るために止水板を設置する費用の一部を助成しています。

助成を受けるには基準があります。事前にご相談ください。

問 土木管理課管理係（区役所北庁舎2階） ☎ 3802-4296

避難情報は、水害・土砂災害の危険性が高まった場合、緊急度に応じて区が発令するものです。

地区	施設名称
東尾久	原中学校
	★ 荒木田ふれあい館
	第七峡田小学校
西尾久	第九中学校
	★ 東尾久本町通りふれあい館
	赤土小学校
	尾久小学校
	★ アクト21
	尾久宮前小学校
東日暮里	★ 尾久ふれあい館
	尾久八幡中学校
	第七中学校
	尾久西小学校
	尾久第六小学校
	★ 西尾久ふれあい館
西日暮里	★ 東日暮里ふれあい館
	第三日暮里小学校
	★ 夕やけこやけふれあい館
	第二日暮里小学校
	都立竹台高等学校（東日暮里5-14-1）
	日暮里サニーホール
ひぐらし	★ ひぐらしふれあい館
	ひぐらし小学校
	諏訪台中学校
	★ 諏訪台ひろば館
	西日暮里ふれあい館
第六日暮里	第六日暮里小学校

※★は高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児の方の避難を優先する施設

土砂災害対策

近年、思いも寄らない大雨が降る事例が多くなっています。日ごろから最新の気象情報を入手するように心がけ、いざというときに迅速な行動ができるよう備えましょう。

■土砂災害警戒区域の指定

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、東京都が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称「土砂災害防止法」）に基づき定めています。

区では、西日暮里3・4丁目の一部が指定されています。詳細な場所は、荒川区土砂災害ハザードマップや荒川区防災アプリ等でご確認ください。

■避難の流れ

荒川区土砂災害ハザードマップや荒川区防災アプリ等を参考に避難の流れを確認しましょう。

■非常持ち出し袋を準備しましょう

自主避難場所等へ避難する場合に備えて、非常持ち出し袋を準備しましょう。（→P75）

問 防災課防災事業係（区役所3階）

内線 418

教えて！あら坊

荒川区なのに隅田川？

区の名前は「荒川区」なのに、荒川区に沿って流れる川の名前が「隅田川」というのはどうして？

それは、荒川区が誕生した昭和7年当時、現在の隅田川を「荒川」と呼んでいたからです。区の名前は、農業や工業の発展に大きな影響を与えた「荒川」にちなんで付けられました。

度重なる洪水を防ぐため、明治43年の大洪水をきっかけに、明治から大正にかけて川の水量を調整する「岩淵水門」と人工河川の「荒川放水路」が造られました。そして、昭和40年、河川法に基づく建設省政令により、北区の岩淵水門から下流を「隅田川」、同時に、荒川放水路を「荒川」と呼ぶように定められました。

災害時における区からの情報発信

■荒川区防災アプリ

区が発令する避難情報や防災行政無線の放送内容、区内の被害状況、避難場所の開設情報や混雑状況をリアルタイムで確認できます。

Google Play、App Storeで「荒川区防災アプリ」と検索、または下の二次元コードを読み取りダウンロード



▲Android



▲iOS

■荒川区ホームページ・各種SNS

区が発令する避難情報や避難場所の開設情報等を確認できます。（→P19）

■テレビのデータ放送

テレビリモコンのdボタンを押すと表示されるデータ放送により、区の避難情報や避難場所の開設情報等を確認できます。

■ケーブルテレビ「マイチャンネルあらかわ」 (11ch)

データ放送とともに、テロップ表示により区からの情報を確認できます。

■緊急速報メール、エリアメール

区が発令する避難情報を、携帯電話の画面に自動表示します。

■音声による放送

防災行政無線や安全・安心パトロールカーにより、区が発令する避難情報を音声で放送します。

問 防災課防災管理係（区役所3階）

内線 492



これにより、荒川区の周りを流れる川は「隅田川」になったのです。



地域防犯



荒川区役所

3802-3111(代)



相談窓口

■困ったときは、まず警察署へご相談ください

	荒川警察署	南千住警察署	尾久警察署
所在地	荒川3-1-2 ☎ (3801) 0110	南千住6-45-43 ☎ (3805) 0110	西尾久3-8-5 ☎ (3810) 0110
管轄区域	荒川1~8丁目 東日暮里1丁目 (1~8・14・17番を除く)・2~6丁目 ^{西日暮里1~6丁目} 町屋1~4・8丁目	南千住1~8丁目 ^{東日暮里1丁目 (1~8・14・17番)}	東尾久1~8丁目 西尾久1~8丁目 ^{町屋5~7丁目}

■警察に相談がある場合、悪質商法等に関する相談

問 警視庁総合相談センター

☎ 3501-0110 (#9110)

※月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

問 消費者ホットライン ☎ 188 (いやや)

※月～金曜日はお住まいの消費生活センター、土・日曜日、祝日等は東京都の相談窓口や国民生活センター等を案内します

問 東京都消費生活総合センター ☎ 3235-1155

※月～土曜日、午前9時～午後5時

問 国民生活センター ☎ 3446-0999

※月～金曜日、午前11時～午後1時

問 荒川区消費生活センター ☎ 5604-7055

※月～金曜日、午前8時30分～午後4時30分

■ストーカー、男女間暴力等の相談

問 警視庁総合相談センター

☎ 3501-0110 (#9110)

※月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

問 東京都女性相談センター ☎ 5261-3110

※月～金曜日、午前9時～午後9時

■犯罪被害に遭った方の相談

問 被害者支援都民センター ☎ 3222-9050

FAX 3222-9053

※月・木・金曜日、午前9時30分～午後5時30分
火・水曜日は午前9時30分～午後7時

問 警視庁犯罪被害者ホットライン ☎ 3597-7830

※月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

問 性暴力救援センター・東京 ☎ 5577-3899

※24時間・365日

問 警視庁ヤング・テレホン・コーナー

☎ 3580-4970

※24時間・365日

■暴力団犯罪に関する相談

問 暴力ホットライン(24時間) ☎ 3580-2222

問 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター

☎ 3291-8930

☎ 0120-893-240

■インターネットに関するトラブルの相談

問 サイバー犯罪相談窓口 ☎ 5805-1731

※月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

犯罪情報等を知る

■荒川区メールマガジン

あらかじめ登録したパソコンや携帯電話に電子メールで不審者情報や不審電話等の防犯情報を発信します。(→P19)

■メールけいしちょう

警視庁では、各地域で発生した「犯罪発生情報」や犯罪を防ぐために必要な情報等をメールでお知らせしています。

「メールけいしちょう」および「荒川区メールマガジン」に登録して、被害に遭わないよう情報を活用してください。

警視庁ホームページアドレス

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/>

問 生活安全課生活安全係

(区役所分庁舎2階) ☎ 3802-4652

落とし物の問い合わせ

問 警視庁遺失物センター ☎ 0570-550-142

※月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

安全で明るく住み良いまちづくり

私たちが暮らす荒川区は、犯罪の少ない安全なまちといわれています。しかし、私たちの生活を脅かす犯罪は常に身近に潜んでおり、いつ私たちの身に降り掛かるか分かりません。

荒川区が、いつまでも安全で明るく住み良いまちであり続けるためには、区民の一人ひとりが被害に遭わないよう常に心掛け、「自分たちのまちは、自分たちが守る」といった気概を持ち、地域が一体となって行動することが大切です。

■地域防犯の取り組み

犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、区では、**次の事業**に取り組んでいます。

◎防犯講話

振り込め詐欺等の犯罪手口、情報提供等、防犯に関する講義・指導を行っています。また、警察と連携して児童を対象とした防犯教室も行っています。

◎防犯パトロールへの支援

町会・自治会等が定期的・継続的に行う防犯パトロールに対して、防犯活動用品(防犯ベスト等)を支給しています。

◎防犯カメラの設置

駅周辺や主要な道路や通学路、区立公園、また犯罪が発生しているエリア等に、防犯カメラを設置しています。また、町会や商店会等が設置する防犯カメラの設置費等の一部を補助しています。

◎住まいの防犯対策用品購入費等の補助

空き巣や強盗の被害を防止するため、区内の販売店や設備業者を利用して、防犯カメラや録画機能付ドアホン等の防犯用品を購入・設置した場合、費用の一部を補助します。

◎荒川区安全・安心パトロールカーによる防犯パトロール

犯罪発生の危険性が高い公園・繁華街・駅周辺等を、青色回転灯を点灯したパトロールカー(通称「青パト」)5台が区内を巡回しています。

青パトは、午後1時から翌日午前5時まで365日パトロールをしています。また各車両には、AED(自動体外式除細動器)を積載しています。

◎不審電話対応のための自動通話録音機を無償で設置

区内在住で60歳以上の方が居住する世帯に、自動通話録音機を無償で設置します。

◎防犯カバーの配布

自転車のカゴに取り付けるひったくり防止用の防犯カバーを無償で提供します。

◎“いつもの”“いつでも”防犯活動「いつ活」の推進

特殊詐欺や住宅強盗等に対する地域防犯力向上のため、いつもの日課である「買い物、散歩、ランニング」等のついでに行う、プラス防犯活動を推進しています。

参加者に、LEDアームバンドやサコッシュ等の「いつ活」グッズを配布しています。

問 生活安全課生活安全係

(区役所分庁舎2階)

☎ 3802-4652

荒川区安全・安心ステーション

廃止交番等を活用して、地域防犯活動の拠点である荒川区安全・安心ステーションを設置しています。

経験豊かな警察官OBが、荒川区安全・安心ステーションで、地域の防犯活動を行っています。

問 生活安全課生活安全係

(区役所分庁舎2階) ☎ 3802-4652

問 荒川警察署地域課 ☎ 3801-0110

スクール安全ステーション

児童・生徒の安全対策の充実のため、すべての小学校の校門付近にスクール安全ステーションを設置しています。

スクール安全ステーションでは、児童安全推進員が来校者の受付・確認を行い、不審者の発見・緊急通報ができる体制を整えています。

また、下校時の安全の確保のために通学路を巡回する学校安全パトロール員や学校安全ボランティアの方々の詰め所や活動拠点としても活用しています。

問 教育総務課教職員係 (区役所3階)
☎ 内線 3316

子どもの犯罪被害を防ぐための防犯標語いかのおすし

「いかのおすし」は、警視庁が考案した子どもの犯罪被害を防ぐための防犯標語です。家庭でも、犯罪に遭わないための約束ごととして「いかのおすし」と指導してください。

いか…知らない人について「いか」ない

の…知らない人の車に「の」らない

お…「お」おきな声で呼ぶ

す…「す」ぐ逃げる

し…何かあったらすぐ「し」らせる

学校安全パトロール

ほかの自治体等で下校時に小学校児童が犠牲となる事件が相次いだことから、安全対策の一環として実施しています。

荒川区シルバー人材センター会員および学校安全ボランティア等が小学校児童の下校時間帯に通学区域内を巡回しながら、通学路等での児童への声掛けや見守りを行ったり、不審者を発見した場合に学校へ報告する等、児童の安全確保に努めています。

問 教育総務課教職員係 (区役所3階)
☎ 内線 3316

暮らし



荒川区役所

3802-3111(代)



区民の相談窓口

法律相談（相続・離婚・不動産・交通事故・訴訟等）、行政相談（国の仕事に関する苦情・意見等）、不動産取引相談、司法書士相談（相続登記手続き・遺言・空き家問題等）、行政書士相談（相続・遺言・契約の手続き等）、土地建物登記・測量相談、年金労務相談を行っています。（→P8）

問 区民相談所（区役所3階） ☎ 内線 2145

暮らしに困っているときは

■ 仕事・生活サポートデスク

就労の状況・心身の状況、地域社会からの孤立といった状況で生活全般にお困りの方の相談を受け付けます。一人で悩まず、ご相談ください。

問 仕事・生活サポートデスク（区役所1階）
☎ 内線 2613

■ ひきこもりの相談

本人・家族の悩みの解決を支援します。匿名の相談も受け付けますので、気軽にご相談ください。

問 あらかわひきこもり支援ステーション（区役所1階）
☎ 内線 2613

■ 生活保護、中国残留邦人等の支援

病気になったり、収入が少なく生活に困ったりして、国の定めた最低限度の生活を維持することができない方に、その不足分を補うとともに、自力で生活していくように援助をします。

生活保護、中国残留邦人等支援給付には、生活、住宅、教育、医療、介護、出産等の扶助・支援給付費があり、保護・支援給付を受けるには、他の制度の優先適用、資産、能力の活用、民法上の扶養義務の優先等の要件があります。

問 生活福祉課保護相談係（区役所1階）
☎ 内線 2631

■ ひとり親相談、女性相談、家庭相談

ひとり親家庭等の生活上の悩みや、自立のための援助等について、相談に応じます。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係（区役所2階）
☎ 内線 3814

■ 悩みや心配事のある方に（アクト21）ことと生き方・DVなんでも相談

専門のカウンセラーが、DV（パートナーからの暴力）、夫婦・親子・職場・近所付き合い等、人間関係の悩みの解決をお手伝いします。一人で悩まずにご相談ください。

相談日 第1金曜日、第2水曜日、第4水・金曜日は午前10時～午後4時、第2金曜日、第3水・金曜日は午後2時30分～8時、第1水曜日は午後5時～8時、第2土曜日は午前10時～午後3時
※予約が必要です

■ LGBT専門相談

専門のカウンセラーが、LGBT（性自認・性的指向等）に関する問題全般について、相談に応じます。

相談日 第4火曜日、午後4時～6時
※予約が必要です

問 アクト21（男女平等推進センター） ☎ 3809-2890

■ DV相談

問 配偶者暴力相談支援センター

☎ 3806-3075

■ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、自分や家族だけでは解決できない福祉に関する生活上の心配事や困り事についての「相談相手」となり、相談内容に応じて適切な支援が受けられるよう、行政や専門機関等へ働きかける「つなぎ役」となります。

区内には201人の民生委員・児童委員と15人の主任児童委員（定数）があり、自分の担当地域の実情を把握し、的確に援助をする体制を整えています。

問 福祉推進課地域福祉係（区役所2階）
☎ 3802-5110

建築に係る問題等の相談は

中高層建築物の建築に伴って生じる日照・通風・採光の阻害、風害、電波障害および工事が生活環境へ及ぼす影響についての相談等を行っています。

問 住まい街づくり課管理係
(区役所北庁舎2階) **☎ 3802-4178**

消費生活の相談

消費生活センターでは、商品の購入や契約等消費生活に関するさまざまな疑問やトラブル等について、専門知識をもった消費生活相談員が皆さんの相談をお受けし、問題解決のためのお手伝いをします。

相談は無料で、秘密は厳守します。関係書類等をそろえて、まずはお電話ください。

なお、荒川区ホームページからも相談を受け付

けていますが、詳細な内容をお聞きするため、受け付け後は電話での対応となります。

また、債務整理や深刻化する多重債務問題を解決するため、毎月2回、第2・第4金曜日(祝日等を除く)の午前9時～正午まで、弁護士による特別相談を無料で実施しています。お気軽にご利用ください(予約制)。

相談受付日時 月～金曜日、午前8時30分～午後4時30分

場所 消費生活センター(区役所6階)
☎ 5604-7055

消費者団体活動の促進

消費生活の安定や向上を目的として活動している消費者団体に、活動費用の一部を補助します。

問 消費生活センター(区役所6階)
☎ 内線 477

訪問販売や、電話勧誘でいらないものを買ってしまったら

「自宅に来たセールスマンの勧誘で、つい契約書に判を押してしまったが、よく考えてみたら必要ない物なので解約したい。」

このようなときは、契約した日を含めて8日以内なら、無条件で契約を解除(クーリング・オフ)することができます。

なお、店頭での購入や通信販売は、クーリング・オフが適用されません。

■クーリング・オフによる契約解除の手続き方法

クーリング・オフ制度に基づく契約の申し込み撤回・契約解除は、口頭ではなく、必ず期間内に書面またはメール等の電磁的記録媒体で通

知することが必要です。

はがきで送る場合は必ず両面のコピーを残し、郵便局の窓口で「特定記録郵便」か「簡易書留」で出します。訪問販売では、原則すべての商品・役務(サービス)等にクーリング・オフは認められていますが、適用除外されている商品もありますので、消費生活センターにご相談ください。

■クーリング・オフ書面(はがき)の書き方

通知書(下図参照)は、代金の一部を支払っており、すでに商品の引き渡しを受けている場合の例です。

郵便はがき	
□□□-□□□□	
代 表 者 殿	×
	×
	×
	×
	株式会社

契約解除通知書	
契約年月日 令和〇年〇月〇日	
商品名 ○○○○○	
契約金額 ○○○○○円	
販売会社名 ○○株式会社○○営業所	
担当者名 ○○○○氏	
上記日付の契約を解除します。	
なお、支払い済みの○○○円をすみやかに返金し、商品を引き取ってください。	
令和〇年〇月〇日	
契約者住所 ○○区○○丁目○番○号	
氏名 ○○○○	

※クレジット契約の場合は信販会社にも出します

町会・自治会に加入しましょう

区内には、120の町会・自治会があります。

町会・自治会は、自らの地域を快適で住み良くするために結成された住民の自主的な組織であり、防災、防犯活動や地域の盆踊り、サークル活動等を行い、地域コミュニティの中心となっています。町会・自治会は身近で困ったことが起ったときに頼りになる存在です。ぜひ、町会・自治会にご加入ください。詳細は、お問い合わせください。

問 町会・自治会について…区民課庶務係

☎ 3802-3754

問 南千住地区…南千住区民事務所 ☎ 3803-1793

問 荒川地区…区民課荒川地域事務担当

(区役所3階)

☎ 3802-3466

問 町屋地区…町屋区民事務所 ☎ 3892-2323

問 尾久地区…尾久区民事務所 ☎ 3894-6123

問 日暮里地区…日暮里区民事務所 ☎ 3801-2100

自動車の臨時運行許可制度

自動車の新規登録、継続検査等のために仮ナンバーが必要な場合は申請してください。

申請に必要な書類等

- 自動車を確認するための証明書の原本（自動車検査証・抹消登録証明書等）
- 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書の原本
※保険は、申請日を含めて仮ナンバーを使用し車両を運行する期間有効なものに限ります
- 本人確認ができる書類（運転免許証・資格確認書等）
- 手数料（1件750円）

申請場所

問 税務課税務係（区役所2階）

☎ 内線 2312

問 区民事務所（→P11）

交通事故被害者への援護制度

○介護料支給

自動車事故で脳、脊髄または胸腹部臓器に障がいを残し、常時または随時介護を要する方の家族負担を軽減するため、介護料を支給します。

○育成資金貸付制度

自動車事故が原因で死亡または重度の後遺障がいが残った方のお子さんで、一定の要件に該当する義務教育修了前の児童の育成資金を、無利子でお貸します。

問 自動車事故対策機構（ナスバ）東京主管支所

墨田区錦糸1-2-1アルカセントラルビル8階

☎ 3621-9941

生活福祉資金

ほかからの貸し付けを受けることが困難な、収入が少ない世帯や障がい者世帯等に、民生委員を通して相談援助を行うとともに、その世帯の生活の安定と経済的自立に必要な資金を貸し付けます。

なお、日常的な生活費の不足を補うことを目的とした貸し付けは行っていません（一部例外を除く）。また、貸し付けには原則として、連帯保証人が必要です。お住まいの地域の民生委員または荒川区社会福祉協議会へご相談ください。

問 荒川区社会福祉協議会在宅福祉係

生活福祉資金

☎ 3802-3155

ひとり親家庭休養ホーム

父子家庭・母子家庭の親と子に、指定の宿泊施設および日帰り施設の利用料の一部を助成します。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係

(区役所2階)

☎ 内線 3813

ひとり親家庭サポート事業

小学生以下の子さんがいるひとり親家庭で親の就職活動、技術習得のための通学、残業、保護者やお子さんの一時的な病気等で家事や育児に困っているとき、ホームヘルパー等を派遣します。事前登録制で、所得により自己負担があります。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係

(区役所2階)

☎ 内線 3814

母子生活支援施設

母子家庭で18歳未満の児童のいる方が、生活上のさまざまな問題を抱えて困っている場合、児童と一緒に入所できる施設です。ご相談ください。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係

(区役所2階)

☎ 内線 3815

母子及び父子福祉資金

20歳未満の子ども等を扶養している母子家庭または父子家庭に、修学、就学支度、転宅等に必要な資金をお貸しします。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係
(区役所2階) ☎ 内線 3813

ひとり親就労支援事業

母子家庭の母または父子家庭の父の就業や就学を支援するため、次の事業を行っています。

※いずれも、事前にご相談ください

◎自立支援教育訓練給付金事業

就職に結び付く可能性の高い指定教育訓練講座を受講した場合に、経費の一部を支給します。

◎高等職業訓練促進給付金等事業

就業に有利な資格取得のための訓練促進費を支給し、修業中の生活費の負担軽減を図ります。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係
(区役所2階) ☎ 内線 3815

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の就業支援の一環として、高等学校卒業認定試験受験料や、高等学校卒業認定試験対策通信講座等の受講料を補助し、保護者の学び直しを支援します。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係
(区役所2階) ☎ 内線 3815

ひとり親自立支援プログラム策定事業

自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者の自立、就労のために個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定して就労の支援を行います。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係
(区役所2階) ☎ 内線 3815

区民交通傷害保険

交通事故でけがをした場合、入院・通院治療日数に応じて保険金をお支払いします。保険料等詳細は、荒川区ホームページをご覧ください。

保険期間 4月1日～3月31日 (1年間)

※中途加入は、申し込みの翌月1日～3月31日

対象 補償開始日時点で、区内在住・在勤・在学の方

申込方法 区役所、区内金融機関、申込専用サイト

申込期間 2～3月

※申込専用サイトでは、4月1日～1月31日の中途加入が可能

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社
(承認番号: SJ25-02621、令和7年6月5日作成)

問 区民課交通傷害保険窓口 (区役所3階)
☎ 3802-4965

アクロスあらかわ (障害者福祉会館)

→P59

災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸し付け

■災害弔慰金・災害障害見舞金

災害弔慰金は、区民が自然災害で死亡したときに、その遺族に支給されます。このときの負傷・疾病が元で、精神または身体に著しい障がいが生じた方には、災害障害見舞金が支給されます。

◎災害弔慰金

- ・生活維持者…500万円
- ・その他の方…250万円

◎災害障害見舞金

- ・生活維持者…250万円
- ・その他の方…125万円

■災害援護資金

被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

貸付額 150万～350万円

利率 年3%

問 福祉推進課地域福祉係 (区役所2階)

☎ 3802-3953

社会福祉協議会（社協）

「地域福祉活動の推進を図ること」を目的として、法律に基づき設置されている社会福祉法人です。区民の皆さん、行政、町会・自治会、民生・児童委員、その他、福祉・保健・医療・教育等の機関、企業や団体、社協会員等と連携・協力しながら、誰もが安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりを目指し、さまざまな福祉事業を行っています。

◎事業の内容

地域福祉活動の支援・福祉教育・情報発信を行う「荒川ボランティアセンター」「あらかわ地域活動サロンふらっと、フラット」の運営、地域の支えあい・見守り・交流を図る「ふれあい枠・活サロン」の実施、高齢者・障がい者・児童や母子・家族等が安心して暮らせるための支援である「に

暮
ら
し

「にこにこサポート（有償家事援助）」「ファミリー・サポート（有償育児援助）」「あんしんサポート（成年後見・権利擁護）」「移動支援事業（障がい者ガイドヘルパー派遣）」「障がい者就労支援事業（じょぶあらかわ）」「生活福祉資金貸付」「受験生チャレンジ支援貸付」等の各種事業、その他、「おもちゃ図書館」の運営、車いすの貸し出し、共同募金（歳末たすけあい運動）への協力、さまざまな災害時支援、福祉に関する相談等を行っています。

◎福祉施設の運営

指定管理者として、障がい者施設「尾久生活実習所（あらかわ希望の家）本所・分場」「荒川生活実習所」「荒川福祉作業所」「障害者福祉会館（アクロスあらかわ）」を運営しています。

問 荒川区社会福祉協議会 荒川区南千住1-13-20
☎ 3802-2794（代） FAX 3802-3831
ホームページアドレス
<https://www.arakawa-shakyo.or.jp/>

■在宅福祉サービス事業 にこにこサポート（有償家事援助）

高齢者・心身障がい者・難病患者・ひとり親家庭・産前産後の妊娠婦の方等が、病気やけが、出産、緊急または一時的に援助が必要なときに、支援が受けられます。

日常生活で援助が必要な方（利用会員）と、社会福祉に理解と熱意を持つ在宅福祉サービスの担い手（協力会員）との、会員制の住民参加型互助サポートです。

※利用には事前の会員登録が必要です。

会費 年度会費…2000円

※年度会費のほかに、利用料が発生します

◎主なサポート

①生活サポート

掃除・整理整頓・買い物・洗濯・アイロン掛け・布団干し・食事の支度・代読・代行等

②介助・見守りサポート

食事・通院・入浴・着替え等の介助、身体の清拭、車いすでの外出介助、話し相手、高齢者等への見守り等

③健康文化サポート

囲碁・将棋・オセロ等の娯楽の相手、散歩・買い物・外食の付添等

④留守宅サポート

入退院時に必要な物のお届け、配送物の受取り補助等

①～④利用時間 午前8時～午後8時

利用料金 750～950円（1時間）

⑤見守りが必要な高齢者への宅配夕食サービス

利用日・利用料金 月～土曜日の希望する日、一

食800円 ※見守り・配達料含む。

祝日等・年末年始を除く

問 荒川区社会福祉協議会在宅福祉係

にこにこサポート ☎ 3891-5180
FAX 3891-5290

■成年後見・権利擁護センター あんしんサポートあらかわ

成年後見制度の相談や、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助・日常的金銭管理・書類等の預かりを行います。

◎サービス内容・費用

- ・福祉サービスの利用援助 1時間まで1500円
- ・日常的金銭管理サービス または3000円
- ・書類等の預かりサービス…1か月1000円

◎専門相談（予約制）

- ・弁護士による苦情・権利擁護相談

日時 每月第4木曜日、午後2時～4時

- ・司法書士による成年後見相談

日時 每月第2・第4火曜日、午後2時～4時

問 荒川区社会福祉協議会成年後見・権利擁護センター

あんしんサポートあらかわ ☎ 3802-3396
FAX 3891-5290

■おもちゃ図書館

おもちゃを通して、障がいの有無に関わらず一緒に遊び、交流できます。また、子育て中の親とその子どもに交流の場の提供や相談援助等を行います。

問 荒川おもちゃ図書館・子育て交流サロン

☎ 3802-3338

問 汐入おもちゃ図書館・子育て交流サロン

☎ 5615-4815

問 おぐぎんざおもちゃ図書館・子育て交流サロン

☎ 6240-8101

■ふれあい粹・活サロン

高齢者や障がいのある方、子育て中の方等、地域の方々が気軽に立ち寄り交流を図ることができる場を作るため、町会・自治会、地域の民生委員・児童委員、高年者クラブ、大学、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション等、多くのボランティアや団体・関係機関の協力を得て「ふれあい粹・活サロン」を実施しています。

問 荒川区社会福祉協議会地域福祉支援係

☎ 3802-3338

日本司法支援センター(法テラス)

法的トラブルを解決するために役立つ各種関係機関の情報や、犯罪被害者の支援に関する情報を無料で提供します。

問 法テラス・サポートダイヤル

◎法的トラブルで困ったときには

☎ 0570-078374 (おなやみなし)

◎犯罪被害者支援ダイヤル

☎ 0120-079714 (なくことないよ)

受付時間 月～金曜日、午前9時～午後9時

土曜日、午前9時～午後5時

ホームページアドレス

<https://www.houterasu.or.jp>

また、経済的にお困りの方を対象とした無料法律相談（援助要件あり）や、弁護士や司法書士費用等の立て替えを行っています。援助の内容・要件・手続き等詳細は、お問い合わせください。

受付時間 月～金曜日、午前9時～午後5時

問 法テラス東京(新宿) ☎ 0570-078301
(IP電話からは☎ 0503383-5300)

問 法テラス上野 ☎ 0570-078304
(IP電話からは☎ 0503383-5320)

社会福祉へのご寄付は

■荒川区社会福祉協議会

地域の皆さん・高齢者・障がい者・児童・母子等への各種福祉事業、ボランティアや市民活動の支援、福祉の啓発、そのほか、荒川区の地域福祉活動や街づくり等に活用します。

問 荒川区社会福祉協議会庶務係

☎ 3802-2794

■東京善意銀行

善意を都内の福祉施設へ橋渡します。現金や、企業・団体からの物品・招待等の寄付を預かり、社会福祉施設へお配りしています。

福祉への寄付をお考えの方やご相談のある方は、お問い合わせください。

中古物品や個人からの物品等、取り扱っていないものもありますので、ご相談ください。

受付日時 月～金曜日、午前9時～午後5時30分（祝日等を除く）

問 東京善意銀行(社会福祉法人東京都社会福祉協議会)

千代田区神田駿河台1-8-11

東京YWCA会館3階 ☎ 5283-6890

FAX 5283-6997

ホームページアドレス

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/zengin>

献血運動

現在、多くの人々の尊い命が輸血によって助けられています。これらの血液はすべて献血によるものです。輸血を必要とする方のために、温かい善意の献血をお願いします。

問 東京都赤十字血液センター ☎ 5272-3511

ホームページアドレス

<https://www.bs.jrc.or.jp/ktks/tokyo/index.html>

区民葬儀

生活支援の一助として、莊重さを失わず簡素化した葬儀を経済的費用で利用できる、区民葬儀券を発行しています。死亡届の際に、戸籍住民課へお申し込みください。

祭壇料金（寝棺を含む税込み）

区分	普通サイズ棺	長尺棺
金らん5段飾り	31万2180円	32万5380円
金らん4段飾り	25万9600円	27万2800円
白布3段飾り	13万6400円	17万1600円
白布2段飾り	10万100円	13万5300円

※祭壇を利用せず、寝棺のみ利用する場合は、桐張棺6万6000円、プリント棺4万4000円、長尺棺(桐張棺)7万9200円。ただし別途人件費が必要です

靈柩車運送料金（税込み）

車種	距離	10kmまで	20kmまで	30kmまで
宮型靈柩車	3万7400円	4万4000円	5万600円	
普通靈柩車	1万9220円	2万3840円	2万8460円	

火葬料金（非課税）

大人5万9600円、小人3万4500円

※「小人」は満6歳以下の方です

遺骨収納容器代（税込み）

・2号…1万1990円（大人）

・3号…1万780円（大人）

・6号…2530円（小人）

※祭壇、靈柩車、火葬、遺骨収納容器は、利用する方がそれぞれ選択して利用できます。葬儀を行なう際に、別途諸費用がかかります

問 区民課庶務係（区役所3階）

☎ 3802-3754

暮
ら
し

届出サポートデスク

家族等がお亡くなりになった際に必要な手続き等について、職員が案内します。ご利用の際は、事前に電話で申し込んでください。

開設場所 区役所 1階戸籍住民課

開設日時 月～金曜日、午前9時～正午および午後1時～4時
※祝日等を除く

受付時間

月～金曜日、午前8時30分～午後5時
※祝日等を除く

問 戸籍住民課届出サポートデスク担当
(区役所1階) **内線 2303**

生活環境



荒川区役所
3802-3111(代)



公害についての相談

- ◎騒音・悪臭・振動・大気汚染等の公害についての相談

問 環境課環境保全係
(あらかわエコセンター3階) ☎内線 485

- ◎大気汚染情報

問 東京都大気汚染情報テレホンサービス
☎ 5640-6880

- ◎隅田川で魚の浮上・油の流出事故等があった場合

問 環境課環境保全係
(あらかわエコセンター3階) ☎内線 485

犬・猫関連の相談

日常生活上での、犬・猫に関わる動物愛護および排せつ物や鳴き声等の相談に応じています。

問 生活衛生課管理係 (区役所北庁舎1階)
☎内線 422

犬の登録・狂犬病予防注射

生後91日目以上の飼い犬は、必ず犬の登録をし、狂犬病予防注射を受け、囲いの中または綱や鎖でつないで飼うことになっています。登録方法(生涯に1度)は、生活衛生課に確認して、注射(毎年1度)は動物病院で行ってください。

犬が死んだり、犬の飼い主の変更や、飼い犬が人をかんだとき等、犬に関することは速やかに生活衛生課へご連絡ください。

問 生活衛生課管理係 (区役所北庁舎1階)
☎内線 422

猫の不妊・去勢手術費用の助成

◎猫を屋内で飼育している場合

不妊・去勢手術費用の助成を行っています。詳細は、お問い合わせください。

◎飼い主のいない猫の場合

対策事業の一つとして、不妊・去勢手術費用の助成等を行っています。団体登録をしたうえで活動していただく等、一定の要件があります。詳細は、お問い合わせください。

問 生活衛生課管理係 (区役所北庁舎1階)
☎内線 422

野生鳥獣等の関連相談

- ◎ハト等への給餌による不良状態に関する相談

- ◎ハクビシン・アライグマに関する相談

- ◎カラスの巣に関する相談

問 環境課環境推進係
(あらかわエコセンター3階) ☎内線 483

- ◎防鳥用ネットの貸し出し

集積所のごみをカラス等の被害から防ぐために、ごみを覆うネットを貸し出します。

清掃リサイクル推進課作業係へお申し込みください。

問 清掃リサイクル推進課作業係
(清掃リサイクル事務所2階) ☎内線 471

ハチの生態と防除相談

ハチの生態と接し方の相談をお受けしています。スズメバチについては、巣の確認と除去を行っています。

問 生活衛生課環境衛生係 (区役所北庁舎1階)
☎内線 426

蚊・ハエとネズミの防除相談

◎蚊・ハエ

薬剤による駆除には、健康や環境への影響が懸念されます。ボウフラの発生源となる水がたまつたものを片付けたり、ごみ置き場の清掃をしたりする等、蚊やハエの発生しにくい環境整備にご協力ください。

蚊が大量に発生している場合等には、対応策を助言します。

◎ネズミ

ネズミ防除のパンフレットの配布や、捕獲器具の貸し出し等をしています。また、冬季に限り、殺鼠剤を配布しています。

問 生活衛生課環境衛生係 (区役所北庁舎1階)
☎内線 426

住まいの衛生の相談

住まいの高気密・高断熱化が進み、ダニ・カビ・結露等が発生しやすい住環境になっています。また、住宅の建材や家具、殺虫剤等から発生した化学物質で室内の空気が汚染されることがあります。生活衛生課では、住まいの衛生についての相談をお受けしています。

問 生活衛生課環境衛生係(区役所北庁舎1階)
内線 426

アスベストに関する相談

◎アスベストの処置・質問は

アスベストの処置や相談、事前調査の助成、工事等でのアスベストの処置に関する届け出は環境課へお問い合わせください。

問 環境課環境保全係
(あらかわエコセンター3階) 内線 485

◎アスベストによる健康被害についての相談

アスベストによる健康被害が心配な方は、かかりつけ医に相談してください。健康被害の補償等に関する問い合わせは生活衛生課へ、健康相談については健康推進課へご相談ください。

問 生活衛生課公害保健係
(区役所北庁舎1階) 内線 424

飲料水の相談

飲み水の給水方式には、直結給水方式と受水槽方式があります。受水槽方式は、水を一度タンクにためてから給水しています。

◎受水槽方式の衛生管理についての相談

問 生活衛生課環境衛生係(区役所北庁舎1階)
内線 426

◎直結給水方式について

問 東京都水道局お客さまセンター ☎ 5326-1101

水道についての相談

水道に関するお申し込み、お問い合わせについては、水道局お客さまセンターへご連絡ください。

問 東京都水道局お客さまセンター

☎ 5326-1101

なお、メーター先から蛇口までの漏水を修繕する場合(有料)は、最寄りの東京都指定給水装置工事事業者(水道工事店)または工事事業者が運営する24時間対応のメンテナンスセンター(☎ 0120-850-195)へお申し込みください。

東京都指定給水装置工事事業者の一覧は、東京都水道局ホームページで検索できます。

東京都水道局ホームページアドレス

<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/>

下水道についての相談

■下水道工事

下水道工事の騒音・振動・物件の損害等の問い合わせや苦情は、次へご連絡ください。

問 北部下水道事務所

☎ 5820-4385

問 第一基幹施設再構築事務所

☎ 3862-8384

■下水管の詰まりや臭気のときは

公道の下水管(溝を除く)と汚水ままで詰まつたときや下水臭気が漂うときはご連絡ください。

問 北部下水道事務所荒川出張所

☎ 5615-2891

私道や宅地内の排水設備、水洗トイレが詰まつたときは、総合設備メンテナンスセンターへご連絡ください(修繕は有料)。

「排水なんでも相談所(東京都指定排水設備工事事業者)」でも相談をお受けします。お近くの「排水なんでも相談所」は、東京都下水道局のホームページで検索できます。

問 総合設備メンテナンスセンター

☎ 0120-850-195

東京都下水道局ホームページアドレス

<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

※道路上の雨水ますに関するお問い合わせは、次へご連絡ください

問 土木管理課維持みどり係

(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4892

■排水設備計画届出書が必要です

宅地内や私道の排水設備を新設・増設・改築するときは、排水設備計画届出書を提出してください。

問 北部下水道事務所お客さまサービス課排水設備担当

☎ 5820-4347

下水道へ流してはいけない汚水があります

下水排除基準を超えるおそれのある汚水を排出する工場または事業場は措置が必要です。

除害施設を設置・変更する場合は、事前に届け出を提出してください。

また、一定の施設（水質汚濁防止法で言う特定施設）を設置・増改築する場合も、計画の段階で事前に届け出を提出してください。

問 北部下水道事務所お客さまサービス課水質規制担当 ☎ 5825-4172

工場の設置・変更

工場を設置または変更するときは、環境課へ必ず工場設置・変更認可申請をしてください。また、工場を廃止するときは、工場廃止の届け出をしてください。

※環境保全・公害に関するパンフレットやリーフレットが窓口にありますので、ご利用ください

問 環境課環境保全係
(あらかわエコセンター3階) ☎ 内線 485

電気・ガス・電話

■電気のこと

問 東京電力エナジーパートナー株式会社
カスタマーセンター ☎ 0120-995-001

■ガスのこと

問 東京ガスライフバル荒川 ☎ 5828-9434
問 東京ガスお客さまセンター ☎ 3344-9100

■電話のこと

問 NTT東日本 ☎ 116

交通安全対策

区内で発生する交通事故では、自転車・高齢者・子どもが関係する事故の割合が高くなっています。

区では、交通事故を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、次の事業に取り組んでいます。

■自転車安全利用講習会

主に小学生を対象に、警察署と連携して、自転車の交通ルールやマナーに関する講義・実技の指導を行っています。また、電動アシスト自転車講習会も同時に開催しています。

■保護者向け交通安全教室

区内の保育園や幼稚園等の保護者を対象に、自転車の交通ルールやマナーに関する講習を行います。

■自転車保険（TSマーク）加入促進事業

自転車の保険加入や点検整備を促進するため、区内の自転車安全整備店で、自転車の点検整備を受け、TSマーク付帯保険に加入した区民の方に、図書カード等を交付します。

■高齢者の運転免許証自主返納の支援事業

運転に不安がある高齢者の免許返納を促進するため、免許を返納・失効し、運転経歴証明書を取得した65歳以上の区民の方に、図書カード等を交付します。

問 生活安全課交通安全係

(区役所分庁舎2階) ☎ 3802-3067

自転車駐車場・自転車置場

放置自転車対策および自転車の利用環境の向上を図るため、駅周辺に自転車駐車場や自転車置場を設置しています。

■自転車駐車場

自転車駐車場では、定期利用と一時利用ができます。定期利用は、事前登録が必要です。申し込み方法等の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

ホームページアドレス

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a042/koutsuu-bus/churinjou/tyusyajyoannai.html>



自転車駐車場一覧

名称	所在地	利用時間
南千住駅東口自転車等駐車場	南千住4-1-2	24時間開放
センターまちや自転車駐車場	荒川17-50-9	午前4時30分～翌日午前1時30分
三河島駅前自転車駐車場	西日暮里1-6-20	24時間開放（機械式駐車場を除く）
日暮里駅前自転車駐車場	西日暮里2-24-2	午前4時30分～翌日午前1時30分

自転車駐車場使用料

◎定期利用

自転車

		1か月		3か月		6か月	
		一般	学生	一般	学生	一般	学生
南千住駅東口 (3階以外) センターまちや 日暮里駅前 三河島駅前	荒川区民	2000円	1400円	5400円	3800円	1万200円	7200円
	区民以外	3000円	2100円	8100円	5700円	1万5300円	1万800円
南千住駅東口 (3階)	荒川区民	1400円	1000円	3800円	2700円	7200円	5100円
	区民以外	2100円	1500円	5700円	4100円	1万800円	7700円

原動機付自転車(南千住駅東口自転車等駐車場)

	1か月	3か月	6か月
荒川区民	3000円	8100円	1万5300円
区民以外	4500円	1万2200円	2万3000円

◎一時利用(1日1回の料金)

①自転車

利用時間	料金
2時間以内	無料
2時間から8時間まで	100円
8時間超~	200円

②原動機付自転車(50CC以下)

利用時間	料金
8時間以内	150円
8時間超~	300円

問 南千住駅東口、センターまちや、日暮里駅前自転車駐車場指定管理者コールセンター

☎ 0120-520-230

問 三河島駅前管理事務所 ☎ 3806-3192

■自転車置場

自転車置場では年度利用(4月から翌年3月まで)と一時利用ができます。年度利用は、事前登録が必要です。申し込み方法等の詳細は、下記のホームページをご確認ください。

ホームページアドレス

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a042/shisetsuannai/topicks/jitensya.html>



◎年度利用

	名称	所在地
南千住	南千住第1自転車置場	南千住2-34
	南千住第4自転車置場	南千住2-33
町屋	京成駅前自転車置場	荒川7-40(鉄道高架下)
	自然公園自転車置場	荒川8-32
西日暮里	西日暮里第2自転車置場	西日暮里5-22
	西日暮里第3自転車置場	西日暮里5-37
	道灌山通り第1自転車置場	西日暮里3-5
三ノ輪	南千住二丁目自転車置場	南千住2-4
熊野前	熊野前自転車置場	東尾久3-37
赤土小学校前	赤土小学校前自転車置場	東尾久4-7

◎年度登録手数料

荒川区民 3300円 区民以外 6600円

問 土木管理課自転車対策係

(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4420

◎一時利用

	名称	所在地
西日暮里	西日暮里自転車置場	西日暮里5-38(鉄道高架下)
	西日暮里第四自転車置場	西日暮里5-28(鉄道高架下)

利用料金

	名称	利用時間	料金
西日暮里自転車置場	2時間以内	無料	
西日暮里第四自転車置場	2時間以上12時間毎	100円	
	1日貸	150円	

問 西日暮里自転車置場

西日暮里自転車置場運営事業者コールセンター

☎ 0120-356-621

西日暮里第四自転車置場アイキューソフィア株式会社

☎ 050-3539-5061

放置自転車

◎放置自転車の撤去

南千住・町屋・日暮里・西日暮里・三河島・熊野前・赤土小学校前駅周辺を自転車や原動機付自転車の放置禁止区域に指定しています。禁止区域に放置された自転車等は即日撤去します。

◎撤去された自転車等の返還

三河島自転車保管場所 (JR三河島駅ホーム下) に保管しています。引き取りには、免許証等の本人を確認できるもの、鍵、撤去手数料(自転車5000円、原動機付自転車7500円)が必要です。

問 放置自転車対策コールセンター ☎ 4530-3832

あらかわエコセンター

あらかわエコセンターは、環境先進都市を目指して、環境学習や環境ビジネス等の環境政策を総合的に推進するとともに、区民等の環境活動の拠点となる施設です。太陽光発電や雨水利用、屋上緑化等環境に配慮した機能を備えています。

主な施設および設備

- ・環境学習のための情報提供コーナー
 - ・エアロバイク発電体験
 - ・LED・白熱電球等比較装置
 - ・太陽焦熱炉

開館時間 午前9時～午後5時

休館日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

研修室および実習室の貸し出し

環境に関する講習会や団体の活動をする方を対象に、研修室等の貸し出しを行っています。

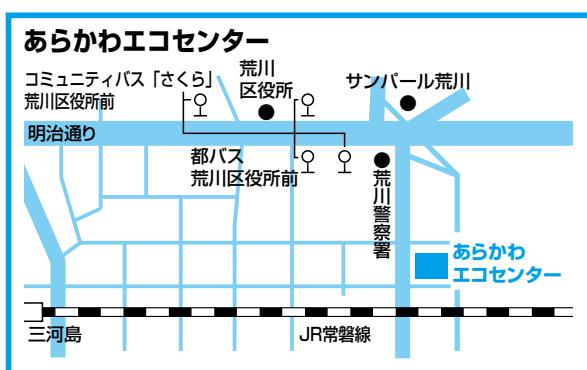
貸し出しには、環境保全に関する活動を行う団体として、あらかじめ団体登録が必要です。ご相談ください。

利用時間 午前9時～午後5時 (12月29日～1月3日を除く)

※飲酒・喫煙・火気の使用はできません。

問 環境課環境計画係

(あらかわTコセンター=3階) **内線 486**



環境に配慮した機器等への助成

地球温暖化につながる温室効果ガスの削減に配慮した省エネルギー・創エネルギー機器等を設置した区民・事業者・管理組合に対し、購入費用の一部を助成します。詳細は荒川区ホームページをご覧ください。

(助成項目) 太陽光発電システム、燃料電池装置、蓄電システム、高断熱窓・高断熱ドアへの改修、節水トイレへの改修、宅配ボックス、省エネエアコン、省エネ冷蔵庫、直管型LED照明器具への改修、ZEH等購入

問 環境課環境推進係

(あらかわエコセンター3階) **内線 482**

ごみ・資源のこととは

■燃やごみ、燃やさないごみ等の分け方・出し方

ごみは、決められた集積所・曜日・時間（早朝～午前8時）に出してください。また、リサイクルできるものはごみとせず、資源として出してください。※収集曜日は、集積所の看板等で確かめてください

種類と出し方	
燃 や す ご み (週 2 回)	台所の生ごみ、資源回収に出せない紙くず、紙おむつ、生理用品、衣類、汚れているプラスチック類、ゴム、皮革製品等 ※中身が見える袋に入れる ※生ごみはよく水を切る ※竹串等の鋭利なものは、紙に包んで「キケン」と表示し、別の袋で出す ※紙おむつ等の汚物は取り除く ※多量の場合は有料（45ℓの袋で1回3袋まで無料）
燃 や さ ない ご み (月 2 回)	金属、ガラス・陶磁器、傘等 ※中身が見える袋に入れる ※ガラスや針・刃物等、鋭利なものは厚手の紙に包んで「キケン」と表示する ※蛍光灯や電球は購入時の箱等に入れる ※スプレー缶、カセットボンベ、ライターは最後まで使い切る（穴開けは不要。「キケン」と表示し別の袋で出す） ※ボタン電池は、協力店の回収ボックスへ
プラ スチ ック (週 1 回)	プラマークのついているプラスチック、プラマークはないがプラスチックのみで出来ているプラスチック(ペットボトルのキャップやラベル、ビニール袋、お菓子の袋、詰め替え等の袋、錠剤等のフィルム、調味料・洗剤等の容器・卵パック・弁当・カップ麺の容器、ラップ、歯ブラシ、ハンガー、CD・DVDケース等) ※汚れているものは、水で軽くすすぐか、拭き取ってください ※汚れが落とせない場合は、燃やすごみで出してください ※袋を二重にして出さないでください ※最大辺が30cmを超えるものは、粗大ごみで出してください
資源	ペットボトル、発泡スチロール製食品用トレイ、飲食用のびん・缶、新聞・段ボール・雑がみ等は資源です。

■家庭ごみの戸別収集

家庭ごみを自身で集積所へ持ち出すことが困難で、以下のいずれかに該当し、他の方の協力が得られない世帯を対象に、現地調査等の結果を踏まえ、ごみの戸別収集を実施します。

- ・高齢者(65歳以上の方のうち、要介護 2 以上の認定を受けている、またはこれと同等の状態にあると認められる方)のみで構成されている世帯
 - ・障がい者 (身体・精神 2 級以上、愛の手帳を所持している方) のみで構成されている世帯

問 清掃リサイクル推進課作業係

(清掃リサイクル事務所2階) **内線 471**

■粗大ごみ

家庭から出る粗大ごみ（一辺が30cmを超える家具、布団等）は有料です。日曜日・祝日も収集しています。申し込みは粗大ごみ受付センターで行っています。

粗大ごみは、申し込みの際にお伝えする料金分の荒川区粗大ごみ処理券（区内商店やスーパー・マーケット、コンビニエンスストア等の取扱店で販売）を購入し、粗大ごみに貼って、収集日の午前8時までに、自宅前（集合住宅の場合は指定された場所）に出してください。ただし、事業系の粗大ごみは収集できません。

※生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当・老齢福祉年金等を受給している方は、申請により、粗大ごみ処理手数料が免除されます

問 粗大ごみ受付センター

◎電話での申し込み

※月～土曜日、午前8時～午後7時

☎ 6420-3353 (さあ みんなで ごみ減らそう)

◎インターネットでの申し込み（24時間）

<https://www2.sodai-web.jp/arakawa/index.html>

■粗大ごみの運び出し

粗大ごみを屋外に自分で運び出すことが困難で、区内に65歳未満の親族が住んでない等、協力が得られない場合、以下のいずれかに該当する世帯を対象に運び出しを行います。

- ・65歳以上の方のみで構成されている世帯
- ・身体に障がいを有する方のみで構成されている世帯

■エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電製品は収集しません

製品を購入した小売店または収集運搬の専門業者に引き取りを依頼してください。販売店が分からぬ場合は、家電リサイクル受付センター（☎ 0570-087200）へご連絡ください。

引き取りに際し、下表の収集運搬料金とリサイクル料金が必要です。

品目	リサイクル料金(税込)	収集運搬料金
エアコン	990円	収集・運搬料金は、各小売店等が決めて公表しています
ブラウン管式テレビ	15型以下1320円～ 16型以上2420円～	
液晶・有機EL プラズマ式テレビ	15型以下1870円 16型以上2970円	
冷蔵庫・冷凍庫 保冷庫・冷温庫	170L以下3740円 171L以上4730円	
洗濯機 衣類乾燥機	2530円	

※リサイクル料金は、これまでに公表されている大手メーカーの料金です。小売店や収集運搬業者に引き渡す以外に、家電メーカーが指定した「指定引取場所」に直接持ち込む場合には、収集運搬料金が無料になります。

■パソコン

区では収集を行っていません。家庭で不要になったパソコンは、各メーカーに回収を申し込んでください。なお、メーカーがわからない場合は、次の事業者に回収を申し込んでください。

問 パソコン3R推進協会 ☎ 5282-7685

問 リネットジャパンリサイクル株式会社
☎ 0570-085-800

ホームページアドレス

<https://www.renet.jp>

■多量に出るごみ（臨時ごみ）

引っ越し等で一度に多量（45ℓの袋で1回に3袋を超える量）に出るごみは有料になります。

事前に清掃リサイクル推進課作業係にお申し込みください。

■犬・猫等の死体収集は

犬・猫等の動物の死体は、原則として飼い主が対応することになっています。次の場合には、清掃リサイクル推進課作業係が収集を行います（午後4時まで受け付けます）。

- ・飼い主から収集を依頼された場合は、重量25kg未満の動物は手数料が一体につき2600円掛かります。25kg以上の動物は業者を案内します。
- ・土地建物の占有者から、飼い主不明の動物死体の収集を依頼された場合
- ・道路・公園等に飼い主不明の動物死体が放置されている場合

※私有地へ立ち入っての収集はできません

■ごみとして収集できないもの

次のものは、区では収集できません。専門の処分業者に回収を依頼してください。回収先が分からぬ場合は、清掃リサイクル推進課作業係へご相談ください。

収集できないもの 消火器、業務用機器、耐火金庫、オートバイ、タイヤ、バッテリー、ピアノ、医療用ベッド、薬品、塗料、感染性廃棄物、ガスボンベ、石油類（ガソリン、灯油等）、印刷用インク、ブロック、土、建築資材、解体していない物置等

※不法投棄は法律で罰せられます

■不法投棄

不法投棄は5年以下の拘禁刑もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。なお、不法投棄を発見したら以下へお電話ください。

不法投棄場所	連絡先	電話番号
ごみ集積所	清掃リサイクル推進課 作業係	3802-3111 (内線471)
資源回収場所	清掃リサイクル推進課 啓発指導係	3802-3111 (内線449)
区道	土木管理課占用係	3802-3111 (内線2714・ 2715)
都道 (明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り、小台通り、道灌山通り等)	東京都第六建設事務所	3882-1264
国道（日光街道）	東京国道事務所 龜有出張所	3600-5541
区立公園	土木管理課 維持みどり係	3802-3111 (内線2757)
尾久の原公園	尾久の原公園サービス センター	3819-8838
汐入公園	汐入公園サービス センター	3807-5181

※私有地内の不法投棄は行政では対応できません。

所有者の責任により処理をしてください。

■事業系のごみ・資源の出し方

お店や会社等の事業活動（業務）から出た事業系ごみや資源は、事業者の責任で処理することになっています。

○少量のごみ（45㍑の袋で1回3袋までを目安）で事業者が処理することが困難な場合には、袋の大きさ（容量）に応じた有料シールをそれぞれに貼り、決められた収集日に集積所へ出してください（有料シールが貼られない場合や、容量に対して金額が足りない場合、多量な場合には他のごみが収集できないため、ごみを残すことがあります）

○事業系資源は、登録制になっています。登録された事業者は、決められた収集日に有料シールを貼り、お店や会社、事業所の前に出してください。詳細は、清掃リサイクル推進課作業係へお問い合わせください

※有料ごみ処理券は「有料ごみ処理券取扱所」の表示がある区内商店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の取扱店で販売しています

■清掃工場への持ち込みごみ

事業活動（業務）で一時に多量のごみが出たときには、清掃工場へ直接ごみを持ち込むことができます。手数料は1kgにつき17円50銭です。詳細は、清掃リサイクル推進課作業係へお問い合わせください。

※粗大ごみや家庭から出されるごみは持ち込めません

■廃棄物保管場所等の設置届

条例に基づき、大規模建築物で延べ床面積1000m²以上または15戸以上の建物等には、廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所の設置が定められています。設計する際には、届け出が必要です。また、1000m²未満の建物を設計する際には、ごみの保管場所やごみ集積所等について清掃リサイクル推進課作業係への事前協議が必要ですので、必ずご相談ください。

問 清掃リサイクル推進課作業係

（清掃リサイクル事務所2階）

荒川区町屋5-19-1 **内線 471**

資源やりサイクルのこと

■資源の出し方

資源は、資源回収場所へ決められた回収日の朝8時までに出してください。レジ袋等から出して品目別に専用の容器に入れてください。

資源回収場所（回収日の朝にコンテナやネット等専用の回収容器があります）は、ごみ集積所とは異なります。

※回収日、回収場所が不明な場合は、清掃リサイクル推進課啓発指導係へお問い合わせください

品目と出し方

- 新聞、雑誌類、段ボール、紙パックは種類別にひもで束ねる
- 上記以外の紙類（雑がみ）は紙袋の中に包装紙や紙箱を入れひもで束ねる
- びん、缶、ペットボトルは、ふたを外して軽くすすぐ（ペットボトルは、なるべくラベルもはがしてつぶす）
- 発泡スチロール製食品用トレイは、シールやラップ類を取り除き、軽く洗う
- 油が付着している容器は、洗わずにごみ収集に出してください
- そのまま着用できる衣類・ハンカチ・タオル・シーツ（いずれも洗濯済み）等の古布は、中の見える袋に入れ「古布」と表示する（雨天時は出さない）

■リサイクル活動への支援

○資源回収への支援

○集団回収

資源を回収している区内の町会、自治会、PTA、高年者クラブ等のリサイクル推進団体に、報奨金や活動に必要な物品の支給等の支援をしています。

○集団回収事業

区が行っている資源回収を停止し町会の集団回収だけで資源の回収を実施するもので、町会に、報奨金や回収支援金等の支援をしています。

■推進事業

◎フリーマーケット

家庭で不用になった日用品等を持ち寄り有効活用を図るとともに、楽しく交流できる場です。10月、3月の開催を予定しています。

◎フードドライブ

家庭に眠っている食品を持ち寄り、必要とする人へ提供することにより、食べられずに捨てられてしまう食品を減らす取り組みです。荒川区では、荒川区社会福祉協議会を通し、子どもの居場所・子ども食堂やNPO団体等へ提供しています。贈答品や備蓄用食品の買い替え等、使い切れない食品の提供にご協力ください。

対象食品 未開封で賞味期限が2か月以上残っている食品(レトルト食品、缶詰、調味料、乾麺、ペットボトル飲料、離乳食等)、米(2か年以内に国内で収穫したもの)

※生鮮、冷蔵・冷凍食品を除く

○フードドライブ常設窓口

清掃リサイクル事務所、あらかわりサイクルセンター、あらかわエコセンター、ゆいの森あらかわ、各図書館・サービスステーション、各ふれあい館、子ども村：中高生ホッピステーション、アクト21

◎あら！もったいない協力店

食品ロス削減に取り組むお店を「あら！もったいない協力店」として募集しています。登録すると、区報やホームページ等でお店をPRします。飲食店・小売業を営むお店は、ぜひ、応募してください。

◎不用品情報「リサイクルひろば」

家庭で不用となった生活用品等を有効活用するため、不用品の情報を提供しています。

不用品の情報は、区民事務所やひろば館に掲示しているほか、荒川区ホームページにも掲載しています。なお、不用品提供の登録は、隨時受け付けています。

問 清掃リサイクル推進課啓発指導係

(清掃リサイクル事務所2階)

内線449

■拠点回収

◎使用済小型家電の回収

区役所、あらかわりサイクルセンター、あらかわエコセンター、アクト21、ゆいの森あらかわ、各ふれあい館で使用済小型家電を回収しています。回収品目は、携帯電話(スマートフォン・タブレット端末を含む(タブレットPCを除く))、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、電子辞書、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、電卓、ACアダプター、ポータブルカーナビの9品目です。

◎蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計の回収

あらかわりサイクルセンター、あらかわエコセンター、清掃リサイクル事務所、尾久・日暮里区民事務所、ゆいの森あらかわ、各図書館で回収しています。

○蛍光管(直管型、丸管型、電球型)

購入時の箱等に入れ、割れないように持参してください。

○水銀体温計・水銀血圧計

※ゆいの森あらかわを除く

◎廃食油の回収

あらかわりサイクルセンター、あらかわエコセンター、清掃リサイクル事務所、尾久・日暮里区民事務所、ゆいの森あらかわ、各図書館で回収しています。

○廃食油(使用済み・賞味期限切れの食用油)

できるだけかすを取り除き、ペットボトル等に入れて密封して持参してください。

※事業活動によるものを除く

問 清掃リサイクル推進課

リサイクルセンター係 ☎ 3805-9172

◎小型充電式電池(リチウムイオン電池等)・小型充電式電池内蔵製品の回収

清掃リサイクル事務所、あらかわりサイクルセンター、あらかわエコセンター、ゆいの森あらかわで回収しています。

※膨張しているものは、清掃リサイクル事務所2階へお持ちください

問 清掃リサイクル推進課作業係 内線471

問 清掃リサイクル推進課啓発指導係 内線449

あらかわりサイクルセンター

あらかわりサイクルセンターは、資源循環型社会を目指して、分別排出された資源を長期的かつ安定的に中間処理するとともに、その処理工程の見学や体験学習等の普及啓発を行う、リサイクルを推進する拠点施設です。

主な施設および設備

- ・資源中間処理設備機器
- ・処理工程見学通路
- ・清掃リサイクル学習用研修室
- ・リサイクル体験工房等
- ・清掃リサイクル情報提供スペース

開館時間 午前8時30分～午後5時

休館日 曜日、年末年始(12月31日～1月3日)

問 清掃リサイクル推進課

リサイクルセンター係 ☎ 3805-9172



道路のこと

■道路を占用（使用）するときは

建築足場、仮囲い、袖看板等で道路を占用（使用）するときは、道路占用と使用の許可が必要です。

※法令により、許可できないものもあります

○道路占用許可の申請等

- 問 区道…土木管理課占用係
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4872
- 問 都道…東京都第六建設事務所管理課占用担当
担当 ☎ 3882-1232
- 問 国道…国土交通省東京国道事務所亀有出張所
☎ 3600-5541

○道路使用許可の申請等

所轄の警察署交通課へお問い合わせください。

- 問 荒川警察署 ☎ 3801-0110
- 問 南千住警察署 ☎ 3805-0110
- 問 尾久警察署 ☎ 3810-0110

■区道の幅員について

家屋を新・改築するとき等、区道の幅員については、荒川区地図情報でご確認ください。

荒川区地図情報ホームページ

<http://www2.wagmap.jp/arakawa/Portal/>

- 問 土木管理課台帳係 (区役所北庁舎2階)
☎ 3802-4731

■道路が破損しているときは

舗装、ガードレール、カーブミラー等が破損しているとき、または誤って破損したときは、次へご連絡ください。

- 問 土木管理課維持みどり係
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4892

■街路灯・街路樹については

街路灯が消えているときや新設のご相談、街路樹についてのお問い合わせは、次へご連絡ください。

- 問 街路灯…土木管理課設備係
(区役所北庁舎2階)

☎ 3802-4472

- 問 街路樹…土木管理課維持みどり係
(区役所北庁舎2階)

☎ 3802-4482

※都道、国道に関するお問い合わせは、次へご連絡ください

- 問 都道…東京都第六建設事務所荒川工区

☎ 3892-1374

- 問 国道…国土交通省東京国道事務所亀有出張所

☎ 3600-5541

■私道の整備については

幅員1.2m以上で公道等に連絡している私道の排水施設等の整備を予定しているときは、区で工事を受託する形で、工事費用の一部を助成する場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

- 問 土木管理課維持みどり係

(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4892

屋外広告物

看板・広告板・はり札・はり紙等の屋外広告物の掲出には、許可が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

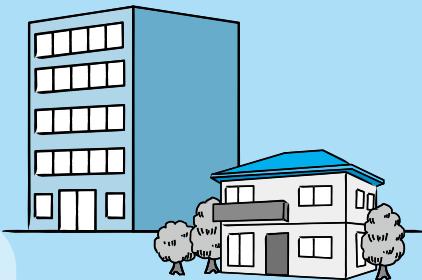
- 問 土木管理課占用係 (区役所北庁舎2階)

☎ 3802-4872

住まい



荒川区役所
3802-3111(代)



住宅・マンションの相談

■住まいの相談

住まいの建て替えや増改修等に関する相談に応じています。

■まちづくりサポーター派遣

区内の建築専門の業者を無料で派遣し、現地で建て替えや修繕の相談に応じています。

■税理士相談（要予約）

税理士が相談に応じます（原則として隔月第1火曜日、午後1時～4時）

問 住まい街づくり課管理係

（区役所北庁舎2階） ☎ 3802-4178

■コンサルタント派遣

マンション管理（管理組合の合意形成等、大規模修繕）や防災対策（防災マニュアルの作成、防災訓練の実施等）について、コンサルタント（マンション管理士等）を派遣します。

問 住まい街づくり課住宅係

（区役所北庁舎2階） ☎ 3802-4303

公社賃貸住宅の相談

問 東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター
☎ 3409-2244

UR賃貸住宅の相談

問 UR都市機構賃貸住宅募集案内総合窓口
☎ 3347-4330

問 テレホンサービス ☎ 0120-411-363

不動産取引紛争の法律相談

問 東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課不動産取引特別相談室（予約制） ☎ 5320-5015

不動産業者を調べるときは

東京都・不動産業課に宅地建物取引業者（不動産業者）の名簿があります。代表者や専任の宅地建物取引士、その他の申請書類を閲覧できます（要予約。電子閲覧できる場合もあります）。また、不動産取引のトラブルの相談にも応じています。

※インターネット上で「宅地建物取引業者の免許情報提供サービス」を行っています

ホームページアドレス

<https://www.takken.metro.tokyo.lg.jp>

問 東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課

☎ 5321-1111（都庁代表）

都市計画を調べるときは

都市計画に定められた用途地域等を都市計画図でご案内しています。都市計画図は、荒川区地図情報からも閲覧できます。

荒川区地図情報ホームページ

<http://www2.wagmap.jp/arakawa/Portal/>

問 都市計画課都市計画担当

（区役所北庁舎3階） ☎ 内線 2812

区民によるまちづくり活動を支援

■コンサルタント派遣

共同建て替えをお考えの方や、まちづくり等の活動グループに、コンサルタント（専門家）を無料で派遣しています。

■近隣まちづくり推進制度

敷地が道路に接していないために建て替えられない建物でも、近隣と協力して建て替え計画を作成することで、建て替えが可能となる制度です。

建て替え計画作成への助言や補助等の支援を行います。

問 住まい街づくり課管理係

（区役所北庁舎2階） ☎ 3802-4178

→P97に、「道路のことは」を掲載しています

区民住宅空き室の申し込み

区民住宅は、中堅所得者の家族を対象とした賃貸住宅です。空き室・資格要件等は荒川区ホームページをご覧いただけます。また、申込方法の詳細は、募集案内等をご確認ください。

住宅名	住所
町屋五丁目住宅	町屋5-9-2

問 住まい街づくり課住宅係
(区役所北庁舎2階) ☎ 内線 2824

区営住宅空き室の申し込み

申込方法や資格要件等の詳細は、募集案内をご覧いただけます。また、申込方法の詳細は、募集案内等をご確認ください。

■区営住宅（高齢者用）

住宅にお困りの高齢者（単身・2人世帯）を対象にしている住宅です。毎年9月ごろに「空き室待ち登録者」の募集、抽選をし、登録期間内に空室が生じた場合に登録順に入居できます。

住宅名	住所
南千住二丁目住宅 (さくらハイツ南千住)	南千住2-32-3
町屋五丁目住宅	町屋5-9-2
町屋七丁目住宅 (さくらハイツ町屋)	町屋7-2-15
西尾久三丁目住宅 (さくらハイツ小台)	西尾久3-21-12
西尾久七丁目住宅 (さくらハイツ西尾久)	西尾久7-19-11

■区営住宅（車いす使用者用）

身体障がい者で車いす使用者（単身・世帯用）を対象にしている住宅です。空き室が生じた場合に募集をしますので、募集期間・申込資格等は、お問い合わせください。

住宅名	住所
町屋五丁目住宅	町屋5-9-2

問 福祉推進課地域福祉係 (区役所2階)
☎ 3802-3953

→P90に、「住まいの衛生の相談」「アスベストに関する相談」「飲料水の相談」を掲載しています

都営住宅等の申し込み

申込方法や資格要件等の詳細は、募集案内をご覧いただけます。また、申込方法の詳細は、募集案内等をご確認ください。

■都営住宅一般

都営住宅は、5月上旬と11月上旬に家族向け・60歳以上等の単身者向け・若年夫婦・子育て世帯向け（定期使用住宅）等、8月上旬と2月上旬に家族向け（ひとり親世帯等）（ポイント方式）・60歳以上等の単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバービュアの募集があります。東京都広報、あらかわ区報、テレホンサービス等でお知らせします。応募する方は、区役所1階総合案内、住まい街づくり課、各区民事務所等で、募集期間中に申込用紙を受け取り郵送してください。

■都営住宅地元割当

区民のために、東京都から区に割り当てられた戸数を募集します。

問 住まい街づくり課住宅係
(区役所北庁舎2階) ☎ 内線 2824

問 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎ 3498-8894
☎ 6418-5571

■都民住宅

中堅所得者の家族を対象とした賃貸住宅です。

◎東京都施行型の都民住宅

問 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎ 3498-8894
☎ 6418-5571

新築・増築・改築には確認申請

家を建てるには、敷地・用途・建ぺい率・高さ等についてさまざまな制限があります。工事を始める前に建築主事の確認を受けることが必要です。特に、4m未満の道路に面して家を建てるときは、道路の中心から2m後退した位置が、敷地と道路の境界線と見なされますので注意してください。

問 建築指導課審査係
(区役所北庁舎3階) ☎ 内線 2843

問 建築指導課細街路整備係
(区役所北庁舎3階) ☎ 内線 2844

家等を新築・増築・改築する方は

「住居表示に関する法律」および「住居表示に関する条例」により、すべての住居・建物等には住居番号を表示することになっています。住居番号は、住居表示台帳の基礎番号を基に、区役所で定めています。

住居・建物等を新築・増築・改築する場合は、必ず届け出をしてください。また、区で定めた住居番号を付していない住居・建物等をお持ちの方、住居・建物の名称が変更された際も届け出してください。

なお、申請の受け付けは区民事務所（→P11）でも取り扱っています。

問 戸籍住民課住民記録係（区役所1階）

内線 2362

土地の取り引きには届け出が必要です

■国土利用計画法による届け出

区内の2000m²以上の土地について売買等の取り引きを行ったときは、2週間以内に買い主による届け出が必要です。

問 都市計画課都市計画担当

（区役所北庁舎3階）

内線 2816

■公有地の拡大の推進に関する法律による届け出等

①道路法、都市公園法、河川法による都市計画決定・指定地域とされた区域内等に含まれる土地で、200m²以上の土地の取引をする場合、事前の届け出が必要となります。

②100m²（一部地区50m²）以上の土地を所有している方で、その土地を地方公共団体等に買い取ってほしいときは、区に申し出ることができます。

問 経理課管財用地係（区役所4階）

内線 2253

一定規模以上の住宅等を建築する際は

6区画以上の戸建住宅等または6戸以上の共同住宅等を建築する際は、良好な生活環境と豊かな地域の形成、公共公益施設等との調和を図るため、「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」または「荒川区市街地整備指導要綱」による事前の届け出が必要です。

問 都市計画課都市計画担当

（区役所北庁舎3階）

内線 2813

大規模マンションを建設する際は

区内で延べ面積が3000m²以上かつ高さ10m超のマンションを建設する際は、その建設計画を早期に周知し、周辺住民と事業者が協議を行うため、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」による手続きが必要です。

問 都市計画課都市計画担当

（区役所北庁舎3階）

内線 2816

住宅資金融資のあっせん

申し込み資格等の要件があります。必ず、工事前に申し込んでください。

■住宅増・修築資金

区民の方がその居住する住宅の増築や修築、アスベストの除去等の改修工事を行おうとする場合等で、その資金の調達にお困りの方に、区が金融機関に融資のあっせんをして、利子の一部を補給します。また、申請者が65歳以上の高齢者または心身障がい者と同居している場合や外壁・屋根の修繕を含む改修工事に係る資金を借り入れる場合には、利子補給が多く、より低利となります。

■住宅建替え資金

区内の老朽化した住宅を除却するとともに、建て替え等を行う方を対象に、住宅の取得に必要な資金の融資を区が金融機関にあっせんをして、利子の一部を一定期間補給します。

問 住まい街づくり課住宅係

（区役所北庁舎2階）

内線 3802-4303

マンション共用部分の改修助成

分譲マンションの共用部分を修繕・改修（リフォーム）するマンション管理組合が、公益財団法人マンション管理センターの債務保証を得て住宅金融支援機構の融資を受ける場合に、都が利子補給します。助成を受けるには一定の基準があります。事前にご相談ください。

問 東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課

内線 5320-7532

建て替え・解体費用を助成します

■不燃化特区事業実施地区

建て替えおよび既存建物を解体する費用の一部助成を行っています。事業実施地区は、下表のとおりです。

助成を受けるには、各事業ごとに助成要件がありますので、事前にご相談ください。

問 住まい街づくり課防災街づくり係
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4324

建て替え・解体に関する専門家への相談

不燃化特区内での建て替えや権利の移転など住まいに関するさまざまな相談に応じます。

■専門家の派遣

建築士、弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、ファイナンシャルプランナーを無料で派遣します(年間5回・1回2時間まで)。

問 住まい街づくり課防災街づくり係
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4319

空き家の相談・解体費用の助成

■空き家の相談

区内の空き家について解体・利活用の相談に応じます。

■解体費用の助成

老朽空き家住宅を解体する費用の一部を助成します。

助成を受けるには、要件がありますので、事前にご相談ください。

■専門相談(要予約)

区内に空き家を所有している方、区内の空き家でお困りの方に、専門相談員が相談に応じます(原則として、2か月に一度開催)。

問 住まい街づくり課防災街づくり係
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4079

生け垣造成の費用を助成します

区では、接道部の緑化推進を促進することを目的に、生け垣の新設工事および生け垣設置に必要となるブロック塀等の撤去工事について、一部の費用を助成しています。

助成を受けるには一定の基準があります。事前にご相談ください。

問 土木管理課維持みどり係
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4483

不燃化特区事業実施地区

不燃化特区事業	
①町屋・尾久地区… 荒川5・6丁目全域、 町屋2~4丁目全域、 東尾久1~6丁目全域、 西尾久1・2丁目全域、 西尾久3丁目21~26番、 西尾久4丁目(7・8・25・26番を除く)、 西尾久5・6丁目全域	②荒川・南千住地区… 南千住1・5丁目全域、 荒川1~4・7丁目全域、 町屋1丁目1・2・19~21番

住まい

※各事業には期間があります。詳細はお問い合わせください

建物の耐震診断・耐震補強工事等を行うときは

昭和56年5月31日以前に建築された建物が対象です（一部平成12年5月31日以前も対象）。なお、補助を受けるにはほかにも要件がありますので、事前にご相談ください。

構 造	事業の種類	建物の種類	補助率	補助限度額
木 造	耐震診断※4	戸建住宅	10/10	30万円
		賃貸アパート		50万円
	耐震補強設計※4	戸建住宅（自己用）	2/3	15万円
		戸建住宅（高齢者世帯※1）		30万円
		賃貸アパート（高齢者世帯※1）		50万円
		戸建住宅（貸家）	1/2	15万円
		賃貸アパート		25万円
	耐震補強工事※4	戸建住宅	4/5	180万円
		賃貸アパート		250万円
		戸建住宅（高齢者世帯※1）		360万円
		賃貸アパート（高齢者世帯※1）		500万円
非 木 造	耐震建替え工事	戸建住宅	4/5	200万円
		賃貸アパート		250万円
		戸建住宅（高齢者世帯※1）		400万円
		賃貸アパート（高齢者世帯※1）		500万円
	除却工事	戸建住宅	4/5	180万円
		賃貸アパート		250万円
	耐震シェルター等設置※2	戸建住宅	9/10	50万円
	耐震診断	分譲マンション	2/3	400万円
		一般緊急輸送道路沿道建物※3		100万円
		戸建住宅（自己用）		15万円
		賃貸マンション	1/2	200万円
		戸建住宅（貸家）		15万円
非 木 造	耐震補強設計	分譲マンション・一般緊急輸送道路沿道建物※3	2/3	100万円
		戸建住宅（自己用）		15万円
		賃貸マンション	1/2	50万円
		戸建住宅（貸家）		15万円
	耐震補強工事	分譲マンション・一般緊急輸送道路沿道建物※3	2/3	1000万円
		賃貸マンション	1/2	500万円
		戸建住宅	4/5	180万円
	耐震建替え工事	一般緊急輸送道路沿道建物※3	2/3	1500万円
		戸建住宅	4/5	200万円

- ※1 高齢者世帯（①70歳以上のひとり暮らしの世帯、②70歳以上の方とその配偶者で構成されている世帯、③70歳以上の方とその兄弟姉妹で構成されている世帯、④70歳以上の方とその親で構成されている世帯、⑤②または③の世帯とその親で構成されている世帯）が2年以上お住まいの建物または荒川区高齢者住み替え家賃等助成事業の補助金を受けた高齢者世帯がお住まいになっていた建物
- ※2 建物所有者または同居者が高齢者（65歳以上の方）または障がい者（障害者手帳を持っている方）であること
- ※3 明治通り（日光街道～荒川区役所を除く）、尾竹橋通り等幹線道路沿いの建物で、前面道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物
- ※4 昭和56年6月1日～平成12年5月31日に建築された在来木造2階建てまでの住宅等が対象となる事業

問 住まい街づくり課住宅係（区役所北庁舎2階） ☎ 3802-4454

環境に配慮した建物への助成

→P93 「環境に配慮した機器等への助成」のうち、ZEH等購入が対象です。

中小企業



荒川区役所
3802-3111(代)



経営相談

○融資相談 経営、経理、販売、資金繰り、税務、転・開業等について、中小企業診断士や税理士等の専門家が相談を受け付けます。相談の内容によって相談日が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
(中小企業診断士との相談は午前9時30分から)
火曜日、午後1時～4時 (税理士)

○企業相談

企業相談員が、受・発注の開拓を始め、情報の提供、技術、経営改善等について、訪問相談を行っています。

○産学連携による企業支援

産学連携推進員が、区内中小企業のモノづくりに関わる新事業展開に必要な大学や各種支援機関等とのネットワークを構築し、課題解決から販路開拓まで幅広く支援しています。

○創業相談 月～金曜日、午前9時30分～午後5時15分

問 経営支援課経営支援係 (区役所6階)
内線 459

○経営・融資相談 月～金曜日、午前9時～午後5時

○法律専門相談 第2木曜日、午後1時～4時

○税務専門相談 (1月～3月)

※相談日時は、お問い合わせください

問 東京商工会議所荒川支部
荒川区荒川2-1-5セントラル荒川ビル9階
3803-0538

○融資相談 月～金曜日、午前9時～午後5時

問 東京都産業労働局金融部金融課
新宿区西新宿2-8-1都庁第一本庁舎19階北側
5320-4877

○経営相談 月～金曜日、午前9時～午後5時

中小企業が抱えるさまざまな問題に対し、専門家による各分野(融資・創業・税務・労務・IT・貿易・デザイン・事業継承・法律等)の相談窓口

を運営しています。また、取引情報の提供や取引に関する紛争処理も行っています。相談日時等、詳細はお問い合わせください。

問 公益財団法人東京都中小企業振興公社

千代田区神田佐久間町1-9
3251-7881

問 公益財団法人東京都中小企業振興公社
城東支社 (仮移転中)

葛飾区東金町1-23-2滝澤金町ビル2階
5648-6606

中小企業の知的財産(特許等)の保護・活用等の促進を目的に、相談事業、普及啓発事業、助成事業の3つを主な事業として、中小企業の支援を行っています。

問 東京都知的財産総合センター

台東区台東1-3-5反町商事ビル1階
3832-3656

工業技術等に関する相談は

問 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
江東区青海2-4-10 5530-2111

問 公益財団法人東京都中小企業振興公社
城東支社 (休館中)

葛飾区青戸7-2-5 5680-4631

問 東京都立皮革技術センター
墨田区東墨田3-3-14 3616-1671

問 東京都立食品技術センター
千代田区神田佐久間町1-9 5256-9251

問 東京商工会議所荒川支部
荒川区荒川2-1-5セントラル荒川ビル9階
3803-0538

東京都計量検定所

商品の量目や計量器その他計量に関する疑問等にお答えします。

営業用に使うはかりは、2年に1度定期検査を受けることが義務づけられています。

問 東京都計量検定所

江東区新砂3-3-41
5617-6638

事業主の退職金制度

◎小規模企業共済制度

問 独立行政法人中小企業基盤整備機構(共済相談室)

港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル

☎ 050-5541-7171

問 東京商工会議所荒川支部

荒川区荒川2-1-5セントラル荒川ビル9階

☎ 3803-0538

都立産業貿易センター

展示会等にご利用ください。

問 台東館

台東区花川戸2-6-5 ☎ 3844-6190

問 浜松町館

港区海岸1-7-1 ☎ 3434-4242

中小企業基盤整備機構と業務提携

産業振興施策の一層の充実を図るために、中小企業支援の専門機関である、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)と業務提携しています。

中小企業への支援やベンチャー企業(新興企業)の育成、中小企業の再生、情報交換等の分野で連携し、区内企業への支援強化を図っています。

問 経営支援課経営支援係(区役所6階)

☎ 内線 459

問 独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部

港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル3階

☎ 5470-1637

経営セミナー

事業者や従業員の専門的知識の向上を図るために、経営に関する講座を開催しています。

問 産業振興課商業振興係(区役所6階)

☎ 内線 468

問 経営支援課経営支援係(区役所6階)

☎ 内線 459

区の融資制度

中小企業融資は、中小企業者等に対し、事業経営に必要な資金を融資あっせんするものです。

利用できる方

○区内に住所または事業所があること

・個人…住所または営業の本拠地

・法人…本社登記かつ営業の本拠地

※本社登記があっても事業の実態が無い場合は対象になりません

○区内で引き続き1年以上同一の事業を営んでいること

○各種の税金を完納していること

・個人…所得税、住民税、事業税等

・法人…法人税、事業税等

○東京信用保証協会の保証対象業種であること

○許認可等を要する事業は、その許認可を得ていること

※上記の貸付条件等は、令和7年4月1日現在。貸付条件等が改定されていることもあります

※区の融資制度一覧表は→P106~109

問 経営支援課融資係(区役所6階) ☎ 内線 467

区以外の融資制度

○東京都中小企業融資制度

問 東京都産業労働局金融部金融課

☎ 5320-4877

○信用保証制度

問 東京信用保証協会千住支店

足立区千住仲町40-10住友生命北千住ビル2階

☎ 3888-7231

○政府系金融機関

問 株式会社日本政策金融公庫千住支店

〈国民生活事業(旧国民生活金融公庫)〉

業務区域:荒川・町屋・南千住

☎ 0570-031482 (ナビダイヤル)

〈中小企業事業(旧中小企業金融公庫)〉

足立区千住仲町41-1大樹生命北千住ビル

☎ 3870-2125

問 株式会社日本政策金融公庫上野支店

〈国民生活事業(旧国民生活金融公庫)〉

業務区域:尾久・日暮里

台東区東上野2-18-10日本生命上野ビル

☎ 0570-032371 (ナビダイヤル)

問 商工組合中央金庫上野支店

台東区上野1-10-12

☎ 3834-0111

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするために、無担保・保証人不要・低金利で商工会議所の推薦により融資を受けられる、国の融資制度です。

融資限度額 2000万円

利用できる方

- 従業員20人以下（宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主
- 税金（法人税・所得税等）を完納している方
- 日本政策金融公庫の融資対象の業種を営んでいる商工業の方
- 商工会議所の経営・金融指導を受けて事業改善に取り組んでいる方
- 最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を行っている方
- ※区では、マル経融資の支払利子の半額を3年間補助します

問 東京商工会議所荒川支部

荒川区荒川2-1-5セントラル荒川ビル9階
☎3803-0538

中小企業の仕事の紹介・あっせんは

問 公益財団法人東京都中小企業振興公社

千代田区神田佐久間町1-9

☎ 3251-7881

問 公益財団法人東京都中小企業振興公社城東支社

葛飾区青戸7-2-5

☎ 5680-4631

見本市に出展するときは

製品等見本市・展示会に出展する際に、出展料・展示装飾費・搬送委託費等の一部を補助します。

問 経営支援課経営支援係（区役所6階）

☎内線 459

産業財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)を取得するときは

産業財産権を取得する際の、申請料・審査請求料・弁理士費用等の費用の一部を補助します。

問 経営支援課経営支援係（区役所6階）

☎内線 459

新製品・新技術を開発するときは

実用化の見込みがある新製品または新技術を研究・開発するための、「試作品」製作経費の一部を補助します（新規性、実現性、市場性等について、審査があります）。

問 経営支援課経営支援係（区役所6階）

☎内線 459

ISO認証等を取得するときは

ISO認証等を取得する際の、審査機関の審査経費やコンサルタント委託経費等の一部を補助します。

問 経営支援課経営支援係（区役所6階）

☎内線 459

屋外広告物

看板・広告板・はり札・はり紙等の屋外広告物の掲出には、許可が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

問 土木管理課占用係（区役所北庁舎2階）

☎ 3802-4872

経営セーフティ(中小企業倒産防止)共済制度

中小企業の連鎖倒産を未然に防ぐための制度です。加入後6か月以上を経過して、万一取引先企業が倒産し、売掛金や受取手形等の回収が困難になった場合に、無担保、無保証人、無利子で共済金の貸付が受けられる制度です。

問 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(共済相談室)

港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル

☎ 050-5541-7171

■中小企業融資

融資の種類、ご利用いただける方の要件、融資条件等の概要は下記のとおりです。詳細は、お問い合わせください。

問 経営支援課融資係 (区役所6階) ☎内線 467

融資の種類		ご利用いただける方
	運転資金融資	中小企業者等 ▷製造業等…資本金3億円以下または従業員300人以下 ▷卸売業…資本金1億円以下または従業員100人以下 ▷小売業・サービス業…資本金5000万円以下または従業員50人以下 (サービス業は、従業員100人以下)
	設備資金融資	中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者で、信用保証協会の保証残高が2000万円以下 (新規申込額を含む) の次に該当するもの (利用にあたっては、事前に信用保証協会の保証残高を確認しておく必要があります) (1) 常時使用する従業員の数が20人 (商業、サービス業は5人) 以下で、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種※に属する事業 (以下「特定事業」という) を行うもの (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社および個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの (宿泊業、娯楽業は20人以下) (3) 事業共同小組合で、特定事業を行うものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行ない、組合員全員が区内に事業所を有しているもの (4) 特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する組合員の数が20人以下で、組合員のうち事業を行なうものは区内に事業所を有しているもの (5) 特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下で、組合員全員が区内に事業所を有しているもの (6) 医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下のもの (ただし、(1)から(5)に掲げるものを除く) ※農業・林業 (素材生産業および素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業 (保険媒介代理業および保険サービス業を除く) 以外の業種
普通融資	小規模企業資金融資 (全国統一保証制度の小口零細企業保証制度に沿った融資)	環境保全や資源対策等に取り組むための資金を必要とする者で、次のいずれかに該当するもの (1) ISO14000シリーズ・ISO50001シリーズの資格取得に要する経費 (2) 省エネルギー・資源リサイクルの導入に要する経費 (3) 緑化の推進に要する経費 (4) 事業所内のバリアフリーの推進に要する経費 (5) 健康増進の取り組み (受動喫煙の防止措置等) に必要な経費 (6) 公害の発生・被害防止のために要する経費 (7) 低公害車の購入に要する経費 ※この融資利用については、環境課においてエコフォワード事業者登録申請が必要となります
特別融資	設備改善融資	施設、設備の近代化に取り組むための資金を必要とし、次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 情報システム等の導入または、買替によって経営効果の向上を図る者 (2) 機械、設備等の導入または入替を行なう者 (新製品に限る) (3) 区内の作業場等の新築、改築等を行う者 (4) 区内の商業施設 (卸売業、小売業又はサービス業 (身近な生活を支えるサービス業) に限る) の新築、改築等を行う者 (5) BCP (事業継続計画)に基づく自家発電装置等の設置及び防災関係物品の購入を行う者 (6) 火災等により事業施設、資財等に損害が生じ、緊急に復旧のための資金を必要とする者
	経営基盤強化融資	景気低迷や取引先の倒産、金融環境の変化等により事業活動に影響を受け、経営の基盤強化のため、資金を必要とする者で、次のいずれかに該当するもの (1) 景気低迷の影響を受け、最近3か月間 (※1) の売上高等が前年同期と比較して減少しているもの (2) 取引先の倒産等により、回収不能な売掛債権を有しているもの (3) 取引先の支払い方法の変更等により、資金繰りに困難を来たしているもの (4) 取引先金融機関の破綻等により、資金繰りに困難を来たしているもの
	小規模企業特別支援融資	常時使用する従業員の数が20人 (商業、サービス業は5人) 以下のもの
	季節資金融資	次のいずれかの資金を一時的に必要とする者 (休日等で始期・終期が前後します) (1) 夏季資金 (申込期間) 6月1日から同年7月31日まで (2) 年末資金 (申込期間) 10月1日から同年11月30日まで (3) 年度末資金 (申込期間) 1月10日から同年3月1日まで
	創業支援融資	事業を営んでいない者が、荒川区内において、新たに事業を創業しようとする場合 (創業した日から1年未満のものを含む) で、次のすべてを満たすもの なお、支店や営業所を開設する場合や事業拡大に伴い事業所等を新たに開設する場合等は、利用できません。 (1) 新たに営もうとする業種は、信用保証協会の保証対象業種であること (2) 許認可等を必要とする事業の場合には、許認可等を受けていること (3) 法人として事業を営もうとする場合には、区内で本社登記 (事業実態を伴う) をすること (4) 申込者の具体的な事業計画に基づいて、区が行う企業診断等により認められること
	新分野進出等支援融資	新製品・新技術の開発や成長・発展の可能性のある分野への進出等を行い、経営の活性化を図ろうとする者で、次のいずれかに該当するもの (1) 新製品・新技術の研究開発や需要の開拓、または発展の可能性のある分野への進出等について具体的な計画を有する者で、区が行う企業診断等で適切と認められるもの (2) 東京都知事等の承認を受けた経営革新計画を有し、その計画に基づく資金を必要とするもの

※ 1 最近3か月とは、申込月の前月とその前2か月間 (前月の会計処理が済んでいない場合には、前々月とその前2か月) をいいます

(令和7年4月1日現在)

	資金使途	融資限度額	年利 1.9%		返済期間 (据置期間1年を含む)		保証人および 担 保	信用保証料 補 助		
			本人負担	区負担	運転資金 8年以内	設備資金 10年以内				
	運転資金	2000万円	1.4%	0.5%	運転資金 8年以内	10年以内		$\frac{1}{2}$ 補助		
	設備資金	2500万円			設備資金 10年以内					
	運転資金 設備資金 運転設備併用	2000万円	0.6%	1.3%	運転・運転設備併用 設備資金 ※借換の場合 対象：返済を6か月以上継続 据置期間：なし 借用保証料補助：なし 資金使途：運転資金のみ	7年以内 10年以内		全額補助		
	設備資金 (1)のみ運転資 金運転・設備 併用可能	1500万円	0.6%	1.3%	7年以内 (1)のみ、運転設備併用資金 5年以内	7年以内 5年以内 5年以内	個人…原則と して不要 法人…原則と して代表者 担保…必要 に応じて	全額補助 ※2		
	設備資金 (6)のみ運転資 金運転・設備 併用可能		0.5%	1.4%	設備資金 運転資金 運転・設備併用					
	運転資金	2000万円	0.6%	1.3%	運転	5年以内				
		500万円								
	運転資金	500万円	0.5%	1.4%	1年以内 (据置期間6か月を含む)	5年以内 7年以内		全額補助 ※2		
	運転資金 設備資金 運転設備併用	1500万円	0.5%	1.4%	運転・運転設備併用 設備資金					

※2 信用保証料は、特別融資3本目の利用から補助率2分の1です
 ※年利の適用期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日です

融資の種類、ご利用いただける方の要件、融資条件等の概要は下記のとおりです。詳細は、経営支援課融資係にご相談・お問い合わせください。

融資の種類		ご利用いただける方
特別融資	事業承継支援融資	<p>次のいずれかに該当する者で、区が事業計画を審査して適切と認められるもの</p> <p>(1) 事業承継を5年以内に行う見込みを有し、事業計画を策定してその実行に取り組むもの</p> <p>(2) 事業承継を行ってから5年を経過していない事業者で、事業計画を策定して経営の安定化および事業の活性化等に取り組むもの</p> <p>(3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けたもの</p>
	工場・社員住宅等建設資金融資	区内において、工場または社員住宅（2戸以上）等の新築または建て替え等を行い、経営の活性化を図ろうとする製造業を営む者
	経営改善借換融資	<p>現在返済している区制度融資の残額を、一本にまとめて借換することにより、毎月の返済負担を軽減することができる者で、借り換える区制度融資は、原則として元金返済を6か月以上継続しているもの</p> <p>(1) 借換のみを行う場合は、借換する区制度融資は複数とし、残額の合計金額とする。</p> <p>(2) 新たに資金を追加する場合は、追加する資金と借換する区制度融資の合計金額で、新たに追加する資金は500万円を限度とする。ただし、毎月の返済金額が借換される区制度融資の毎月の返済金額の合計額の範囲内とする。</p> <p>※他の金融機関を含む場合は、所定の「借換同意書及び誓約書」を提出すること</p>
	共同化融資	区内の中小企業者により組織された団体が共同事業を行う場合

荒川区商店街の歌

しあわせ通り～荒川区商店街の歌～

作詞 高野 政義 作曲 弦 哲也

1 さわやかな 風が流れる このまちに
笑顔が集まる 場所がある
にぎわい 商い いい出会い
したまち あらかわ 商店街
元気いっぱい 元気いっぱい しあわせ通り

2 夕焼けの 空が広がる このまちに
みんなにやさしい 場所がある
いきいき 普段着 心意気
ふるさと あらかわ 商店街
声もはずむよ 声もはずむよ よろこび横丁

(令和7年4月1日現在)

資金使途	融資限度額	年利1.9%		返済期間 (据置期間1年を含む)	保証人および 担保	信用保証料 補助
		本人負担	区負担			
運転資金 設備資金 運転設備併用	1500万円	0.5%	1.4%	運転資金 設備資金 運転設備併用	7年以内 10年以内 7年以内	全額補助
設備資金	4000万円 (4000万円を 限度として加 算制度あり)	0.6%	1.3%	10年以内	個人…原則と して不要	全額補助 ※2 (申込額1500万 円以内に相当す る部分に限る)
				7年以内 (据置期間なし)	法人…原則と して代表者	担保…必要に 応じて
運転資金 (借換)	3000万円 (追加資金は 500万円以 内)			運転資金 設備資金	5年以内 10年以内	本人負担
運転資金 設備資金	運転資金 1000万円 設備資金 1億円				理事または役 員全員	全額補助 ※2 (申込額3000万 円以内に相当す る部分に限る)

※2 信用保証料は、特別融資3本目の利用から補助率2分の1です

※年利の適用期間は、令和7年4月1日～8年3月31日です

荒川区商店街の歌

3 あしたへの 夢があふれる このまちに
いつでも明るい 場所がある
にこやか なごやか 人の仲
ぬくもり あらかわ 商店街
心ふれあう 心ふれあう しあわせ通り



中小企業の福利厚生事業

一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター
荒川区営業所は、中小企業に勤める方や事業主の皆さんを会員に、次のような事業を実施しています。

◎給付事業

会員を対象に、お祝い事や万一のご不幸があった場合、各種給付金を支給します。

給付金の内容

	給付事由	金額		
祝金	結婚	会員の結婚	2万円	
	金婚	会員が婚姻50年	1万円	
	銀婚	会員が婚姻25年	1万円	
	出産	会員に子どもが出生	1万円	
	入学	会員の子が小・中学校	1万円	
	20歳	会員が満20歳	1万円	
見舞金	入院	14日以上	7000～3万円	
	障がい	会員の障がい	70歳未満	4万～10万円
			70歳以上	3万円
弔慰金	住宅災害	会員の住宅	1万～10万円	
	会員	70歳未満	10万円	
		70歳以上	5万円	
	配偶者	会員の配偶者	2万円	
	子	会員の子	1万円	
	親	会員の実親	1万円	

※給付金は、センターの会員になった日から3か月を経た後に発生した事由に対して支給します。給付の請求は、給付事由が発生した日から1年以内です

◎福利厚生事業

- 宿泊費用、インフルエンザ予防接種費用、人間ドック費用等の一部を補助します
- レジャー・スポーツ施設…東京ディズニーリゾート、東武動物公園、あらかわ遊園等の遊園地、プール、荒川総合スポーツセンター、あらかわ遊園スポーツハウス、スポーツクラブ、映画館、日帰り温泉施設等が割引料金で利用できます
- 入場券のあっせん…観劇コンサート、プロ野球等の入場券をあっせんします
- 区内共通お買い物券、都内共通入浴券、図書カード等を割引料金であっせんします
- レクリエーション事業…ホテルの食事券のあっせん等をしています

◎会員になるには

○入会できる方…区内の従業員数500人以下の中小企業に勤務する従業員および事業主

※原則として事業所単位での加入となります

○入会金…200円（1人）

○会費…500円（1人・月額）

※希望する方には、制度や加入の説明に伺います

※会員以外の方も利用できる事業もあります

問 一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター
荒川区営業所

荒川区荒川12-2-3（区役所6階）

☎ 3806-7581

ホームページアドレス

<https://www.tokyo-kinrou.jp/>

中小企業退職金共済制度

退職金制度を設けることが困難な中小企業のための制度です。掛金の一部を国が助成し、外部積立型で管理が簡単です。

問 独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

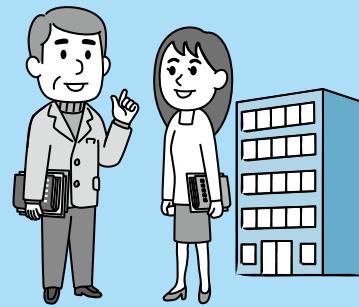
豊島区東池袋1-24-1 ☎ 6907-1234

ホームページアドレス

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

仕事

荒川区役所
3802-3111(代)



あらかわ就労支援センター 「町屋おしごとテラス」

就労支援・雇用促進の拠点施設です。身近な場所での仕事探しをお手伝いします。

場所 荒川17-50-9 センターまちや3階

■JOBコーナー町屋 (ふるさとハローワーク)

仕事を支援するため、ハローワーク足立と共同で、職業相談や職業紹介を行っています。なお、JOBコーナー町屋の窓口では、雇用保険・求人等の業務は取り扱っていません。

日時 月～金曜日、午前10時～午後6時 (祝日・年末年始を除く)

問 JOBコーナー町屋 **☎ 3819-7771**

■内職の相談・紹介

内職を希望する区内にお住まいの方に登録していただき、仕事の紹介を行っています。また、事業所からの内職の求人も受け付けています。

日時 月・火・木・金曜日、午前10時～午後6時 (要予約。受付は午後5時まで。祝日・年末年始を除く)

問 内職相談担当 (就労支援課)

☎ 3800-8710

※相談窓口はJOBコーナー町屋内となります

■わかもの就労サポートデスク

就職活動をしている若者 (概ね44歳以下) を対象とした就職相談窓口です。

◎若者向け個別相談・就労訓練

キャリアカウンセリングや就職活動に関するアドバイス等を行っています。また、3泊4日の合宿型就労訓練も実施しています。

◎保護者向け個別相談・セミナー

長い期間仕事に就いていない等、様々な事情を抱える若者を持つ保護者の方からの相談を受け付けています。必要に応じて専門の相談員が自宅等に訪問し、就労の実現に向けた支援を行います。また、保護者向けのセミナーも実施しています。
※本相談は、医療的な相談やケア等に対応するものではありません

日時 火・水・金曜日、午前10時～午後6時 (祝日・年末年始を除く)

問 わかもの就労サポートデスク

☎ 3800-6188

■女性のおしごと相談デスク

主に子育て中の女性の再就職や、家庭と仕事を両立する働き方等の相談を行っています。キッズコーナーや授乳室も備えてありますので、お子さん連れでも安心して利用できます。

日時 火・木曜日、午前10時～午後4時 (祝日・年末年始を除く)

問 女性のおしごと相談デスク

☎ 5901-1870

■シニアのおしごと相談デスク

高齢期の働き方に関する不安の解消を目的に、情報提供やキャリアカウンセリングを行っています。履歴書・職務経歴書の書き方等も相談できます。

日時 金曜日、午前10時～午後4時 (祝日・年末年始を除く)

問 シニアのおしごと相談デスク

☎ 5901-1870

ハローワーク (公共職業安定所)

仕事探しに関する相談、応募先企業等への紹介を行っています。求人検索パソコンにより、全国の求人を探すことができます。また、就職をサポートするための支援のメニュー (各種セミナー、カウンセリング、面接会等) を用意しています。

問 ハローワーク足立

足立区千住1-4-1 東京芸術センター6～8階

☎ 3870-8609

◎ハローワーク足立ホームページ

イベント、セミナー、ミニ面接会等の情報掲載。

ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/adachi.html>

■マザーズハローワーク日暮里

子育て中の女性の就職をサポートする専門ハローワークです。お子さん連れでも来所しやすい環境を整備しています。

問 マザーズハローワーク日暮里

西日暮里2-29-3 日清ビル5階

☎ 5850-8611

■日暮里わかものハローワーク

正社員での就職をめざす若者を対象とした専門ハローワークです。職業相談・紹介、セミナー等きめ細かな就職支援を行っています。

問 日暮里わかものハローワーク

西日暮里2-29-3 日清ビル7階

☎ 5850-8609

東京しごとセンター

仕事探しに関する相談や、キャリアカウンセリング、求人情報の提供・職業紹介、各種セミナー等を行っています。また、起業・創業、NPO・ボランティア等の多様な働き方や、社会保険・年金等についての専門相談も実施しています。

問 東京しごとセンター

千代田区飯田橋3-10-3 ☎ 5211-1571

ホームページアドレス

<https://www.tokyoshigoto.jp>

仕事・生活サポートデスク

就労の状況・心身の状況、地域社会からの孤立といった状況で生活全般にお困りの方の相談を受け付けています。

一人で悩まず、ぜひ、ご相談ください。

問 仕事・生活サポートデスク（区役所1階）

☎ 内線 2613

いきいきワーク荒川（荒川区立授産場）

一般の企業に就職することが困難な60歳以上の方が通って仕事をする施設です。

下記のような仕事の注文も受け付けています。

○主な仕事

鉛筆等商品の袋詰め、箱詰め、箱折り、封筒折り、シール貼り、ひも付け等の簡単な手作業

問 いきいきワーク荒川（荒川授産場）

東尾久4-32-7 ☎ 3800-2741

問 高齢者福祉課高齢者福祉係（区役所2階）

☎ 内線 2677

公益社団法人荒川区シルバー人材センター

働く意欲のある高齢者に、能力を生かせる仕事を提供し、毎日の生活の充実と社会福祉の増進を図ることを目的とした、会員制の公益団体です。

高齢者向きの仕事の発注も受け付けています。

○仕事の仕組み

臨時的・短期的な仕事を、地域の事業所、官公庁、家庭等から引き受け、加入している会員の経験や希望等に応じて紹介します。

○会員の対象者

区内在住で、60歳以上の健康で働く意欲のある方、センターの趣旨に賛同できる方です。

○主な仕事

屋内外清掃、一般事務、宛名書き、ふすま・障子張り替え、施設管理、植木せんてい、大工作業、家事援助サービス等

問 公益社団法人荒川区シルバー人材センター

東尾久4-32-7 ☎ 3810-1141

FAX 3810-5750

ホームページアドレス

<https://webc.sjc.ne.jp/arakawa/>

東京都労働相談情報センター

働く人や事業主の方のための労働相談、各種労働資料の提供、労働講座の開催、雇用環境改善等に取り組む中小企業への支援等を行っています。

問 電話相談専用ダイヤル（東京都ろうどう110番）

☎ 0570-00-6110

問 労働相談情報センター池袋事務所

豊島区東池袋4-23-9

☎ 5954-6110（来所相談予約）

厚生労働省総合労働相談コーナー

解雇、雇い止め、労働条件の不利益変更、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関するあらゆる分野の相談を、専門の相談員が面談あるいは電話でお受けします。

問 有楽町総合労働相談コーナー

千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館3階

☎ 5288-8500

☎ 0120-601-556 (フリーダイヤル)

※都内の一般電話から利用できます

問 足立総合労働相談コーナー

足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階
(足立労働基準監督署内) ☎ 6684-4573

労働基準監督署

解雇、賃金不払い等の労働条件のほか、労災保険に関する相談を受け付けます。

問 足立労働基準監督署

足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階

▶ 方面(労働条件・解雇・賃金)

☎ 3882-1188

▶ 安全衛生課

☎ 3882-1190

▶ 労災課 (労働保険)

☎ 3882-1189

都立職業能力開発センター

新たに職業に就かれる方、求職中の方、転職を希望している方、中・高年齢者等で就職の難しい方を対象に、就職に向けて、職業に必要な知識・技能を取得していただくための施設です。修了者には、ハローワーク(公共職業安定所)、職業能力開発センターで職業紹介をしています。

問 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課

☎ 5320-4716

問 城東職業能力開発センター

足立区綾瀬5-6-1 ☎ 3605-6140

ホームページアドレス

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/vsdc/joto/>

公益通報者保護

◎公益通報者保護法とは

労働者等が、公益のために通報を行ったことを理由に、解雇等の不利益な取扱いを受けないよう、どこへどんな内容の通報を行えば保護されるのか、ルールを明確にするものです。

◎通報を考えている方へ

公益通報とは、労働者等が、勤務先の事業者の不正行為を、不正な目的なく、事業者が定めた者または権限を有する行政機関等に通報することをいいます。なお、通報の対象となる不正行為とは、公益通報者保護法や政令で定められた法律に違反する犯罪行為若しくは過料対象行為、または最終的に刑罰若しくは過料につながる行為をいいます。詳細はお問い合わせください。

区では、区が処分又は勧告等の権限を有する公益通報を適正に処理するため、「荒川区外部公益通報事務手続要綱」を定めています。なお、通報内容について、区が処分・勧告等をする権限を有しない場合は、別の行政機関を紹介します。

問 総務企画課総務係(区役所4階)

☎ 3802-3285

問 消費者庁公益通報者保護制度相談ダイヤル

☎ 3507-9262

※月～金曜日、午前9時30分～午後5時30分
(祝日・年末年始、午後0時30分～1時30分を除く)

消費者庁ホームページアドレス

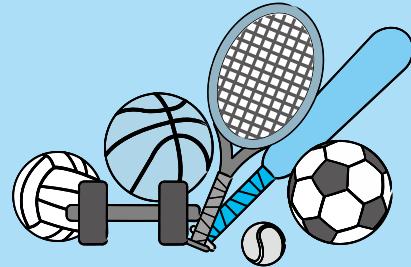
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/

余暇・文化・スポーツ



荒川区役所

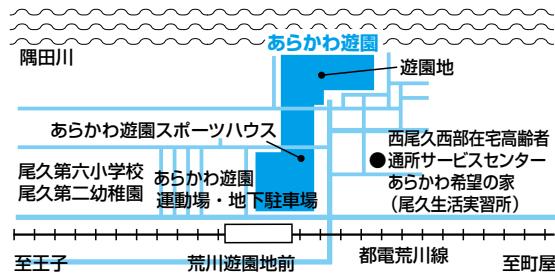
3802-3111(代)



あらかわ遊園

あらかわ遊園

荒川区西尾久6-35-11 ☎3893-6003



遊園地

都内唯一の区立遊園地で、のりもの広場・どうぶつ広場・釣り堀・室内遊び場等、子どもから大人まで楽しむことができます。売店・カフェのほか、園内の建物には休憩スペース・ベビールームがあり、小さなお子さんも安心してお越しいただけます。

開園時間

午前9時～午後5時 (夜間開園日は午後8時まで)

休園日

火曜日 (火曜日が祝日の場合は翌日)、12月29日～1月1日

※区立学校の春・夏・冬季休暇期間は開園 (12月29日～1月1日を除く)

入園料

○大人…800円

○小学生…200円

※フリーパス (大人1800円・小学生700円) も販売しています。詳細は、荒川区ホームページをご覧ください。

地下駐車場

利用時間

午前7時30分～午後10時30分

※12月29日～1月1日は休み

利用料金

○月～金曜日…30分100円、1日最大500円

○土・日曜日、祝日等…60分300円

問 あらかわ遊園

荒川区西尾久6-35-11…都電荒川遊園地前下車すぐ

☎ 3893-6003

◎あらかわ遊園公式ホームページ

イベント情報や施設案内を掲載しています。

ホームページアドレス

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/yuuen/>



区立公園

■荒川自然公園

たくさんの樹木や草花でいっぱいの緑豊かな公園です。公園の南側部分には荒川区の地形をかたどった白鳥の池、野草園、水辺広場、アスレチックコーナー等や、カブトムシを観察できる昆虫観察園があります。中央部分には、テニスコート、野球場のほか、児童遊園やふれあい健康広場等があり、夏には小学生以下の子どものために「わいわいプール」を開設します。北側部分には交通公園や芝生広場があります。

開園時間

- 中央部分（荒川七丁目口、荒川八丁目口）および北側部分（町屋一丁目口）
 - ・4～10月…午前6時～午後9時
 - ・3月…午前7時～午後9時
 - ・11月…午前6時～午後9時
 - ・12～2月…午前7時～午後6時
 - 南側部分（荒川二丁目口）
 - ・4～11月…午前6時～午後7時
 - ・12月…午前7時～午後6時
 - ・1～2月…午前7時～午後6時
 - ・3月…午前7時～午後7時

休園日

- 第1・3木曜日（木曜日が祝日の場合は翌日）
 - 年末年始（12月29日～1月3日）

○交通園（無料）

楽しみながら交通ルールが学べる施設です。小学生以下のお子さんが利用できます。

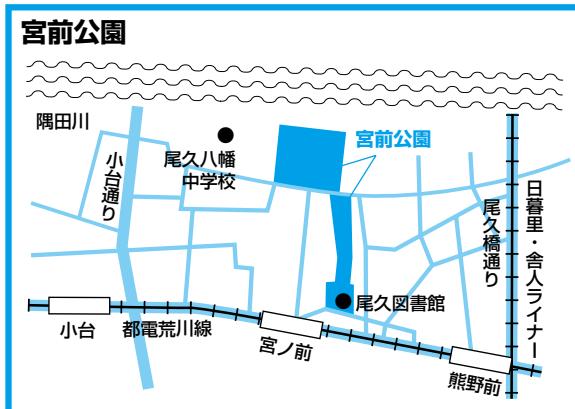
自転車、補助付き自転車、ゴーカート、豆自動車、三輪車、一輪車に乗れます。

所在地 葛川区葛川8-25-3…都電葛川二丁目下

■宮前公園

バラを中心とした庭園や広い芝生広場、大型滑り台、テニスコート等があります。公園内には、尾久図書館があり、緑と花に包まれた公園内で読書を楽しめます。

所在地 東尾久8-45-22…都電荒川線宮ノ前下
車徒歩1分 **☎ 3810-2111**

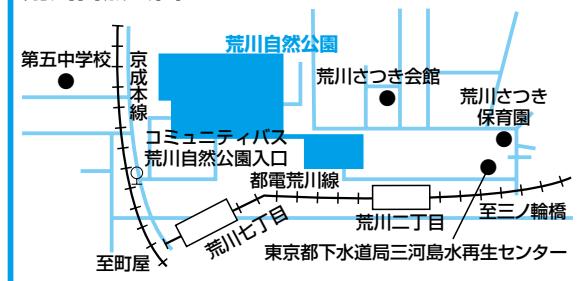


■荒川区立公園

問 土木管理課維持みどり係

(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4482

舊川自然公園



清里高原ロッジ・少年自然の家

豊かな自然環境の中で、青少年を始め区民の皆さんのが過ごせる施設です。

所在地 山梨県北杜市高根町清里3545-5

施設内容

○ロッジ

- ・定員…35人
- ・宿泊室…12畳5部屋(各室6人)、9畳1室(ベッド付き) 5人
- ・研修室…洋室55平方メートル
- ・談話室・食堂・浴室

○少年自然の家

- ・定員…200人
- ・宿泊室…24.5畳10室(各室18人)
- ・リーダー室…10畳2室(各室5人)、8畳2室(各室4人)
- ・研修室…24.5畳
- ・食堂・浴室・体育室(バドミントンコート3面分)

○高根総合グラウンドの利用

テニスコート(6面)、野球場等、ゲートボールコート、陸上競技が利用できます

利用できる方

○区内の社会教育関係団体、青少年団体、町会等の団体

○区内在住・在勤・在学の方のグループ、家族

利用できる期間(宿泊)

4月下旬から11月上旬まで(年度により変動)

※臨時に休館する場合があります

利用の申込み

- 清里高原ロッジフロントに電話してください
- 30人以上の場合…利用日の3か月~7日前
- 30人未満の場合…利用日の2か月~7日前
- 利用料と食事代はチェックイン時にお支払いください
- 夏休み期間の利用は、はがきによる申し込み等、別途定めます

利用料・食事代

区分	利用料		食事代
	社会教育 関係団体等	区内在住・ 在勤等の方	
大人 (15歳以上)	2600円	3200円	1800円
子ども (4歳以上15歳未満)	1300円	1600円	1400円

※区内在住・在勤の65歳以上の方、身体障害者手帳等をお持ちの方は、利用料が半額になります

す(年度内2泊まで)
※そのほか、連泊割引等があります

問 清里高原ロッジフロント

☎ 0551-48-2295

ホームページアドレス

<https://www.arakawa-kiyosato.com>

ゆいの森あらかわ

中央図書館・吉村昭記念文学館・ゆいの森子どもひろばの3つの機能が融合した、子どもから大人まであらゆる世代が活用できる施設です。

■中央図書館

約60万冊の蔵書規模と900を超える閲覧席を有する区の中央図書館です。

屋外テラス席や会話を楽しめるグループ席を配置するほか、静かな環境の学習室を設置しています。(利用方法等は「区立図書館」を参照)

■吉村昭記念文学館

「戦艦武蔵」や「三陸海岸大津波」、「ポーツマスの旗」で知られる荒川区出身の小説家・吉村昭氏の生涯や作品に描かれたふるさと荒川区、妻で芥川賞作家の津村節子氏の作品世界等をさまざまな資料とともに紹介しています。また、吉村氏が使用していた書斎の再現展示があり、創作空間を体験できます。

入館：無料

■ゆいの森子どもひろば

乳幼児が安心して遊べる室内遊び場、体験キット、ワークショップ等の多様な体験事業を行っています。また、保護者が施設を利用する際、お子さんを一時的に預かりするサービスを毎日実施しています(休館日を除く)。

乳幼児一時預かり

○時間

午前10時～午後5時

※1時間単位で、1日あたり3時間まで利用できます

○対象

- ・区内在住で、生後6ヶ月以上の未就学児
- ・健康で集団保育が可能な乳幼児(医療行為等が必要な方は、お預かりできない場合があります。)

○利用限度

お子さん一人につき1ヶ月あたり21時間まで

○料金

1時間500円(兄弟姉妹で同時の場合は二人目以降250円)

■開館時間

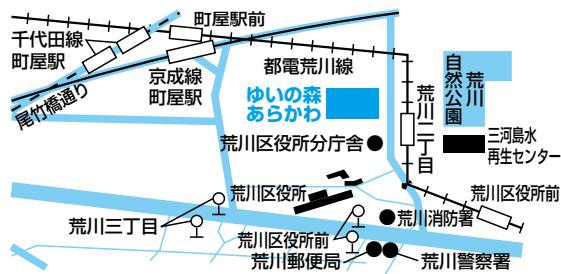
午前9時～午後8時30分

■休館日

第3木曜日、12月29日～1月3日、特別整理期間、設備点検日

ゆいの森あらかわ

荒川区荒川12-50-1 ☎3891-4349



区立図書館

区立図書館および図書サービスステーションには、小説を始め専門書、実用書、雑誌、絵本等を約93万冊、CD、カセットテープ、DVD、ビデオテープを約5万点備えています。

■初めて利用する方へ

図書館の利用は無料です。住所を確認できるもの(マイナンバーカード・免許証等)と一緒に利用申込書をカウンターに提出してください。図書館利用カードを発行します。

区内のどこの図書館・図書サービスステーションからでも借りられ、また返すことができます。

■貸し出しの点数と期間

○図書・雑誌…15日間で合計30冊まで

○CD・カセットテープ…15日間で合計5点まで

○DVD・ビデオテープ…8日間で合計2点まで

■インターネットによる検索・予約

自宅や職場で、インターネットを使って、24時間、図書、雑誌やCD、カセットテープ、DVD、ビデオテープの検索・予約ができます。

図書館のホームページから、ご利用ください。

※予約には、事前にパスワードの登録が必要です

■車いす・ベビーカー等利用の方への設備

○ゆいの森あらかわ・南千住・尾久・日暮里図書館…自動ドア、エレベーター

○町屋図書館…車いす用昇降機

(入口のインターホンでお知らせください)

※全図書館にバリアフリートイレがあります

■からだの不自由な方へのサービス

通常の図書館利用が困難な区民の方へ、宅配・郵送を行っています。ご利用には、図書館の「障がい者サービス利用者」の登録が必要です。

詳細は各図書館までお問い合わせください。

■フィルム・映写機・教育用DVD・ビデオの貸し出し

教育団体利用登録のうえ、ご利用ください。

16ミリフィルムは5本まで、DVD・ビデオテープは合計3点まで、5日間借りられます。

■休館日

○月曜日、月曜日が祝日の場合は翌日以降の平日
○館内整理日（月に1日）

- ・第2木曜日…南千住図書館、尾久図書館、汐入図書サービスステーション
- ・第3木曜日…町屋図書館、日暮里図書館、冠新道図書サービスステーション

○特別整理期間

○年末年始（12月29日～1月4日）

■開館時間

○火～金曜日…午前9時～午後7時30分

○土・日曜日、祝日…午前9時～午後5時

※南千住図書館の土曜日の開館時間は午後7時30分まで

※各図書サービスステーションの開館時間は午前9時30分から

問 ゆいの森あらかわ ☎ 3891-4349

ゆいの森あらかわホームページアドレス

<https://www.yuinomori.city.arakawa.tokyo.jp/>



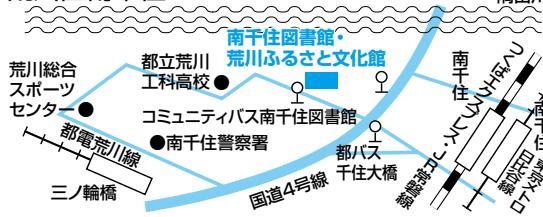
荒川区立図書館ホームページアドレス

<https://www.library.city.arakawa.tokyo.jp/>



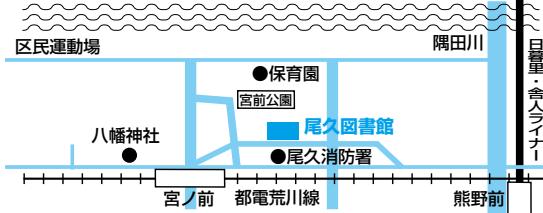
南千住図書館

荒川区南千住6-63-1 ☎ 3807-9221 隅田川



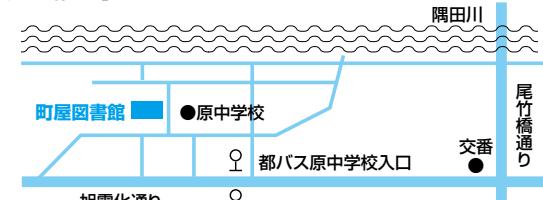
尾久図書館

荒川区東尾久8-45-4 ☎ 3800-5821



町屋図書館

荒川区町屋5-11-18 ☎ 3892-9821



日暮里図書館

荒川区東日暮里6-38-4 ☎ 3803-1645



汐入図書サービスステーション

荒川区南千住8-12-5-114 ☎ 3807-8130



冠新道図書サービスステーション

荒川区西日暮里6-25-14 ☎ 3800-3321



荒川ふるさと文化館

郷土あらかわの考古・歴史・民俗・文化を楽しむながら、学び探求する場として、考古・歴史資料等の展示、文化財講座・古文書講座、史跡巡りの開催、伝統工芸技術の体験等を行っている施設です。また、荒川区の文化財保護の拠点でもあります。

開館時間 午前9時～午後5時（展示室への入館
は午後4時30分まで）

休館日

○月曜日（祝日等の場合はその次の平日）
○年末年始（12月29日～1月4日）、館内整理日
(毎月第2土曜日)

(毎月第2木曜日)
※館内整備等のため、臨時休館する場合があります

展小観見料 100円

※中学生以下・65歳以上の区民、障がい者との介助者は免除となります（証明できる書類を提示してください）

※あらかわ家族の日（毎月第3土曜日とその翌日の日曜日）は、荒川区在住の中学生以下の子供たちと一緒に来館する家族の方は無料です。

※国際博物館の日（5月18日）・都民の日（10月1日）・文化の日（11月3日）は無料です

主な施設

○常設展示室…区内で発掘された遺跡や土器、中世の板碑、近世の町や農村の暮らし、銭座の作業風景、昭和41年の長屋・路地の復元等、実物や模型の展示・解説パネルで郷土あらかわの歩みを知ることができます。また、松尾芭蕉の奥の細道矢立て初めの地であることから「奥の細道と千住」コーナーを設置しています

○企画展示室…郷土あらかわに関連したテーマの資料や文化財、館蔵資料の展示を行います

※詳細は、区報等でお知らせします

○あらかわ伝統工芸ギャラリー…荒川区の伝統工芸技術の魅力を発信する常設のギャラリーです。展示のほか、あらわ座（実演・体験等のワークショップ）を開催しています。また、荒川区伝統工芸技術保存会によるあらわ座市も開かれ、伝統工芸品等の販売が行われます

○視聴覚室・研修室…荒川ふるさと文化館・南千住図書館が講座、研修会、映画会等を行います。地域の活動等にも貸し出しをしています

利用料金（一時間）

○視聴覚室…1200円

○研修室…800円

※申し込みは利用日の1か月前の同日から（休館日の場合は翌開館日）

※社会教育関係団体には減額措置があります

■文化財の保護

古くから伝えられてきた文化財は、郷土の歴史を知り、更に、新しい文化を築いていく基盤にもなる貴重な区民の財産です。

このような、人類の文化的遺産（文化財）を大切に守り、次の世代に伝えていくために、区では、文化財の調査・保護・公開等を行っています。区内の遺跡、古文書、仏像、石造物、建造物、伝統芸能、伝統工芸等、どんな小さなことでも結構ですから、文化財に関する情報がありましたら、ご連絡ください。

また、区内の伝統芸能や年中行事等の記録、職人さんの“技”を記録した伝統工芸技術記録映像「伝統に生きる」のDVDを、区立図書館で貸し出しているほか、ホームページ・YouTubeでも動画を配信しています。ぜひ、ご覧ください。

■埋蔵文化財の保護

文化財保護法により、埋蔵文化財包蔵地での土木工事・建設工事を実施する際には、60日前までに埋蔵文化財発掘届を提出することが義務付けられています。現在、区内には、町屋・西日暮里・南千住地区に7か所の埋蔵文化財包蔵地があり、届出後、工事の内容や遺跡の状況に応じて確認調査、立ち会い調査、本調査等が必要です。工事を予定している方は、お早めにご相談ください。



生涯学習センター

区民の皆さんのがサークル活動等の生涯学習の場として利用できるほか、生涯学習・教養講座、都立大学等との連携講座、年間講座（荒川コミュニティカレッジ）等の開催による学習機会の提供と、学習情報を提供しています。

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

※館内整備等のため、臨時休館する場合があります

申込み（予約）方法

○会議室・多目的室・音楽室

- ・「社会教育関係団体」登録団体

利用日の2か月前の同一日から受け付け

・一般団体

利用日の1か月前の同一日から受け付け

（例）11月12日利用の受け付け開始

→「社会教育関係団体」登録団体…9月12日

→一般団体…10月12日

※利用日7日前までの予約は、1団体につき、同一週で2区分まで予約できます。なお、利用希望日の6日前になっても空いている区分がある場合は、追加で予約できます。

○体育館・多目的広場

- ・「社会教育関係団体」登録団体

利用日の属する月の前月1日から受け付け

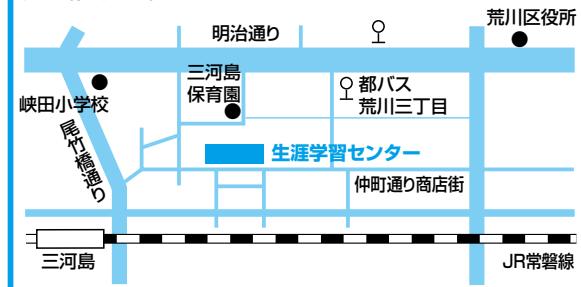
・一般団体

利用日の属する月の前月の施設利用抽選日翌日から受け付け

※「社会教育関係団体」登録団体に限り、利用日の属する月の前月に抽選を実施しています。詳細は、お問い合わせください。

生涯学習センター

荒川区荒川3-49-1 ☎3802-2332



利用区分

施設	利用時間区分	
大小会議室 多目的室 音楽室	午前	午前9時～正午
	午後Ⅰ	午後0時20分～3時20分
	午後Ⅱ	午後3時40分～6時40分
	夜間	午後7時～10時 (音楽室は午後9時30分まで)

施設	利用時間区分	
体育館	午前	午前9時～正午
	午後Ⅰ	正午～午後3時
	午後Ⅱ	午後3時～6時
	夜間	午後6時～9時

施設	利用時間区分	
多目的広場	午前	午前9時～正午
	午後Ⅰ	正午～午後3時
	午後Ⅱ	4月～9月…午後3時～6時 3月・10月…午後3時～5時 11月～2月…午後3時～4時
	夜間	

※利用時間には、準備および後片付けの時間を含みます

※多目的広場は照明が無いため、夜間利用はできません

施設利用料（1区分）

小会議室	500円	「社会教育関係団体」登録団体には利用料の減免の適用があります
大会議室	1000円	
音楽室	750円	
多目的室	750円	
体育館	1750円	
多目的広場	500円	

問 生涯学習センター

荒川区荒川3-49-1 ☎3802-2332

荒川ボランティアセンター

■ボランティア活動の相談は

ボランティア活動に関心のある方やボランティアを必要とする方の相談受付、ボランティア保険の手続き、情報提供等を行います。余暇時間を使って、ボランティア活動をしてみませんか。

■ボランティア講座・スクールの実施

区内在住・在勤・在学の方を対象に、ボランティア・福祉について、体験スクール、講座、講演会、講習会等を開講しています。

問 荒川ボランティアセンター 南千住1-13-20
(荒川区社会福祉協議会内) ☎3802-3338

問 あらかわ地域活動サロンふらっと、フラット (荒川区社会福祉協議会運営) →P50

電子メールアドレス

vorasen@arakawa-shakyo.or.jp

サンパール荒川（荒川区民会館）

■館内案内

サンパール荒川は区のほぼ中心部に位置し、区民の文化活動の拠点となっています。

大ホールは975人を収容でき、舞台、照明、音響等の設備を完備しています（常設時853席）。

小ホールは300人を収容でき、150人のパーティーアーク会場としても好評です。

集会室は和洋7室、少人数から100人までの会合にご利用ください。

■利用方法

利用申込み

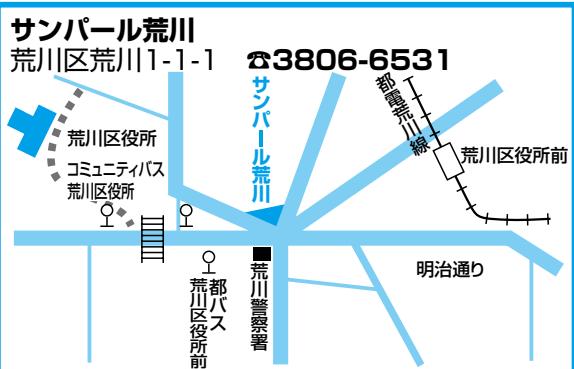
○大・小ホール…区民等の方は利用日の12か月前、区民等以外の方は利用日の11か月前の月の1日から利用日の5日前まで

○集会室…区民等の方は利用日の3か月前、区民等以外の方は利用日の2か月前の月の1日から利用日の2日前まで

開館・受付時間 午前9時～午後10時

休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

※設備保守等のため、臨時休館する場合があります



問 サンパール荒川（荒川区民会館）

荒川区荒川1-1-1…都電荒川線・都バス荒川区役所前下車徒歩2分、荒川警察署斜め前

☎ 3806-6531

施設利用料

区分 施設名		定員	午前	午後	夜間	全日
大 ホ ル	月曜～金曜日 土・日曜日、祝日等 ホワイエのみ利用		午前9時～午後0時30分	午後1時30分～5時	午後6時～10時	午前9時～午後10時
大 ホ ル	月曜～金曜日	975人	4万5500円	8万4500円	11万500円	21万4500円
	土・日曜日、祝日等		5万2000円	10万4000円	13万円	26万円
ホワイエのみ利用		〈各種展示等にご使用ください〉				4万8100円
小 ホ ル	月曜～金曜日	300人	1万5600円	1万8200円	1万8200円	5万2000円
	土・日曜日、祝日等		1万9500円	2万2800円	2万2800円	6万5100円
4 階	第1集会室 洋室	各室 50人	2000円	2900円	2900円	7800円
	第2集会室 洋室					
	第3集会室 洋室					
5 階	第4集会室 和室	40人	2400円	3700円	3700円	9800円
	第5集会室 洋室					
5 階	第6集会室 洋室	各室 50人	3700円	5300円	5300円	1万4300円
	第7集会室 洋室					

※利用時間は、準備から後片付け等すべての時間を含みます

町屋文化センター

町屋文化センターは、学ぶ喜び・作る楽しさ・触れ合いの機会作り等、区民の皆さんとのさまざまな学習・文化活動の場として利用できる施設です。

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

※館内整備等のため、臨時休館する場合があります

申込み受付

○社会教育関係団体

2か月前の同じ日から受け付けます

○一般団体・個人

1か月前の同じ日から受け付けます

申込み手続き

○受け付け初日

A…午前9時の時点で、来館している方から受け付けます（複数の申請者がいる場合は抽選）

B…午前9時以降は、来館または電話により受け付けます。ただし、この場合「A」を優先します。電話申し込みの場合は、7日以内に利用料をお支払いください

○受け付け2日目以降

来館または電話を問わず、順番に受け付けます

※受け付け初日の午前10時以降は、インターネットによる申し込みもできます。この場合は、7日以内に利用料をお支払いください

受付時間 午前9時～午後8時

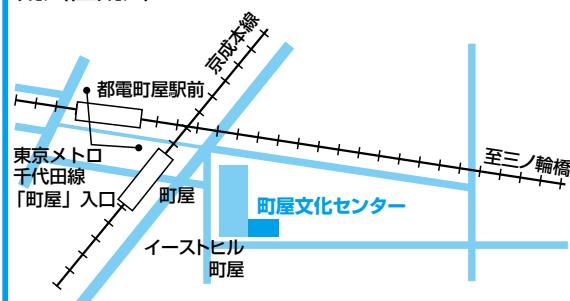
受付場所 2階受付カウンター

館内利用案内

○1階多目的ホール…講演会・映画会・音楽会・健康教室等に

町屋文化センター

荒川区荒川7-20-1 ☎3802-7111



○2階ふれあい広場…展示会・発表会等に

※区・教育委員会・ACCの後援事業に限ります

○2階音楽練習室…防音室で合唱・楽器の練習等に

○3階会議室（第1～第4）…研修・講座等に

※駐車場がありませんので、車での来館はできません

問 町屋文化センター

荒川区荒川7-20-1 ☎ 3802-7111

ホームページアドレス

<https://machiya.acc-arakawa.jp>



施設利用料

施設名	区分 定員	午前	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後0時30分 ～3時	午後3時30分 ～6時30分	午後7時～ 10時	午前9時～ 午後10時
多目的ホール	154人	5900円	4900円	5900円	5900円	2万2600円
音楽練習室	30人	1800円	1500円	1800円	1800円	6900円
第1会議室	36人	1500円	1300円	1500円	1500円	5800円
第2会議室	33人	2000円	1700円	2000円	2000円	7700円
第3会議室	45人	2300円	1800円	2300円	2300円	8700円
第4会議室	45人	2300円	1800円	2300円	2300円	8700円

※附帯設備利用料はピアノ・展示板等について、3000円以内でそれぞれ定めています

※第3・第4会議室は、同時に一会議室として利用できます。ただし、音響利用は同時利用の場合のみです

日暮里サニーホール

館内案内

日暮里サニーホールは日暮里駅に程近いホテルラングウッドビル4階・5階にあります。

ホールは500人を収容でき、演劇、講演会、コンサート、各種展示、展覧会、発表会、ダンス等、それぞれの用途、目的に応じて幅広く利用できます。

コンサートサロンは100人を収容でき、ピアノ、バイオリン、ギター発表会や演奏会のほか、社内会議、展示会等に最適です。

会議室は3室あり、第1会議室が24席、第2・第3会議室が12席あります。第2・第3会議室は可動間仕切りにより1つの部屋としても利用できます。

利用方法

利用申込み

○ホール・コンサートサロン…区民等の方は利用日の12か月前、区民等以外の方は利用日の11か月前の月の1日から利用日の5日前まで

ホールおよびコンサートサロンの利用料

施設名	区分	対象	午前	午後	夜間	全日
			午前9時～午後0時30分	午後1時30分～5時	午後6時～10時	午前9時～午後10時
ホール 定員500人	月曜～金曜日	区民等	2万6000円	5万3300円	6万6300円	13万3900円
		区民等以外	2万8000円	5万7500円	7万1600円	14万4600円
	土・日曜日および 祝日等	区民等	3万2500円	6万5000円	8万1900円	16万3800円
		区民等以外	3万5100円	7万200円	8万8400円	17万6900円
コンサートサロン 定員100人	月曜～金曜日	区民等	5200円	1万1700円	1万4300円	2万9900円
		区民等以外	5600円	1万2600円	1万5400円	3万2200円
	土・日曜日および 祝日等	区民等	6500円	1万4300円	1万8200円	3万7700円
		区民等以外	7000円	1万5400円	1万9600円	4万700円

会議室の利用料

施設名	区分	対象	午前Ⅰ	午前Ⅱ	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間	全日
			午前9時～11時	午前11時30分～午後1時30分	午後2時～4時	午後4時30分～6時30分	午後7時～10時	午前9時～午後10時
第1会議室 定員30人	区民等	1500円	1500円	1500円	1500円	1500円	2200円	8200円
	区民等以外	1600円	1600円	1600円	1600円	1600円	2400円	8800円
第2会議室 定員15人	区民等	700円	700円	700円	700円	700円	1100円	3900円
	区民等以外	750円	750円	750円	750円	750円	1200円	4200円
第3会議室 定員15人	区民等	800円	800円	800円	800円	800円	1100円	4300円
	区民等以外	850円	850円	850円	850円	850円	1200円	4600円

ムーブ町屋

館内案内

ムーブ町屋は町屋駅前のセンターまちやビル3階・4階にあります。

ムーブホールは296人を収容でき、コンサート

○会議室…区民等の方は利用日の3か月前、区民等以外の方は利用日の2か月前の月の1日から利用日の2日前まで

開館時間 午前9時～午後10時

受付時間 午前9時～午後8時

休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

※設備保守等のため、臨時休館する場合があります

日暮里サニーホール

荒川区東日暮里5-50-5

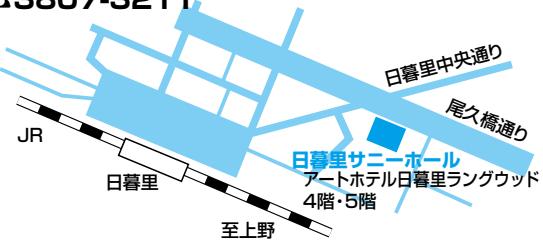
アートホテル日暮里ラングウッド4階・5階

3807-3211

日暮里サニーホール

荒川区東日暮里5-50-5 アートホテル日暮里ラングウッド4階・5階

3807-3211



や演劇、展示会等、さまざまな催し物に利用できます。

会議室の定員は40人（机使用時28席）です。

スタジオは10人を収容でき、撮影や音楽練習、ダンスや演劇の練習、少人数での会議等に利用できます。

■利用方法

利用申込み

- ホール・会議室…区民等の方は利用日の12か月前、区民等以外の方は利用日の11か月前の月の1日から利用日の5日前まで
- スタジオ…区民等の方は利用日の12か月前、区民等以外の方は利用日の11か月前の月の1日から利用日の2日前まで

開館時間 午前9時～午後10時

受付時間 午前9時～午後8時

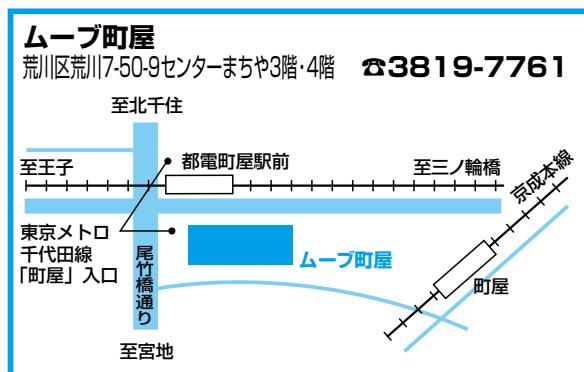
休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

※設備保守等のため、臨時休館する場合があります

問 ムーブ町屋

荒川区荒川7-50-9 センターまちや3階・4階

☎ 3819-7761



施設利用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午後0時30分	午後1時30分～5時	午後6時～10時	午前9時～午後10時
ムーブ	月曜～金曜日	1万2000円	2万4000円	3万1000円
ホール	土・日曜日、祝日等	1万5000円	3万円	3万8000円
会議室		3000円	3000円	3400円
スタジオ		2200円	2200円	2500円
				9400円
				6900円

荒川区芸術文化振興財団 (ACC)

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 (ACC) は、芸術文化の振興を図るため荒川区が設立した公益法人です。

町屋文化センター、サンパール荒川、日暮里サンニーホール、ムーブ町屋等の施設を利用し、クラシック・ポップス・ジャズコンサート、演劇、落語を始め、都電荒川線写真コンテスト、荒川第九演奏会、カルチャー講座等区民の皆さんに喜ばれるイベントや多彩な講座を企画・実施しています。

イベントの詳細は、ほっとタウン（イベントスケジュール&タウン情報紙／毎月1日発行）やACCホームページ・Xに掲載しています。

問 ACC

荒川区荒川7-20-1 町屋文化センター内

☎ 3802-7111

ホームページアドレス

<https://www.acc-arakawa.jp>

アクト21 (男女平等推進センター)

アクト21は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、その責任を分かち合い、性別にかかわり無くその個性と能力を發揮し、あらゆる場に参画できる「男女共同参画社会」の実現に向けて活動するための拠点です。また、区民の相互交流や自主活動にも利用できます。

どなたでも無料で利用できる交流活動コーナー・図書コーナー、専門家がカウンセリングを行う相談室（右記参照、要予約）や、会議室等があります。

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 年末年始（12月29日～1月3日）、定期

清掃日（年4回）、保守点検日等

利用できる方 団体でも個人でもどなたでも利用

できます。また、「男女平等推進団体

登録すると施設利用料が50%減額、利用受け付けの優先等の特典があります。

申込み方法・施設利用料 下表のとおり

◎アクト21こころと生き方・DVなんでも相談

DV(パートナーからの暴力)、夫婦・親子関係、職場・近隣の人間関係、自分自身の生き方等の相談を行っています。一人で悩まずご相談ください。ご相談には、予約が必要です。

日時

週	水曜日	金曜日
第1	午後5時～8時	午前10時～午後4時
第2	午前10時～午後4時	午後2時30分～8時
第3		午後2時30分～8時
第4		午前10時～午後4時

※第2土曜日は午前10時～午後3時

◎LGBT専門相談（要予約）

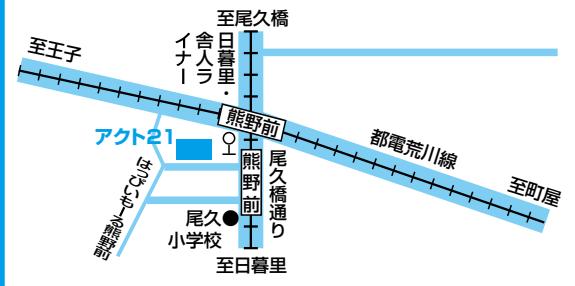
日時 第4火曜日 午後4時～6時

間 アクト21（男女平等推進センター）

荒川区東尾久5-9-3 3809-2890

アクト21（男女平等推進センター）

荒川区東尾久5-9-3 ☎3809-2890



申込み方法

区分	ホール	会議室・創作室	受付時間	場所
男女平等 推進団体	利用日の12か月前の月 の同一日から利用日の 2日前まで	利用日の2か月前の月の 同一日から利用日まで	午前9時～午後8時	アクト21 1階事務室
一般利用者	利用日の11か月前の月 の同一日から利用日の 2日前まで	利用日の1か月前の月の 同一日から利用日まで		

施設利用料

区分	定員	午前 午前9時～午後0時30分	午後 午後1時30分～5時	夜間 午後6時～10時	全日 午前9時～午後10時
ホール	150人	6400円	6400円	7300円	2万100円
第1会議室	30人	2400円	2400円	2700円	7500円
第2会議室	12人	900円	900円	1100円	2900円
第3会議室（和室）	20人	1300円	1300円	1500円	4100円
創作室	24人	1900円	1900円	2100円	5900円

※月～金曜日、土・日曜日、祝日等共に共通の料金です

※男女平等推進団体の施設利用料は半額となります。(区分ごとに減額する額の100円未満切り捨て)

※付帯設備を利用する場合、付帯設備料金が加算されます

※利用時間には、準備および後片付けの時間も含みます

荒川さつき会館

区民の皆さんの相互交流や自主的活動の場として、利用できます。

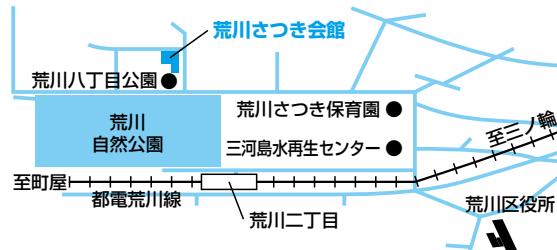
問 荒川さつき会館

荒川区荒川8-16-13 ☎ 3802-2050

問 総務企画課人権推進係

☎ 内線 2271

荒川さつき会館
荒川区荒川8-16-13 ☎ 3802-2050



利用案内

区分	団体利用	個人利用
利用できる日	原則として、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日	原則として、日曜日・祝日等と年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
利用時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後5時
利用できる方	事前に団体登録した、区内在住・在勤・在学の団体（区民団体）、その他（一般団体）	区内在住・在勤・在学の方
利用できる施設	和室、体育室、会議室、講習室、視聴覚室	1階ロビー、児童室、図書室
利用申し込み	区民団体は利用日の2か月前の同一日から2日前まで、一般団体は利用日の1か月前の同一日から2日前まで受け付けます（申し込み開始日が土曜・日曜・祝日等の場合は、その直後の平日が開始日）。月曜日から土曜日（祝日等と年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分に、会館窓口に申請書を添えて利用料をお支払いください。 ※荒川区ホームページでも申し込みできます（電話、郵送での申し込みはできません） ※団体登録の方法は、会館にお問合せください	利用日当日、会館窓口で申し込みください。
利用料	有料（下表参照）	無料

区分	午前	午後 I		午後 II		夜間
		午前9時～正午	午後0時20分～3時20分	午後3時40分～6時40分	午後7時～10時	
和室	区民団体	900円	900円	900円	900円	900円
	一般団体	1800円	1800円	1800円	1800円	1800円
体育室	区民団体	900円	900円	900円	900円	900円
	一般団体	1800円	1800円	1800円	1800円	1800円
会議室	区民団体	400円	400円	400円	400円	400円
	一般団体	900円	900円	900円	900円	900円
講習室	区民団体	300円	300円	300円	300円	300円
	一般団体	600円	600円	600円	600円	600円
視聴覚室	区民団体	400円	400円	400円	400円	400円
	一般団体	900円	900円	900円	900円	900円

日暮里地域活性化施設 (ふらっとにっぽり)

日暮里織維街の中ほどにあり、観光等総合案内、休憩スペース、ベビーステーションはどなたでもご利用可能です。

予約制の多目的スペースのほか、創作スペース・工房「ベビーロック・スタジオ日暮里」、創業支援施設「イデタチ東京」、日暮里区民事務所を併設しています。

問 ふらっとにっぽり(日暮里地域活性化施設)

荒川区東日暮里6-17-6 ☎ 3801-7301

ふらっとにっぽり(日暮里地域活性化施設) 荒川区東日暮里6-17-6 ☎ 3801-7301



利用案内

区分	団体利用
休館日	年末年始(12月29日～1月3日) ※設備保守等のため、臨時休館する場合があります
利用時間	午前9時～午後10時 ※受け付けは午前8時30分から午後9時30分まで
利用できる方	事前に団体登録した団体
利用できる施設	多目的スペースA、B、C
利用申込み	産業団体は利用日の2か月前(ABC全面の場合は12か月前)の初日から、一般団体は利用日の1か月前(ABC全面の場合は11か月前)の初日から受け付けます。 ※インターネットでも予約できます
利用料	有料(下表参照)

区分	午前9時～午後0時30分	午後1時30分～5時	午後6時～10時	全 日
多目的 スペースA 30名	3400円	3400円	3900円	1万700円
多目的 スペースB 20名	2500円	2500円	2900円	7900円
多目的 スペースC 20名	2500円	2500円	2900円	7900円

※荒川区産業団体が、自ら産業の活性化に資する活動を行うために使用する場合は、多目的スペースの使用料の100分の50に相当する額を減額します。産業団体の登録は施設にお問い合わせください

※公共的団体が、自ら公益目的のために使用する場合は、多目的スペースの使用料の100分の50に相当する額を減額します

※入場料の徴収や展示即売会等を行う場合は、使用料が加算されます

※有料または無料で利用できる附帯設備があります

集会施設一覧

区では、区民の皆さんのが自ら進める学習やサークル活動の場として、また、地域の触れ合いを育むコミュニティ活動の場として、ふれあい館・ひろば館を設置しています。老人福祉センターについても高齢者の利用に支障の無い範囲で、集会施設として、一般の方がご利用になれるように開放しています。

申込み方法 下記のとおり

※ふれあい館・ひろば館、老人福祉センターを利用するには、団体登録が必要です

※営利等を目的とする場合は利用できません

ふれあい館・ひろば館

ふれあい館・ひろば館の貸室利用は5人以上での利用が条件です。利用するには「ひろば館・ふれあい館使用団体（区民・一般団体）」として登録が必要です。

登録方法 区民施設課および各区民事務所の窓口で申請できます。

※登録には登録申請書・団体構成員名簿が必要です。また、いくつかの条件があります

貸室申込み方法

○受付

区民施設課・各区民事務所（※1）	午前8時30分～午後5時15分（月～金曜日）
各ふれあい館（※2）	午前8時30分～午後9時30分（日～土曜日）
インターネット（※3）	午前9時30分～午前0時（日～土曜日）

※1すべてのひろば館・ふれあい館を受け付けます

※2その館に限って受け付けます

※3インターネットで申し込みできない施設もあります

○申込開始日の窓口優先受付

午前8時30分から	A	区民施設課・各区民事務所	各地域内のひろば館の優先受付を行います（各ふれあい館を除く）。
	B	各ふれあい館	その館に限り優先受付を行います。
上記受付終了後	A…すべてのひろば館・ふれあい館の受付を行います。 B…その館に限って受付を行います。		

申込期間 区民団体の方は利用日の2か月前の同一日から、一般団体の方は1ヶ月前の同一日から、それぞれ利用日の2日前まで

※電話での申し込みはできません

○申込制限

- 申込開始日には、1施設の連続する2区分までの申し込みができます。また、翌日からは1週間（日～土曜日）の内に、1日（4区分）までの利用ができます。
- 利用日の2週間前からは利用回数に制限無く申し込みができます。同時間帯に複数の貸室利用はできません。（申し込みは窓口でのみ受け付けます。）

貸室利用できる時間 年末年始を除く毎日で、午前9時～午後9時45分

○区分・午前…午前9時～正午

- 午後I…午後0時15分～3時15分
- 午後II…午後3時30分～6時30分
- 夜間…午後6時45分～9時45分

※利用時間は準備・原状回復に要する時間も含みます

※次ページ表中●・★印のふれあい館・ひろば館については、児童事業および高齢者事業を行っている時間帯は利用できない部屋があります

※貸室の利用には、利用料がかかります。1区分、区民団体の方は300～1000円、一般団体の方は600～2100円です。部屋によって利用料が異なります。詳細は、お問い合わせください

申込み・問合せ 区民施設課施設支援係（区役所3階）または各区民事務所（→P11）

☎3802-3941

ふれあい館・ひろば館一覧

施設名	所在地	電話番号	施設の内容
(南千住地域)			
南千住区民事務所西部ひろば館	南千住1-19-13	電話なし	和室、洋室2室
●★石浜ふれあい館	南千住3-28-2	3805-5301	プレイルーム、創作室、多目的室、和室2室、洋室2室
●★南千住ふれあい館	南千住6-36-13	3807-1131	和室2室、プレイルーム、創作室、多目的室、音楽室、洋室2室
●★南千住駅前ふれあい館	南千住7-1-1 プランズタワー (アクレスティ) 南千住2階	3803-0571	多目的室、和室、洋室4室、創作室、プレイルーム
●★汐入ふれあい館	南千住8-2-2	3806-9928	和室、多目的室、図書室、創作室、プレイルーム
(荒川地域)			
●★峠田ふれあい館	荒川3-3-10	3807-2886	音楽室、和室2室、洋室3室、多目的室、創作室、プレイルーム
★三河島ひろば館	荒川3-36-4	3806-6179	いこい室
宮地ひろば館	荒川5-12-10	3805-5741	和室、洋室
●花の木ひろば館	荒川5-50-5	3895-6923	遊戯室
★荒川六丁目ひろば館	荒川6-33-4	3895-0879	いこい室、洋室
●★荒川山吹ふれあい館	荒川7-6-8	3805-2860	和室2室、洋室2室、調理・会議室、プレイルーム、茶室、創作室、多目的室
(町屋地域)			
●★町屋ふれあい館	町屋1-35-8	3800-2011	和室2室、プレイルーム、創作室、音楽室、洋室、多目的室
★町屋二丁目ひろば館	町屋2-8-13	3895-2555	いこい室、洋室
●★荒木田ふれあい館	町屋6-13-2	3800-1981	多目的室、調理・会議室、プレイルーム、創作室、和室2室、洋室2室、音楽室
(尾久地域)			
尾久区民事務所ひろば館	西尾久3-7-15	3894-6121	和室、洋室
★東尾久小沼ひろば館	東尾久1-21-23	3895-4335	いこい室、洋室
●★東尾久本町通りふれあい館	東尾久2-37-14	3893-8001	いこい室、創作室、プレイルーム、音楽室、調理・会議室、洋室2室、多目的室
●熊野前ひろば館	東尾久5-9-3	3893-2362	多目的室
宮の前ひろば館	東尾久5-45-11	電話なし	いこい室
●★尾久ふれあい館	西尾久2-25-13	3809-2511	プレイルーム、創作室、和室3室、洋室3室、多目的室、調理実習室、レクホール
★西尾久みどりひろば館	西尾久4-6-4	3800-2138	いこい室、洋室
●★西尾久ふれあい館	西尾久8-33-31	3810-6219	和室2室、洋室2室、プレイルーム、創作室、多目的室
(日暮里地域)			
●★東日暮里ふれあい館	東日暮里1-17-13	3807-6383	洋室2室、和室2室、音楽室、プレイルーム、創作室、多目的室
●★夕やけこやけふれあい館	東日暮里3-11-19	3801-0715	和室2室、洋室2室、創作室、プレイルーム、多目的室、レクホール2室
●★ひぐらしふれあい館	東日暮里6-28-15	3801-7091	プレイルーム、創作室、洋室3室、調理・会議室、音楽室、レクホール、多目的室、いこい室
★諏訪台ひろば館	西日暮里3-3-12	3823-6097	いこい室、和室
●★西日暮里ふれあい館	西日暮里6-24-4	3819-6945	和室2室、洋室2室、プレイルーム、創作室、音楽室、多目的室

●…児童事業を行うふれあい館・ひろば館 ★…高齢者事業を行うふれあい館・ひろば館

集会施設

- サンパール荒川（荒川区民会館） ☎ 3806-6531 →P122
- 町屋文化センター ☎ 3802-7111 →P123
- 日暮里サニーホール ☎ 3807-3211 →P124
- ムーブ町屋 ☎ 3819-7761 →P124・125
- 荒川総合スポーツセンター ☎ 3802-3901 →P133・134
- あらかわ遊園スポーツハウス ☎ 3800-7333 →P135

荒川老人福祉センター

申込み方法

○期間

- ・一般団体…利用日の1か月前の同一日から利用日の2日前まで
- ・高齢者団体…利用日の1か月前の同一日の10日前から利用日の2日前まで

○予約

期間内に、電話・インターネットで予約できます。なお、予約後、1週間以内にセンター窓口に来所し申請してください。申請がない場合は、予約を取り消します。

・電話…午前9時～午後5時

・インターネット…午前9時30分～午前0時

施設名	所在地	電話	利用できる部屋	利用できる時間
荒川老人 福祉センター	荒川1-34-6	3802-1666	第1会議室30人	利用時間区分 午前の部：午前9時～正午 午後の部：午後1時～5時 夜間の部：午後6時～10時
			第2会議室40人	
			第3会議室40人	

施設利用料

利用区分	午前	午後	夜間
	午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～10時
第1会議室	400円	500円	500円
第2会議室	400円	500円	500円
第3会議室	400円	500円	500円

※利用料は前納です

※高齢者団体は無料です

社会教育関係団体登録

社会教育活動をしている団体は社会教育関係団体として登録できます。

登録すると、町屋文化センター、生涯学習センター、荒川ふるさと文化館、ひろば館・ふれあい館、荒川さつき会館の利用料が半額になります。また、学校の体育館・校庭等が無料で借りられ、清里高原ロッジ・少年自然の家の利用料が2割減額になるほか、施設を優先的に予約できます。

○団体の登録には、5人以上の会員（ただし、区内在住・在勤・在学の会員数が5人以上であり、会員の過半数を占めること）、会則や自主財源があること、営利でないこと、継続して活動すること等の条件があります。

○登録申請用紙は、生涯学習課・スポーツ振興課・生涯学習センター・町屋文化センター・荒川区ホームページで配布しています。

○登録には、登録申請書、会員・役員名簿、会則（規約）が必要です。右の二次元コードをご覗ください。



問 学習団体の受付窓口は、生涯学習課生涯学習振興係（区役所3階） ☎内線 3352

問 スポーツ団体の受付窓口は、スポーツ振興課スポーツ振興係（区役所3階） ☎内線 3371

荒川区国際交流協会

日本語教室等の外国人支援事業、バスハイクや日本語スピーチ大会等の交流事業、ホームステイ等の海外交流都市との友好親善事業に参加してみませんか。

協会事業にボランティアとして活動してくださる協力会員、協会の設立趣旨にご賛同いただき、賛助会費（寄付）を納入くださる賛助会員を募集しています。

問 荒川区国際交流協会

（区役所3階文化交流推進課内） ☎内線 2526

ホームページアドレス

<http://www.arakawa-kokusai.com/>

スポーツのイベント等

区民の皆さんが気軽に参加でき、スポーツに親しめるような事業を行っています（下表参照）。

そのほか、PTAや地域等でニュースポーツを実施する際に、スポーツ推進委員の派遣等も行っています。

項目	内容	実施時期
スポーツ教室	アスリートによるレベルアップ塾	8月
スポーツ大会	区民スポーツ大会	●夏（8月）水泳 ●秋（9月） 24競技 ●冬（1月）スキー
	ラジオ体操中央大会	7月
	荒川リバーサイドマラソン	11月
スポーツ指導者講習会	ラジオ体操指導者養成講習会	6月
	パラスポーツセンター養成講習会	9月
あらかわ秋のスポーツイベント	区民スポーツ大会開会式	10月
	各種スポーツ教室	
	パラスポーツ体験会	
	体力テスト	
	体育施設無料開放	
その他イベント	あらス포フェスタ	6月
	パラスポーツフェスティバル	2月
	日帰り区民ハイキング	5月、10月
	一泊区民ハイキング	8月

※実施時期は変更になる場合があります

問 スポーツ振興課スポーツ事業係（区役所3階）
内線 3374

スポーツひろば

区立小・中学校14校を夜間開放して、「スポーツひろば」を実施しています（下表参照）。

普段スポーツから遠ざかっている方、体力に自信の無い方、初めての方でも大歓迎です。

スポーツ推進委員や各競技の指導者が、ひろばの運営やスポーツの指導を行っています。

時間 午後7時30分～9時30分

※中学生以下は、午後9時まで。ニュー・パラスポーツは正午～午後2時

対象 区内在住・在勤・在学の中学生以上の方

※一部、小学生が参加できる会場があります

持ち物 運動できる服装、室内用運動靴

種目	曜日	会場
ミニテニス	火	諏訪台中学校
	金	峡田小学校★
ビーチボール	月	峡田小学校●
	木	第四峡田小学校
バスケットボール	木	第五中学校◆
	月	尾久小学校◆
バドミントン	月	尾久西小学校
	火	南千住第二中学校
	木	第四峡田小学校
	金	大門小学校
		諏訪台中学校第二体育館
卓球	火	尾久宮前小学校
	木	大門小学校
	木	第二日暮里小学校
キンボールスポーツ	木	尾久西小学校★
	金	第六瑞光小学校★
健康体力づくり	金	第二瑞光小学校★
		諏訪台中学校
みんなで健康づくり	金	尾久八幡中学校★
ニュー・パラスポーツ	土	第七峡田小学校★

※表中の「◆」印の種目は、中学生以下は参加できません

※表中の「●」印の会場は、小学3年生から、「★」印の会場は、小学1年生から参加できますが、保護者の同伴が必要です

問 スポーツ振興課スポーツ事業係（区役所3階）
内線 3374

荒川総合スポーツセンター

荒川総合スポーツセンターは、体育館や温水プール、トレーニングルーム、卓球場、武道場等を備える総合スポーツ施設です。水泳教室、スポーツ教室も各種開講しています。ぜひ、ご参加ください。

開館時間 午前8時～午後10時30分

※受け付けは午後9時30分まで（利用は午後10時15分まで）

休館日 年始（1月1日～1月3日）、毎月第二水曜日

※館内整備等のため、臨時休館する場合があります

■登録（定期制・通年制）制の教室

登録制教室は、体操やバレエ、ダンスを行うフロア教室、水泳教室、体育遊具を使用して乳幼児の体力向上を図るキッズルーム教室等があります。

◎大人フロア教室・子どもフロア教室・特別教室（定期制）

1年を3期（一期13～18回）に分けて開催します。

〈開催時期〉 第1期…4～7月

第2期…8～11月

第3期…12～3月

◎大人フロア教室と水泳教室（通年制）

1年を通して開催します。

◎キッズルーム教室

通年制・定期制・1回制の教室があります。

土～日曜日…通年制（一部1回制あり）

火～木曜日…定期制（一部1回制あり）

月・金曜日 …1回制

申込み方法

○定期制…1期ごとに受講者を募集し、各期の開始月前に申し込みを受け付けます

○通年制…4月～翌年3月の1年間受講できます（月払い制）

受講料

○定期制（1期分）

- ・子どもフロア教室…9100円～1万2600円
- ・キッズルーム教室…9100円～1万2600円
- ・大人フロア教室…9750円～1万3500円
- ・特別教室…3000円～3600円

○通年制

- ・大人水泳教室…2100円～5250円（月額）
- ・子ども水泳教室…1800円～7000円（月額）
- ・大人フロア教室…1500円～4200円（月額）
- ・キッズルーム教室…2100円～3500円（月額）

受講料の支払い方法

定期制は、申し込み時に1期分をお支払ください。通年制は、月払いです。なお、払込金は返金しません。

■1回制の教室

登録制の教室と異なり、いつでもだれでも参加できる教室です。受講日当日、教室開始30分前から、券売機でチケットが購入できます。ただし、定員になり次第、締め切ります。

受講料 500円～1050円（1回）

受講料の支払い方法

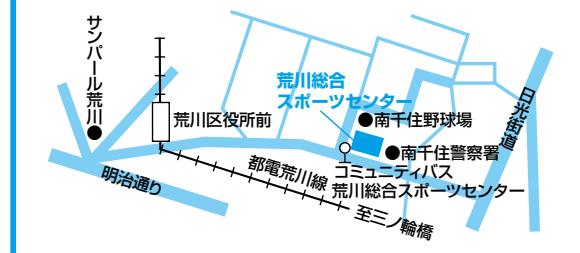
受講日当日に、お支払ください。なお、教室の種類・開講日時等の詳細は、お問合せください。

問 荒川総合スポーツセンター

荒川区南千住6-45-5

☎ 3802-3901

荒川総合スポーツセンター



個人利用料

施設名	単位	一般	中学生以下	施設名	単位	一般	中学生以下
大体育室	各3時間	各600円	各200円	エアライフル場	3時間	600円	200円
小体育室				卓球場	3時間	500円	150円
第1武道場	各3時間	各500円	各200円	トレーニングルーム	3時間	500円	—
第2武道場				温水プール	2時間	600円	250円
弓道場	各3時間	各400円	各150円				
タジオ							

※区内在住・在勤・在学の65歳以上の方および身体障害者手帳・愛の手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方、難病に関する医療券・受給者証をお持ちの方は無料です。詳細は、総合受付へお問い合わせください

※トレーニングルームは、中学生以下の方は利用できません

※エアライフル場は、小学生以下の方は利用できません

団体利用の申請期間

区分	施設名	申請区分		備考
		スポーツ等の申請 (区内在住・在勤・在学の方)	左記以外の申請	
I	大体育室(全面) 第1・第2武道場 (一括)	利用日の属する月の6か月前の1日から、利用日の2日前までの期間		
II	大体育室(半面) 小体育室 第1・第2武道場 エアライフル場 弓道場・卓球場 スタジオ	利用日の属する月の3か月前の1日から、利用日の2日前までの期間	左記開始日の翌日から、利用日の2日前までの期間	※申請開始日が休館日に当たる場合は、当該日の直後の休館日でない日を開始日とします
III	多目的室 クラブ室	利用日の属する月の3か月前の1日から、利用日の前日までの期間	左記開始日の翌日から、利用日の前日までの期間	※申請最終日が休館日に当たる場合は、当該日の直前の休館日でない日を最終日とします

※区内在住・在勤・在学以外の方の申請は、「スポーツ等以外の利用申請」の期間と同じになります

※区分I 利用に伴う多目的室・クラブ室併用の場合は、「区分I」と同じになります

※クラブ室単独での申請はできません

団体利用料

施設名	利用区分	午前	午後I	午後II	夜間	全日
		午前9時～正午	午後0時30分～3時	午後3時30分～6時	午後6時30分～9時30分	午前9時～午後9時30分
大体育室(全面)		2万400円	2万5100円	2万5100円	3万5500円	9万6400円
〃 (半面)		1万200円	1万2550円	1万2550円	1万7750円	4万8200円
小体育室		8100円	1万100円	1万100円	1万4300円	3万8600円
第1武道場		3100円	4000円	4000円	5700円	1万5400円
第2武道場		3100円	4000円	4000円	5700円	1万5400円
弓道場		2900円	3600円	3600円	5200円	1万3700円
スタジオ		2900円	3600円	3600円	5200円	1万3700円
エアライフル場		2100円	2500円	2500円	3500円	9600円
卓球場		4900円	6000円	6000円	8700円	2万3200円
多目的室	第1(和室)	2200円	2700円	2700円	3600円	1万100円
	第2(洋室大)	3700円	4300円	4300円	6000円	1万6700円
	第3(洋室小)	1800円	2100円	2100円	2800円	8000円
クラブ室		700円	800円	800円	1200円	3600円

※区外団体の利用料は荒川区ホームページ等でご確認ください

あらかわ遊園スポーツハウス

改修工事のため、休館中。

令和9年の春にリニューアルオープン予定です。下記は休館前の内容です。

あらかわ遊園スポーツハウスは、アリーナや温水プール、トレーニングルーム等を備えるスポーツ施設です。水泳教室、スポーツ教室も各種開講しています。ぜひ、ご参加ください。

開館時間 午前9時～午後9時30分

※受け付けは、午後8時30分まで

休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

※館内整備等のため、臨時休館する場合があります

■教室

健康維持増進を目的とし、レクリエーションの要素を取り入れた教室です。

◎水泳教室（通年制・夏季短期）

○対象

- ・中学生以下を除く方…初歩的な水泳指導や、水の中でのエアロビクスを行うアクアサイズ等も行います
- ・おむつの取れた子～中学生…水遊び、水慣れから初歩的な泳法を練習します

◎スポーツ教室（通年制・1回制）

○対象

- ・中学生以下を除く方…美容と健康を目的として、シェイプアップするためのトレーニングや、体力向上のためのトレーニングも行います。また、エアロビクスや、ヨガ、太極拳等の教室も行います
- ・4歳児～中学生…基礎体力を養う体操教室や、ダンス教室があります



申込み方法 通年制教室は、随時申し込みを受け付けています。1回制教室は、受講日当日の教室開始時間前に、総合受付でお申し込みください

※夏季短期教室は、毎年6月に募集します

個人利用料

施設名	利用料金		
	単位	一般	中学生以下
温水プール	2時間	500円	250円
トレーニングルーム	3時間	400円	—
アリーナ	3時間	500円	200円

※区内在住・在勤・在学の65歳以上の方および身体障害者手帳・愛の手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方、難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの

方は無料です。詳細は、お問い合わせください
※トレーニングルームは、中学生以下は利用できません

団体利用料

施設名	区分	午前	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間	全日
	午前9時～正午	午後0時30分～3時	午後3時30分～6時	午後6時30分～9時30分	午前9時～午後9時30分	
アリーナ	半面	2300円	2800円	2800円	3900円	1万1000円
	全面	4600円	5700円	5700円	7800円	2万2000円
会議室	(1)	1000円	1300円	1300円	1800円	5000円
	(2)	1000円	1300円	1300円	1800円	5000円

※会議室は、可動式間仕切りなので、一つの部屋としても利用できます（各室定員20人）

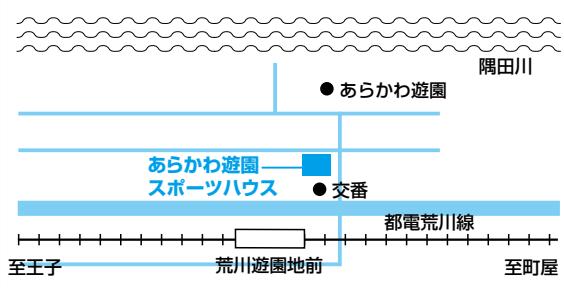
■団体利用・申込み方法

区内在住・在勤・在学の方と区内に事業所のある方は、利用日の属する月の3か月前の月の1日（1月は4日）から、それ以外の方はその翌日から総合受付で申請できます。

問 あらかわ遊園スポーツハウス

荒川区西尾久8-3-1 ☎ 3800-7333

あらかわ遊園スポーツハウス



スポーツ施設一覧

- 施設の予約・申し込み・抽選申し込み・抽選結果の照会には、チーム登録等が必要です。登録できるのは、区内在住・在勤・在学の方です。健康保険証・運転免許証・住民票・社員証・学生証をお持ちください
- 抽選申し込みによる当選者は、当選後7日以内に、荒川総合スポーツセンター・あらかわ遊園スポーツハウス（管理事務所）、振込納付で利用料を支払ってください
- ※振込納付は、抽選申込時に施設予約システムで選択が必要です
- 南千住野球場を除く各施設は年末年始（12月29日～1月3日）、南千住野球場は年始（1月1日～3日）はお休みです

問 スポーツ振興課スポーツ振興係（区役所3階） ☎内線 3371

区分	施設名	所在地・電話・交通機関	利用料		備考
			大人	中学生以下	
野球場	荒川自然公園野球場 (一般・少年兼用1面、少年のみ硬式可)	荒川8-25-3 ☎ 3803-4042 都電荒川線・荒川二丁目 または荒川七丁目下車	1面2時間2000円	1面2時間800円	第1・3木曜日休園 (祝日の場合は翌日休園) 利用には登録が必要
	西新井橋野球場 (一般5面、軟式)	足立区千住元町36-7先 ☎ 3888-9760 都バス・千住桜木下車	1面2時間650円	利用できません	利用には登録が必要
	南千住野球場 (一般・少年兼用2面、照明有、軟式)	南千住6-45-6 ☎ 3802-3901 都電荒川線・荒川区役所前下車、JR南千住駅下車	1面2時間2600円 照明利用料1面1時間6500円	1面2時間1000円 照明利用料1面1時間2500円	利用には登録が必要 (区外在住の方の利用可)
	少年運動場野球場 (少年用7面、軟式)	足立区小台1-22先 ☎ 3888-9760 日暮里・舎人ライナー・足立小台駅下車	利用できません	1面2時間300円	利用には登録が必要
庭球場	荒川自然公園庭球場 (砂入り人工芝4面、ハードコート4面、うちハードコート4面は照明無)	荒川8-25-3 ☎ 3803-4042 都電荒川線・荒川二丁目 または荒川七丁目下車	1面1時間600円 ナイター1時間1400円	1面1時間300円 ナイター1時間550円	第1・3木曜日休園 (祝日の場合は翌日休園) 利用には登録が必要
	東尾久運動場庭球場 (砂入り人工芝5面)	東尾久7-1-1 ☎ 3819-8580 日暮里・舎人ライナー・都電荒川線・熊野前、都バス・東尾久6丁目下車	1面1時間600円	1面1時間300円	
	宮前公園庭球場 (砂入り人工芝3面)	東尾久8-45-22 ☎ 3802-3901 都電荒川線・宮ノ前または小台下車 都バス 西尾久三丁目下車	1面1時間600円	1面1時間300円	
サッカー	少年運動場サッカー場 (一般・少年兼用1面)	足立区小台1-22先 ☎ 3888-9760 日暮里・舎人ライナー・足立小台駅下車	1面2時間750円	1面2時間300円	利用には登録が必要
運動場・多目的広場	区民運動場 多目的グラウンド (人工芝、サッカー・フットサル・少年野球・陸上・ソフトボール外) 小広場 (砂入り人工芝、テニス・バスケット等)	西尾久3-14-3 ☎ 3892-5856 都電荒川線・宮ノ前または小台下車	多目的グラウンド 2時間3000円 小広場 2時間1200円 1時間延長料金 (2時間料金の半額)	多目的グラウンド 2時間1200円 小広場 2時間600円 1時間延長料金 (2時間料金の半額)	

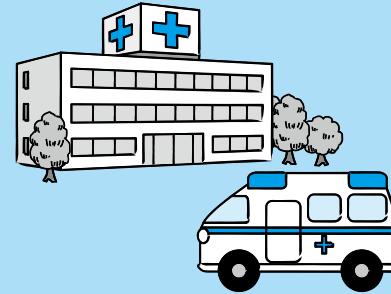
区分	施設名	所在地・電話・交通機関	利用料		備考
			大人	中学生以下	
運動場・多目的広場	東尾久運動場 多目的広場 (軟式少年野球・サッカーホカ兼用1面) ※一般のソフトボール可 小広場 ゲートボール／グラウンド・ゴルフ3面、バスケットボール (3on3)	東尾久7-1-1 3819-8580 日暮里・舎人ライナー 都電荒川線・熊野前、都 バス・東尾久6丁目下車	多目的広場 1面2時間1000円	多目的広場 1面2時間400円	利用には登録 が必要 ※東尾久運動場 小広場バス ケットボール (3on3) は登 録不要
	あらかわ遊園運動場 (少年野球・サッカーホカ兼用1面) ※小学生のみ硬式可 ※一般のソフトボール可	西尾久8-1-2 3800-7333 都電荒川線・荒川遊園地 前下車	1面2時間300円 照明利用料1時間3900円 (中学生以下は1時間1900円)		
	少年運動場多目的広場 (サッカー・グラウンドゴルフ等)	足立区小台1-22先 3888-9760 日暮里・舎人ライナー足 立小台駅下車	1面2時間1000円	1面2時間400円	利用には登録 が必要

医療機関



荒川区役所

3802-3111(代)



医師会・歯科医師会・薬剤師会

名 称	所在地	電話番号
一般社団法人荒川区医師会	西日暮里6-5-3	3893-2331
公益社団法人東京都荒川区歯科医師会	荒川4-2-21	3805-6601
一般社団法人荒川区薬剤師会	荒川6-42-12	3819-0550

※荒川区は、荒川区医師会、東京都荒川区歯科医師会、荒川区薬剤師会、東京都柔道整復師会荒川支部ならびに荒川区獣医師会と災害時の協力協定を結んでいます

病院等一覧の凡例

診療科目等の略号	肝内…肝臓内科	神内…神経内科	乳外…乳腺外科	(歯科)
(診療所)	気…気管食道科	脳内…脳神経内科	感…感染症内科	歯…歯科
内…内科	胃…胃腸科	脳外…脳神経外科	性内…性感染症内科	矯…矯正歯科
小…小児科	胃内…胃腸内科	眼…眼科	外…外科	小…小児歯科
循…循環器科	胃外…胃腸外科	小眼…小児眼科	整…整形外科	歯外…歯科口腔外科
循内…循環器内科	内視…内視鏡内科	耳…耳鼻咽喉科	リハ…リハビリテーション科	
心血内…心臓血管内科	糖内…糖尿病内科	小耳…小児耳鼻咽喉科	リウ…リウマチ科	
心血外…心臓血管外科	糖代内…糖尿病代謝内科	皮…皮膚科	精…精神科	
血外…血管外科	泌…泌尿器科	小皮…小児皮膚科	心内…心療内科	
血内…血液内科	腎内…腎臓内科	美皮…美容皮膚科	放…放射線科	
呼…呼吸器科	腎外…腎臓外科	美内…美容内科	麻…麻酔科	
呼内…呼吸器内科	透内…人工透析内科	美外…美容外科	救…救急科	
呼外…呼吸器外科	肛内…肛門内科	形…形成外科	老内…老年内科	
消…消化器科	肛外…肛門外科	アレ…アレルギー科	在緩…緩和ケア内科	
消内…消化器内科	内分泌…内分泌内科	産婦…産婦人科	漢内…漢方内科	
消外…消化器外科	代内…代謝内科	産…産科		
消肝…消化器・肝臓内科	甲内泌…甲状腺内分泌内科	婦…婦人科		

※診療科目等については、受診前に各医療機関にご確認ください

※各地区ごとに掲載しています

南千住・荒川地区 病院

令和7年7月1日現在

名 称	所在地	電話番号	診療科目	救急対応
社会医療法人社団 一成会 木村病院	南千住1-1-1	5615-2111	内、外、整、血外、脳外、循内、消内、消外、皮、泌、糖内、呼内、リハ、腎内、美皮	○
医療法人社団 愛和会 南千住病院	南千住5-10-1	3806-2232	内、消内、透内、外、整、泌	
荒木記念東京リバーサイド病院	南千住8-4-4	5850-0311	内、小、外、整、産、婦、泌、皮、リハ、乳外、麻、神内、形	○
医療法人社団 杏精会 岡田病院	荒川5-3-1	3891-2231	内、外、整、脳外、循内	○
竹内病院	荒川6-7-8	3892-7771	内、アレ、リウ	

診療所

令和7年7月1日現在

名 称	所在地	電話番号	診療科目
医療法人社団弘明会 石橋内科歯科医院	南千住1-1-21	3891-0896	内、消
医療法人社団澄心会 中山医院	南千住1-6-7	3891-5950	皮
医療法人社団八光会 菅原眼科クリニック	南千住1-13-3	3801-6078	眼
上野小児科医院	南千住1-13-22	3806-4970	小
磯医院	南千住1-56-10	3807-8171	内、小、皮
茂澤メディカルクリニック南千住	南千住3-4-1	3891-1951	内、小、皮、リハ、整、消内、循内、糖内、美皮
もざわ眼科	南千住3-4-2	3803-5244	眼

名称	所在地	電話番号	診療科目
公益財団法人鉄道弘済会 義肢装具サポートセンター付属診療所	南千住4-3-3	5615-3313	整、リハ
宇津野レディスクリニック	南千住4-7-1	3803-4107	産婦、皮
よしの耳鼻咽喉科クリニック	南千住4-7-1	5850-3379	アレ、耳
松林整形外科クリニック	南千住4-7-1	3805-7168	外、整、リハ
医療法人社団いなばキッズクリニック	南千住4-7-1	5604-1710	小
医療法人社団サウスリバーカー かどた内科クリニック	南千住4-7-1	5604-1517	内、小、アレ、胃内、内視、漢内、呼内
ガーデンアイクリニック	南千住4-7-2	6806-6676	眼
吉野内科小児科医院	南千住5-7-1	3807-0605	内、小
角田クリニック	南千住5-18-11	3806-8172	アレ、皮、代内、美内、美皮
医療法人社団瑞英会 野近眼科医院	南千住5-20-8	3807-1360	眼
医療法人社団平永会 日下診療所	南千住5-21-7	3803-5831	内、小、糖内、リウ
こもれびの診療所	南千住5-21-7	6806-5457	内
南千住内科クリニック	南千住5-31-6	5615-5311	内、循、神内
金子医院	南千住6-47-11	3891-2945	内、小
医療法人社団久木留医院	南千住6-53-8	3891-4639	内、呼内、消化器・胃腸内科
くきどめ整形外科	南千住6-53-8	3801-3322	整
医療法人社団仁癒会 南千住つのだ医院	南千住6-65-12	3802-0023	内、循内、小
南千住こどもクリニック	南千住7-1-1	5615-2525	小、アレ
医療法人社団KSハートメディカル ハートクリニック南千住	南千住7-1-1	5604-0810	内、皮、婦、循内
医療法人社団花水木会 はたの耳鼻咽喉科	南千住7-1-1	6806-8733	アレ、耳、小耳
医療法人社団雄照会 はちすか整形外科	南千住7-1-1	6806-8555	整、リハ
医療法人社団杏音会 土屋クリニック	南千住7-12-15	3806-9029	内、消内
医療法人社団しらひげ西クリニック	南千住8-3-2	3801-6676	内
汐入耳鼻咽喉科	南千住8-4-5	3802-8733	小、耳
汐入眼科クリニック	南千住8-4-5	5850-8733	内、小、眼、小眼
汐入診療所	南千住8-10-3	3807-2302	内、小
医療法人社団清心会 清水医院	荒川1-4-14	3807-1125	内、循内
医療法人社団 佐藤クリニック	荒川1-7-6	3891-5828	内、麻
医療法人社団仲村医心会荒川整形外科リハビリテーションクリニック	荒川1-17-14	3807-1600	整、リハ、麻
医療法人社団水野クリニック	荒川1-49-2	3891-0219	内、小
まつおかこどもクリニック	荒川2-4-1	5604-1567	小、アレ
赤池医院	荒川2-6-1	3803-4161	内、小
池田耳鼻咽喉科	荒川3-12-16	3805-3387	耳
飯土用内科	荒川3-23-13	3891-5858	呼内、消内、循内
医療法人社団荒川名倉整形 荒川名倉整形	荒川3-78-2	3801-7191	整
日暮里・三河島内科クリニック	荒川3-78-2	5838-6996	内、血内
サン内科循環器クリニック	荒川4-1-1	5604-9271	内、循内
医療法人社団松田会 荒川外科肛門医院	荒川4-2-7	3806-8213	内、外、胃内、胃外、肛内、肛外、消内、消外
エイラク眼科	荒川4-51-6	3891-4050	眼
荒川生協診療所	荒川4-54-5	3802-2601	内、腎内、整
ひだまりクリニック	荒川5-1-15	5604-5653	内、老内
とかの医院	荒川5-11-18	6458-3620	耳、アレ、眼、小眼、内、消内、気管食道外科、循内、内分泌、皮
大泉クリニック	荒川6-41-4	3895-7231	内、小、皮
医療法人社団良仁会 佐久間耳鼻科クリニック	荒川6-70-12	3895-3341	耳
荒川おがわ眼科	荒川7-7-18	6806-6003	眼
医療法人社団日野クリニック	荒川7-44-5	3892-4530	内、循内、代内、心内
医療法人社団くすのき会 わかすぎ小児科クリニック	荒川7-46-1	3810-7800	小、アレ
医療法人社団ふかい整形外科医院	荒川7-46-1	5901-3590	外、整、リハ
町屋マークスタークリニック	荒川7-46-1	6807-7415	内、消内
医療法人社団新穂会 荒川皮フ科クリニック	荒川7-46-1	6807-7607	皮、アレ

歯科診療所

令和7年7月1日現在

名称	所在地	電話番号	診療科目
医療法人社団弘明会 石橋内科歯科医院	南千住1-1-21	5850-1718	歯
荻原歯科医院	南千住1-2-2	3805-0864	歯、矯、小
レオーネキッズデンタルクリニック	南千住1-2-2	3801-0648	矯、小
アクア歯科医院	南千住1-13-22	3802-6464	歯、矯、小、歯外

名称	所在地	電話番号	診療科目
医療法人社団活生会 安寿歯科	南千住1-15-2	3891-8984	歯、小
三ノ輪ルミエール歯科クリニック	南千住1-32-10	6458-3358	歯、矯、小、歯外
すがや歯科クリニック	南千住1-39-1	3891-9968	歯、矯、小、歯外
江里口歯科	南千住2-23-7	6458-3386	歯、歯外
医療法人社団UNI会 すみ歯科クリニック	南千住3-8-11	3807-5503	歯、矯、小
医療法人社団栄潤会 ロイヤルデンタルクリニック	南千住4-1-3	6806-8484	歯、矯、小、歯外
南千住 小児歯科矯正歯科	南千住4-7-1	5615-2182	歯、矯、小
医療法人社団栄潤会 LaLaテラス歯科クリニック	南千住4-7-2	3805-4618	歯、矯、小、歯外
リバーハーパタワー歯科	南千住4-9-1	3802-5666	歯、矯、小
山田歯科医院	南千住5-27-2	3801-5538	歯、小
白鳥矯正歯科医院	南千住5-37-11	3801-5581	歯、矯、小
エムズ歯科矯正歯科クリニック	南千住5-39-1	6806-5106	歯、矯、小、歯外
とうま歯科医院	南千住5-43-6	3801-6488	歯
医療法人社団康真会 アクロシティ歯科クリニック	南千住6-37-6	3891-4618	歯、矯、小
三浦歯科	南千住6-48-20	3807-7274	歯、小
第一久木留歯科医院	南千住6-53-8	3891-2862	歯、小
医療法人社団モアフルストアクリスティ南千住アブル歯科医院	南千住7-1-1	3805-7182	歯、矯、小、歯外
荒井歯科医院	南千住7-3-7	3806-2004	歯
益戸歯科医院	南千住7-12-12	3806-3552	歯
医療法人敬歯会 汐入歯科医院	南千住8-4-5	3805-3368	歯、矯、小
けやき通り歯科医院	南千住8-4-5	6458-3382	歯、小、歯外
Eデンタルオフィス	荒川1-44-15	5615-2692	歯、矯、小、歯外
とりすデンタルクリニック	荒川1-49-10	6806-8075	歯、矯、小、歯外
メグミ歯科クリニック	荒川1-53-21	6806-6487	歯、矯、小、歯外
はやしへ歯科医院	荒川2-1-5	3807-7002	歯、矯、小
吉田歯科医院	荒川2-9-8	3803-1924	歯
よし歯科医院	荒川3-48-3	3801-5139	歯、矯、小、歯外
三河島歯科クリニック	荒川3-61-4	3803-4618	歯、矯、小、歯外
医療法人社団みすず会 第一歯科医院	荒川3-65-3	3891-1702	歯、矯、小、歯外
岡歯科医院	荒川5-17-4	3895-5023	歯
医療法人社団恵進会 新三河島歯科医院	荒川5-18-3	3800-8218	歯、矯、小
町屋さくら歯科・矯正歯科	荒川6-1-1	6807-8657	歯、矯、小、歯外
井上歯科医院	荒川6-6-2	3819-2311	歯、小
日野歯科医院	荒川6-39-11	3895-6558	歯
さくま歯科クリニック	荒川6-41-4	3809-5877	歯、小、歯外
河田歯科医院	荒川7-9-3	3807-1738	歯、矯、小、歯外
イーストヒル歯科	荒川7-20-1	3803-7431	歯
医療法人社団Cosme Dental Concept マークスデンタルクリニック	荒川7-46-1	3809-4618	歯、矯、小、歯外

町屋・尾久地区 病院

令和7年7月1日現在

名称	所在地	電話番号	診療科目	救急対応
医療法人社団 美誠会 荒川病院	町屋8-20-3	5901-1171	内、リハ	
医療法人社団 藤寿会 佐藤病院	西尾久5-7-1	3893-6525	内、外、眼、整、皮	○
令和あらかわ病院	東尾久5-45-1	6807-7500	内、外、整、脳外、泌、小、産婦、耳、眼、形、救、リハ、麻、循内、乳外、皮、放、消内、消外、腎内、精、神内	○

診療所

令和7年7月1日現在

名称	所在地	電話番号	診療科目
陳内科クリニック	町屋1-1-9	3800-2700	内
医療法人社団桂文会 堀整形外科医院	町屋1-1-9	3895-1235	リウ、整、リハ
医療法人社団桂文会 堀メディカルクリニック	町屋1-1-9	3895-5400	内、外、消内、乳外、肛外
女性とこころのクリニック	町屋1-1-9	5855-1233	精、産婦
医療法人社団新穂会 町屋皮フ科クリニック	町屋1-1-9	6411-1020	アレ、皮
あらかわレディースクリニック	町屋1-8-8	6807-8867	産婦、麻
小日向眼科クリニック	町屋1-20-12	3819-7760	眼
医療法人社団もえぎ会 町屋駅前クリニック	町屋2-2-15	5855-3355	内
クズウクリニック	町屋2-2-19	5901-2266	精、心内
かのう耳鼻咽喉科	町屋2-2-21	3894-3387	耳

名称	所在地	電話番号	診療科目
医療法人社団公尽会 さいとうクリニック	町屋2-6-14	3892-3125	内、脳外、リハ、神内
医療法人社団健康会 高橋医院	町屋3-2-10	3810-5665	内、消内、整、外、皮、眼、耳
医療法人社団龍門会 町屋整形外科	町屋3-9-12	3800-2727	リウ、整、リハ
まちや耳鼻咽喉科クリニック	町屋3-9-12	3800-1133	耳、小耳、アレ
町屋にしかわ泌尿器科・皮膚科	町屋3-9-12	6458-2337	泌、皮
町屋一本松眼科クリニック	町屋3-9-15	5855-8292	眼
町屋小児科内科医院	町屋3-22-3	3809-1515	内、小、アレ
医療法人社団 杏和会 寺田クリニック	町屋3-23-14	3892-5725	内、眼、リハ
木田医院	町屋3-27-9	3819-3123	内、胃、外
医療法人社団久悠眞会 山本医院	町屋4-8-4	3895-5365	内、消内、小、皮、泌、婦
社会福祉法人上智社会事業団 上智クリニック	町屋4-9-10	3892-4514	内、呼内、消内、循内、小、リウ、外、整、皮、泌、リハ、放
医療法人社団町屋五丁目整形外科クリニック	町屋5-1-1	3895-0102	内、リウ、リハ、整
小沼医院	町屋6-19-15	3895-6603	内、小、消内、乳外
医療法人社団武田内科小児科クリニック	町屋8-7-2	3892-5324	内、小、呼内、循内、感、アレ、消内
医療法人社団恵周会白河病院 東京人間ドッククリニック	東尾久1-30-8	5855-0585	内、消内、放射線診断科
おぐメンタルクリニック	東尾久2-45-12	5901-1137	精、心内
医療法人社団熊野前医院	東尾久3-19-8	3819-2535	内、胃、小
医療法人社団愛和会 熊の前腎クリニック	東尾久3-26-5	5901-6611	内、透内
医療法人社団三雍会 古賀整形外科	東尾久3-30-4	3892-8814	整、リハ
だんのうえ眼科 熊野前院	東尾久3-31-9	5901-1300	眼、小眼
たいら整形外科	東尾久4-3-9	6807-7505	整、リハ、リウ
医療法人社団中村内科小児科医院	東尾久4-17-1	3893-5796	内、循、小
すずきクリニック	東尾久4-29-16	5901-9179	心内、精
医療法人社団野原医院	東尾久4-46-16	3893-8363	内
医療法人社団躍心会 くまのまえ皮フ科	東尾久5-13-20	6807-9190	内、外、皮、アレ、形
東尾久耳鼻咽喉科	東尾久5-23-5	6240-8741	耳、アレ
富田医院	東尾久5-39-13	3810-2213	内、神内
医療法人社団海山会 鈴木整形外科	東尾久6-5-5	3809-0567	整、リハ
ユミ眼科クリニック	東尾久6-5-5	3800-6655	眼
健康長寿ゆづるクリニック	東尾久6-5-5	5901-9787	内、外、呼外
医療法人社団六瓢会 小原医院	東尾久6-8-5	3895-8341	内、小
医療法人社団緑紋会 小泉医院	東尾久6-12-3	3895-8335	耳、気
熊野前かと内科医院	東尾久6-39-13	6677-5400	内、消内
熊野前にしむら内科クリニック	東尾久8-14-1	5855-7555	内、循内、糖内、腎内
尾久橋医院	東尾久8-19-2	3800-3020	内、消内、外、乳外
東皮フ科	東尾久8-20-1	3800-7889	皮
うえだ眼科クリニック	西尾久1-12-5	5692-3100	眼
医療法人社団専心会 いがらしクリニック	西尾久1-32-16	3800-9629	内、小、耳
令和あらかわクリニック (休止)	西尾久2-1-10	6807-8021	内、外、産婦
もりのひと心の医療科クリニック	西尾久2-2-5	6906-9107	精、心内
東京ふれあい医療生活協同組合宮の前診療所	西尾久2-3-2	3800-7111	内、消内、外、整、リハ、放
かわさき内科クリニック	西尾久2-14-11	6807-7769	内、消内、内視
医療法人社団紅露会 紅露医院	西尾久2-26-7	3894-6836	内、婦、産、皮
小島医院	西尾久2-35-1	5901-9166	内、循内
あたみ整形リハ医院	西尾久3-19-3	5850-8341	整、リハ
医療法人社団鈴木こどもクリニック	西尾久3-21-5	5855-3030	小
まる福ホームクリニック	西尾久4-27-3	6807-9810	内、小
医療法人社団実相会 相田歯科・耳鼻科クリニック	西尾久6-2-12	3809-2514	耳、内、アレ
医療法人社団かわうち幸生会 西尾久クリニック	西尾久6-15-5	3800-1717	内、小、整
祐ホームクリニック荒川	西尾久7-17-9	050-3612-9696	内、循内、在緩、皮
遊園前眼科クリニック	西尾久7-20-10	3800-4911	眼
尾久駅前内科クリニック	西尾久7-25-3	5855-0979	内、循、神内
車庫前こころのクリニック	西尾久7-50-6	5855-0303	精、心内
西尾久リウマチ整形外科	西尾久8-27-6	6807-7740	整、リハ、リウ、内

歯科診療所

令和7年7月1日現在

名称	所在地	電話番号	診療科目
町屋メディウム歯科	町屋1-1-9	6807-6205	歯、矯、小、歯外
山岸歯科医院（休止）	町屋1-4-2	3892-6362	歯
なかむら歯科クリニック	町屋1-6-6	6240-8170	歯、矯、小、歯外
あおい歯科クリニック	町屋1-18-2	3810-5622	歯、小、歯外
松田歯科クリニック	町屋1-20-12	3809-4182	歯、矯、小
三光歯科医院	町屋2-1-1	3819-1668	歯
宮島歯科医院	町屋2-2-3	3895-8845	歯
町屋の歯科・矯正歯科	町屋2-2-18	6240-8002	歯、矯、小、歯外
こばやし歯科クリニック	町屋3-1-14	3819-3346	歯、矯、小、歯外
医療法人社団医恵会 森本歯科医院	町屋3-2-1	3819-6899	歯
久田デンタルクリニック	町屋3-8-4	3895-4180	歯
きっかわ歯科医院	町屋3-23-11	3809-6400	歯
青木歯科クリニック	町屋3-29-9	3819-3338	歯、矯、小
板谷歯科医院	町屋4-18-16	3892-4970	歯
医療法人社団大生会 町屋歯科クリニック	町屋5-7-2	5855-2518	歯、矯、小、歯外
しょうだ歯科医院	町屋7-2-5	3819-8214	歯、矯、小
大木歯科医院	町屋7-11-17	3819-6331	歯、矯、小
まちや歯科医院	町屋8-3-8	3819-2839	歯、矯、小
あらかわ歯科	東尾久1-1-2	6458-2258	歯、矯、小、歯外
白石歯科医院	東尾久1-31-7	3819-5402	歯、小
おかもと歯科医院	東尾久1-33-5	5692-6480	歯、小
医療法人社団小形歯科医院	東尾久2-5-17	3819-2220	歯
富岡歯科医院	東尾久3-25-3	3892-7814	歯
入江歯科 熊野前	東尾久3-31-12	6807-7084	歯、矯、小、歯外
医療法人社団志宏会まなべ歯科医院	東尾久3-35-27	6805-5046	歯、小、矯
こうへい歯科クリニック おとなこども歯科・矯正歯科	東尾久4-29-16	3893-2519	歯、小、歯外
松本歯科医院	東尾久4-33-6	3894-0212	歯
河野歯科医院	東尾久4-49-12	5901-5250	歯、矯、小、歯外
医療法人社団隆恵会 磯歯科医院	東尾久5-3-6	3893-0340	歯、矯
医療法人社団聖医会 田中歯科クリニック	東尾久5-16-15	3800-4507	歯、矯、小
医療法人社団優光会 Mファミリー歯科・矯正歯科	東尾久5-27-2	3800-2618	歯、矯、小、歯外
東尾久ふじの歯科医院	東尾久6-5-5	3819-4618	歯、矯、小、歯外
医療法人社団聖陵会 町屋くま歯科	東尾久6-9-18	3893-5544	歯、矯、小、歯外
くまのまえ 鈴木歯科	東尾久8-14-7	3895-9835	歯、矯、小、歯外
富田歯科医院	東尾久8-44-1	6240-8202	歯、矯、小、歯外
長田歯科医院	西尾久1-12-11	3893-2364	歯
医療法人社団裕慈会 宮の前歯科クリニック	西尾久2-3-8	3800-4183	歯、矯、小、歯外
河原歯科	西尾久2-35-7	3810-3003	歯、矯、小、歯外
小台駅前歯科クリニック	西尾久2-37-7	6807-8241	歯、矯、小、歯外
堂前歯科医院	西尾久4-28-3	3893-3365	歯、矯、小、歯外
横井歯科医院	西尾久5-23-8	3810-3640	歯
小林歯科医院	西尾久6-1-1	3894-8586	歯、小
金子歯科口腔外科クリニック	西尾久6-2-1	3800-1600	歯、小、歯外
医療法人社団実相会 相田歯科・耳鼻科クリニック	西尾久6-2-12	3809-2514	歯、小、矯
遊園前歯科クリニック	西尾久6-30-6	3800-4912	歯、矯、小、歯外
小島歯科医院	西尾久7-4-13	3893-0475	歯
近藤歯科	西尾久7-18-7	3893-6673	歯
山本歯科医院	西尾久7-43-2	3893-2345	歯
すずき歯科	西尾久8-27-6	3819-8886	歯、矯、小、歯外

日暮里地区 病院

令和7年7月1日現在

名称	所在地	電話番号	診療科目	救急対応
社会福祉法人 上宮会 日暮里上宮病院	東日暮里2-29-8	3891-5291	内、外、整、リウ	
医療法人社団 成守会 はせがわ病院	東日暮里5-45-7	3807-8866	内、腎内、泌、透内	
医療法人社団 関川会 関川病院	西日暮里1-4-1	3803-5151	内、耳、皮、透内、腎内、形、脳内、整、呼内、糖内、消内、腎外	

診療所

令和7年7月1日現在

名称	所在地	電話番号	診療科目
いなみ整形外科クリニック	東日暮里1-5-10	5850-5366	整、リハ
小山内科医院	東日暮里1-5-10	5850-2030	内、消内
しろくま皮ふ科	東日暮里1-8-1	6806-8611	皮
医療法人社団西松医院	東日暮里1-16-13	3801-2748	内、循、小、皮
菊池眼科医院	東日暮里3-20-14	3891-7374	眼
医療法人社団三光会 東日暮里クリニック	東日暮里3-24-16	5811-6635	内、アレ
医療法人社団LT LTハートクリニック	東日暮里3-41-7	6806-5755	心内、精、児童精神科
医療法人社団かすが会 にっぽり内科・内視鏡クリニック	東日暮里3-42-8	5811-7575	内、消内、胃内、内視、肛外
医療法人社団三光会 東日暮里整形外科	東日暮里3-44-12	3805-5558	整、リハ
医療法人社団雄昂会やたがいクリニック	東日暮里4-20-6	5850-6166	内、消内、循内、呼内、麻
高井医院	東日暮里4-26-7	3807-8131	内、小、リウ
医療法人社団たか博會 リーデンスタークリニック	東日暮里5-16-3	5850-1661	内、消、小、精、整、皮、リハ
ひぐらし整形外科内科	東日暮里5-34-1	5604-1236	内、整、リハ
日暮里泌尿器科内科	東日暮里5-34-1	6458-3390	泌、内、整、性内
マーチクリニック	東日暮里5-34-1	6806-7634	美皮、内、小、婦
医療法人社団薰光会 加藤小児科内科医院	東日暮里5-44-1	3803-3377	内、小
東京おひさまクリニック	東日暮里5-45-1	6806-7233	内、呼内、循内、消内、糖代内、神内、精
ぜんそくと肺のクリニック	東日暮里5-48-2	3801-1159	内、呼内、アレ
一般社団法人賢寿医療 ON-CLINIC	東日暮里5-48-2	5615-2341	美皮、内、婦、整、小
おうちで笑顔クリニック	東日暮里5-50-5	5604-9545	内、心内、精、外
東京日暮里たんのハートクリニック	東日暮里5-50-18	3806-1810	内、心血内、心血外、循内
眼科アリモト	東日暮里5-51-7	3806-3720	眼
川口クリニック	東日暮里5-52-2	5811-7555	美皮、形
医療法人社団福寿会 日暮里整形リウマチクリニック	東日暮里5-52-2	6806-8492	リウ、整
すばる子どもクリニック	東日暮里6-1-1	5604-9351	小
医療法人社団光忍会 みかわしまタワークリニック	東日暮里6-1-1	3806-1133	内、呼内、外、婦、消内、糖内、甲内泌
野中クリニック	東日暮里6-7-9	3803-6805	アレ、耳、気
稻富医院	東日暮里6-42-5	3807-0288	内、皮
久富整形外科クリニック	東日暮里6-43-3	3803-8888	整、リハ
医療法人社団 躍心会 日暮里駅前皮膚科	東日暮里6-45-7	5604-9715	皮、美皮、アレ、形、小皮
春田内科医院	東日暮里6-50-14	3891-1062	内、小
医療法人社団蓮沼医院	東日暮里6-51-8	3891-1170	内、消、循、小、放
医療法人社団日暮里医院	東日暮里6-60-4	3806-0345	内、消、循、小、外、皮
医療法人社団讃友会 あべクリニック	東日暮里6-60-10	5810-7808	精、心内
医療法人社団三河島眼科医院 西日暮里眼科	西日暮里1-18-2	5850-2800	眼
おいぬま内科	西日暮里1-52-1	3807-0328	内、呼内、消肝、循内、小
わかさクリニック西日暮里	西日暮里1-59-11	3805-4151	内、外
医療法人社団慶新会 菊池皮膚科医院	西日暮里2-19-4	5810-8612	皮
日暮里眼科クリニック	西日暮里2-19-4	6806-7407	眼、小眼
医療法人社団秀洋会 白十字診療所	西日暮里2-19-10	3802-3911	内、心内、産婦、皮、泌、性内、精
医療法人社団水聖会 メディカルスキャニング日暮里	西日暮里2-20-1	5850-5640	内、放
日暮里レディースクリニック	西日暮里2-20-1	5615-1181	婦
日暮里健診プラザ	西日暮里2-20-1	5850-1700	内、消内
上杉医院	西日暮里2-22-1	5604-3387	耳
東京ネクスト内科・透析クリニック	西日暮里2-22-1	5615-1566	内、腎内、透内
医療法人社団M.S.ハーベスト いしかわ日暮里クリニック	西日暮里2-26-9	5850-5071	内、放、内分泌、乳外
医療法人社団ミレナ会日暮里内科・糖尿病内科クリニック	西日暮里2-26-12	5838-6970	糖内、内、アレ
医療法人社団MPG プラストクリニック	西日暮里2-27-3	5615-2570	美外、形、美皮、泌
西日暮里クリニック	西日暮里3-6-14	3823-7310	泌
小林医院	西日暮里4-16-10	3821-3846	内、胃、外、放
医療法人社団愛幸会 倉岡クリニック	西日暮里4-21-12	5685-5562	心内、精
小林皮膚科医院	西日暮里4-22-2	5814-7000	皮
道灌山女性のこころとからだのクリニック AYA clinic	西日暮里4-23-2	5834-2584	婦
西にっぽり内科消化器クリニック	西日暮里5-11-8	3805-8181	内、消内、肝内、外
西日暮里駅前こさか眼科	西日暮里5-14-1	5615-0321	眼
荒川西日暮里駅前すがわら消化器内科・内視鏡クリニック	西日暮里5-14-1	6806-6567	内、消内、内視、肛内
西日暮里駅前すが皮膚科	西日暮里5-14-3	5838-6900	皮、小皮、美皮、アレ
西日暮里ひまわりクリニック	西日暮里5-18-11	070-8358-8149	心内、精
東京透析フロンティア西日暮里駅前クリニック	西日暮里5-23-5	6806-7561	腎内、透内

名称	所在地	電話番号	診療科目
ひろせ内科外科クリニック	西日暮里5-27-2	3803-6260	内、循、外
はやし診療所	西日暮里5-33-3	5850-3222	内、精、心内
医療法人社団小島医院	西日暮里6-57-2	3893-8569	内、消内、糖代内、老内

歯科診療所

令和7年7月1日現在

名称	所在地	電話番号	診療科目
久野歯科医院	東日暮里1-3-12	3891-0502	歯
医療法人社団 静勝会 亀沢歯科医院	東日暮里1-16-13	3891-1382	歯、小、歯外
渡辺歯科クリニック	東日暮里1-19-3	3891-7477	歯、小、
大門歯科医院	東日暮里3-9-25	3806-8580	歯、矯、小、歯外
医療法人社団賢信会 ときわ歯科	東日暮里3-41-6	3806-9380	歯、矯、小、歯外
秋山歯科医院	東日暮里4-14-1	3806-7165	歯
医療法人社団富士美会 東日暮里歯科医院	東日暮里5-7-6	3802-0071	歯、矯、小、歯外
医療法人社団宏会日暮里じんデンタルクリニック・小児歯科・矯正歯科	東日暮里5-17-12	5850-5478	歯、矯、小、歯外
アイ・ティーデンタル日暮里	東日暮里5-28-5	6806-8828	歯
医療法人社団ハーティ・ライフ・クリエイト ふかい歯科・矯正歯科	東日暮里5-42-10	3805-5805	歯、矯、小
菊田歯科	東日暮里5-45-12	3891-0648	歯、矯、小
医療法人社団顕水会 水川歯科医院	東日暮里5-49-5	5615-3198	歯、矯、小、歯外
にっぽり歯科クリニック	東日暮里5-51-11	3805-1182	歯
医療法人社団櫻雅会 オリオン歯科アトラスプランズタワー三河島クリニック	東日暮里6-1-1	5615-4700	歯、矯、小、歯外
ホワイト歯科 三河島	東日暮里6-2-14	3801-8111	歯、矯、小、歯外
本橋歯科医院	東日暮里6-58-5	5810-7939	歯、矯、小、歯外
清水歯科クリニック日暮里	東日暮里6-60-6	6806-5213	歯、矯、小、歯外
西日暮里歯科	西日暮里1-3-6	3891-1804	歯、矯、小、歯外
若林歯科医院	西日暮里1-16-2	3807-0822	歯、小
西日暮里はやし歯科	西日暮里1-37-2	3806-8148	歯、矯、小、歯外
医療法人社団応佳会 市來歯科医院	西日暮里2-17-5	3805-3445	歯、矯、小、歯外
サークル歯科クリニック日暮里	西日暮里2-18-2	3806-6480	歯、矯、小、歯外
愛育歯科 日暮里	西日暮里2-18-10	3801-1180	歯、矯、小、歯外
医療法人社団藤弘会 日暮里駅前デンタルクリニック	西日暮里2-19-4	5615-3700	歯、矯、小、歯外
医療法人社団慧生会 日暮里ステーションタワー歯科	西日暮里2-20-1	3803-7013	歯、矯、小、歯外
あまがい歯科	西日暮里2-22-1	5811-8115	歯、矯、小、歯外
きらきら歯科	西日暮里2-50-5	6458-3124	歯、小、歯外
医療法人社団藤弘会 西日暮里駅前デンタルクリニック	西日暮里3-6-15	5834-8118	歯、歯外、矯、小
医療法人社団光知会 丹野歯科医院	西日暮里3-23-9	3821-6435	歯
マツモト歯科クリニック	西日暮里4-18-2	5842-1120	歯、矯、小、歯外
ネクスト・デンタル ソレイユメインテナンスクリニック	西日暮里5-14-12	5615-0671	歯、小、
医療法人社団祐一会 JR西日暮里・改札口歯科	西日暮里5-24-5	3803-3838	歯、矯、小、歯外
たかふじ歯科	西日暮里5-27-4	3803-0992	歯、小、
デンタルクリニック山田	西日暮里5-33-2	5615-1155	歯、矯、小、歯外
医療法人社団英聖会 西日暮里歯科クリニック	西日暮里5-34-3	3806-4583	歯、矯、小、歯外
西原歯科クリニック	西日暮里6-7-19	3894-3750	歯、矯、小、歯外
ホワイトラビット歯科医院西日暮里	西日暮里6-25-14	080-3565-4618	歯、矯、小、歯外

薬局

ご利用の際はあらかじめ各薬局にご確認ください。

令和7年7月1日現在

名称	所在地	電話番号
そうごう薬局 南千住店	南千住1-1-1	6806-8951
勝谷薬局明治通り店	南千住1-2-5	3806-2427
ウエルシア薬局 三ノ輪橋駅前店	南千住1-13-22	5615-1253
フレンズ薬局南千住店	南千住1-58-2	3806-2008
スミダ薬局	南千住3-4-5	3805-8989
薬局くすりの福太郎南千住店	南千住4-7-1	5604-1783
薬局くすりの福太郎BiVi店	南千住4-7-1	5850-5091
南千住調剤薬局	南千住4-7-1	5615-5129
薬局マツモトキヨシ LaLaテラス南千住店	南千住4-7-2	5604-9158
なの花薬局南千住店	南千住5-9-6	5604-2211
シイビイシー調剤薬局	南千住5-40-18	3803-5445
ミキ薬局南千住店	南千住6-53-3	5811-6860

名称	所在地	電話番号
薬局ナチュラル・メディクス	南千住7-1-1	3807-3855
日生薬局 南千住店	南千住7-1-1	5604-5296
調剤薬局日本メディカルシステム 南千住駅前店	南千住7-1-1	5838-6880
薬局くすりの福太郎 南千住7丁目店	南千住7-23-10	6806-5729
とまと薬局 南千住店	南千住8-3-2	5850-7960
AIN薬局 汐入店	南千住8-4-4	5604-7093
アイセイ薬局 南千住店	南千住8-4-5	5850-5599
みかん薬局荒川店	荒川1-3-7	5615-2777
クローバー薬局	荒川1-49-2	3805-0384
ウカイ薬局	荒川1-2-4-2	3891-6055
なかまち通り薬局	荒川1-3-24-4	5811-4113
イオックス薬局 三河島店	荒川1-3-78-3	5615-2796
えくぼ薬局	荒川1-4-3-3	3801-2184
あらかわ虹薬局	荒川1-4-54-1	3803-1005
あさがお薬局	荒川1-5-2-6	5810-6940
りんごちゃん薬局	荒川1-5-11-18	5604-9995
金龍薬局	荒川1-6-69-4	3895-4013
セイムス町屋薬局	荒川1-6-70-12	5855-3822
青春堂薬局	荒川1-7-20-1	3803-0646
マックススター薬局	荒川1-7-46-1	3895-1750
薬局マツモトキヨシ 町屋駅前店	荒川1-7-49-1	6458-2372
フラー薬局 町屋駅前店	町屋1-1-8	5939-7215
よしむら薬局	町屋1-2-1	3895-6537
町屋はなぞの薬局	町屋1-7-3	3819-4593
日生薬局 町屋店	町屋2-2-21	5855-1301
フレンズ薬局 町屋二丁目店	町屋2-6-13	5901-2012
フジシロ薬局	町屋2-8-2	3895-3675
すみれ薬局	町屋3-7-6	3810-0135
アイセイ薬局 町屋店	町屋3-9-12	3895-6900
どうらっぐぱぱす薬局町屋店	町屋3-19-13	5901-3581
つばさ薬局	町屋3-24-1	3893-0790
さくら薬局 町屋店	町屋4-10-12	3819-8020
アイ薬局 町屋店	町屋5-1-1	090-3430-3283
田辺薬局荒川町屋店	町屋8-2-17	5855-7440
キク薬局	町屋8-4-10	5855-0055
サンセイ薬局	東尾久3-19-7	3819-2900
入江薬局 トダカコーポ店	東尾久3-30-5	3895-0152
入江薬局 本店	東尾久3-31-9	3895-0129
スギ薬局 東尾久店	東尾久4-8-11	5901-9205
スズキ薬局	東尾久4-19-14	3893-8973
スリーアイ薬局 尾久店	東尾久5-27-12	5901-9177
AIN薬局東尾久店	東尾久5-46-2	6807-9661
させハート薬局	東尾久6-5-5	3810-8010
させ薬局	東尾久6-9-20	3892-6681
くまのまえ薬局	東尾久8-14-1	3895-9630
岩崎薬局熊の前店	東尾久8-18-10	3895-7696
千利薬局西尾久店	西尾久1-12-7	5855-2641
つばき薬局	西尾久1-31-12	5855-0938
たんぽぽ薬局	西尾久2-1-13	5855-3125
有限会社大野薬局	西尾久2-3-4	3894-6722
きらら薬局	西尾久2-4-18	6240-8086
尾久ミキ薬局	西尾久2-9-12	3810-7791
なつめ薬局	西尾久2-15-3	6807-8963
ユニスマイル薬局 西尾久店	西尾久2-34-11	5855-7231
しちゅう薬局	西尾久2-35-4	6458-2758
せきぐち薬局	西尾久2-38-5	3810-7971
有限会社タカダ薬局	西尾久5-1-18	3800-0093
関口薬局	西尾久5-8-25	3800-3570
博方堂クメカワ薬局	西尾久6-4-15	3893-1461
博方堂薬局	西尾久6-15-8	3893-4815

名称	所在地	電話番号
ことぶき薬局 尾久店	西尾久6-30-3	3800-9563
フロンティア薬局 荒川店	西尾久7-17-6	6807-8207
西尾久あおい薬局	西尾久8-25-4	5901-9818
どらっぐぱぱす薬局三ノ輪店	東日暮里1-5-10	5850-5145
三ノ輪薬局	東日暮里1-6-14	5810-5353
スギ薬局 在宅調剤センター東日暮里店	東日暮里1-21-12	6806-5045
ドラッグセイムス東日暮里薬局	東日暮里2-47-6	5615-2953
薬局マツモトキヨシ 三河島駅前店	東日暮里3-40-13	3801-5062
荒川鈴薬局	東日暮里3-43-6	5850-4155
川澄薬局	東日暮里3-44-13	3891-3706
みどり調剤薬局	東日暮里4-20-7	3891-6720
ハロー薬局	東日暮里4-35-8	5811-5933
ぱぱす薬局東日暮里リーデンスター店	東日暮里5-16-2	6877-0188
ぱぱす薬局東日暮里店	東日暮里5-17-7	5615-3135
あつみ薬局	東日暮里5-43-2	3801-1781
ひぐらし調剤薬局	東日暮里5-44-2	5850-5056
アステル薬局 日暮里店	東日暮里5-50-5	5615-0099
日暮里薬局	東日暮里5-50-18	3805-3571
みつばち薬局	東日暮里6-1-1	5604-9315
つくし薬局日暮里店	東日暮里6-21-1	3801-7415
ましろ薬局	東日暮里6-42-3	5604-9931
さつき薬局	西日暮里1-3-3	3806-0809
ミキ薬局日暮里店	西日暮里2-20-1	5850-3903
十全堂調剤薬局	西日暮里2-20-1	3806-3295
ぽっぽ薬局	西日暮里2-22-2	5604-9889
とまと薬局日暮里店	西日暮里2-26-12	6806-8933
ウエルシア薬局荒川開成前店	西日暮里3-6-10	3827-4810
薬局いづみファーマシー	西日暮里4-21-12	5685-6610
パセリ薬局	西日暮里4-22-2	3824-3730
あすか薬局西日暮里店	西日暮里5-11-8	6806-5530
西日暮里薬局	西日暮里5-14-5	6806-8897
コスモ薬局西日暮里店	西日暮里5-27-2	5850-5227
ドラッグセイムス西日暮里6丁目薬局	西日暮里6-28-4	6807-9935
とまと薬局 西日暮里店	西日暮里6-54-11	6807-7275

接骨院一覧

令和7年7月1日現在

名称	所在地	電話番号
あさり接骨院	南千住1-17-2	6806-6122
南千住さくら接骨院（休止中）	南千住1-18-2	6806-8136
さくら整骨院	南千住1-18-6	6458-3069
くまくら接骨院	南千住1-22-1	3801-2102
あおば整骨院	南千住1-33-2	6912-7777
南千住あんず接骨院	南千住3-7-1	5615-2300
リファイン南千住整骨院	南千住4-7-1	3803-9861
街の接骨院	南千住6-48-15	5604-5109
マーサメディカルグループ 南千住整骨院	南千住6-52-4	5604-9646
南千住駅前整骨院	南千住7-1-1	6806-7237
南千住コツ通り整骨院	南千住7-16-2	5604-5425
いつき整骨院	南千住8-3-4	3803-9577
ブルーリバー整骨院	南千住8-12-5	3802-1136
すこやか接骨院	荒川1-21-10	6411-5225
日本総合医療専門学校附属接骨院	荒川1-41-10	5850-3500
アンジー整骨院	荒川1-44-15	6806-7789
陽だまり整骨院	荒川2-21-2	5615-2218
にし接骨院	荒川2-34-4	6262-7204
こかけ接骨院	荒川3-3-7	070-4143-7687
荒川整骨院	荒川3-16-5	3805-4846
東洋接骨院	荒川3-42-5	3806-9876
三河島整骨院	荒川3-61-4	6806-6855

名称	所在地	電話番号
仲町通り整骨院	荒川13-64-3	5811-5755
ほんごう接骨院	荒川13-78-3	5604-5233
みやち整骨院	荒川14-9-9	6410-6055
はなのき整骨院	荒川14-39-6	6806-5606
くろは接骨院	荒川15-31-20	6807-7787
大起接骨院	荒川16-21-1	3809-0126
千住名倉佐々木接骨院	荒川16-47-11	3892-5667
田中接骨院	荒川17-7-18	5604-5765
町屋駅前接骨院	荒川17-20-1	5604-5802
わかくさ整骨院	荒川17-35-6	3805-3013
優整骨院	町屋1-3-1	3809-0808
町屋タムラマ接骨院	町屋1-9-6	5692-0605
ひかり整骨院	町屋1-31-15	6423-8421
篠原接骨院	町屋2-2-5	3895-5151
町屋中央整骨院	町屋3-2-1	6807-6839
天鍼堂接骨院	町屋3-4-3	3893-0239
並木接骨院	町屋3-4-22	3895-7691
町屋一本松整骨院	町屋3-8-12	3819-8400
誉整骨院	町屋3-9-10	6807-6761
レモン接骨院	町屋3-20-10	3894-6392
またらい整骨院	町屋6-3-13	3895-6500
アディ整骨院	町屋8-4-16	3809-5933
みさわ整骨院	東尾久1-3-5	6807-9797
ユリー整骨院	東尾久1-19-13	3895-2516
尾久本町通りタムラマ接骨院	東尾久2-48-7	5692-0809
きゅあ整骨院	東尾久4-10-11	6807-9532
尾久銀座整骨院	東尾久4-15-8	6807-7374
にこにこ整骨院	東尾久4-22-22	6882-0200
くまのまえ整骨院	東尾久5-7-10	6240-8998
イルミナ接骨院	東尾久5-8-3	050-1310-8634
みつはし接骨院	東尾久5-16-15	3810-9417
あさおか整骨院	東尾久5-21-10	5901-1422
しらさき整骨院	東尾久6-30-7	3893-6026
北豊島医療専門学校付属接骨院	東尾久6-32-8	3895-3058
おはな整骨院	西尾久1-22-13	6807-6087
三矢整骨院	西尾久2-28-3	3809-3445
高見澤接骨院	西尾久5-7-25	3809-3730
もみじおく整骨院	西尾久7-5-14	6802-8348
尾久高見澤接骨院	西尾久7-21-6	3895-9533
みづほ整骨院	東日暮里1-2-3	3805-0522
見目整骨院	東日暮里1-6-11	3802-4044
みのわ接骨院	東日暮里1-8-6	3805-3785
岸接骨院	東日暮里1-18-4	3807-3150
あらい整骨院	東日暮里2-14-4	6324-3547
NOMOKOTSU整骨院 三河島院	東日暮里3-40-12	6458-3116
きぼう整骨院	東日暮里3-41-6	3803-0818
千住名倉若林接骨院	東日暮里4-14-4	3805-2580
ひぐらしの里接骨院	東日暮里4-16-11	3806-7355
GBSうぐいす谷整骨院	東日暮里4-35-8	3801-8755
ゆうじろう整骨院	東日暮里5-16-1	6423-0510
きずな日暮里接骨院	東日暮里5-17-10	6458-3947
東にっぽり接骨院	東日暮里5-24-2	3805-5228
金接骨院	東日暮里5-25-4	3806-6752
荒川名倉接骨院	東日暮里5-35-10	3803-8976
森接骨院	東日暮里5-51-13	070-8517-1762
とべ整骨院	東日暮里6-15-1	6806-7135
平井整骨院	東日暮里6-46-3	3801-8201
笛木接骨院	東日暮里6-49-4	3891-8003
ひらい日暮里整骨院	東日暮里6-57-2	5604-9540
やはき整骨院	東日暮里6-59-9	3891-0059

名称	所在地	電話番号
あいぞめ接骨院	西日暮里1-56-7	3807-7719
雅整骨院	西日暮里2-9-2	3806-8020
有隣館日暮里整骨院	西日暮里2-26-10	6458-3313
GBS日暮里整骨院	西日暮里2-30-1	3803-3343
接骨院たくみ	西日暮里2-39-6	3805-3236
高接骨院	西日暮里2-49-5	3801-4567
中村接骨院	西日暮里2-51-1	5811-6337
ひらい整骨院	西日暮里3-6-9	5834-8399
平安整骨院	西日暮里3-6-13	3828-5488
浅川接骨院	西日暮里3-17-11	3822-4970
接骨院ワイス	西日暮里4-21-5	3824-5626
ひらい西日暮里整骨院	西日暮里4-22-3	5809-0063
真治堂接骨院	西日暮里5-15-10	3802-6045
西日暮里整骨院	西日暮里5-25-2	3806-4131
荒川はな整骨院	西日暮里5-27-4	5604-5209
整容館整骨院	西日暮里5-33-3	3805-0323
三河島接骨院	西日暮里6-7-18	3800-1865
冠新道整骨院	西日暮里6-25-14	3819-5772
尾久橋通り接骨院	西日暮里6-48-6	6807-7266

動物病院・診療所一覧

令和7年7月1日現在

名称	所在地	電話番号
モリタ動物病院	南千住7-1-1	3801-0133
あらかわいちまち動物病院	荒川1-3-8	6806-5370
イネコ動物病院	荒川1-38-4	5604-9722
水野動物病院	荒川3-35-4	3891-5881
動物病院キバタン王国	荒川7-9-3	6806-5343
ジャンボどうぶつ病院	町屋1-19-2	3809-1120
キムラ動物病院	町屋4-1-23	3892-1066
町屋動物病院	町屋8-5-15	6458-2285
のがみ動物病院	東尾久4-11-7	3895-0027
アラカワ動物病院	東尾久5-9-9	3810-6966
オダイイ動物病院	西尾久2-33-11	3810-3870
ひろ動物病院	東日暮里1-33-6	3891-3366
アミン動物病院	東日暮里2-42-11	6410-4084
日暮里動物病院	東日暮里6-11-1	5615-2466
西日暮里ペットクリニック	西日暮里1-30-9	6458-3790
動物・野澤クリニック	西日暮里6-56-3	3894-7739
ホヌアニマルクリニック	往診のみ	080-8354-0989

施設一覧



荒川区役所
3802-3111(代)



区役所・区民事務所・保健所等

名称	所在地	電話番号
荒川区役所本庁舎	荒川2-2-3	3802-3111
荒川区役所北庁舎 (荒川区保健所)	荒川2-11-1	3802-3111
荒川区がん予防 ・健康づくりセンター (荒川 区保健所)	荒川2-11-1	3802-3111
荒川区役所分庁舎	荒川2-25-3	3891-8883
南千住区民事務所	南千住7-1-1プランズタワー (アクリスティ) 南千住2階	3803-1791
町屋区民事務所	荒川7-50-9 センターまちや4階	3892-2321
尾久区民事務所	西尾久3-7-15	3894-6121
日暮里区民事務所	東日暮里6-17-6 ふらっとにっぽり1階	3801-2108
子ども家庭総合センター	荒川1-50-17	3802-3765
あらかわエコセンター (環境課)	荒川1-53-20	3802-3164
清掃リサイクル事務所 (清掃リサイクル推進課)	町屋5-19-1	3892-4671
あらかわリサイクルセンター	南千住3-28-69	3805-9172

ふれあい館・ひろば館

名称	所在地	電話番号
南千住区民事務所西部 ひろば館	南千住1-19-13	電話なし
石浜ふれあい館	南千住3-28-2	3805-5301
南千住ふれあい館	南千住6-36-13	3807-1131
南千住駅前ふれあい館	南千住7-1-1 プランズタワー (アクリスティ) 南千住2階	3803-0571
汐入ふれあい館	南千住8-2-2	3806-9928
峠田ふれあい館	荒川3-3-10	3807-2886
三河島ひろば館	荒川3-36-4	3806-6179
宮地ひろば館	荒川5-12-10	3805-5741
花の木ひろば館	荒川5-50-5	3895-6923
荒川六丁目ひろば館	荒川6-33-4	3895-0879
荒川山吹ふれあい館	荒川7-6-8	3805-2860
町屋ふれあい館	町屋1-35-8	3800-2011
町屋二丁目ひろば館	町屋2-8-13	3895-2555
荒木田ふれあい館	町屋6-13-2	3800-1981
東尾久小沼ひろば館	東尾久1-21-23	3895-4335
東尾久本町通りふれあい館	東尾久2-37-14	3893-8001
熊野前ひろば館	東尾久5-9-3	3893-2362
宮の前ひろば館	東尾久5-45-11	電話なし
尾久ふれあい館	西尾久2-25-13	3809-2511
尾久区民事務所ひろば館	西尾久3-7-15	3894-6121
西尾久みどりひろば館	西尾久4-6-4	3800-2138
西尾久ふれあい館	西尾久8-33-31	3810-6219
東日暮里ふれあい館	東日暮里1-17-13	3807-6383
夕やけこやけふれあい館	東日暮里3-11-19	3801-0715
ひぐらしふれあい館	東日暮里6-28-15	3801-7091

諏訪台ひろば館	西日暮里3-3-12	3823-6097
西日暮里ふれあい館	西日暮里6-24-4	3819-6945

文化・保養・スポーツ施設等

名称	所在地	電話番号
サンパール荒川 (荒川区民会館)	荒川11-1-1	3806-6531
町屋文化センター	荒川7-20-1	3802-7111
荒川さつき会館	荒川8-16-13	3802-2050
アクト21 (男女平等推進センター)	東尾久5-9-3	3809-2890
ムーブ町屋	荒川7-50-9 センターまちや3・4階	3819-7761
日暮里サニーホール	東日暮里5-50-5 アートホテル日暮里	3807-3211
南千住図書館	南千住6-63-1	3807-9221
汐入図書サービスステーション	南千住8-12-5-114 べるぽーと汐入東館1階	3807-8130
ゆいの森あらかわ	荒川2-50-1	3891-4349
尾久図書館	東尾久8-45-4	3800-5821
町屋図書館	町屋5-11-18	3892-9821
日暮里図書館	東日暮里6-38-4	3803-1645
冠新道図書サービスステー ション	西日暮里6-25-14	3800-3321
生涯学習センター	荒川3-49-1	3802-2332
教育センター	荒川3-49-1	3802-5720
清里高原ロッジ・少年自然の家	山梨県北杜市高根町 清里3545-5	0551-48-2295
ホテルグリーンパール那須 (区民保養施設)	栃木県那須郡 那須町湯本213	0287-76-2883
荒川総合スポーツセンター	南千住6-45-5	3802-3901
あらかわ遊園	西尾久6-35-11	3893-6003
あらかわ遊園スポーツハウス	西尾久8-3-1	3800-7333
荒川自然公園	荒川8-25-3	3803-4042
宮前公園	東尾久8-45-22	3810-2111
荒川ふるさと文化館	南千住6-63-1	3807-9234
日暮里地域活性化施設 (ふらっとにっぽり)	東日暮里6-17-6	3801-7301

区立保育園等

名称	所在地	電話番号
第二南千住保育園	南千住2-21-6	3801-7700
三河島保育園	荒川3-54-1	3807-6781
荒川保育園	荒川5-50-15	3895-6922
荒川さつき保育園	荒川8-25-4	3891-4261
原保育園	町屋5-11-16	3895-8781
東尾久保育園	東尾久2-28-3	3895-0144
熊野前保育園 (子育て交流サロン)	東尾久8-23-9	3800-7135
西尾久みどり保育園	西尾久4-6-19	3894-0491
第二東日暮里保育園 (一時保育)	東日暮里1-17-21	3807-6483
西日暮里保育園 (一時保育)	西日暮里6-25-3	3893-3801
汐入こども園 (一時保育・子 育て交流サロン)	南千住8-9-3 汐入東小学校内	3801-7285

公設民営保育園

名称	所在地	電話番号
南千住さくら保育園	南千住4-9-4	5604-3521
はなみずき保育園	南千住8-5-5	3803-2583
汐入とちのき保育園	南千住8-3-3	5604-0510
上尾久保育園	西尾久8-10-12	3810-2421
南千住保育園（一時保育）	南千住6-35-3	3807-6620
南千住七丁目保育園（一時保育・子育て交流サロン）	南千住7-20-13	5615-0531

私立保育園・母子生活支援施設

名称	所在地	電話番号
仁風保育園	荒川2-41-1	3891-1634
ドン・ボスコ保育園（子育て交流サロン）	荒川3-11-1	3801-2334
上智厚生館保育園（一時保育・病児病後児保育）	町屋4-9-10	3892-4512
尾久隣保館保育園	町屋6-28-11	3892-0357
至誠会第二保育園（病後児保育）	東尾久5-34-6	3894-8848
子供の家愛育保育園	西尾久7-26-4	3893-3373
クリスマス・フォレスト（児童養護施設）	荒川8-14-10	5604-9988
ハイツ尾竹（母子生活支援施設）		3892-5644
南千住駅前保育所おひさま保育園（一時保育・子育て交流サロン・病後児保育）	南千住4-3-2	5615-3088
グローバルキッズ日暮里駅前保育園	西日暮里2-22-1 ステーションプラザタワー3階	3805-0708
にじの樹保育園（一時保育）	南千住8-5-2	5604-5712
ぽけっとランド南千住瑞光保育園	南千住7-30-1	5615-1257
ういす東日暮里保育園	東日暮里4-11-6	6806-7165
グローバルキッズ東日暮里園	東日暮里5-16-3 リーデンスター1・2階	5811-8633
町屋保育園（一時保育）	町屋1-35-9	6807-9221
ポポラー東京東日暮里園	東日暮里6-1-1 アトラスプランズタワー2階	5615-1040
アイアイ ナースリー 新三河島	東尾久1-1-4 小澤ビル3・4階	6240-8010
コンビプラザ南千住保育園	南千住4-9-1	5850-1131
太陽の子わかば保育園	南千住5-44-16ライオンズマンション南千住1階	5615-0277
キッズあおぞら保育園	荒川2-1-5 セントラル荒川ビル2階	6806-6563
にじの森保育園（子育て交流サロン）	南千住8-13-1	6806-7900
小台ここの保育園	西尾久3-21-12 水島ビル2階	6807-9960
タムスわんぱく保育園東日暮里（一時保育）	東日暮里3-9-10	6806-7670
ういす町屋保育園	町屋2-10-3	6458-2063
日暮里きらきら保育園	西日暮里2-30-4 ウイステリアX1~4階	5615-5666
ういす南千住駅前保育園	南千住5-23-14	6806-7812
アイアイ ナースリー AIAI NURSERY西日暮里一丁目	西日暮里1-1-1 パレス石川2階	5615-2721
まなびの森保育園町屋	荒川7-41-8	3895-8750
上智聖ローザ保育園（一時保育）	西日暮里6-7-1	3892-6001
グローバルキッズ町屋保育園	町屋2-2-15	6807-6307

まなびの森保育園西日暮里	西日暮里6-21-2	5604-9797
日暮里保育園（子育て交流サロン）	西日暮里2-2-7	5604-9367
まなびの森保育園三河島	東日暮里6-2-14	6806-5166
小台橋保育園（子育て交流サロン）	西尾久6-9-7	6807-7311
タムスわんぱく保育園荒川	荒川5-31-7	5901-9861
ピノキオ幼児舎東尾久保育園	東尾久3-27-7	5901-9146
大空と大地のなーさりい荒川	西尾久1-28-10	6240-8370
西尾久園		
聖華ひなた保育園（一時保育）	東日暮里6-28-13	6806-6007
オランジェナーサリー	西尾久4-27-1 ヴエルデ西尾久1階	6458-2085
さくらさくみらい西日暮里	西日暮里4-10-12	5842-1239
なかよし保育園	東日暮里1-17-2	3807-2213
宮前花と緑の保育園（一時保育）	東尾久8-45-24	3800-1360
タヤケコヤケ保育園	東日暮里3-11-19	3803-6071

保育所型認定こども園

名称	所在地	電話番号
ワタナベ学園本園	町屋2-15-5	3892-2602
ワタナベ学園別園	町屋2-17-2	3893-3852
黒川幼稚舎	いずみマンション1階	
黒川幼稚舎分園（南館）	荒川7-7-10	3891-1337
	荒川7-7-8	3806-8258

認証保育所

名称	所在地	電話番号
かがや保育園	荒川1-17-3	3806-0623
カナリヤ保育園	町屋8-2-11	3809-2534
あっぷる園	西尾久1-31-14 ハイネストミヤジマ1階	5692-5577
キッズガーデン保育園	東日暮里3-9-21 日暮里コミュニティ1階	5850-1551
花さと保育園	東日暮里5-42-10 日暮里アインスター203	5850-5838
キッズステーションのびのび保育室	西日暮里4-13-7 グリーンハイツⅡ	5814-4871

区立幼稚園等

名称	所在地	電話番号
南千住第二幼稚園	南千住8-2-1	3891-5701
町屋幼稚園	町屋8-19-12 第七峡田小学校内	3895-3571
花の木幼稚園	荒川5-41-4	3892-8292
尾久第二幼稚園	西尾久8-26-9	3800-1655
日暮里幼稚園	尾久第六小学校内	
汐入こども園	東日暮里6-49-21	3807-1515
	南千住8-9-3	3801-7285
	汐入東小学校内	

私立幼稚園

名称	所在地	電話番号
北豊島幼稚園	東尾久6-34-24	3895-7028
真成幼稚園	東日暮里2-14-2	3891-4395
道灌山幼稚園	西日暮里4-7-15	3827-9269
友の季ひまわり幼稚園	町屋1-10-12	6458-2139

小学校

名称	所在地	電話番号
瑞光小学校	南千住1-51-1	3801-4239
第二瑞光小学校	南千住5-8-1	3801-4700
第三瑞光小学校	南千住7-9-1	3801-5007
汐入小学校	南千住8-2-3	3802-0089
汐入東小学校	南千住8-9-3	3801-2722
第六瑞光小学校	南千住1-4-11	3891-5239
峡田小学校	荒川3-77-1	3891-2051
第二峡田小学校	荒川2-30-1	3801-2002
第三峡田小学校	荒川1-43-1	3891-0756
第四峡田小学校	町屋2-11-6	3895-6864
第五峡田小学校	町屋3-17-24	3892-9515
第七峡田小学校	町屋8-19-12	3895-0805
第九峡田小学校	荒川6-8-1	3895-3175
尾久小学校	東尾久5-6-7	3893-7894
尾久西小学校	西尾久5-27-12	3893-8890
尾久第六小学校	西尾久8-26-9	3893-7268
赤土小学校	東尾久2-43-9	3892-9302
大門小学校	町屋4-27-8	3895-7308
尾久宮前小学校	西尾久1-4-17	3893-3536
第一日暮里小学校	西日暮里3-7-15	3828-5477
第二日暮里小学校	東日暮里5-2-1	3891-3416
第三日暮里小学校	東日暮里3-10-17	3891-6307
第六日暮里小学校	西日暮里6-35-16	3894-6750
ひぐらし小学校	西日暮里2-32-5	3801-7280

放課後子ども教室 (にこにこすくーる)

名称	所在地	電話番号
瑞光にこにこすくーる	瑞光小学校内	3802-6915
二瑞小にこにこすくーる	第二瑞光小学校内	3891-9556
三瑞小にこにこすくーる	第三瑞光小学校内	3802-4710
汐入小にこにこすくーる	汐入小学校内	3891-0072
汐入東小にこにこすくーる	第三中学校敷地内	3806-5358
六瑞小にこにこすくーる	第六瑞光小学校内	3891-5248
峡田小にこにこすくーる	峡田小学校内	070-1598-5490
二峡小にこにこすくーる	第二峡田小学校内	3891-9850
三峡小にこにこすくーる	第三峡田小学校内	3891-1610
四峡小にこにこすくーる	第四峡田小学校内	3895-7710
五峡小にこにこすくーる	第五峡田小学校内	3893-0401
七峡小にこにこすくーる	第七峡田小学校内	3895-9828
九峡小にこにこすくーる	第九峡田小学校内	3893-8101
尾久小にこにこすくーる	尾久小学校内	3809-5357
尾久西小にこにこすくーる	尾久西小学校内	3809-4990
尾久六にこにこすくーる	尾久第六小学校内	3893-7331
赤土小にこにこすくーる	赤土小学校内	3809-5922
大門小にこにこすくーる	大門小学校内	3819-5233
宮前にこにこすくーる	尾久宮前小学校内	3895-1165
一日小にこにこすくーる	第一日暮里小学校内	3828-5660
二日小にこにこすくーる	第二日暮里小学校内	3806-6468
三日小にこにこすくーる	第三日暮里小学校内	3891-6318
六日小にこにこすくーる	第六日暮里小学校内	3800-5357
ひぐらし小にこにこすくーる	ひぐらし小学校内	3801-3455

学童クラブ

名称	所在地	電話番号
二瑞小学童クラブ	第二瑞光小学校内	3805-4431
南千住第一・第二学童クラブ	南千住保育園内	3806-4258
南千住六丁目学童クラブ	南千住6-68-7	3801-7050
汐入学童クラブ	汐入ふれあい館内	3803-2057
汐入小学童クラブ	汐入小学校内	3891-0061
汐入東小学童クラブ	都立汐入公園内	3805-2523
三峠小学童クラブ	第三峠田小学校内	3801-6082
二峠小学童クラブ	第二峠田小学校内	3891-9780
峡田学童クラブ	峡田ふれあい館内	3807-2900
花の木学童クラブ	花の木ひろば館内	3819-2181
九峠小学童クラブ	第九峠田小学校内	3819-7931
四峠小学童クラブ	第四峠田小学校内	3895-6885
五峠小学童クラブ	第五峠田小学校内	3895-4315
大門小学童クラブ	大門小学校内	3895-4316
七峠小学童クラブ	第七峠田小学校内	3895-4796
赤土小学童クラブ	赤土小学校内	3819-3349
尾久小学童クラブ	尾久小学校内	3893-6110
熊野前学童クラブ	熊野前ひろば館内	3819-1131
尾久学童クラブ	尾久ふれあい館内	080-5430-2372
尾久西小学童クラブ	尾久西小学校内	3893-0109
西尾久学童クラブ	西尾久ふれあい館内	3810-7813
東日暮里学童クラブ	東日暮里ふれあい館内	3805-2122
三日小学童クラブ	第三日暮里小学校内	3805-6125
二日小学童クラブ	東日暮里6-19-12	3891-5971
ひぐらし学童クラブ	ひぐらしふれあい館内	3801-1015
ひぐらし小学童クラブ	ひぐらし小学校内	3807-4721
六日小学童クラブ	第六日暮里小学校内	3893-3820

中学校

名称	所在地	電話番号
第一中学校	荒川11-30-1	3891-8354
第三中学校	南千住8-10-1	3801-5808
第四中学校	荒川6-57-1	3895-7334
第五中学校	町屋1-37-16	3895-1283
第七中学校	西尾久4-30-28	3894-6623
第九中学校	東尾久2-23-5	3892-7834
尾久八幡中学校	西尾久3-14-1	3893-7776
南千住第二中学校	南千住7-25-1	3891-8532
原中学校	町屋5-12-6	3895-6495
諏訪台中学校	西日暮里2-36-8	3891-6115

都立高校・高専・大学

名称	所在地	電話番号
荒川工科高等学校	南千住6-42-1	3802-1178
竹台高等学校	東日暮里5-14-1	3891-1515
産業技術高等専門学校荒川	南千住8-17-1	3801-0145
キャンパス		
東京都立大学荒川キャンパス	東尾久7-2-10	3819-1211

私立中学・高校

名称	所在地	電話番号
開成学園（中・高）	西日暮里4-2-4	3822-0741
北豊島中学校・高等学校	東尾久6-34-24	3895-4490

私立専修学校

名 称	所 在 地	電話番号
国際共立学園高等専修学校	西日暮里2-33-23	3806-7181
国際理容美容専門学校	東日暮里5-17-12	3803-6696
専門学校東京ニットファッショニアカデミー	西日暮里4-21-2	3822-0311
太陽歯科衛生士専門学校	西日暮里2-22-1 ステーションプラザ タワー6階	5810-8020
道灌山学園保育福祉専門学校	西日暮里4-7-15	3828-8478
日本総合医療専門学校	荒川1-41-10	5850-3500

各種学校

名 称	所 在 地	電話番号
赤門会日本語学校本校	東日暮里6-39-12	3806-6102
赤門会日本語学校日暮里校	西日暮里2-54-4	3806-6106
東京朝鮮第一初中級学校	東日暮里3-8-5	3807-3635

校外施設等

名 称	所 在 地	電話番号
下田臨海学園	静岡県下田市柿崎17-27	0558-22-0202
清里高原ロッジ・ 少年自然の家	山梨県北杜市高根町 清里3545-5	0551-48-2295

福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
高齢者関係施設		
荒川老人福祉センター	荒川1-34-6	3802-1666
いきいきワーク荒川 (荒川授産場)	東尾久4-32-7	3800-2741
特別養護老人ホーム 特別養護老人ホーム グリーンハイム荒川	台東区蔵前2-11-7	3802-7561
特別養護老人ホーム サンハイム荒川	南千住3-14-7	3805-7525
特別養護老人ホーム 花の木ハイム荒川 (併設 通所介護施設)	荒川5-47-2	5855-3321
特別養護老人ホーム あそかのぞみの郷 (併設 通所介護施設) (社会福祉法人 あそか会)	西尾久1-1-12	3893-3517
特別養護老人ホーム さくら館 (併設 通所介護施設) (社会福祉法人 北養会)	町屋7-10-6	3894-3561
特別養護老人ホーム 癒しの里南千住 (社会福祉法人 三幸福祉会)	南千住6-67-8	3803-3700
特別養護老人ホーム おたけの郷 (社会福祉法人 エンゼル 福祉会)	町屋7-18-11	3894-0310
区立通所介護 南千住中部在宅高齢者通所 サービスセンター	南千住4-9-6	5604-0065
荒川東部在宅高齢者通所 サービスセンター	荒川1-34-6	3805-5200

花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター	荒川5-47-2	5855-3322
東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター	東日暮里3-8-16	3805-6121
地域包括・みまもり 南千住東部地域包括支援センター	南千住4-9-6	3805-5702
南千住東部高齢者みまもりステーション	南千住4-9-6	3805-5705
南千住西部地域包括支援センター	南千住1-10-1 1階	5604-5710
南千住西部高齢者みまもりステーション	南千住1-10-1 1階	5604-5760
荒川地域包括支援センター	荒川5-47-2	5855-3323
荒川高齢者みまもりステーション	荒川5-47-2	5855-0324
町屋地域包括支援センター	町屋7-10-6	3894-3568
町屋高齢者みまもりステーション	町屋7-10-6	5855-6407
東尾久地域包括支援センター	東尾久3-31-8 1階	5855-8513
東尾久高齢者みまもりステーション	東尾久3-31-8 1階	5855-8514
西尾久地域包括支援センター	西尾久1-32-8 1階	3893-3555
西尾久高齢者みまもりステーション	西尾久1-32-8 1階	3893-3550
東日暮里地域包括支援センター	東日暮里3-8-16 1階	5615-3171
東日暮里高齢者みまもりステーション	東日暮里3-8-16 1階	5615-3172
西日暮里地域包括支援センター	西日暮里1-49-10 1階	3807-3828
西日暮里高齢者みまもりステーション	西日暮里1-49-10 1階	3807-3839
障がい者関係施設		
荒川たんぽぽセンター (心身障害者福祉センター)	荒川1-53-20	3891-6824
アクロスあらかわ (障害者福祉会館)	荒川2-57-8	3803-6221
荒川福祉作業所	荒川1-53-9	3807-3442
荒川生活実習所	荒川1-53-9	3891-6915
あらかわ希望の家 (尾久生活実習所)	西尾久6-17-3	3894-2263
あらかわ希望の家分場 (尾久生活実習所分場)	西尾久4-6-4	5901-3207
支援センターアゼリア (精神障害者地域生活支援センター)	東尾久5-45-11	3819-3113
荒川区障害者基幹相談支援センター	荒川1-53-20	3801-8060
荒川たんぽぽセンター2階	荒川たんぽぽセンター2階	
コンパス (荒川区精神障がい者相談支援事業所)	東日暮里3-43-12 K・フラット101	6806-5322
町屋三丁目障がい者就労支援施設 (スタートまちや)	町屋3-28-2	6320-7053
障がい者地域生活支援施設 スクラムあらかわ (社会福祉法人すかい)	町屋6-28-13	6240-8855
民間福祉作業所		
小台橋あさがお (パン工房)	西尾久3-12-12	5604-9262
小台橋あさがお (B型)	西尾久3-12-12	6806-6872
町屋あさがお	町屋3-28-2	3810-3900
作業所ボンエルフ (社会福祉法人 荒川のぞみの会)	東日暮里3-8-16 3階	3806-9424
荒川ひまわり (社会福祉法人 トラムあらかわ)	荒川1-17-3 カーサカガヤ103	3891-0507
荒川ひまわり第2 (社会福祉法人 トラムあらかわ)	東尾久3-20-10 ベルメゾンエス2階	3895-6149

カフェフレンド	南千住7-26-2	5615-2101
スカイあらかわ・ブレ	西日暮里5-2-20	3891-7060
	サンリバー西日暮里102	
オフィスサプライ東京	西尾久5-20-18	6240-8944
オフィスサプライ西尾久	西尾久4-27-5	6807-6259
ワークハウス荒川 (社会福祉法人窓の陽)	西尾久7-50-6 三博ビル1階	3894-4100
ワークハウス荒川第2 (社会福祉法人窓の陽)	西尾久7-51-7	3894-4100
ワン・ステップ	東日暮里1-10-4	6458-3232
studio753	東日暮里6-22-13 1階	6806-7534
よつばのわ	西日暮里1-37-12 アイウエストビル1階	5615-2457
サポートワーク スタンバイ	東尾久5-12-10 グランコート東尾久2C	6807-9018
こすもす日暮里	東日暮里5-41-12 日暮里コミュニティビル2階	5615-2541
桜Laboあらかわ	東日暮里3-41-7 1F	6806-8563
まつり	西尾久2-1-13 ボストンハイツ1階	6807-8956
民営グループホーム		
グループホームそれいゆ壱号館	東尾久3-19-6	6458-2774
グループホームそれいゆ弐号館	東尾久5-36-12	6458-2774
グループホームひぐらしユニット1	東日暮里2-45-12	5615-2745
グループホームひぐらしユニット2	東日暮里2-45-12	5615-2745
東日暮里ハイツ	東日暮里3-23-3	3806-5442
町屋生活寮	町屋2-7-3	3819-1525
グループホームももの木	町屋3-28-4	6807-6305
スクラムあらかわ 第1・第2ユニット	町屋6-28-13	6240-8855
グループホームもみの木	町屋8-12-11須賀ビル 401、503、604	6807-8350
オグハウス	西尾久6-14-5	3801-3549
クライスハイム西日暮里Ⅰ	非公開	5604-9776
クライスハイム西日暮里Ⅲ	非公開	5604-9776
クライスハイム西日暮里Ⅱ	非公開	5604-9776
クライスハイム西日暮里Ⅳ	非公開	5604-9776
ホームとらむ	非公開	3810-5166
ふるさとホーム荒川第2	非公開	3894-4100
ふるさとホーム荒川第5	非公開	3894-4100
グループホーム ゆい	非公開	6458-2815
グループホーム ゆいⅡ	非公開	6807-7749
スノードロップⅠ・Ⅱ	非公開	6458-3831
スノードロップⅢ	非公開	非公開
オフィスサプライ西尾久壱番館	非公開	6240-8944
オフィスサプライ弐番館	非公開	6240-8944
やわら	非公開	非公開
グループホームわとな西日暮里	西日暮里1-15-4	5615-2713
障がい者グループホームわおん荒川	荒川5-23-1	6458-2502
グループホーム ピース	東日暮里1-21-4	080-2455-5234
あんさんぶるミモザ尾久	東尾久3-14-2	6807-6633
ドリームハウスキャット 南千住	非公開	5875-6613

都市型軽費老人ホーム		
はなまるハウス南千住	南千住6-48-19	5615-3718
くつろぎの家	荒川1-28-6	3805-0680
ケアハウス 町屋	町屋1-38-20	5692-5420
ケアハウス 西尾久	西尾久7-37-12	5692-5611
ほくと西尾久 虹の家	西尾久8-13-9	5855-7801
ケアハウス 東日暮里	東日暮里3-3-8	5615-2303
その他(自立訓練施設等)		
荒川愛恵苑 (社会福祉法人窓の陽)	西尾久7-50-6 三博ビル2階	3894-4100
日本ダルク	荒川3-33-2	5615-2911
東京ダルク	東日暮里3-10-6	3807-9978

区立公園

名 称	所 在 地	面積(m ²)
あらかわ遊園	西尾久6-35-11	50,840.69
瑞光公園	南千住1-26-10	1,091.84
南千住三丁目公園	南千住3-28-67	1,627.21
リバーハーブ公園	南千住4-9-5	2,434.37
天王公園	南千住6-67-21	6,159.00
瑞光橋公園	南千住8-18-1	15,038.04
荒川東公園	荒川11-4-10	973.97
荒川公園	荒川12-2-3	14,707.90
荒川二丁目南公園	荒川12-18-6	1,465.61
荒川二丁目公園	荒川12-58-2	1,770.69
荒川三丁目公園	荒川3-33-8	967.87
荒川四丁目公園	荒川4-19-1	1,983.19
荒川五丁目公園	荒川5-41-1	1,057.13
荒川八丁目南公園	荒川8-2-2	729.34
荒川八丁目公園	荒川8-16-5	3,474.85
三河島公園	荒川8-25-2	2,464.00
荒川自然公園	荒川8-25-3	61,068.03
藍染公園	町屋1-34-9	2,475.19
町屋二丁目公園	町屋2-15-13	1,071.92
原公園	町屋5-9-7	2,302.98
町屋五丁目南公園	町屋5-11-20	968.54
町屋五丁目北公園	町屋5-17-3	1,391.59
荒木田公園	町屋7-4-5	791.14
町屋七丁目公園	町屋7-16-6	1,266.56
尾久小公園	東尾久6-42-6	1,364.06
熊野前公園	東尾久8-1-1	953.00
宮前公園	東尾久8-45-22	25,430.83
尾久八幡公園	西尾久3-6-4	818.06
西尾久四丁目公園	西尾久4-6-3	3,030.09
西尾久四丁目北公園	西尾久4-12-6	1,006.04
東日暮里一丁目公園	東日暮里1-17-22	1,462.27
日暮里公園	東日暮里3-11-10	3,580.16
日暮里南公園	東日暮里5-19-1	6,229.85
真土公園	西日暮里1-26-9	1,656.55
西日暮里公園	西日暮里3-5-5	3,841.38
西日暮里六丁目公園	西日暮里6-11-2	971.56
計	36か所	228,465.50

都立公園

名 称	所 在 地	面 積 (m ²)
尾久の原公園	東尾久7-1	61,841.28
汐入公園	南千住8-13-1	129,369.83
計	2か所	191,211.11

児童遊園

名 称	所 在 地	面 積 (m ²)
南千住第一児童遊園	南千住2-21-8	249.14
南千住第二児童遊園	南千住6-60-15	174.06
南千住第四児童遊園	南千住1-56-11	528.30
仲通り児童遊園	南千住5-5-8	196.86
若葉児童遊園	南千住5-12-3	232.67
地蔵堀児童遊園	南千住6-11-1	613.07
若宮八幡児童遊園	南千住6-35-7	584.51
南千住六丁目児童遊園	南千住6-49-9	471.70
三瑞児童遊園	南千住7-8-9	262.16
荒川一丁目児童遊園	荒川1-5-9	497.37
峠田児童遊園	荒川1-55-2	664.22
三河島第二児童遊園	荒川2-31-7	341.06
前沼児童遊園	荒川3-28-12	553.49
荒川四丁目児童遊園	荒川4-11-8	479.66
荒川五丁目東児童遊園	荒川5-7-2	357.71
荒川五丁目児童遊園	荒川5-24-7	354.13
花の木児童遊園	荒川6-14-3	453.27
新地児童遊園	荒川6-39-1	229.54
荒川六丁目児童遊園	荒川6-49-8	184.89
一本松児童遊園	町屋1-10-2	468.90
町屋二丁目児童遊園	町屋2-19-2	998.15
町屋三丁目児童遊園	町屋3-27-6	1,073.00
町屋第二児童遊園	町屋4-3-10	463.51
町屋四丁目児童遊園	町屋4-13-16	689.78
町屋第三児童遊園	町屋4-30-6	281.37
町屋第四児童遊園	町屋3-10-13	671.88
町屋五丁目児童遊園	町屋5-17-13	546.51
江川堀児童遊園	町屋6-4-12	381.15
町屋六丁目児童遊園	町屋6-22-3	860.48
町屋六丁目東児童遊園	町屋6-36-17	219.01
町屋六丁目北児童遊園	町屋6-37-2	629.43
町屋七丁目北児童遊園	町屋7-5-8	408.28
町屋七丁目児童遊園	町屋7-19-8	485.21
町屋八丁目児童遊園	町屋8-2-5	467.86
町屋八丁目南児童遊園	町屋8-21-12	224.55
尾久第一児童遊園	東尾久4-45-3	406.68
尾久第二児童遊園	町屋6-8-8	350.74
尾久第三児童遊園	東尾久6-5-10	420.39
尾久第四児童遊園	東尾久6-21-2	320.62
尾久第五児童遊園	東尾久8-21-6	515.04
東尾久一丁目児童遊園	東尾久1-24-21	533.86
東尾久二丁目児童遊園	東尾久2-9-3	358.33
本町通児童遊園	東尾久2-37-13	401.01
東尾久三丁目児童遊園	東尾久3-5-1	247.40
東尾久三丁目北児童遊園	東尾久3-18-4	619.10
東尾久三丁目西児童遊園	東尾久3-24-7	468.23
東尾久四丁目児童遊園	東尾久4-12-1	347.28
東尾久上児童遊園	東尾久4-24-10	479.35
東尾久五丁目児童遊園	東尾久5-9-4	186.50
熊野前南児童遊園	東尾久5-21-10	945.33
東尾久五丁目南児童遊園	東尾久5-28-3	602.90
東尾久六丁目児童遊園	東尾久6-16-15	212.32

西尾久一丁目児童遊園	西尾久1-26-7	721.34
八幡児童遊園	西尾久2-5-9	377.85
西尾久四丁目南児童遊園	西尾久4-11-1	460.13
西尾久四丁目児童遊園	西尾久4-17-9	330.61
西尾久五丁目児童遊園	西尾久5-5-11	436.21
西尾久七丁目児童遊園	西尾久7-16-9	421.38
西尾久八丁目児童遊園	西尾久8-12-8	419.48
東日暮里二丁目児童遊園	東日暮里2-17-11	247.74
東日暮里三丁目児童遊園	東日暮里3-14-5	866.69
日暮里第一児童遊園	東日暮里3-37-6	465.09
日暮里第二児童遊園	西日暮里4-7-11	224.00
東日暮里四丁目児童遊園	東日暮里4-15-9	305.38
東日暮里六丁目児童遊園	東日暮里6-5-5	264.05
東日暮里六丁目西児童遊園	東日暮里6-38-3	386.25
真土児童遊園	西日暮里1-11-7	281.38
小鳩児童遊園	西日暮里1-17-5	990.85
花見寺前児童遊園	西日暮里3-18-7	350.40
西日暮里六丁目児童遊園	西日暮里6-45-4	385.74
計	70か所	31,646.53

官公署等

名 称	所 在 地	電話番号
荒川警察署	荒川3-1-2	3801-0110
南千住警察署	南千住6-45-43	3805-0110
尾久警察署	西尾久3-8-5	3810-0110
荒川消防署	荒川2-1-13	3806-0119
尾久消防署	東尾久8-44-4	3800-0119
荒川税務署	西日暮里6-7-2	3893-0151
荒川都税事務所	西日暮里2-25-1	3802-8111
日本郵便株式会社荒川郵便局	荒川3-2-1	0570-943-031
荒川南千住五郵便局	南千住5-39-5	3801-1319
荒川南千住郵便局	南千住6-1-8	3801-7515
荒川汐入郵便局	南千住8-4-5-118	3801-7587
荒川五郵便局	荒川5-11-12	3802-2822
荒川町屋郵便局	町屋1-19-9	3895-9905
荒川町屋五郵便局	町屋5-6-5	3895-9921
荒川北町屋郵便局	町屋8-3-11	3895-9902
荒川東尾久二郵便局	東尾久2-40-2	3895-9916
荒川東尾久四郵便局	東尾久4-21-6	3800-4305
熊野前郵便局	東尾久8-14-1	3895-9914
荒川西尾久二郵便局	西尾久2-16-7	3800-4307
荒川西尾久三郵便局	西尾久3-25-18	3800-4306
荒川西尾久七郵便局	西尾久7-16-13	3800-4309
東日暮里二郵便局	東日暮里2-27-7	3801-7524
西日暮里郵便局	西日暮里1-60-3	3801-7578
日暮里駅前郵便局	西日暮里2-21-6-102	3801-7545
西日暮里駅前郵便局	西日暮里5-11-8	3802-4905
水道局東部第二支所荒川営業所	南千住6-40-1	5850-1595
下水道局北部下水道事務所荒川出張所	荒川8-25-1	5615-2891
下水道局三河島水再生センター	荒川8-25-1	3802-7991
ACC (荒川区芸術文化振興財団)	荒川7-20-1	3802-7111
町屋文化センター内		
荒川区社会福祉協議会	南千住1-13-20	3802-2794
交通局荒川電車営業所	西尾久8-33-7	3893-7451
交通局南千住自動車営業所	南千住2-33-1	3802-0391
ハローワーク足立	足立区千住1-4-1	3870-8609
(足立公共職業安定所)	東京芸術センター6~8階	
マザーズハローワーク日暮里	西日暮里2-29-3	5850-8611
日清ビル5階	日清ビル7階	
日暮里わかものハローワーク	西日暮里2-29-3	5850-8609
	日清ビル7階	

東京しごとセンター	千代田区飯田橋3-10-3	5211-1571
荒川区シルバー人材センター	東尾久4-32-7	3810-1141
足立労働基準監督署 方面(労働条件・解雇・賃金)	足立区千住旭町4-21	
安全衛生課	足立地方合同庁舎4階	3882-1188
労災課(労働保険)		3882-1190
荒川年金事務所	東尾久5-11-6	3800-9151
東京都労働相談情報センター 池袋事務所	豊島区東池袋4-23-9	5954-6110
有楽町総合労働相談コーナー	千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館3階	0120-601-556
足立総合労働相談コーナー	足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階 (足立労働基準監督署内)	6684-4573
城東職業能力開発センター	足立区綾瀬5-6-1	3605-6140
東京都第六建設事務所	足立区千住東2-10-10	3882-1152
東京都第六建設事務所荒川工区	荒川5-31-2	3892-1374
国土交通省荒川下流河川事務所	北区志茂5-41-1	3902-2311
城北労働・福祉センター	台東区日本堤2-2-11	3874-8089
城北労働・福祉センター分館	南千住3-3-9	3801-0377
東京法務局北出張所	北区王子6-2-66	3912-2608
JR南千住駅	南千住4	050-2016-1600
JR三河島駅	西日暮里1	050-2016-1600
JR日暮里駅	西日暮里2	050-2016-1600
JR西日暮里駅	西日暮里5	050-2016-1600
JR尾久駅	北区昭和町1	050-2016-1600
京成町屋駅	荒川7-40-1	3891-1508
京成日暮里駅	西日暮里2-19-1	3891-4289
京成新三河島駅	西日暮里6-2-1	3891-4289
東京メトロ南千住駅	南千住4-3-1	3807-2922
東京メトロ町屋駅	町屋1-1-5	3895-6543
東京メトロ西日暮里駅	西日暮里5-14-1	3801-3393
東京メトロ三ノ輪駅	台東区根岸5-19-6	3872-0993
つくばエクスプレス南千住駅	南千住4-4-1	0570-000-298
日暮里・舎人ライナ一日暮里駅	西日暮里2-19-2	5837-2635

都庁・区役所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
都 庁	新宿区西新宿2-8-1	5321-1111
千代田	千代田区九段南1-2-1	3264-2111
中 央	中央区築地1-1-1	3543-0211
港	港区芝公園1-5-25	3578-2111
新 宿	新宿区歌舞伎町1-4-1	3209-1111
文 京	文京区春日1-16-21	3812-7111
台 東	台東区東上野4-5-6	5246-1111
墨 田	墨田区吾妻橋1-23-20	5608-1111
江 東	江東区東陽4-11-28	3647-9111
品 川	品川区広町2-1-36	3777-1111
目 黒	目黒区上目黒2-19-15	3715-1111
大 田	大田区蒲田5-13-14	5744-1111
世 田 谷	世田谷区世田谷4-21-27	5432-1111
渋 谷	渋谷区宇田川町1-1	3463-1211
中 野	中野区中野4-11-19	3389-1111
杉 並	杉並区阿佐谷南1-15-1	3312-2111
豊 島	豊島区南池袋2-45-1	3981-1111
北	北区王子本町1-15-22	3908-1111
板 橋	板橋区板橋2-66-1	3964-1111
練 馬	練馬区豊玉北6-12-1	3993-1111
足 立	足立区中央本町1-17-1	3880-5111
葛 飾	葛飾区立石5-13-1	3695-1111
江戸川	江戸川区中央1-4-1	3652-1151

索引

さくいん

あ

- 愛の手帳 52
赤ちゃんについての相談は 38
アクト21 (男女平等推進センター) 126
アクロスあらかわ (障害者福祉会館) 59
アスベストに関する相談 90
新しく荒川区民になった方に・転出する方に 22・23
あらかわエコセンター 93
あらかわキッズ・ファミリーコール24 40
荒川区安全・安心ステーション 81
荒川区芸術文化振興財団 (ACC) 125
あらかわ区報 19
荒川区防災アプリ 78
荒川区ホームページ 19
荒川区メールマガジン 19
荒川コミュニティカレッジ 121
荒川さつき会館 127
荒川自然公園 115
荒川総合スポーツセンター 133・134
荒川たんぽぽセンター (心身障害者福祉センター) 51
あらかわ地域活動サロンふらっと・フラット 50
荒川ふるさと文化館 120
荒川ボランティアセンター 121
あらかわ遊園 114
あらかわ遊園スポーツハウス 135
あらかわリサイクルセンター 96・97
荒川老人福祉センター 50・131
あら坊・あらみい 6

い

- いきいきワーク荒川 (荒川区立授産場) 50・112
一時保育 41
犬・猫等の死体収集 94
犬の登録 89
医療機関 138~148
医療費助成 43
印鑑登録 29
印鑑登録証明書 30
飲料水の相談 90

え

- 永久水利施設 76
ACC (荒川区芸術文化振興財団) 125

- エイズ・性感染症の相談と検査 72
駅 155
X (荒川区) 19

お

- 尾久の原公園 116
落とし物の問い合わせ 79
おとしよりなんでも相談窓口 47
恩給等 67

か

- 外国人住民の手続き 28
介護保険 64・65
学童クラブ 43
ガスのことは 91
学校安全パトロール 81
家庭相談 82
家庭福祉員 (保育ママ) 41
蚊の防除相談 89
紙おむつ購入費の助成 48
環境に配慮した建物への助成 93
がん検診 72
監査委員 17
感染症の相談 72
がん予防・健康づくりセンター 71

き

- 議会 18
議決機関 17
期日前投票 18
帰宅困難者の行動心得10か条 76
義務教育費用の援助 46
休日診療所 73
求人情報 111・112
教育委員会 17
教育相談室 45
狂犬病予防注射 89
行政委員会 17
行政相談 (区民相談所) 8・82
行政手続条例 (区) 20
清里高原ロッジ・少年自然の家 117
緊急一時保育 41
緊急通報システム (高齢者等) 48
緊急通報システム (重度身体障がい者) 54

緊急電話番号一覧 7

く

クリーニング・オフ 83
 区議会 17
 区政に関する要望・意見 19
 区のしくみ 17
 区民事務所 11・149
 区民住宅・区営住宅等空き室の申し込み 99
 区民葬儀 87
 区民相談所 82
 区民保養施設 116
 区役所庁舎案内 14~16
 区役所までの交通案内 10
 区立公園 115

け

経営セミナー 104
 経営相談 103
 警察署 79・154
 軽自動車税 68
 ケーブルテレビ (CATV) マイチャンネルあらかわ 19・20
 計量検定 103
 敬老祝い品等の支給 49
 下水道についての相談 90
 結核の相談 72
 献血運動 87
 健康相談 71
 建築確認申請 99
 原爆被爆者のために 73

こ

公園 115・116・153・154
 校外施設等 152
 公害についての相談 89
 後期高齢者医療制度 63
 工業技術等に関する相談 103
 公共職業安定所 (ハローワーク) 111
 公社賃貸住宅の相談 98
 工場の設置・変更 91
 厚生年金等の相談 67
 高専・大学 151
 交通安全つえの支給 49
 交通事故相談 (区民相談所) 8・82

交通事故被害者への援護制度 84

校庭利用 44
 高等学校 (公立・私立) 151
 高年者クラブ 50
 高齢者福祉週間行事 49
 声のあらかわ区報・区議会だより・便利帳 55
 国際交流協会 131
 国税 69
 国保指定保養施設 62
 国民健康保険 60~62
 国民年金 66・67
 こころの健康相談 71
 個人情報保護制度 20
 戸籍 24・25
 子育て交流サロン 41
 子ども家庭総合センター 40
 ごみの出し方 93~95
 コミュニティバス「さくら」 6
 婚姻届 25

さ

災害援護資金 85
 災害障害見舞金 85
 災害時の情報発信 78
 災害弔慰金 85
 在宅高齢者通所サービスセンター 152
 産業貿易センター 104
 産後ケア事業 39
 サンパール荒川 122

し

汐入公園 116
 仕事・生活サポートデスク 82
 仕事の相談 111~113
 地震対策 75・76
 執行機関 17
 自転車駐車場 91・92
 児童育成手当 42
 自動車の臨時運行許可制度 84
 児童手当 42
 児童扶養手当 42
 児童遊園 43・154
 死亡届 25
 社会教育関係団体登録 131

索引

さくいん

社会福祉協議会	85・86
集会施設一覧	129・130
住居表示	100
住宅増・修築資金融資	100
住宅建替え資金融資	100
重度障がい者日常生活用具・住宅設備改善費の給付	53
重度心身障害者手当	56
重度脳性まひ者への介護人派遣	53
住民監査請求	21
住民登録	26
住民票の写し	27
住民票の電話予約	27
出産育児一時金の支給	38
出生届	24
手話通訳のいる相談日	55
生涯学習センター	121
障害基礎年金	56
障害児福祉手当	56
障害者福祉社会館（アクロスあらかわ）	59
障がい者福祉タクシー券	54
障がい者への医療費助成	57
障がい者への交通機関の運賃割引	57
障がい者への自動車運転教習費助成	54
障がい者への自動車燃料費助成	54
障がい者への巡回入浴サービス	55
障がい者への寝具洗濯乾燥消毒サービス	54
障がい者へのテレビ受信料減免	57
障がい者への理・美容サービス	54
奨学資金	46
小学校一覧	151
小・中学校の新入学手続き	45
ショートステイ・乳幼児ショートステイ事業（子ども）	41・42
消費者団体活動の促進	83
消費生活の相談	83
情報公開制度	20
消防署	154
情報提供コーナー	21
食事の相談	71
女性相談	82
JOBコーナー町屋	111
自立支援医療の給付	57
シルバー人材センター	112
シルバーパス	49
人権相談	9

心身障がい者の相談窓口	51
心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）	51
心身障害者福祉手当	56
身体障害者手帳	52
身体障がい者補装具の交付・修理	53
身体障がい者用自動車改造費助成	55
新築・増築・改築する方は（住居表示）	100
シンボルマーク（区）	6

す

水害対策	76・77
水道の相談	90
スクール安全ステーション	81
スポーツ施設一覧	136・137
スポーツひろば	132

せ

生活相談	82
生活福祉資金	84
生活保護	82
成人歯科健康診査	72
精神障害者保健福祉手帳	52
税務署（荒川）	154
選挙管理委員会	17
選挙について	18
選挙人名簿	18
ぜん息等の治療を受けている方へ	72

そ

葬儀（区民葬儀）	87
総合相談・案内（区）	19
相談ガイド	8・9
組織図（区）	12・13
粗大ごみの収集	93・94

た

大気汚染情報	89
退職金共済制度（中小企業）	110
耐震診断・耐震補強工事	102
建物の建て替え・解体費用助成	101
短期入所サービス（ショートステイ）	64
男女平等推進センター（アクト21）	126

ち

地域包括支援センター	47・152
地域防犯	79~81
中学校一覧 (公立)	151
中学校一覧 (私立)	151
中学校卒業程度認定試験	46
中学校を卒業していない方に (中学校夜間学級・通信教育)	46
中国残留邦人等支援	82
中小企業退職金共済制度	110
中小企業倒産防止共済制度	105
中小企業の仕事の紹介・あっせん	105
中小企業福利厚生事業	110
中小企業融資 (区)	104
中小企業融資 (都および政府系)	104
町会・自治会	84

つ

通所介護 (デイサービス)	64
通所リハビリテーション (デイケア)	64
通知カード	30

て

DV相談	82
電気のこと	91
電子申請	21
点字図書	55
電話のこと	91

と

東京広域勤労者サービスセンター荒川区営業所	110
東京善意銀行	87
道路のこと	97
都営住宅等の申し込み	99
特別区税	68・69
特別支援学級・特別支援学校	45
特別児童扶養手当	42
特別障害者手当	56
特別養護老人ホーム	49
都市計画を調べるときは	98
土砂災害対策	78
図書館	118・119
都税	69
都税事務所 (荒川)	154

土地売買の届け出義務	100
都立職業能力開発センター	113

な

難病等の治療を受けている方へ	72
----------------	----

に

日照問題等の相談	83
日暮里サニーホール	124
入院助産費用助成	38
入籍届	25
乳幼児・子ども医療費助成	43
妊娠届・妊婦健康診査	38

ね

猫の不妊・去勢手術費用の助成	89
ネズミの防除相談	89
年金相談	8・67

は

ハ工の防除相談	89
パスポートの申請手続き	35
歯や口の相談	71
ハローベビー学級	38
ハローワーク (公共職業安定所)	51・111

ひ

ビデオ広報あらかわ・あらかわピックアップ	20
ひとり親家庭休養ホーム	84
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	85
ひとり親家庭サポート事業	84
ひとり親家庭等の医療費助成	43
ひとり暮らしの高齢者の事業	48

ふ

ファミリー・サポート・センター	41
フェイスブック (荒川区)	19
福祉施設一覧	152・153
不動産業者の調査は	98
不動産取引相談 (区民相談所)	8・82
ふれあい館・ひろば館	43・50・129・130・149
文化財保護	120

索引

さくいん

ほ

- 保育園一覧 (区立) 149
保育園一覧 (公設民営) 150
保育園一覧 (私立) 150
保育園の入園 41
保育料・入園料補助 42
防災アプリ 78
放置自転車 92
訪問介護 (ホームヘルプ) 64
訪問看護 64
訪問販売のクリーニング・オフ 83
訪問リハビリテーション 64
法律相談 8・82・87
ホームページ (荒川区) 19
保健所 71
母子及び父子福祉資金 85
母子生活支援施設 84
補助犬の給付 54
ホテルグリーンパール那須 116
ボランティア 121

ま

- マイナンバー 30・31
マザーズハローワーク日暮里 112
まちづくり活動の支援 98
町屋文化センター 123

み

- 未熟児養育医療給付制度 38

む

- ムーブ町屋 124・125

め

- メールマガジン (区のお知らせ、休日診療等) 19

も

- 紋章 (区) 6

や

- 野生鳥獣等の関連相談 89

ゆ

- ゆいの森あらかわ 118・119
融資制度 (住宅) 100
融資制度 (中小企業) 104~109
郵便局一覧 154

よ

- 養護老人ホーム 49・152
養子縁組届 24
養子離縁届 24
幼稚園一覧 (区立) 150
幼稚園一覧 (私立) 150
幼稚園の入園 (区立) 42
要望・意見 (区) 19
予防接種 72

5

- ライン LINE (荒川区) 19

り

- 離婚届 25
リサイクル活動 95・96

ろ

- 老人福祉センター 50・131
労働相談 112

わ

- 若者相談 8

区民の歌 「あらかわ～そして未来へ」

あらかわ— そして未来へ

一、	この町は やわらかな 夢を追つ 温かい 伝えよう 伝えよう 今 あらかわ そして未来	ぼくのぶるさと 光さす町 人が住み 心が通う この町の心を みんなの愛を	高野 弦 若松 虹二 哲也 昭二 補作 作曲 編曲	正義 作詩 正義 作詩 正義 作詩
----	--	---	---	----------------------------------

二、この町は きみのふるさと
ふれあいと うるおいの町
あこがれを 乗せながら
さわやかな 風が流れる
届けよう この町の優しさ
届けよう みんなの笑顔
今 あらかわ そして未来へ
この町は みんなのふるさと
美しい 友情の町
流れゆく 時のなか
思い出の 花びらが舞う

荒川音頭

荒川音頭

◎わたしの便利帳

発行／令和7年11月 登録 (07) 0011号

企画・編集／荒川区区政広報部広報課 荒川区荒川2-2-3 ☎3802-3258



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



 古紙配合率70%再生紙
白色度75%

この冊子の本文は再生紙を使用しております。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

禁無斷複製

MEMO

MEMO

お子さまの習い事は NASにおまかせ!

体験
受付中

1972年開校の
信頼と実績

だからNAS 01

安心・安全を
最優先

だからNAS 02

お子さまの
あらゆる可能性を
引き出します

だからNAS 03

年間を通じて
季節行事を開催

だからNAS 04

スイム・親子スイム・空手・ダンス・バク転アクロ・チアダンス

ぴったりが見つかる豊富なスクール



※写真はイメージです。

スポーツクラブ"NAS 町屋

〒116-0002 荒川区荒川6-4-9
TEL.03-3892-5821



しんきんキャッシュカードなら、
全国約7,100店舗のCD・ATMの
ご利用手数料が無料。
全国にネットワークを持つしんきんならではのサービスです。

ゼロネットサービス時間帯 平日 8:45～18:00 入金・出金

※本サービスの対象とならない信用金庫CD・ATMが一部ございます。

☺☺Face to Face

荒川区しんきん協議会

●朝日信用金庫 ●城北信用金庫 ●巣鴨信用金庫 ●瀧野川信用金庫 ●東京東信用金庫 (五十音順)
令和5年6月末現在



TOKYO CABLE NETWORK

荒川区のテレビ・インターネット・電話のことなら

東京ケーブルネットワーク

わたしたちは地元のケーブルテレビとして、地域の皆さんに楽しく、快適なサービスをお届けします。

テレビ



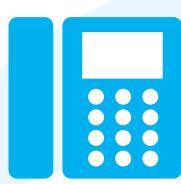
話題の4K放送から
スポーツ・アニメ・映画など、
皆さまの「見たい」に応えるラインナップ

インターネット



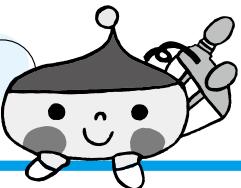
光の高速インターネットや
工事不要なお手軽Wi-Fiなど、
選べるコースをご用意

電話



電話番号、電話機が
そのまま使え
料金もおトクな固定電話

（） コミュニティチャンネルでは、荒川区での暮らしのお役立ち情報をお届け♪



TCN
マスコットキャラクター
あらぶんちょくん

お問い合わせ 東京ケーブルネットワーク株式会社 お客様センター

0800-123-2600 10:00~17:00
フリーコール 日・祝休み

【本社】東京都文京区後楽1-1-7 グラスシティ後楽4階
【荒川サービスステーション】東京都荒川区町屋3-2-1 ライオンズプラザ町屋1階
URL <https://www.tcn-catv.co.jp>



駅前!

司法書士・行政書士 日暮里上野法務事務所

(東京司法書士会所属・東京都行政書士会所属)

日常のお困りごとがあればお気軽にご相談下さい

初回相談30分無料・土日祝対応可能・無料出張相談あり
☎ 0120-554-559(通話無料)



- ・相続手続
(相続手続まるごと代行, 相続人調査, 協議書作成, 相続登記, 相続放棄)
- ・不動産登記
(住宅ローン抹消, 売買, 贈与, 相続名義変更, 古い抵当権等の抹消)
- ・遺言書作成
(草案作成, 自筆証書遺言・公正証書遺言支援)
- ・空き家問題相談
- ・会社登記
(株式会社設立, 合同会社, 役員変更, 増資, 移転, 合併, 解散)
- ・裁判所書類作成
(成年後見, 遺産分割調停, 貸金請求, 債務整理, 氏名変更, 他書類作成)
- ・外国人在留資格ビザ
(認定証明書, 変更, 更新, 永住, 不許可再申請, 帰化, 外国人の会社登記)

〒116-0014
東京都荒川区東日暮里5-52-2神谷ビル406
(※ファミリーレストラン「ガスト」が入っているビルの4階)
メール : info@s-shihoushoshi.com
ホームページ : <https://www.s-shihoushoshi.com/>

町のお抱え工務店

リフォーム・リノベーション

雨もり

内外装

水廻り

新築

介護リフォーム



相談・見積 ¥0



東洋堂ハウスSP

東京都知事許可 第144283号



西日暮里 03-6458-3526

支店

荒川区西日暮里 5-21-6 篠田ビル2F

街の法律家・行政書士は皆様のご期待にお応えしてまいります。

お悩みのことは、行政書士にご相談、ご依頼を！

行政書士は、行政書士法により秘密を守る義務が定められています。

		ご相談、ご依頼に関する具体的な内容			
遺言書	草案の作成 公正証書遺言・自筆証書遺言の作成 作成後の保管 遺言の執行				
相続	相続人の調査(相続関係図作成) 遺産(預金・不動産など)の調査・確定・評価 遺産分割協議書の作成 遺産整理の代理・代行 名義変更手続 墓じまい デジタル遺産 親亡き後の相談 未成年者・外国人の相続 空き家に関する相談				
民事関係	各種契約書・協定書等の作成(代理人作成) 内容証明書・示談書等の相談と作成				
官庁への許認可・届出等の手続	国都庁 区役所 警察署など	宅建業 建設業 入札参加資格申請 自動車登録 産廃処理業 運送事業 旅行業 貸金業 化粧品・医療機器業 飲食店営業 旅館業 民泊届出 各種補助金・助成金申請 酒類販売 風俗営業 古物商許可			
法人設立等	会社・一般社団財団法人・各種協同組合の設立 変更手続 定款(電子定款)作成				
経理・労務	会計書類の記帳・作成及び決算書作成 労働・社会保険書類 就業規則の作成・変更				
国際業務	在留資格(VISA)の認定・変更・更新申請 永住許可申請 帰化申請(日本国籍取得手続)				
その他	各種事業資金等の融資申込 交通事故保険金請求 犯罪被害者支援と相談 成年後見に関する相談 行政不服申立手続の相談				

当支部では、お近く又は専門の行政書士をご紹介いたします。行政書士ご紹介のご連絡は当支部にお願いいたします。

東京都行政書士会 荒川支部

荒川区南千住1-28-5 (小林行政書士事務所内)

☎ : 050-8888-5216 E-mail info@ara-gyo.sakura.ne.jp U R L <https://arakawa.tokyo-gyosei.or.jp/>

区民無料相談実施中

毎月第1・4水曜日午後1時~4時
区役所3階 区民相談所

東京司法書士会 北・荒川支部

~区民の身近な法律家~

●区民無料相談(毎月第2水曜日、荒川区役所3階区民相談所)を実施しています。

●夜間(18:30~20:30)無料相談を荒川区内の会場で月1回開催しています。

(夜間の相談は、会場の都合上日時・場所に変動がありますので、事前にあらかわ区報にてご確認ください)

●ご希望に沿う司法書士のご案内もいたします。

困ったら、迷ったら、ひとりで悩まずにご相談ください。

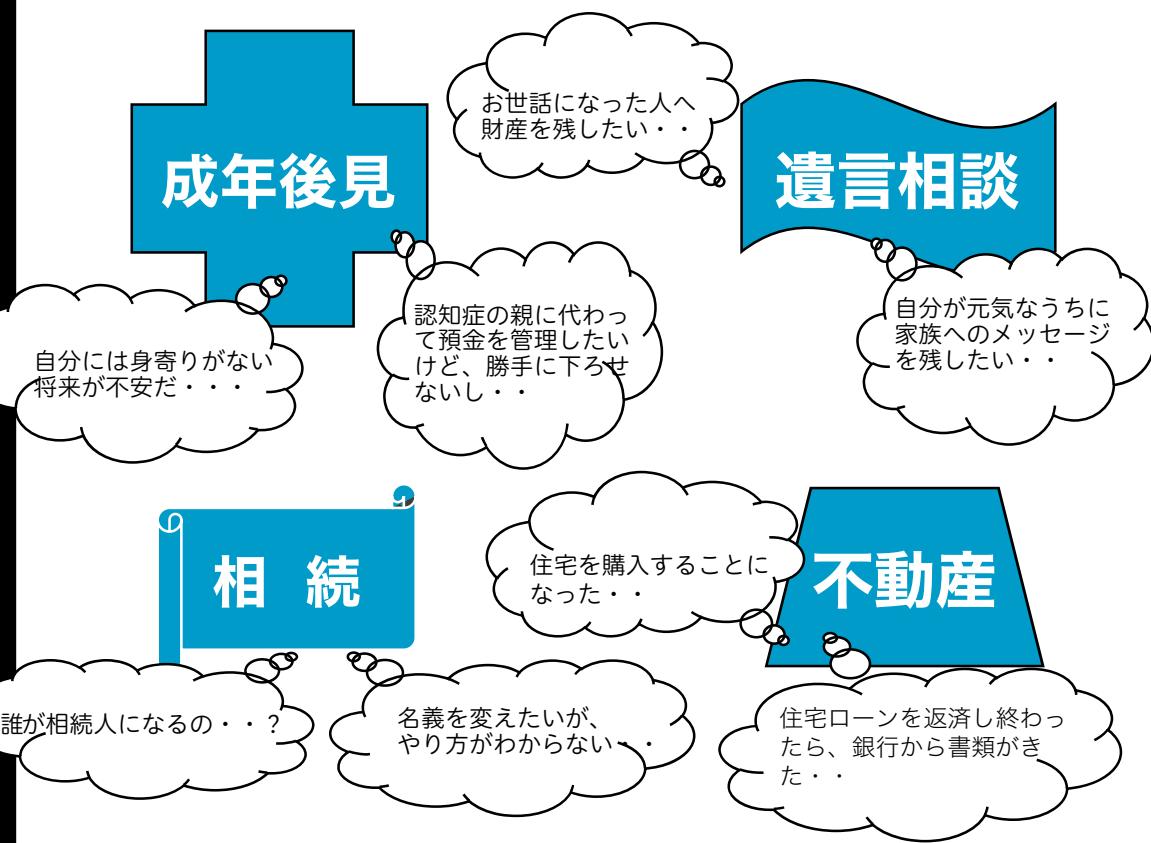
- 不動産登記(相続、贈与、売買等)
- 空き家問題に関する相談
- 会社登記(会社の設立、役員変更等)
- 簡易裁判所訴訟手続き
- 成年後見手続き

御相談・受付 支部長 佐野祐介 Tel03-6903-0709 (毎月司法書士事務所内)

あなたの街のやさしい法律相談所！！

相談無料

司法書士には
法務事務所には
必ずお気軽に
電話ください
一人で悩ま
ずには
法務事務所には
必ずお気軽に
電話ください
秘密を守る義務
があります



裁判 (140万円以下の簡裁代理/ その他は書類作成)

- ・貸したお金を返してくれない！
- ・家賃を払ってくれない！
- ・訴状などの書類作成がわからない！

会社等

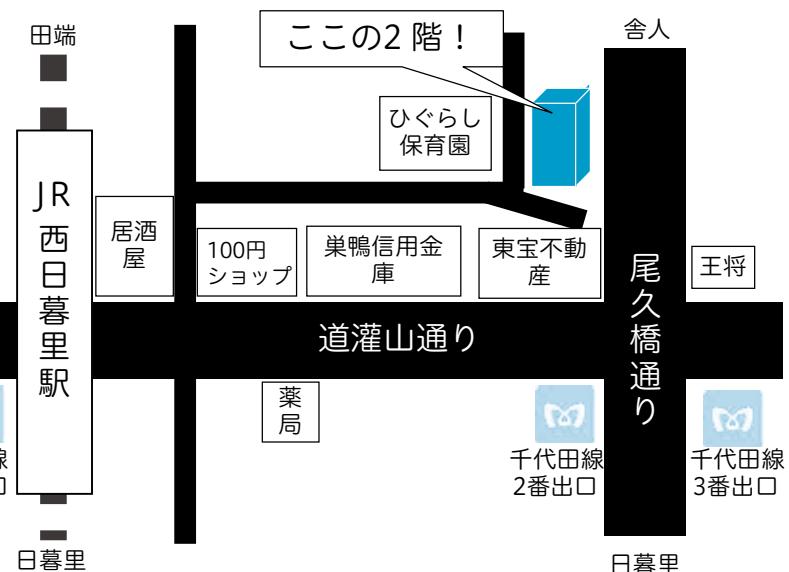
- ・新しく会社を起こしたい！
- ・資本を増加・減少したい！
- ・種類株式を発行したい！

※上記は、ほんの一例です。記載されていない事でもお問合せください！！

川の手
司法書士事務所
TEL 03-5850-5253
FAX 03-5850-5254
E-mail
info@kawanote.biz

〒116-0013
東京都荒川区西日暮里
5-33-3 横地ビル202号
千代田線
1番出口

HP: 「川の手司法書士事務所」
で検索！



社会医療法人社団 正志会

令和あらかわ病院

〒116-0012 東京都荒川区東尾久5-45-1

TEL 03-6807-7500

[日本医科大学特別連携病院]

240床 急性期一般病棟・回復期リハビリ病棟・ICU



website

内科、循環器内科、消化器内科、
脳神経内科、腎臓内科、外科、
消化器外科、整形外科、脳神経外科
形成外科、乳腺外科、泌尿器科
小児科、産婦人科、救急科
麻酔科(医師:鎌形 千尋 八木 馨
小池 真結美)、リハビリテーション科、
眼科、精神科、耳鼻咽喉科、
放射線科、皮膚科

※ 24時間救急対応

社会医療法人社団 正志会

荒木記念 東京リバーサイド病院

〒116-0003 東京都荒川区南千住8-4-4

TEL 03-5850-0311

115床 急性期一般病棟・地域包括ケア病棟
レディース病棟

[無痛分娩・産後ケア]



website

産科・婦人科

小児科、内科、外科、乳腺外科、整形外科
皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科
麻酔科(医師:大井 良之 渡部 菜穂)



地域医療を支える
直和会・正志会グループ



website



Instagram



Facebook

Add Goodness



すべてのものは、今より良くできる。

くらしに、さらなる豊かさや便利さ、安心をもたらすために。

素材に、さらなる機能性や耐久性、環境性能をプラスする。

私たちは、素材の価値を高める。

そして、素材を「素財」に変える。

私たちは、アデカです。

ADEKA
Add Goodness